

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年3月31日

【計算期間】 第4期（自 平成19年11月1日 至 平成20年10月31日）

【ファンド名】 ピムコ・バミューダ・トラストⅡ－
ピムコ・ワールド・ハイインカム
(PIMCO Bermuda TrustⅡ－PIMCO World High Income)【発行者名】 パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・
エルエルシー
(Pacific Investment Management Company LLC)【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター アーネスト・エル・シェマイダー
(Ernest L. Schmider)【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国、92660カリフォルニア、ニューポート・ビーチ、
ニューポート・センター・ドライブ840番
(840 Newport Center Drive, Newport Beach, CA 92660, USA)

【代理人の氏名又は名称】 弁 護 士 三 浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 丸の内北口ビル
森・濱田松本法律事務所【事務連絡者氏名】 弁 護 士 三 浦 健
同 橋 本 雅 行【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 丸の内北口ビル
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

- (注1) 米ドルの円貨換算は、平成21年1月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝89.55円）による。
- (注2) ファンドは、バミューダの法律に基づいて設立されているが、ファンド証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行う。
- (注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入または切り捨てである。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。
- (注4) 本書中、ファンドの計算期間（以下「会計年度」ともいう。）とは、11月1日に始まり10月31日に終了する一年をいう。ただし、第1会計年度は、平成17年4月21日から平成17年10月31日までの期間をいう。
- (注5) 森・濱田松本法律事務所の住所は、平成21年5月7日より、「東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング」に変更される。以下同じ。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ピムコ・ワールド・ハイインカム（以下「サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドとしてバミューダの法律に基づき構成されているユニット・トラストであるピムコ・バミューダ・トラストⅡ（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。アンブレラとは、1つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一つまたは複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。

現在、ファンドは、本サブ・ファンドを含む22個のサブ・ファンドで構成されている。受託会社は、管理会社の同意を得て、管理会社との間で信託証書補遺を締結することにより、今後サブ・ファンドを追加することができる。

サブ・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、サブ・ファンドのベンチマーク指標であるJPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数を上回る投資実績を追求することにある。ファンドにおける信託金について限度額はない。

b ファンドの性格

ファンドは、標準スキームとして認可および分類される。したがって、ファンドは2006年投資ファンド法（以下「投資ファンド法」という。）および標準スキームについての関連する法令に規定されている規制および監督に服する。ファンドは、ファンドに伴うリスクを完全に判断することができ、リスクを負担できる投資者のみに適する投資ビークルとみなされるべきである。

ファンドの受益証券5,000億口の発行に関して、1972年バミューダ為替管理法（Exchange Control Act 1972）およびその規則に基づき、バミューダ金融庁（以下「BMA」という。）の認可を取得している。BMAによる認可およびBMAから受ける承認または許諾は、ファンドの業績またはファンドの信用性に関してBMAによる何らの保証を構成するものではない。さらに、ファンドを認可し、およびかかる承認または許諾を付与するに際して、BMAはファンドの業績や、その運用またはサービス提供会社における不履行、または表明された意見もしくは記載の正確性について責任を負うものではない。

受益証券について、上場またはその他の取引手段の取得は、現在のところ考えられていない。

ただし、管理会社は、将来において上場を目指す可能性がある。

BMAは、投資ファンド法に規定された状況がある場合、受託会社またはサービス提供会社に対する書面による通知によりいつでも、ファンドの承認を取り下げることができる。

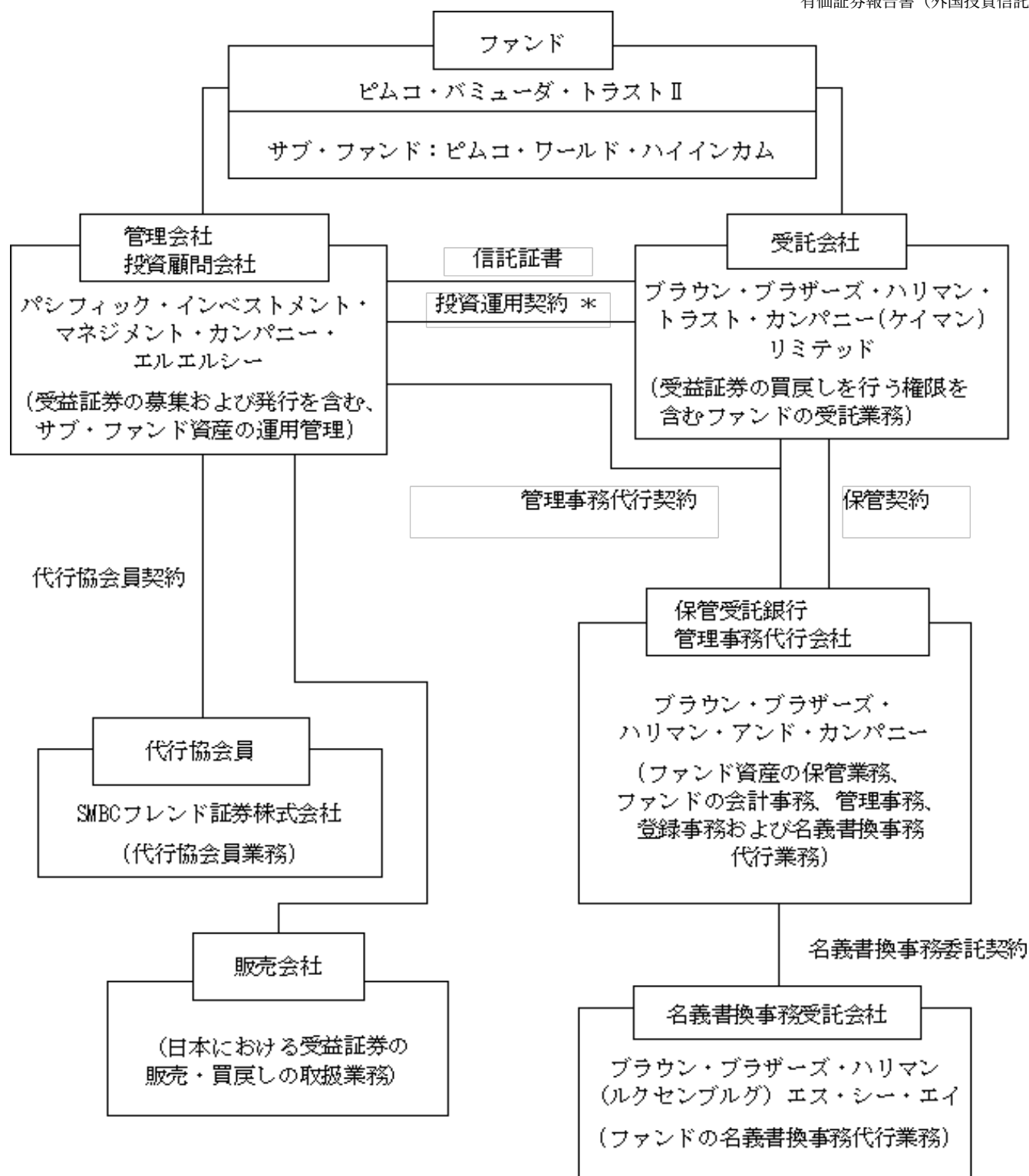
ファンドは、2003年12月1日付でウィンチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッドにより締結された信託証書に従いバミューダの法律に基づきマルチ・シリーズ・トラストとして設定された、オープン・エンド型ユニット・トラストである。信託証書はその後、2004年1月16日付信託証書第1補遺、2004年6月23日付信託証書第2補遺、2004年8月6日付信託証書第3補遺、2004年10月28日付信託証書第4補遺、2004年12月6日付信託証書第5補遺、2004年12月31日付信託証書第6補遺、2005年1月18日付信託証書第7補遺、2005年2月18日付信託証書第8補遺、2005年3月17日付信託証書第9補遺、2005年4月1日付信託証書第10補遺、2005年6月29日付信託証書第11補遺、2005年9月1日付信託証書第12補遺、2005年10月31日付信託証書第13補遺、2006年6月20日付信託証書第14補遺および2006年7月28日付信託証書第15補遺により改訂された。信託証書はさらに2006年9月22日付信託証書第16補遺により改訂され、それにより2006年9月22日の営業終了時（米国東部標準時）をもってウィンチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッドがファンドの受託会社を退任し、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドがファンドの後任受託会社として任命された。信託証書はさら

に、2006年12月29日付信託証書第17補遺および2008年11月18日付信託証書第18補遺により改訂された（上記すべての信託証書補遺とあわせて「信託証書」という。）。信託証書は、ファンドの設定を定めている。信託証書に基づき、管理会社および受託会社は、ファンドの英文目論見書に記載された行為を行う権限を有する。

投資ファンド法の写しは、受託会社において閲覧の用に供されており、写しを取得することができる。

（２）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



* 投資運用契約は、受託会社と投資顧問会社との間で締結される。

② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
-----	------------	--------

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー (Pacific Investment Management Company LLC)	管理会社 投資顧問会社	管理会社は2003年12月1日付で信託証書(改訂済)をウィンチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッド(以下「旧受託会社」という。)と締結。2006年9月22日付で信託証書第16補遺を旧受託会社および受託会社と締結し、受託会社をファンドの受託会社として任命。サブ・ファンドの資産の運用、管理ならびに受益証券の発行および買戻しについて規定している。 2006年9月22日付で投資運用契約(注1)を受託会社と締結。同契約により、投資顧問会社はファンドの投資顧問会社として行為し、サブ・ファンドの日々の投資運用につき最終的な責任を負う。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド (Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社	旧受託会社は2006年9月22日付で信託証書第16補遺を管理会社および受託会社と締結し、受託会社をファンドの受託会社として任命。サブ・ファンドの資産の保管について規定している。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー (Brown Brothers Harriman & Co.)	管理事務代行会社 保管受託銀行	2006年9月22日付で管理会社および受託会社と管理事務代行契約(注2)を締結。サブ・ファンドの会計事務、管理事務、登録事務および名義書換事務代行業務について規定している。 2006年9月22日付で受託会社と保管契約(注3)を締結。サブ・ファンドの資産の保管業務について規定している。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイ (Brown Brothers Harriman (Luxemburg) S.C.A.)	名義書換事務受託会社	2006年9月22日付で管理事務代行会社と名義書換事務委託契約(注4)を締結。サブ・ファンドの受益証券の発行・買戻しの登録および宣言された配当金(もしあれば)や受益証券の保有者(以下「受益者」という。)への配当金支払の記録の保持等の一定の業務の委託について規定している。
SMBCフレンド証券株式会社	代行協会員	2005年4月25日付で管理会社との間で代行協会員契約(随時改訂済)(注5)を締結。日本における代行協会員業務について規定している。

(注1) 投資運用契約とは、信託証書の規定に基づき任命された投資顧問会社がサブ・ファンドの資産に関し投資運用サービスを提供することを約する契約である。

(注2) 管理事務代行契約とは、受託会社および管理会社によって任命された管理事務代行会社が、サブ・ファンドの会計帳簿の維持および純資産価格の計算等の業務ならびに管理事務、登録事務および名義書換事務を行うことを約する契約である。

(注3) 保管契約とは、受託会社に任命された保管受託銀行がサブ・ファンドの資産のために保管業務を行うことを約する契約で

ある。

- (注4) 名義書換事務委託契約とは、管理事務代行会社が名義書換事務受託会社にサブ・ファンドの受益証券の発行事務、宣言済および支払済分配金の記録の管理事務等の一定の責務を委託することを定めた契約である。
- (注5) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が、サブ・ファンドの受益証券に関する目論見書の配布、サブ・ファンドの受益証券一口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する財務書類その他の文書の配布等を行うことを約する契約である。

③ 管理会社の概要

(i) 設立準拠法

アメリカ合衆国カリフォルニア州の法律に基づき1971年3月8日に設立された。1994年9月、同社のすべての資産が、デラウェア州法上のゼネラル・パートナーシップであるパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニーに拠出された。2000年5月、有限責任会社として改組された。

(ii) 会社の目的

会社の目的は、投資信託の管理運営を行うことである。

(iii) 資本金の額（2009年1月末日現在）

資本金の額 104,871,445.63米ドル（約93億9,124万円）

授權有限責任会社社員持分口数

授權有限責任会社社員持分口数は1,000,000口である。クラスA授權持分口数は850,000口であり、クラスB授權持分口数は150,000口である。

発行済有限責任会社社員持分口数

クラスA発行済持分口数は850,000口であり、クラスB発行済持分口数は150,000口である。

過去5年間における資本金の額の増減は、以下の通りである。

2005年 1月末日現在	69,190,922.55米ドル
2006年 1月末日現在	80,447,390.23米ドル
2007年 1月末日現在	90,032,922.55米ドル
2008年 1月末日現在	101,571,247.45米ドル
2009年 1月末日現在	104,871,445.63米ドル

(iv) 会社の沿革

1971年3月8日設立。

(v) 大株主の状況

2009年1月末日現在、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・オブ・アメリカ・エルエルシーおよびその子会社が合わせて管理会社の持分の91.7%を、ピムコ・パートナーズ・エルエルシーがその8.3%を所有している。ピムコ・パートナーズ・エルエルシーは、パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーのマネージング・ディレクターおよび経営幹部が所有している。

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

サブ・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、サブ・ファンドのベンチマーク指標であるJPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数を上回る投資実績を追求することにある。サブ・ファンドは米ドル建てで表示される。

サブ・ファンドは、通常の状態において、その資産のほぼすべてを、ファンドの別のサブ・ファンドであるピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）（以下「マスター・ファンド」という。）に投資することにより、投資目的の達成を追求し、現金管理の目的で、一時的に流動性証券、

レポ契約またはその他の金融商品に投資する以外は、通常その他の発行体の債券その他の証券に直接投資することはない。マスター・ファンドに投資することにより、サブ・ファンドは、先進国の証券に投資するリスクとは異なり、かつより大きなリスクをもたらす発展途上（またはエマージング市場）経済地域内の各国をベースとしている発行体の証券のリスクにさらされる。

マスター・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用に基づきベンチマーク指標（マスター・ファンドのベンチマーク指標は、JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数である）を上回る投資実績を追求することである。

マスター・ファンドは、通常状況下において、その総資産の80パーセント以上をエマージング証券市場と経済的な結びつきを有する国の政府、政府機関、または政府関連の事業体が発行する金利関連商品に投資することにより投資目的の実現を図っている。これらの有価証券は、米ドル建てまたはその他の通貨建てによるものとする。エマージング証券市場と経済的結びつきを有するということは、有価証券が主として当該国の証券市場で取引されている、ないしは発行体が当該国で設立されたか当該国を主たる営業所とする、その収益の大部分が当該国における運用に起因する、またはその資産の大部分が当該国に置かれていることをいう。

マスター・ファンドが投資対象とする金利関連商品は以下を含むがこれらに限られない：

- ・ 政府、政府機関、政府部局、または政府関連の事業体により発行される有価証券（以下、「政府証券」という。）
- ・ 米国および米国外の発行体による社債（企業発行の無担保の短期約束手形を含む。）
- ・ 抵当またはその他資産の担保付きの有価証券
- ・ 政府および企業が発行するインフレ指数連動の債券
- ・ ハイブリッドまたは物価指数の証券を含むストラクチャード・ノート、特定事象に関連する債券およびローン・パーティシペーション
- ・ 遅延の資金調達貸付および循環信用取引
- ・ 銀行預金、固定定期預金、銀行引受手形
- ・ レポ契約および逆レポ契約
- ・ 連邦または地方政府およびその機関、当局、その他政府関連の事業体から発行された債権証券
- ・ 国際機関または世界的機関による債券

投資顧問会社は、関連ある金利、物価上昇率、為替レート、金融および財政方針、取引および現行の勘定ならびにその他関係を有すると判断される特定の要因に基づきマスター・ファンドの国および通貨の構成を選択する。

マスター・ファンドの資産の最大15パーセントは、ムーディーズによりB格を下回る低位の格付またはスタンダード・アンド・プアーズ、フィッチまたは他の一般的に認められた統計的格付機関による同等の格付を有する有価証券、または格付はされていないが、PIMCOがそれに相当する信用力を有すると判断する有価証券に投資することができる。マスター・ファンドはその平均格付をB格以上に維持するものとする。さらに、マスター・ファンドは、米ドル建て以外の証券に制限なく投資できる。

マスター・ファンドの平均的なデュレーションは、PIMCOの予測金利により変動する。通常の市況下においてマスター・ファンドのポートフォリオは、3年間から8年間のデュレーションを有するものとする。

投資顧問会社は、投資顧問会社がエマージング証券市場として適格であると判断される国を特定し、投資することにつき、広範な裁量を有する。ただし、投資顧問会社は通常、世界銀行またはその関連団体、ないしは国際連合またはその当局がエマージング経済国または発展途上経済国として定義する国の証券市場をエマージング証券市場とする。マスター・ファンドは、一人当りの国民総生産が相対的に低く、急速な経済成長が期待できる国に重点を置く。投資顧問会社は、関連ある金利、物価上昇率、為替レート、金融および財政方針、取引および現行の勘定ならびにその他関係を有すると判断される特定の要因に基づきマスター・ファンドの国および通貨の構成を選択する。マスター・ファンドはアジア、アフリカ、中東、ラテンアメリカおよびヨーロッパの発展途上国に集中投資を行う可能性が高い。マスター・ファンドは、エマージング証券

市場の発行体による有価証券に直接投資せず、デリバティブ商品等、一または複数のエマージング証券市場のパフォーマンスに連動した有価証券に投資する可能性がある。

マスター・ファンドは、すべての資産をオプションまたは先物契約、スワップ契約、ないしは担保もしくはアセット・バック証券等のデリバティブ商品に投資することができる。マスター・ファンドは、収益を得るためにブローカー、ディーラー、その他金融機関に組入れ証券の貸与を行うことができる。マスター・ファンドは、一連の売買契約の締結、または買戻しやダラー・ロールを含むその他の投資手段を利用し、集中投資を行う証券の市場エクスポージャーを図ることができる。マスター・ファンドの総収益とは、マスター・ファンドの投資対象のインカムゲインとキャピタルゲインを合計したものをいう。このキャピタルゲインは一般に金利の低下、その債券もしくは発行体の信用状況の改善により獲得することができる。

JPモルガン・グローバル・ダイバーシファイド債権の格付けと国別

高 格付け ↓ 低	投資 高格付け	AAA	韓国(2割)、ドイツ(2割)、オーストラリア(2割)
		AA	日本(2割)
	投資 中格付け	A	ポーランド、韓国、オーストラリア、インド、トルコ、インドネシア
		BBB	ブラジル、インドネシア、インドネシア、インドネシア、インドネシア
	投資 低格付け	BB	トルコ、インドネシア、インドネシア、インドネシア、インドネシア
		B	インドネシア、インドネシア、インドネシア、インドネシア、インドネシア
		CCC	インドネシア
		CC	インドネシア
		C	インドネシア
		格付けなし	インドネシア

JPモルガン・グローバル・ダイバーシファイド債権
組入れ国：33カ国 通貨：ドル建て
平均格付け：BB+ (S&P格) 平均利回り：9.47%

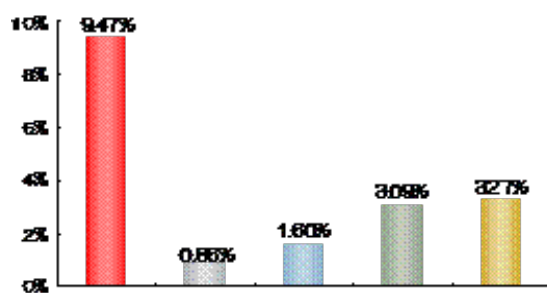
出所：JPモルガン・チェース、フル・サーポート

2008年12月末現在、債券の格付けは、S&P格付けから付与された格付けと一致している。ただし、S&P格付けの格付けが変更されている。ただし、先物取引については、エマージング市場については、先物取引の格付けを適用している。当ファンドは上記以外の格付けも対象とすることがあります。

エマージング債券投資の魅力

- エマージング諸国の債券は、先進国の債券と比べ相対的に格付けが低い一方で、より高い利回りが期待できる。
- エマージング債券市場は、これまで幾度の経済危機を経験しながらも長期的にみると堅調に推移してきた。
- 先進国の国債など他の資産と異なる動きをするため、分散投資の効果が期待できる。

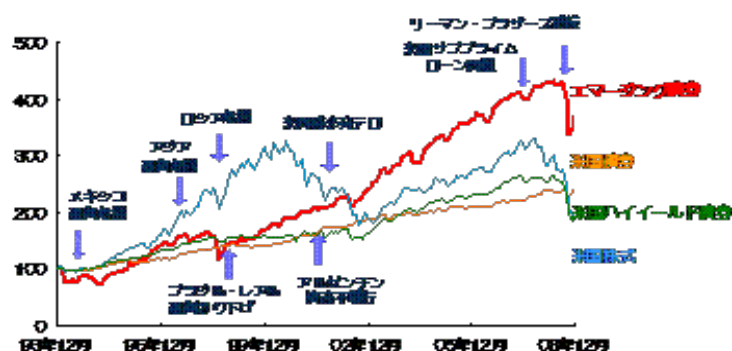
[先進国の国債との利回り比較]



(注：2008年12月末)

出所：JPモルガン・チェース、フル・サーポート
2008年12月末現在
エマージング債券：JPモルガン・グローバル・ダイバーシファイド債権
日本債：パーケイズ・キャピタル・グローバル・インデックス
韓国債：パーケイズ・キャピタル・グローバル・インデックス
ユーロ債：パーケイズ・キャピタル・グローバル・インデックス
米国債：パーケイズ・キャピタル・グローバル・インデックス

[先進国とのパフォーマンス比較 (米ドルベース)]



出所：JPモルガン・チェース、フル・サーポート、メリリンチ
1999年12月末～2008年12月末 1999年12月末100ドルで開始
エマージング債券：JPモルガン・グローバル・ダイバーシファイド債権
日本債：パーケイズ・キャピタル・グローバル・インデックス
韓国債：5年500
ユーロ債：メリリンチ・ユーロ・インデックス (BBB格)

（２）【投資対象】

本項では、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの主な投資対象と関連リスクの一部についての追加情報を記載する。また、投資顧問会社がマスター・ファンドに関して随時活用する追加的な証券および投資手法の特質とリスクについても記述する。かかる証券および投資手法の大半は裁量的なものであり、投資顧問会社がこれらを採用するか否かを決定することができる。本書は、投資顧問会社がマスター・ファンドに関して使用する多種多様な証券や投資手法のすべてを開示しようとするものではない。将来の規則改正により、マスター・ファンドが多種多様な証券または投資手法を用いることが制限または禁止される場合があり、最終的にサブ・ファンドおよびマスター・ファンドの投資目的の達成が妨げられることがある。サブ・ファンドへの投資者は、投資顧問会社と個々のポートフォリオ・マネジャーの専門的な投資判断と技量に依拠することになる。

サブ・ファンドは、キャッシュ管理の目的で、一時的に流動性証券、レポ契約またはその他の金融商品に投資することができるが、その資産のほぼすべてをマスター・ファンドの受益証券に投資し、後述する証券に通常の状態において直接投資することはない。サブ・ファンドの投資対象の評価は、サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの投資実績に直接関連しているため、サブ・ファンドに投資するリスクは、マスター・ファンドおよび後述する証券に対する投資に伴うリスクと密接に関係している。サブ・ファンドは、通常の状態において、その資産のほぼすべてをマスター・ファンドに投資する。

証券選択

マスター・ファンドのために証券を選択するに際して、投資顧問会社は、金利、為替レートおよび経済に対する見通しを展開し、信用および期限前償還リスクを分析し、かつ、他の証券選択手法を利用する。投資顧問会社は、アメリカ経済その他世界各国の経済、金融市場その他の要因に対する見通しに基づき、一定の特性（クオリティ、セクター、金利または満期等）を有する証券に対するマスター・ファンドの投資割合を変更させる。

投資顧問会社は、他の市場よりも比較的安く評価されている債券市場のエリアを見極めることに努めている。投資顧問会社は、債券を短期金融商品、政府債、社債、モーゲージ・バック証券、アセット・バック証券および国際的証券等のセクターに分けることによりかかるエリアを識別する。高度な独自のシステムにより、セクターの評価と特定の証券の価格設定が可能になる。投資機会が発見されると、投資顧問会社は、相対価値および信用スプレッドの変化に応じて、資産をセクター間でシフトさせる。投資顧問会社の証券選択手法が好ましい結果を生むとの保証はない。

政府証券

政府証券は、米国政府、政府機関もしくはその下部機構もしくは政府系企業の債務またはこれらによって保証される債務である。政府証券には、市場リスクや金利リスクが付随し、また様々な程度の信用リスクに服することがある。政府証券には、ゼロ・クーポン証券が含まれるが、これらの証券は、同等の満期を有する利付証券よりも大きな市場リスクを被る傾向がある。明確にするためにいうと、本書において政府証券とは連邦または国家政府により保有され、支配され、企画され、または保証される発行者が発行する証券を含む。

マスター・ファンドは、政府、政府機関もしくは下部機構またはその他政府関連の事業体が発行したソブリン債に投資することができる。ソブリン債の保有者は、かかる債務の借換計画への参加および政府機関への追加貸付の供与を要請されることがある。そのほか、債務不履行になったソブリン債が回収されることになる破産手続は存在しない。

マスター・ファンドは、債務の組換えに関連して国家機関に対する既存のコマーシャル・バンク・ローンと新規債務との交換により設定される証券であるブレイディ・ボンドに投資することがある。ブレイディ・ボンドへの投資は投機的と見られることがある。マスター・ファンドが取得したブレイディ・ボンドが組換取決めまたは新規与信請求の対象となり、それにより、マスター・ファンドがその保有証券の利息または元本の損失を被ることがある。

地方債

地方債は、一般に、米国の各州および地方政府、政府機関、関係当局その他下部機構により発行される。地方債は、金利リスク、信用リスク、市場リスクを被る。発行体の支払能力は、訴訟、法律制定その他政治的事情または発行体の倒産による影響を受けることがある。低格付の地方債は、より良質の地方債よりも大きな信用リスクや市場リスクを被る。マスター・ファンドが投資できる地方債の種類には地方自治体のリース債務が含まれる。マスター・ファンドは、原資産を地方債とする主体により発行される証券に投資することもある。

モーゲージ関連証券およびその他アセット・バック証券

モーゲージ関連証券には、モーゲージ・パススルー証券、モーゲージ担保債務証書（「CMO」）、コマーシャル・モーゲージ・バック証券、モーゲージ・달러・ロール、不動産担保証券、ストリップト・モーゲージ・バック証券（「SMBS」）、不動産のモーゲージ・ローンへの参加権を直接もしくは間接的に表章するか、またはかかるローンによる担保が付され、支払義務のあるその他証券が含まれる。

モーゲージ・バック証券またはアセット・バック証券は、特に実勢金利の変化に対し敏感なことがある。モーゲージ関連証券の元本が期限前に償還された場合、マスター・ファンドを元本の再投資時における金利の低下にさらすこととなりうる。金利の上昇時には、モーゲージ関連証券の価格は全般に下落し、また金利の下落時には、期限前償還の特質を有するモーゲージ関連証券の価格は、その他の確定利付証券と同程度までは上昇しないことがある。対象モーゲージに関する期限前償還率は、モーゲージ関連証券の価格とボラティリティに影響し、取得時の予想を超えて当該証券の実効満期を短縮したり、延期したりすることがある。対象モーゲージの予想外の期限前償還率がモーゲージ関連証券の実効満期を引き上げた場合、当該証券のボラティリティが高まることが予想される。かかる証券の価格は、発行体の信用性に関する市場の見方に応じて変動することがある。そのほか、モーゲージおよびモーゲージ関連証券は、一般に、何らかの形の政府保証または民間保証および／または保険によって担保されているが、民間保証人または保険会社がその債務を充足するとの保証はない。

SMBSには、モーゲージ資産から利息のすべてを受領するクラス（利息限定または「I0」クラス）があり、また、すべての元本を受領するクラス（元本限定または「P0」クラス）もある。I0クラスの満期までの利回りは、対象モーゲージ資産に対する元本支払率（期限前償還を含む。）に極めて影響されやすく、また元本支払率の急上昇は、かかる証券から得られるマスター・ファンドの満期までの利回りに大きな悪影響を及ぼしうる。マスター・ファンドは、その資産総額の5%を超えて、モーゲージ関連証券もしくはその他のアセット・バックI0、P0、デリバティブまたは逆変動利付債を組み合わせることはできない。

アメリカ合衆国およびアメリカ合衆国の領土、領地もしくはアメリカ合衆国の管轄権に服する地域（以下「米国」という。）の住宅用モーゲージ市場は、近年、困難に直面しており、これによりマスター・ファンドの一定のモーゲージ関連投資の運用実績および市場価格に悪影響が及ぶ場合がある。住宅用モーゲージ・ローン（特に、サブプライム・ローンおよび第2順位モーゲージ・ローン）の不履行および損失は、一般に、近年増加しており、また引き続き増加する可能性があり、住宅価格の下落または平坦化（多数の住宅市場で近年直面しており、直面し続ける可能性がある。）は、かかる不履行および損失を悪化させる可能性がある。変動利付モーゲージ・ローンの借主は、月々のモーゲージ・ローン返済に影響する金利変動に対してより敏感であり、比較的低金利の代替モーゲージを確保できない可能性がある。また、多くの住宅用モーゲージ・ローンのオリジネーターは、近年深刻な財政上の困難または破産に直面している。主に前述の理由により、モーゲージ・ローンおよびモーゲージ関連証券に対する投資家の需要の減少および投資家の増大する利回りへの要求は、モーゲージ関連証券の流通市場での流動性を制限しており、モーゲージ関連証券の市場価格に悪影響を及ぼす可能性がある。かかる流通市場における流動性の制限は、継続しまたは悪化し得る可能性がある。

マスター・ファンドは、債券担保証券（「CB0」）、ローン担保証券（「CL0」）および同様の仕組みの証券を含む債務担保証券（「CD0」）に投資することがある。CB0およびCL0は、アセット・バック証券の種類である。CB0は、多様な高いリスクのプールに担保された信託であり、投機的格付の固定利付債である。CL0は、主としてローンのプールに担保された信託であり、投機的格付に含めうるローンもしくは同等の非格付ローンを含め、特に国内外のシニア（担保付き）・ローン、シニア（無担保）・ローン、劣後社債を含む。マスター・ファンドは、既に投資者に販売されているその他のアセット・バック証券に投資することができる。

ローン・パーティシペーションおよび債権譲渡

マスター・ファンドは、固定利付および変動利付ローンに投資することがあり、かかる投資対象は、ローン・パーティシペーションと当該ローン・ポジションの譲渡の形態によることになる。ローン・パーティシペーションおよび債権譲渡には、信用リスク、金利リスク、流動性リスク、貸主リスクを含む特定種類のリスクを伴う。マスター・ファンドがローン・パーティシペーションを取得した場合、貸主を介してのみその権利を執行することができ、借主のリスクに加えて、貸主の信用リスクをも引き受けることになる。

企業の債務証券

企業の債務証券は、発行体が当該債務に対する元利金の支払を充足できないリスクを被り、また金利に対する対応具合、当該発行体の信用性についての市場の見方、全般的な市場の流動性等の要因による価格の乱高下を被ることがある。金利の上昇時には、企業債務証券の価格は下落することが予想される。満期までの期間が長ければ長いほど、債務証券は、短期の満期のものよりも金利の動向の影響を受けやすい傾向がある。

ハイ・イールド証券

マスター・ファンドは、「投資方針」に記載された投資対象のクオリティについての方針に従う。しかし、マスター・ファンドが保有する証券の格付が下がることがある。ムーディーズのBaa格またはS&PのBBB格より低い格付の証券は、しばしば「ハイ・イールド証券」または「ジャンク債」と称される。ハイ・イールド証券への投資または保有には、高格付の債券への投資に伴うリスクの他、特別のリスクを伴う。ハイ・イールド証券は、元本の値上りと高いリターンの機会をより多くもたらす一方、一般に、比較的大きな価格変動にさらされ、高格付の証券より流動性が低いことがある。これらのハイ・イールド証券は、発行体の継続的な元金支払能力に関し、圧倒的に投機的であるとみなされることがある。ハイ・イールド証券は、より高い格付の証券よりも、現実的または観念的な経済状況および産業の競合状況の悪影響を受けやすい。

債権者の責任および債権者委員会への参加

一般に、マスター・ファンドがある発行体の債券またはその他の同等の確定利付証券を保有する場合、マスター・ファンドは、発行体の債権者となる。発行体の債権者であるマスター・ファンドは、発行体の破産に関してまたは発行体のその他の債権者、発行体の株主もしくは発行体自身により提起された別の法的措置に関して、マスター・ファンドが保有する証券に関連する異議申立てを受けることがある。マスター・ファンドは、当該マスター・ファンドが保有する証券の発行体で、財政上問題のある発行体の経営陣と交渉するために債権者により構成された委員会に随時参加することができる。かかる参加により、マスター・ファンドは弁護士費用などの費用を負担し、発行体に関する重要な非公開情報の保有者となる可能性があり、この結果、参加しなければかかるマスター・ファンドが証券について取引したり、追加ポジションを取得することを希望できた証券について、それを行う能力を制限される可能性がある。また、マスター・ファンドのかかる委員会への参加により、マスター・ファンドが連邦破産法または債権者および債務者の権利を定めるその他の法律に基づく潜在的な責任の対象になる可能性がある。マスター・ファンドは、投資顧問会社が、マスター・ファンドの債権者としての権利を行使するために、またはマスター・ファンドが保有す

る証券の価格を保護するためにかかる参加が必要または望ましいと確信する場合にのみかかる委員会に参加する。

変動利付証券

変動利付証券は、当該債務に対し支払われる金利の定期的な調整を規定している。マスター・ファンドは、変動利付債務証券（「フローター」）に投資することがある。変動利付証券は一般的に、金利変動に対して敏感ではないが、証券の金利が一般的な金利と同程度にまたは同じ速さで上昇しなかった場合、価額が下落することがある。逆に、金利が低下する場合には、一般的に変動利付証券の価額は上昇しない。マスター・ファンドは、逆変動利付債務証券（「逆フローター」）にも投資することがある。逆変動利付証券は、金利が上昇した場合、価額が下落することがあり、また同等の信用度を有する確定利付債務よりも大きな価額の乱高下を示すことがある。マスター・ファンドが変動利付証券を保有する場合、市場金利の下落（または、逆変動利付証券の場合には上昇）は、当該証券より受領する収益およびマスター・ファンドの受益証券の純資産価額に悪影響を及ぼす。さらに、マスター・ファンドは、無制限に残余持分債（RIBs）に投資することができる。

インフレ連動債券

インフレ連動債券（後述する地方自治体のインフレ連動債券および一定のインフレ連動社債を除く。）は、確定利付証券で、その元本価格はインフレ率に応じて定期的に調整される。指数測定インフレ率が低下すると、インフレ連動債券（後述する地方自治体のインフレ連動債券および一定のインフレ連動社債を除く。）の元本価格は下方調整され、その結果、これら証券の支払利息（元本額がより少額なものに関して計算される。）は低下することになる。米国インフレ連動国債の場合、満期時の原債券元本の返済（インフレ率に応じて調整される。）が保証されている。同様の保証を規定していない債券について、満期時に返済される債券の調整済元本価格は、当初の元本を下回ることがある。

地方自治体のインフレ連動債券および一定のインフレ連動社債のインフレ調整は、年2回の利息支払いにおいて行われる。そのため、地方自治体のインフレ連動債券およびインフレ連動社債の元本価格は、インフレ率に応じて調整されない。

インフレ連動債券の価格は、実質金利の変化に応じて変動することが予想される。実質金利は、名目金利とインフレ率との関係に連動している。名目金利がインフレ率を上回る速度で上昇する場合、実質金利は上昇し、インフレ連動債券の価格の低下をもたらす。短期的なインフレ率の上昇は価格の値下がりをもたらすことがある。インフレ連動債券の元本額の上昇分は、投資者が満期まで元本を受け取らないとしても、課税対象の通常所得とみなされる。

イベント・リンク・エクスポージャー

マスター・ファンドは、「イベント・リンク債券」もしくは「イベント・リンク・スワップ」に投資し、または「イベント・リンク戦略」を実行することでイベント・リンク・エクスポージャーを獲得することができる。イベント・リンク・エクスポージャーは、往々にして偶発的であるか、確定されたトリガー・イベントに関係するとされる損益をもたらす。トリガー・イベントの例には、台風、地震、気象関連の現象またはこれら事象に関係する統計が含まれる。一部のイベント・リンク債券は、一般に、「災害債券」と呼ばれている。トリガー・イベントが発生すると、マスター・ファンドは、当該債券の投資元本全額またはスワップの額面額全額またはその一部を喪失することがある。イベント・リンク・エクスポージャーは、トリガー・イベントが発生または発生する可能性がある場合には、損失請求を処理し、監査するために満期の延長を規定することがある。満期の延長は、ボラティリティを増大させることになる。イベント・リンク・エクスポージャーは、信用リスク、取引相手方リスク、不利な監督当局または管轄当局の解釈、不利な租税上の影響を含む一定の予想外のリスクにもマスター・ファンドをさらすことがある。イベント・リンク・エクスポージャーは、流動性リスクを被ることもある。

転換証券および株式

マスター・ファンドは、転換証券に投資することができるが、普通株式に転換することはできない。転換証券とは所定の価格または割合で普通株式に転換されるまたは転換権を行使できる確定利付証券およびワラントを含む証券をいう。転換証券の価格は、この転換または転換権の行使という特徴のため、通常、転換先の普通株式の価格変動に比例して変化する。しかし、転換証券の価値の変動は、転換先の普通株式ほど急速には生じない。転換証券は、通常、収益を伴い、金利リスクを有する。転換証券は、より大きな信用リスクにさらされている低格付証券の場合がある。マスター・ファンドは、あらかじめ定めていた時期の前に転換を強いられることがあり、これによりマスター・ファンドが投資目的を達成する可能性に悪影響が生じるおそれがある。

マスター・ファンドは、普通株式、優先株式または日本において株式と認められるその他の証券に投資することができない。

株式は一般に、確定利付証券より価格ボラティリティーが大きい。マスター・ファンドが所有する株式の市場価格は、時に急速または予想を超えて、上下に変動する。株式の価値は、株式市場一般または株式市場の特定の産業に影響を与える要因により下落することがある。株式の価値は、経営業績、資金の借入れ、発行体の商品・サービスに対する需要の減少等発行体に直接関連する多数の理由により下落することもある。

米国外証券

米国外証券への投資には、米国証券への投資には一般的に関連しない特別のリスクや考察事項を伴う。受益者は、米国外の企業や政府が発行した証券に投資するマスター・ファンドに関わる大きなリスクを慎重に考慮すべきである。かかるリスクには以下のものが含まれる。すなわち、会計監査や財務報告基準の相違、一般により高い非米国ポートフォリオ取引に対する手数料料率、国有化、収用または没収的課税の可能性、投資規則または為替管理規則の不利な変更、政治的不安定である。個々の米国外の経済は、国内総生産の伸び率、インフレ率、資本再投資、資源、自給力、収支の状況等に関し米国経済とは有利または不利に異なることがある。証券市場、証券価格、利回りおよび米国外証券市場に伴うリスクは、相互に個別に変化することがある。また、米国外証券およびかかる証券に対し支払われる配当金や利息は、当該証券に対する支払額からの源泉徴収税を含む米国外の税の課税対象となることがある。米国外証券は、米国証券よりも少ない頻度や小さい取引高で取引されることがよくあり、したがって、より大きな価格の乱高下を示すことがある。米国外証券への投資にはまた、米国内での投資よりも高い保管費用や米国外の通貨換算に関する追加の取引費用を伴うことがある。為替レートの変動も米国外の通貨建てまたは米国外の通貨で相場が立っている証券の価格に影響するであろう。

エマージング市場証券

証券がエマージング市場国の証券市場において主に取引されている場合、発行体がエマージング市場国において設立されるか主にエマージング市場国において事業を行っている場合、利益の大半をエマージング市場国における事業から得ている場合、またはエマージング市場国に多くの資産を有している場合、当該証券はエマージング市場国と経済的に結び付いている。投資顧問会社は、エマージング証券市場として適格であるとみなす国々を見極めそれらに投資することにつき、広範な裁量権を有している。しかしながら、エマージング証券市場は一般的に世界銀行もしくはその関連機関または国際連合もしくはその機関により新興経済または発展途上経済と定義される国にあるものと考えられている。エマージング市場証券への投資を行う際に、マスター・ファンドは1人あたり国民総生産が比較的低い国および急激な経済成長が見込まれる国を重要視する。投資顧問会社は、相対金利、インフレ率、為替レート、金融政策および財政政策、貿易収支および経常収支、およびその他関係すると思われる個別要因の評価に基づき、国および通貨の構成を選定する。

エマージング市場証券への投資は、先進国の証券への投資とは異なるまたはこれを上回るリスクに服する。かかるリスクには以下のものが含まれるがこれらに限定されない。すなわち、証券市場の小規模な時価総額（相対的に流動性をもたない期間をもたらしことがある。）、大きな価格の乱高下、外国投資の制限、投資利益や投資元本の本国送金の可能性、より大きな社会的、経済的、政治的な不確実性と不安定性、経済への政府の多大な関与、政府の監督や規制が少ないこと、通貨ヘッジ手法が利用できないこと、新設の小規模企業、価格統制、強制的合併、収容または没収的課税、差押え、国有化、将来の経済危機または政治危機に起因する政府独占の導入である。そのほか、外国投資者は売却代金の登録を要求されることがある。

エマージング市場への投資に影響を及ぼす法律および規制は未発達である可能性があり、または予測不可能でむしろ恣意的な方法で発展することがある。エマージング市場証券への投資を行うマスター・ファンドの運用に適用のある法律および規制、とりわけ税制、対外投資および対外貿易、資産または証券の所有権および所有権の移転に関する法律および規制は比較的新しい場合があり、米国またはその他先進国よりもより不安定な方法で、著しい変更がなされる可能性がある。エマージング市場国は所有権の登記に関し信頼のおける制度または法的枠組みを持ち合わせていないことがあるため、ファンドが投資する資産または証券の所有権をマスター・ファンドが取得しているということをエマージング市場国の政府が認識または了解する保証はない。

一部のエマージング市場国においては一定の基本的な商法が整備されているが、それらは不明瞭であったり、解釈が変わる可能性もあり、また随時、マスター・ファンドの利益に反する方法で改正、修正され、無効とされたりまたは置き換えられることもある。通常、米国でみられるような幅広い分野の法律および手続は欠如していることがある。当該地域の法律および規制が米国のように発展するまたは前述の一部または全部がエマージング市場証券への投資を行うマスター・ファンドの運用に重大な悪影響を及ぼさないという保証はない。

エマージング市場証券への投資はまた、監査基準および財務報告基準の相違により発行体についての重大な情報を取得できないリスクにさらされる。エマージング市場国の国家政府、地域政府、地方自治体および政府機関、当局または部局により公表された公式な情報は、先進国の情報よりも相当不完全で信用できるものではない。また、エマージング市場証券への投資を行うマスター・ファンドの投資決定に際して、投資顧問会社が使用した公式な情報源が完全に信用できるという保証はない。公式な統計データは、先進国において使用されているものとは異なる根拠に基づき作成されていることもある。それゆえ当該市場に関する問題の検討は、入手可能な公式および公の情報の完全性および信頼性について懸念が残るため、確実ではない。

さらに、エマージング市場国の通貨は、米ドルおよび／または日本円に対して大幅な下落に見まわれることがあり、マスター・ファンドによるかかる通貨への投資後に通貨切下げが起こることがあり、マスター・ファンドが試みたいかなる通貨ヘッジ戦略も不成功に終わる可能性がある。インフレやインフレ率の急速な変動は、一部のエマージング市場国の経済や証券市場にマイナスの影響を及ぼしており、かかる影響が継続することがある。

そのほか、エマージング市場証券は、決済手続が異なることがあり、これにより、証券取引規模に対応できなかったり、その他当該取引の執行が困難になったりすることがある。決済上の問題により、マスター・ファンドが魅力ある投資機会を逃したり、投資までの間その資産を現金で保有したり、または組入証券の処分に遅れたりすることがある。かかる遅滞は、当該証券の購入者に債務を発生させるおそれがある。

東欧のエマージング市場国を含む一定のエマージング市場国において取引されている証券は、金融仲介業者の経験不足、近代的技術の欠如、事業運営を拡大するための十分な資本基盤の不足により、国際投資に通常伴うリスクに加えてさらなるリスクにさらされる。さらに、多数の東欧諸国の旧共産主義体制は、かつて多額の財産を没収しており、そのことに対する請求は完全には決済されていない。東欧におけるマスター・ファンドの投資も、没収、国有化またはその他押収されないという保証はない。

通貨および為替取引

マスター・ファンドは為替リスクを被る。為替レートは短期的に大きく変動することがある。為替レートは一般に、外国為替市場の需給や各国への投資の相対的メリット、金利やその他複合要素の実際または想定される変化によって確定される。為替レートは、政府もしくは中央銀行による介入（もしくは介入の失敗）または為替管理もしくは政治動向によっても予想外の影響を受けることがある。

本書において別段の定めのある場合を除いてマスター・ファンドは、為替リスクをヘッジするため、ある通貨に対するエクスポージャーを増大するため、または通貨変動に対するエクスポージャーをある通貨から別の通貨にシフトするため、為替予約を締結し、または通貨先物契約ならびに通貨および先物のオプションおよびスワップ契約およびスワップのオプションに投資することができる。

将来のある期日に契約時の設定価格で特定通貨を売買する義務を伴う為替予約は、当該契約の存続期間にわたり、その受け渡す通貨の価値の変動に対するマスター・ファンドのエクスポージャーを縮小し、その受領する通貨の価値の変動に対するエクスポージャーを増大させる。マスター・ファンドの価額への影響は、ある通貨建ての証券の売却と別の通貨建ての証券の購入に類似している。外国通貨を売却する契約は、ヘッジされる通貨の価値が上昇する場合に実現されうる利益の可能性を制限することになる。マスター・ファンドは、為替リスクに対しヘッジするため、ある通貨に対するエクスポージャーを増大するため、または通貨変動に対するエクスポージャーをある通貨から別の通貨にシフトするためにかかる契約を締結することがある。

あらゆる状況下で適正なヘッジ取引が利用できるとは限らず、またマスター・ファンドが特定時期または随時かかる取引を行うことは保証できない。また、かかる取引が成果を上げず、マスター・ファンドが関係通貨の有利な変動から利益を得る機会を取り除くことがある。マスター・ファンドは、二通貨間の為替レートの相関関係が上昇関係にある場合には別の通貨（または通貨バスケット）の価値の不利な変動に対しヘッジするためにある通貨（または通貨バスケット）を利用することがある。

レポ契約

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、レポ契約を締結することがあり、かかる契約において、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドは（適用ある場合）、銀行またはブローカー／ディーラーから証券を買い付け、かかる銀行またはブローカー／ディーラーはサブ・ファンドまたはマスター・ファンド（適用ある場合）の費用負担で指定期間内にそれぞれ当該証券を利息付で買い戻すことを約束する。買戻しを約束する当事者が債務不履行になった場合、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドは（適用ある場合）、それぞれの保有する証券の売却に努める。これには、当該証券の価格が買戻価格以下に値下がりした場合、当該証券の損失に加えて、取引処理コストまたは遅滞を伴うことがある。満期まで7日以上レポ取引は、非流動性証券とみなされる。

逆レポ取引、ダラー・ロールおよびその他の借入れ

マスター・ファンドは、ファンドのレバレッジの限度に従い、逆レポ取引やダラー・ロールを実施することがある。逆レポ取引またはダラー・ロールは、指定期間に指定価格で当該証券を買い戻すためにマスター・ファンドによる証券とその契約の売却を伴うもので、何らかの目的の借入れの形式とみなされる。逆レポ取引では、マスター・ファンドは取引期間中対象証券に対する元利金の支払を継続して受ける。ただし、逆レポ取引は、マスター・ファンドによって保有される証券の市場価格がマスター・ファンドによる買戻し義務のあるマスター・ファンドによって売却された証券の価格以下に下落することがあるというリスクを伴う。逆レポ取引、ダラー・ロールその他の形式の借入れは、マスター・ファンドにレバレッジ・リスクをもたらすことがある。

サブ・ファンドもしくはマスター・ファンドは、借入れ時に純資産（借入れ金を含まない。）の10%を超える金額（低価格基準による。）の銀行借入れを行ってはならない。ただし例外として、合併、統合等の特別または緊急の目的のためには、本制限は、3か月を上限として一時的に10%を超えることができる。本段落において、借入れとは銀行からの借入れとみなされ、したがって、逆レポ契約およびダラー・ロールを含む

がこれらに限定されない取引は、上述の10%の制限を受けるものとする。

「モーゲージ・ダラー・ロール」は一部の点で逆レポ取引に類似している。「ダラー・ロール」取引ではサブ・ファンドもしくはマスター・ファンドは、GNMAにより発行される証券等のモーゲージ関連の証券をディーラーに売却し、事前の指定価格で将来に類似の証券（ただし、同一証券ではない。）を買い戻すことを同時に約束する。「ダラー・ロール」は、逆レポ取引と同様に、サブ・ファンドもしくはマスター・ファンドが資金の獲得のためにディーラーに対しモーゲージ関連証券に質権を設定する担保付借入れとみなすことができる。逆レポ取引の場合とは異なり、サブ・ファンドもしくはマスター・ファンドがダラー・ロール取引を執行する相手のディーラーには、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが当初売却したものと同一の証券を返還する義務はなく、「実質的に類似する」証券を返還することができる。「ダラー・ロール」は、あらかじめ決められた価格で将来証券を購入または売却する合意を伴うため、マスター・ファンドは、「ダラー・ロール」取引が合意されている特定の証券の価額について市場の動きを利用することはできない。「ダラー・ロール」の取引の相手方が債務不履行となった場合には、マスター・ファンドは、将来の売却義務を履行するために、マスター・ファンドが購入しなければならない代替証券の市場価格（上昇する場合もあれば下落する場合もある）から当該将来の売却義務についてマスター・ファンドが受け取るべき売却代金を控除した額を負担するリスクにさらされる。

セル・バイバックは逆レポ取引に類似している。ただし、セル・バイバックでは証券を買い付ける取引相手は、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドによる対象証券の買戻しの決済まで対象証券に対し行われる元利金の支払を受けることができる。

デリバティブ

マスター・ファンドは、リスク管理の目的でまたはその投資戦略の一環としてデリバティブ商品を利用することができるが、そうすることを義務付けられているものではない。一般に、デリバティブ商品とは、その価格が原資産の価格、参照レートまたは指数に依拠するか、これらに由来する金融契約であって、株式、債券、金利、通貨または為替レート、商品、関連指数に関係している。デリバティブ商品の例には、オプション契約、先物契約、先物契約にかかるオプション、スワップ契約（ロング／ショート・クレジット・デフォルト・スワップおよびフォワード・スワップ・スプレッド・ロックスを含むが、これらに限られない。）およびスワップ契約にかかるオプションがある。マスター・ファンドは、その資産の一部または全部をデリバティブ商品に投資することがある。ポートフォリオ・マネジャーはこれら戦略を利用しないことを決定することができ、マスター・ファンドが利用するデリバティブ戦略が成功するとの保証はない。

マスター・ファンドによるデリバティブ商品の利用は、有価証券その他の従来型の投資対象への直接投資に伴うリスクとは異なるリスクまたはそれを上回る可能性のあるリスクを伴う。以下に、マスター・ファンドが利用するあらゆるデリバティブ商品に関係する重要なリスク要因に関するより一般的な事項を記載する。

運用リスク：デリバティブ商品は、株式や債券に伴うものとは異なる投資手法やリスク分析を必要とする高度に専門的な商品である。あらゆる市況下におけるデリバティブのパフォーマンスについては知ることができなくても、デリバティブを使用する際には、原投資対象についてのみならずデリバティブそのものについても理解しておく必要がある。

信用リスク：デリバティブ商品の利用は、契約の他方当事者（通常「カウンターパーティ」と呼ばれる。）が必要な支払を実行しないことまたはその他契約条件を遵守しないことの結果損失が生じるというリスクを伴う。そのほか、クレジット・デフォルト・スワップの基礎となる企業の信用力をマスター・ファンドが正確に評価しない場合には、クレジット・デフォルト・スワップは損失をもたらさう。

流動性リスク：特定のデリバティブ商品の売買が困難な時には流動性リスクが生じる。デリバティブ取引が特に大規模である場合、または関係市場が（多くの直接的な相対デリバティブのように）流動性をもたない場合、有利な時期にまたは有利な価格で取引を開始することまたはポジションを清算することができないことがある。

レバレッジ・リスク：多くのデリバティブ商品はレバレッジ部分を保持しているため、原資産、参照レートまたは指数の価格または水準の変動は、当該デリバティブ自体への投資額を大幅に上回る損失をもたらすことがある。一部のデリバティブ商品は、当初の投資規模に関わらず無限の損失の可能性がある。マスター・ファンドがレバレッジのためにデリバティブ商品を利用する時、マスター・ファンドの投資対象はさらに乱高下する傾向となり、その結果、市場の変動に応じてより大きな損益がもたらされる。

利用の可能性の欠如：一部のデリバティブ商品の市場（米国外の市場を含む。）は、相対的に新しく、未だに発展段階であるため、リスク管理等の目的のためのあらゆる場合において適正なデリバティブ取引が利用できないことがある。特定の取引満了時に、ポートフォリオ・マネジャーは、同様の契約を締結することでマスター・ファンドによるデリバティブ商品への投資ポジションの維持を希望することができるが、原契約の取引相手方が新たな契約を締結することを望まず、他の適切な取引相手方が見つからない場合、そのようにできないことがある。マスター・ファンドがある時点にまたは時に応じデリバティブ取引を行うとの保証は存しない。マスター・ファンドがデリバティブを利用する可能性は、一部の規制上・租税上の考察事項によっても制限される。

市場等のリスク：他の大抵の投資対象と同様に、デリバティブ商品には、当該商品の市場価格がマスター・ファンドの利益を損なう方向に変動するリスクがある。ポートフォリオ・マネジャーによる証券価格、通貨、金利またはマスター・ファンドのためのデリバティブの利用の際のその他経済要素の予測が不正確であった場合、マスター・ファンドは、当該取引を全く実施しなかった場合の方が良い結果になった可能性がある。デリバティブ商品に関わる一部の戦略は、損失リスクを軽減できる一方、マスター・ファンドの他の投資対象の有利な価格動向を相殺することにより、利益獲得の機会を削減したり、損失をもたらしたりすることもある。マスター・ファンドは、特定のデリバティブ取引に関連して相殺ポジションまたは資産補填を維持することを法律上要求されるため、不利な時期にまたは不利な価格で証券を売買しなければならないこともある。

デリバティブ商品の利用上のその他のリスクには、デリバティブ商品の不当価格設定または不当評価のリスク、デリバティブが原資産、レートおよび指数と完全に相関関係をもつことができないリスクがある。多くのデリバティブ商品、特に直接相対取引されるデリバティブ商品は複雑で、往々にして主観的に評価される。不当な評価が取引相手方に対する現金支払要件の拡大またはマスター・ファンドに対する評価損をもたらすことがある。また、デリバティブ商品の価格が、その密接な追跡が図られている資産、基準レートまたは指数に完全にまたは全く相関関係をもたないことがある。

マスター・ファンドは、商品連動デリバティブ商品、スワップ取引、または指数連動および商品連動「仕組み」債に投資することにより、商品市場に対するエクスポージャーを得ようとすることができる。商品連動デリバティブ投資の価額は、一般に、実物商品（エネルギー、鉱物、または農産物など）、商品先物契約もしくは商品指数、または商品もしくは商品市場の価額変化を基礎とするその他の経済変数の値動きに基づく。商品連動デリバティブ商品の価額は、全般的な市場の動きの変化、商品指数ボラティリティ、金利変動、または、干ばつ、洪水、天候、家畜病、通商禁止、関税および国際経済、政治および発達の展開など、特定の業界または商品に影響する要因の影響を受けることがある。

スワップ取引は、将来において特定の間隔で投資キャッシュ・フローまたは資産を交換またはスワップするための、マスター・ファンドと取引相手方との間の個別の交渉契約である。当該義務は1年間を超える

場合がある。スワップ取引には中心となる取引所または市場はなく、従って、取引所で取引される商品よりも流動性が低い。マスター・ファンドは、スワップの取引相手方の債務不履行または破産の場合には、スワップ契約において受け取ることを予想していた金額について損失のリスクを負う。スワップ市場は、比較的新しい市場であり、大部分は規制されていない。政府による規制の可能性を含め、スワップ市場の発展が、既存のスワップ契約を終了させまたはかかる契約に基づき受け取る予定の金額を実現するマスター・ファンドの能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、マスター・ファンドは、商品の価額、商品先物契約または商品指数の運用実績に連動する元本および／または利息が支払われるデリバティブ債務商品に投資することができる。これらは「商品連動」または「指数連動」債である。それらは、債務商品の条件が債券の発行体および債券の買主により構成される場合があるため「仕組債」と称されることがある。これらの債券の価額は、原商品または投資対象の関連指数の変化に応じて上下する。これらの債券により、マスター・ファンドは経済的に商品価格の動きにさらされることになる。これらの債券は、一般に債務証券の価額に影響するリスク（信用、市場および金利リスクなど）にもさらされる。従って、当該債券の満期時に、マスター・ファンドは元々投資していた投資元本より多い額を受け取ることもあれば少ない額を受け取ることもある。マスター・ファンドは、債券について、所定の利息支払よりも多い額または少ない額を受ける可能性がある。

クレジットリンク債

クレジットリンク債（「CLN」）は、通常、別の当事者にリンクするクレジット・オプションもしくはリスクを有する発行体により発行される。発行体は、組み込まれたクレジット・オプションにより、特定の信用リスクをCLN保有者に移すことが可能となる。CLNの価格またはクーポンは、別の当事者の参照資産の運用実績に連動する。通常、CLN保有者は、CLN存続期間中には固定もしくは流動利率を、満期時には額面額を受領する。キャッシュ・フローは、特定のクレジット関連イベントに左右される。別の当事者が債務不履行もしくは破産を宣言した場合、CLN保有者はリカバリー・レートと同額を受領することになる。CLN保有者は、別の当事者によるデフォルトおよび参照資産の不測の事態のリスクを負い、そのため元金および利息を失うことがある。これらリスクと引き換えに、CLN保有者は、高い利回りを享受する。多くのデリバティブ投資と同様、証券の複雑さ（すなわち、組み込まれたオプションの値付けが簡単ではないこと。）ゆえにCLNの評価は困難である。

繰延融資およびリボルビング・クレジット・ファシリティ

マスター・ファンドは、特定の期間中に借主の要求に応じ貸主が最大限度額までの貸付を行うことに同意する繰延融資やリボルビング・クレジット・ファシリティを実施するか、これへの参加権を取得することがある。かかる約定は、本来その旨の決定を行わない時期（当該企業の財務状況により、当該額が返済される公算のない時期を含む。）にある企業への出資を増加することがマスター・ファンドにとって必要になる効果を及ぼすことがある。マスター・ファンドは、追加資金の立て替えを約定している限度内で、投資顧問会社が流動性を有すると判断する資産で当該約定を充足するに十分な額を分別または取り分けておく。繰延融資およびリボルビング・クレジット・ファシリティは、信用リスク、金利リスク、流動性リスク、および貸主リスクを被る。

発行時取引、繰延受渡および先渡約定取引

マスター・ファンドは、発行時に買付に適格な証券を取得し、繰延受渡に対し価格証券を売買し、通常の決済時期以後の将来のある期日に確定価格に対しかかる証券を購入する契約（先渡約定）を締結することがある。発行時取引、繰延受渡購入および先渡約定は、決済日前に当該証券の価格が下落した場合には損失リスクを伴う。かかるリスクは、マスター・ファンドの他の資産の価格が下落するリスクに付加するものである。したがって、これら取引は、一定のレバレッジをもたらし、マスター・ファンド全体の投資エクスポージャーを増大させることになる。概して、当該証券の受渡時期前にマスター・ファンドが買付を約束した証

券にはインカム収益は発生しないが、マスター・ファンドは当該ポジションの補填のために分別または取り分けた証券に対する収益を得ることができる。

他の投資会社への投資

マスター・ファンドは、クローズド・エンド型の投資会社またはプールド・アカウント等のその他の投資会社の証券に投資できない。サブ・ファンドは、通常、マスター・ファンドの受益証券にそのほぼすべての資産を投資する。

空売り

マスター・ファンドは、その全体的なポートフォリオ運用戦略の一環として、または潜在する証券価格の下落を相殺するために空売りを行うことがある。空売りは、マスター・ファンドの純資産額の100%を超えないものとする。空売りは、売却を実施するためにブローカーまたはその他の機関から借入れた証券の売却を伴う。空売りは、空売りされた証券が値上がりした時に借入証券を入れ替えるために証券を取得、転換または交換すること（ショート・ポジションの「カバリング」とも呼ばれる。）が要求されるリスクにマスター・ファンドをさらし、その結果、マスター・ファンドに損失をもたらす。マスター・ファンドが空売りを行う場合、マスター・ファンドは、投資顧問会社が流動性を有すると判断する資産を分別または取り分けるか、または許容される方法でそのポジションを別途補填しなければならない。

非流動性証券

マスター・ファンドは、その純資産額の15%を上限として、非流動性証券に投資することができる。一部の非流動性証券は、投資顧問会社の監督下で誠実に決定された公正価格での価格設定を必要とすることがある。ポートフォリオ・マネジャーは、非流動性証券の処分の際には相当の遅滞を被ることがあり、また非流動性証券の取引は、流動性証券の取引に関わるものを上回る登録費用やその他の取引コストを内包することがある。

本項における「非流動性証券」とは、概ねマスター・ファンドが当該証券を評価した金額で通常の取引過程上7日以内に処分できない証券をいう。制限付証券、すなわち、再販売に関し法律上または契約上の制限を受ける証券は非流動性証券とされる。ただし、一部の制限付証券（1933年米国証券法（改訂済）（以下「証券法」という。）によるルール144Aに基づき発行された証券および一部のコマーシャル・ペーパー等）は、確立した流通市場で取引される登録証券よりも流動性が低いことがあるものの、流動性があるものとして取り扱われる。

組入証券の貸付

利益の達成を目的として、マスター・ファンドは、当該貸付が全額担保されていることを含む一定の条件が充足される場合、ブローカー、ディーラーその他金融機関に対しその組入証券を貸し付けることができる。マスター・ファンドが組入証券を貸し付ける場合、その投資実績には貸付証券の価格変動が引き続き反映され、またマスター・ファンドは、当該担保物件に対する手数料または利息も受領する。証券貸付は、借主が貸付証券を返還しない場合、または支払不能になる場合、当該担保物件の喪失リスクまたは当該担保物件の回収の遅延リスクを伴う。マスター・ファンドは、貸付をアレンジした当事者に貸付手数料を支払うことがある。

ポートフォリオの回転率

マスター・ファンドが特定証券を保有する期間は、原則として投資決定上の考察事項ではない。マスター・ファンドが保有する証券の入替えは、「ポートフォリオの回転率」といわれる。マスター・ファンドは、特に乱高下する市場動向の期間中、その投資目的を達成するために頻繁で活発な組入証券の取引を行うことになる。ポートフォリオの回転率の高さ（例えば、100%以上）は、証券の売却およびその他の証券への再

投資に対する売買委託手数料または販売手数料等の取引コストを含む、マスター・ファンドにとって結果的により多額の費用を伴うことになる。ポートフォリオの回転率に伴う、かかるコストおよびその他のコストは、マスター・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがある。

一時的な防御戦略

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、投資顧問会社がかかる投資を適切とみなす場合には、一時的または防御目的で、課税対象証券や短期金融市場証券を含む米国の債務証券に無制限に投資することができる。サブ・ファンドおよびマスター・ファンドがかかる戦略を採用する場合、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、その投資目的を達成できないことがある。

投資制限の比率

別途記載される場合を除いて、本書に掲載されるマスター・ファンドの投資対象に関するすべての制限比率は投資時に適用される。マスター・ファンドは、投資の結果または投資の直後に超過分または欠損が発生または存在する場合を除いて、かかる制限に違反することはない。

信用格付および非格付証券

格付機関は、転換証券を含む確定利付証券の信用性の格付を提供する民間サービス会社である。格付機関による格付は絶対的な信用性の基準ではなく、市場リスクを評価していない。格付機関は、信用格付の適時の変更を行わないことがあり、発行体の現在の財務状況が格付よりも良かったり悪かったりする。一部の格付は、格付機関内の相対的基準を示す上でプラスまたはマイナスの記号を付記することによって修正されることがある。マスター・ファンドは、購入時に当該証券がマスター・ファンドの最低格付カテゴリー内またはそれ以上に格付けされる場合、格付の修正に関わらず証券を取得することができる。例えば、マスター・ファンドは、B格の証券をサブ・ファンドが購入できる場合にB一格的の証券を購入することがあり、また同様に、マスター・ファンドは、最低平均格付限度をA格として、平均A一格的のポートフォリオのクオリティを維持することがある。マスター・ファンドが保有する証券が、「（１）投資方針」の項に定められる最低格付以下に引き下げられる場合、投資顧問会社は、当該証券を処分することを要求されない。投資顧問会社は、信用格付にのみ依拠せず、発行体の信用性についての自己の分析を展開する。

マスター・ファンドは、当該証券がマスター・ファンドの購入できる格付証券に相当するクオリティを有するものであると投資顧問会社が判断する場合、（格付機関により格付が付されていない）非格付証券を取得することができる。非格付証券は、比較対象となる格付証券よりも流動性が低く、当該証券の相対的信用格付を投資顧問会社が正確に評価できないというリスクを伴うことがある。ハイ・イールド証券の発行体の信用力の分析は、高格付の確定利付証券の発行体についてよりも複雑なことがある。マスター・ファンドがハイ・イールドおよび／または非格付証券に投資する限り、マスター・ファンドによる投資目的の達成の成否は、マスター・ファンドが格付証券のみに投資する場合よりも大きく投資顧問会社の信用力分析に依拠することになる。

デュレーション

デュレーション（正もしくは負の数値となりうる。）は、金利の変動に対する証券価格の感応度を決定する際に使用される指標である。デュレーションが長いほど、その証券の金利の変動に対する感応度は大きい。同様に、組入証券の平均デュレーションが長い投資信託は、組入証券の平均デュレーションが短い投資信託に比して、金利の変動に対する感応度が大きくなる。例えば、デュレーションが5年の債券ファンドは、金利の1%の上昇により、約5%の価格の下落が見込まれる。逆に、デュレーションがマイナス1年の債券ファンドは、金利の1%の上昇により、約1%の価格の上昇が見込まれる。

その他の投資対象および手法

マスター・ファンドは、その他の種類の証券に投資し、本書には記載されていない様々な投資手法や戦略を利用することができる。かかる証券および投資手法は、マスター・ファンドを追加的なリスクに服させることになる。

発行体の多様性

マスター・ファンドは、制限の無い政府証券を除きひとつの銘柄もしくは発行体に資産総額の10%まで投資できる。クレジットリンク債および指数連動の商品を含む投資先証券のポートフォリオにリンクする仕組債については、マスター・ファンドのエクスポージャーは各投資先発行体のエクスポージャーに基づき計ることができる。

投資決定およびポートフォリオ取引

マスター・ファンドが投資を検討している証券は、投資顧問会社が取扱う他の顧客にもふさわしいことがある。このように、特定の証券は、同時に経済的な利害関係を有する投資顧問会社、その役員または従業員の勘定を含む他の顧客のために売買することができる場合であっても、一定の顧客により売買されることがある。マスター・ファンドおよび投資顧問会社が取扱う一または複数の顧客の投資方針に合致する証券の売買が同時または同時期に検討されている場合、当該証券の取引は、マスター・ファンドを含むすべての勘定を公平、平等にそして非差別的な方法で取扱うことを確実にするために制定された投資顧問会社の取引分配方針に基づき、マスター・ファンドおよび他の顧客との間で分配される。

投資顧問会社は顧客（マスター・ファンドおよびサブ・ファンドを含む。）のために、発行体の資本および債務構造の異なる側面に対するエクスポージャーを有する証券その他の金融商品（シニア債務およびジュニア債務／劣後債務に関連するものを含む（ただしこれらに限定されない。））を取得することがある。一定の状況において、発行体の資本および債務構造の一部に対するエクスポージャーを有するこれら顧客の利益は、発行体の異なる部分の資本および債務構造に対するエクスポージャーを有する顧客の利益とは異なることがある。投資顧問会社は、発行体の資本および債務構造に関して最善の利益に適用助言を顧客に対して行いまたは措置をとることがあり、これは同一発行体の資本および債務構造について異なるエクスポージャーを有する他の顧客の利益とは異なる場合がある。

投資顧問会社の適切な判断において、注文を集約することが、価格、仲介手数料またはその他費用の観点から、マスター・ファンド、サブ・ファンドおよび他の顧客に全体的な経済的利益をもたらすと考えられる場合には、投資顧問会社は、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドのために、他の顧客のために投資顧問会社が同時に執行する取引とまとめて注文することができる。実行可能な場合、投資顧問会社は執行前に取引を分配する。執行前分配が不可能な場合には、投資顧問会社はすみやかに、確立された客観的な手続に従って取引の分配を行う。配分は通常、執行の時点およびその前後で取引日終了前までに行われる。この結果、ある勘定が特定の取引について受領した価額が、別の勘定のために行った同日の同様の取引において受領した価額とは異なることがある。

投資顧問会社は、時として、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドを含む顧客に代わりブローカー・ディーラーに証券を売却し、その後、同一の証券をマスター・ファンドおよびサブ・ファンドを含む一または複数の投資顧問会社の他の顧客の勘定で、同一のまたは別のブローカー・ディーラーから購入することがある。投資顧問会社は、各勘定において最良の取引執行がなされるよう合理的に設計されていると投資顧問会社が考える手続きを採用している。

（３）【運用体制】

運用プロセス

PIMCOの投資戦略決定プロセスは、運用商品の種類を問わずマクロの経済環境について長期的な展望を決定することから始まり、これが全てのプロセスを通じて最も重要な決定事項となる。経済及び政治の長期的な影響を分析することはポートフォリオを健全に維持するための基本であり、また、確固とした長期的な展

望を堅持することにより、市場の短期的な変動に伴う影響に左右されることを回避することが可能となる
と考える。PIMCOでは、市場の短期的な動きのタイミングを計ることよりも、経済のファンダメンタルズ及び
信用分析を通して、長期的な観点に立った投資判断を行うことのほうが重要であると考えている。この意味
において、長期経済予測会議（Secular Forum）及び短期経済予測会議（Cyclical Forum）は大きな役割を
担っている。

長期経済予測会議では、金融および財政政策、インフレ、人口動態、生産性の動向、情報テクノロジー等の
世界経済に影響を及ぼすであろうテーマについて、PIMCOのポートフォリオ・マネージャー、アカウント・
マネージャーからなる調査スタッフおよび外部のアナリストや学者等によるプレゼンテーションをもと
に、徹底的な議論を行う。そしてこの会議の結論をベースにしてPIMCOのポートフォリオ全体としてのリス
クについての方向性を決定する。長期経済予測会議の目的は各経済圏の経済成長率、インフレ率、債券市場
の3年から5年先までの金利の方向、および債券市場における評価に重大な影響を及ぼす可能性のある
テーマが何かを見定め、その展望について共通の理解を持つことにある。

次のステップは短期的な景気動向を分析することである。四半期毎に短期経済予測会議を開催し、投資プ
ロフェッショナル全員で、当面の経済成長率やインフレ率、短期的（半年から1年）に市場に影響を及ぼす
トレンド等についての分析と討論と予測を行う。また、ここで得られた結論に基づいて、長期経済予測会議
の結論についての見直しを行う。これらの経済予測会議の討議は、ポートフォリオ運用に適用する最適な
デュレーション等、一連のリスク特性を決定する上で重要な役割を果たしている。

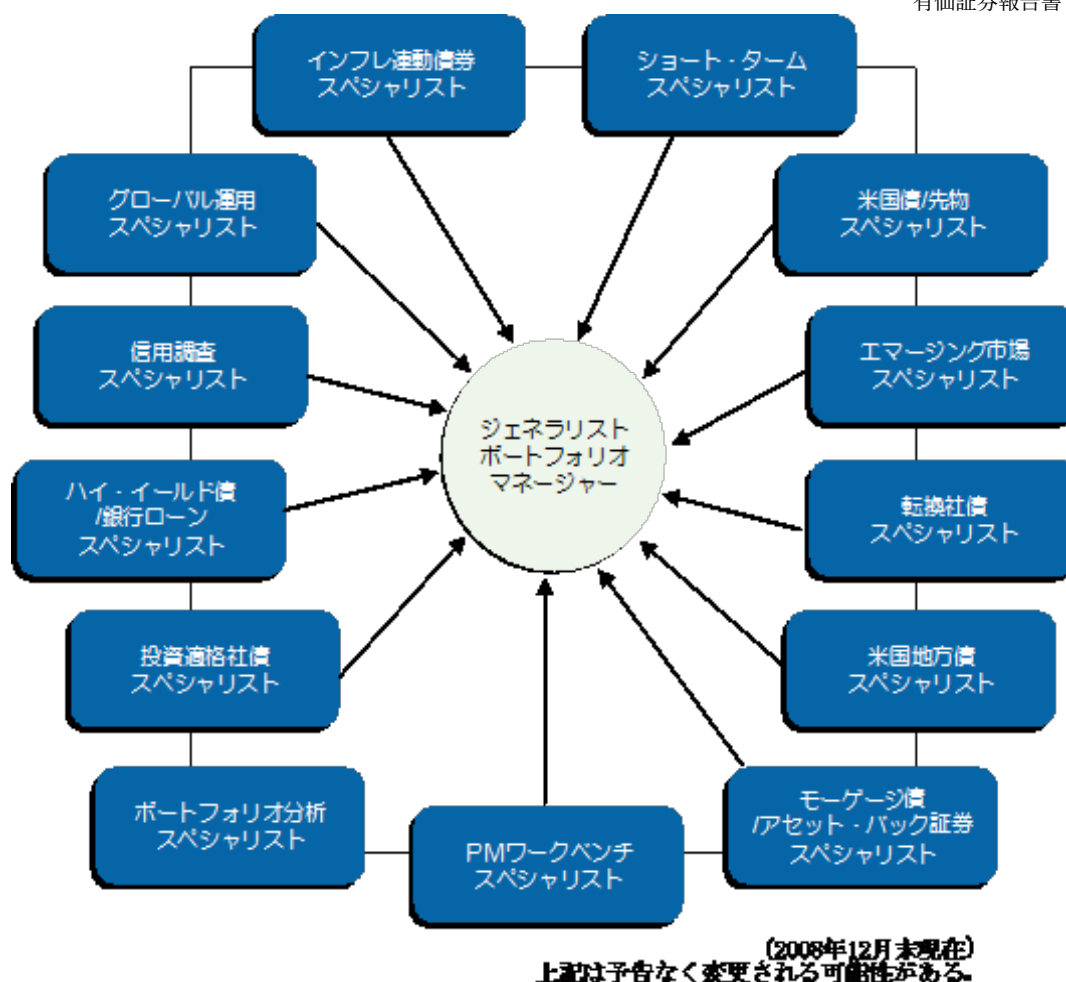
前述の経済予測会議の終了後に、シニア・ポートフォリオ・マネージャーで構成されるインベストメン
ト・コミッティーがポートフォリオ戦略会議を開催し、経済予測会議で形成されたトップ・ダウンの展望
と、債券市場の様々なセクターを担当している個々のセクター・スペシャリストからのボトム・アップの
情報との両方を活用しつつモデル・ポートフォリオの構築を行う。その際にエマージング債券運用では、更
に以下の3段階のプロセスを経ることとなる。最初に、強いクレジット・ファンダメンタルズを有するエ
マージング諸国を特定する。このプロセスを経ることにより、債務不履行となる可能性の高い国を極力回避
することを目指し、投資目的の実現を図る。強いクレジット・ファンダメンタルズの定義としてPIMCOでは
以下の4点を掲げている。

1. 強い財政状況
2. 安定的かつ改善しつつある政治環境
3. 十分な外貨準備残高
4. 金融ショックにも耐え得る債務構造

■ 戦略の分散を可能とするPIMCOの運用体制

■ ジェネラリストと各セクターのスペシャリスト・チームからなる運用体制

■ トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチの融合



次に、先進国からの外需動向、商品市況、世界的な金利動向等、エマージング諸国に影響をもたらすと考えられる外部環境についての検討を行う。また、エマージング債券市場に対するマーケット・テクニカルな側面や、各エマージング債券の割安・割高分析も行う。それらをもとに、国別配分、デュレーション配分、イールドカーブ戦略等の最適な投資手段について決定、並びに市場で過剰に割安・割高に評価されているエマージング債券を洗い出しモデル・ポートフォリオを構築する。

個別ポートフォリオ運用に際しては、モデル・ポートフォリオと投資ガイドラインに沿うよう、最適なポートフォリオの構築を行う。同時にチーム全体で個別ポートフォリオのリスク・リターン特性のモニタリングを常時行い、常にチーム体制での運用を行っている。

こうした多層構造を備えた投資アプローチが、所与の投資環境下で最適と考えられる投資戦略の実行を可能にしていると考えている。

内部運用規定

PIMCOが運用する勘定は、クライアント・ガイドライン、適用される規制上の要件およびPIMCO内部規則を遵守するようモニターされている。かかるクライアント・ガイドラインおよび規制上の要件は、リーガル・コンプライアンス部（140名程度）によってモニターされている。さらに、PIMCOは、最良執行、ソフト・달러取引および取引配分に関する方針など、その投資運用活動に適用される方針を採用している。

PIMCOは、クライアント勘定のためのポートフォリオ証券、オプションおよび先物の売買の注文すべてを、多くのブローカー／ディーラーを通じて行っている。その際にPIMCOは、すべてのクライアント勘定のために可能な限り最適な価格を入手し取引を履行するため最善を尽くしている。そのため、PIMCOはクライアントの最大の利益を念頭に、例えば、価格、取引規模、関連する証券の市場の性質、（該当の場合）手数料の額、市場の価格や動きを考慮した取引のタイミング、関与するブローカー／ディーラーの評判、経験および財務の安定性、ならびにブローカー／ディーラーのサービスの質などを含む、関連があると思われるすべての要

因を考慮する。

PIMCOは、ソフト・ダラー取引を行わない方針である。PIMCOは新規発行の債券市場に参加することは滅多になく、債券発行の経験を持つ発行体を中心とした取引を行う。PIMCOは、新規に発行を行う発行体が流通市場で「慣れて」から取引を行いたいと考えている。

PIMCOは、証券の「一括取引」、つまり特定の証券の複数の売買注文に関し、当該注文が複数のクライアントの勘定に配分される場合、かかる配分をモニターしている。PIMCOは、クライアント勘定の間で公正かつ公平な扱いを行うことを、取引配分の手続上での最優先の目的とする。PIMCOは、取引配分がタイムリーに行われ、特定のクライアントが不当な優遇を受けず、個別的に見た場合にはある取引が特定の勘定を優遇する結果となったとしても、長期的にはクライアントの勘定が公平に扱われるような手続きを策定している。

サービス提供者に対する監督

信託証書および適用のパミュダ法の規定に基づき、受託会社と管理会社がファンドの運用・管理に関する最終的責任を負う。一定の制限を条件に、受託会社および管理会社は、それぞれの運用・管理の責務を他者に委託する権限を有しており、ファンドに代わって一定の責務を果たすよう管理事務代行会社と保管受託銀行に対し一部の業務を委託している。管理事務代行会社および保管受託銀行の業務履行に対しては、モニタリングが行われている。管理事務代行会社および保管受託銀行は、月次で業務報告を提出するほか、ファンドに関する業務を議題とした協議を毎月行う。

（４）【分配方針】

分配は、管理会社が承認する場合に限り、毎月宣言され、支払われるが、かかる承認は、管理会社の裁量により留保することができる。分配は、原則として、サブ・ファンドの純投資収益から行われる。また、管理会社は、純実現キャピタル・ゲインの支払いを分配に充当する権限を有している。管理会社が適切と判断する場合、追加的な分配を宣言することができる。サブ・ファンドの分配金は、受益者の裁量により、サブ・ファンドの受益証券に追加的に再投資することも、受益者に対して現金で支払うこともできる。現金は、サブ・ファンドの受益証券の通貨により支払われる。サブ・ファンドに関する分配金の支払いにより、その額に相当する割合で、受益証券一口当たりの純資産価格が下がることになる。

サブ・ファンドの分配金として合理的な水準を維持するために必要と考えられる場合、追加的な分配を行うことができる。本書により要求されるサブ・ファンドの分配金を支払うために十分な純収益および純実現キャピタル・ゲインが存しない場合、管理会社は、サブ・ファンドの元本部分から分配金を支払うことができる。

支払期日から６年以内に請求されなかった分配金について、その受領権は消滅し、サブ・ファンドに帰属する。

（５）【投資制限】

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの資産の投資に関して、以下の投資制限および投資方針に従う。サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、日本の法令上、日本国金融商品取引法（昭和23年法第25号改正済）第２条第１項によって定義される「有価証券」（企業または政府債券、コマーシャル・ペーパー、株式、証券投資信託受益証券またはミューチュアル・ファンドの受益証券等）に、それぞれその資産総額の50%超を投資する。マスター・ファンドは、制限の無い政府証券を除きひとつの銘柄もしくは発行体に資産総額の10%まで投資できる。マスター・ファンドは、いかなる種類の株式にも投資しない。マスター・ファンドは、株式もしくは出資に対する投資を行う契約型投資信託または会社型投資信託に投資しない。

日本証券業協会の規則に基づく制限

（i）空売りの制限 空売りされる有価証券の時価総額は、サブ・ファンドもしくはマスター・ファンド

（適用ある場合）の純資産総額を超えてはならない。

- （ii）借入れの制限 借入残高の総額がサブ・ファンドおよびマスター・ファンドの純資産価額の10%を超えることとなる借入れは行ってはならない。ただし、特別または緊急の場合（合併の場合等）一時的に10%を超えることが許される。
- （iii）同一法人の株式の取得制限 いずれか一社（投資法人を含むが、日本の公募投資信託であるファンド・オブ・ファンズの場合に限る。）の発行済み株式総数の50%を超える株式を取得することはできない。ただし、契約型投資信託の場合、同一の管理会社により運用されているすべての投資信託の保有分を合算して、50%を超える株式の取得をすることはできない。当該割合制限は投資時において適用がある。前記制限は、通常マスター・ファンドに投資することを投資目的とするサブ・ファンドには適用されない。
- （iv）流動性の低い有価証券への投資制限 サブ・ファンドもしくはマスター・ファンドの純資産価額の15%を超えて、私募株式、未上場株式または流動性の低い証券化関連商品に投資することはできない。サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが私募株式、未上場株式またはその他の流動性の低い銘柄への投資を行う場合、それらの証券が公正価格にて算定される方法が取られるものとする。
- （v）利害関係当事者との取引の制限 管理会社が自己または受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、サブ・ファンドもしくはマスター・ファンドの受益者の保護に欠け、またはサブ・ファンドもしくはマスター・ファンドの資産の運用の適正を害する取引は、禁止されている。

受益証券の買戻しもしくはサブ・ファンドの終了の場合、当該受益証券は、受益者から現金で買い戻される。サブ・ファンドにおいては、現物による買戻しは認められていない。サブ・ファンドの受益証券が日本において販売される際に上記制限が日本の投資信託協会の規則または日本証券業協会の基準上要求されなくなった場合、かかる基準（適用ある場合）は、適用されなくなる。

3【投資リスク】

サブ・ファンドは、キャッシュ管理の目的で、一時的に流動性証券、レポ契約またはその他の金融商品に投資することができるが、その資産のほぼすべてをマスター・ファンドの受益証券に投資し、後述する証券に通常の状態において直接投資することはない。サブ・ファンドへの投資の価値は、マスター・ファンドの投資実績に直接関連しているため、サブ・ファンドに投資するリスクは、マスター・ファンドおよび後述する証券に対する投資に伴うリスクと密接に関係している。

① リスク要因

金利リスク

金利リスクとは、金利変動により確定利付証券の価額が下落するリスクである。名目金利が上昇すると、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが保有する確定利付債券の価額が下落する傾向がある。名目金利は、実質金利と予想インフレ率との合計といえることができる。比較的長期の残存期間を有する確定利付債券は、金利変動の影響を受けやすく、比較的短期の残存期間を有する証券よりも変動しやすい。米国インフレ連動国債を含むインフレ連動債券は、実質金利が上昇すると価額が下落する。実質金利が名目金利を上回る速度で上昇するといった一定の環境のもとでは、インフレ連動債券は、同じデュレーションの他の確定利付債券と比べてより大きな損失を被る可能性がある。

変動利付証券は一般的に、金利変動に対して敏感ではないが、証券の金利が一般的な金利と同程度にまたは同じ速さで上昇しなかった場合、価額が下落することがある。逆に、金利が低下する場合には、一般的に、変動利付証券の価額は上昇しない。逆変動利付証券は、金利が上昇した場合に価額が下落することがある。逆変動利付証券は、同等の信用度を有する確定利付債務よりも大きな価格の乱高下を示すことがある。

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが変動利付証券を保有する場合、市場金利の下落（または、逆変動利付証券の場合には上昇）は当該証券より受領する収益およびファンドの受益証券の純資産価額に悪

影響を及ぼす。

信用リスク

債券の発行体もしくは保証人またはデリバティブ契約、レポ契約、組入証券貸付けの相手方当事者が適時に元本および／または利息の支払、またその他義務を履行できない（または履行しようとししない）場合、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、損害を被る可能性がある。証券は、信用リスクの程度（多くの場合信用格付けに反映される。）の変更による影響を受ける。地方債は、訴訟、法律制定その他の政治的事実、地域経済状況または発行体の倒産のために発行体の元本および／または利息の支払能力に重大な影響を及ぼす可能性があるというリスクにさらされる。

ハイ・イールドリスク

ハイ・イールド証券および同等の信用度の格付のない証券（一般に「ジャンク債」と称される。）への投資は、かかる証券に投資しない他のサブ・ファンドに比べて、より大きな金利リスク、信用リスクおよび流動性リスクにさらされる。これらの証券は、発行体が元本および利息を継続して支払うことができる能力に関して、極めて投機的であると考えられている。経済的な低迷または金利の上昇期間は、かかる証券の市場に悪影響を及ぼし、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドがかかる証券を売却する能力を低下させる可能性がある（流動性リスク）。証券の発行体が、利息または元本の支払いに関し不履行となった場合、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、その投資のすべてを失うおそれがある。

市場リスク

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが保有する証券の市場価格は、時に急速にまたは予測を超えて、上下に変動する。証券の価値は、証券市場に一般的に影響する要因または証券市場の特定の産業に影響する要因により下落することがある。証券の価値は、一般に、不利な市況もしくはそのおそれ、特定の証券もしくは商品の需給、会社の収益一般的見通しの変化、金利もしくは為替レートの変化または投資家心理の悪化等の特定の会社とは特段関係のない一般的な市況により下落することがある。証券の価値はまた、労働力不足、生産コストの増加、産業内における競争環境等の特定の産業に影響する要因により下落することがある。証券市場の全般的な下降局面においては、複数の資産クラスの価額が同時に下落する可能性がある。株式は、一般に、債券よりも大きな価格ボラティリティを有する。

マスター・ファンドが米国外証券に投資する場合、米国企業の証券にのみ投資した場合に比べて、より急激な価格変化を経験することがある。米国外の証券市場の多くは比較的小規模であり、限られた数の企業が数少ない産業を代表している。さらに、米国外証券の発行体は、普通、米国発行体が服している規制と同程度の規制に服していない。米国外の報告、会計および監査基準は、ときにはかなりの程度、米国の基準とは違っている。また、国有化、公用収用、没収的課税、通貨障害、政治的変動または外交的発展が、マスター・ファンドの米国外の投資に悪影響を及ぼす可能性がある。国有化、公用収用またはその他の没収のあった場合、マスター・ファンドはその米国外証券への投資をすべて失うおそれがある。特定の地域における不利な状況が、外見上無関係な他の国の証券に悪影響を及ぼすことがある。マスター・ファンドが東欧またはアジアのように集中した地域にその相当部分の資産を投資する限度で、マスター・ファンドは、一般的に、米国外の投資に伴う地域経済のより大きなリスクにさらされることになる。同様に、マスター・ファンドが特定の国またはある国の特定の発行体へ投資を集中させる場合、当該国の経済的、規制上のまたは政治的展開に大きく影響を受ける可能性がある。

エマージング市場リスク

米国外の投資リスクは、経済が発展途上である国と経済的に結び付いているエマージング市場証券にマスター・ファンドが投資する場合、とりわけ高くなる。これらの証券は、先進国のリスクと異なる、またはより大きい、市場、信用、通貨、流動性、法的、政治的およびその他のリスクをもたらすことがある。

発行体リスク

証券の価値は、経營業績、資金の借入れ、発行体の商品・サービスに対する需要の減少等発行体に直接関連する多数の理由により下落することがある。

流動性リスク

特定の投資証券の売買が困難な時には、流動性リスクが生じる。マスター・ファンドが流動性の低い証券に投資することにより、マスター・ファンドは流動性の低い証券を有利な時期または価格で売却することができなくなるため、マスター・ファンド（およびサブ・ファンド）のリターンが減少することがある。また、一定の投資市場は、特定の発行体の状況の具体的な悪化に関係なく、市場状況または経済状況の悪化を受けて、流動性を欠く可能性がある。かかる場合、流動性を欠く証券に対する投資制限およびかかる証券または商品の売買困難のため、マスター・ファンドは、一定のセクターへの望ましい水準のエクスポージャーを達成できないことがある。流動性の欠如は、マスター・ファンドが保有する商品の評価にも悪影響を及ぼすことがある。マスター・ファンドの主要な投資戦略が米国外証券、デリバティブもしくは相当な市場リスクおよび／または信用リスクを伴う証券と関係する場合、マスター・ファンドは最大の流動性リスクにさらされる傾向がある。

デリバティブ・リスク

デリバティブは、その価値が原資産の価値、参照レートまたはインデックスに依拠、由来する金融商品である。マスター・ファンドが活用する多様なデリバティブ商品については、本書の「第1 2（2）投資対象」を参照のこと。マスター・ファンドは、典型的には、原資産のポジションの代用として、および／または、金利リスク、為替リスク等他のリスクに対するエクスポージャーを軽減する戦略の一環としてデリバティブを活用する。マスター・ファンドは、またレバレッジのためにデリバティブを活用することがあるが、この場合、レバレッジ・リスクを伴うことがある。

マスター・ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、証券への直接投資および他の伝統的な投資に伴うリスクとは異なる、またはその場合より大きいリスクを伴う。デリバティブは、流動性リスク、金利リスク、市場リスク、信用リスク、マネジメント・リスク等といった本項に別途記載される多数のリスクにさらされる。デリバティブにはまた、価格設定ミス・不適切な評価のリスクおよびデリバティブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないというリスクも伴う。マスター・ファンドがデリバティブ商品に投資する場合、マスター・ファンドは、投資した元本以上の損失を被る可能性がある。また、適切なデリバティブ取引は、いかなる場合にも行うことができるものではなく、マスター・ファンドが利益を得ている場合において他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するためにデリバティブ取引を行うという保証はない。

商品リスク

マスター・ファンドは商品連動デリバティブ商品への投資により、伝統的な証券に投資する場合よりもより大きな価格変動にさらされる。商品連動デリバティブ商品の価額は、全般的な市場変動、商品指数ボラティリティ、金利変動、または干ばつ、洪水、天候、家畜病、通商禁止、関税および国際経済、政治および規制の発達など、特定の業界または商品に影響する要因の影響を受けることがある。

モーゲージ関連リスクおよびその他アセット・バック・リスク

様々な種類のモーゲージ関連証券およびその他アセット・バック証券は、一定の追加的なリスクにさらされる。一般的に金利の上昇により確定利付モーゲージ関連証券の存続期間は延長される傾向にあるため、確定利付モーゲージ関連証券は金利変動の影響を受けやすくなる。その結果、金利上昇時期において、マスター・ファンドがモーゲージ関連証券を保有する場合、マスター・ファンドのボラティリティは大きくな

る。これが延長リスクと呼ばれるものである。さらに、調整可能モーゲージ関連証券および確定利付モーゲージ関連証券は期限前償還リスクを伴う。金利が下落する場合、借主は予定より早くモーゲージを返済することがある。これにより、マスター・ファンドが比較的低い実勢金利で返済金の再投資を行わなければならないため、マスター・ファンド（およびサブ・ファンド）のリターンは減少されることがある。

マスター・ファンドはその他アセット・バック証券にも投資を行い、モーゲージ関連証券に関連するのと同様のリスクにさらされ、また資産の性質および当該資産の利払いに関連する追加的リスクにもさらされる。

為替リスク

マスター・ファンドが米国以外の通貨、米国以外の通貨建てで取引されるか収益を受け取る証券、または米国以外の通貨へのエクスポージャーを伴うデリバティブに直接投資を行う場合、当該通貨の価額が米ドルに対して下落するリスクにさらされ、また、ヘッジを行っている場合には、米ドルの価額がヘッジされている通貨に対して下落するリスクがある。為替レートは、金利変動、アメリカ合衆国その他の政府、中央銀行もしくは国際通貨基金等の国際機関による介入（もしくは介入の失敗）またはアメリカ合衆国もしくは同国以外の通貨統制その他の政治的展開を含む多数の理由により、短期間でも相当変動する。その結果、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが外貨建て証券に投資する場合、そのリターンが減少することがある。

発行体の非分散リスク

少数の発行体、産業もしくは通貨への集中投資はリスクを高める。マスター・ファンドが比較的少数の発行体に投資を行う場合、より分散した投資を行うサブ・ファンドに比べ、経済的、政治的または規制上の単一の出来事によるリスクの影響を受けやすい。当該発行体の中には、重大な信用リスクまたはその他のリスクをもたらすものが含まれる可能性がある。

レバレッジ・リスク

一定の取引がレバレッジの形式をとることがある。かかる取引には、とりわけ、逆レポ取引、組入証券の貸付けおよび発行時取引、繰延受渡および先渡取引を含むことがある。レバレッジは、マスター・ファンドの投資規模を増大するかもしれない取引の決済を促進するのが有利と見極められる場合に行われることがある。レバレッジは、マスター・ファンドにより大きなトータル・リターンをもたらす機会を生む一方、損失を増幅することもある。デリバティブの使用によりレバレッジ・リスクが生ずることもある。マスター・ファンドは、投資顧問会社が清算することを決定した資産を分別し、または、リスクが生じることがあるデリバティブ取引における義務をカバーするために相殺関係に立つポジションをとる。マスター・ファンドは、また投資目的で金銭を借入れることによりレバレッジ・リスクにさらされる。レバレッジの活用により、マスター・ファンドは、義務の履行または分別要求の達成のため、有利ではないときにポートフォリオのポジションを解消することがある。借入れを含むレバレッジにより、マスター・ファンドは、レバレッジがかけられていない場合よりも変動しやすくなる。これは、レバレッジにより、マスター・ファンドの組入証券の価値の増減が増幅されるためである。資産の分別または相殺ポジションにより取引がカバーされる限り、当該取引はレバレッジをかけられていないとみなされることはない。

マネジメント・リスク

マスター・ファンドは、アクティブ運用を行う投資ポートフォリオであるため、マネジメント・リスクにさらされる。投資顧問会社は、マスター・ファンドの投資決定の過程において投資手法およびリスク分析を適用するが、これらが望まれる結果を生むとの保証はない。

アロケーション・リスク

サブ・ファンドは、その資産のほぼすべてをマスター・ファンドの受益証券に投資するため、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクは、マスター・ファンドが保有する証券その他の投資対象に関連するリスクと密接に関係する。サブ・ファンドがその投資目的を達成する能力は、マスター・ファンドがその投資目的を達成する能力に依存する。マスター・ファンドの投資目的が達成される旨の保証をすることはできない。

空売りリスク

マスター・ファンドの空売り（もしあれば）は特別なリスクにさらされている。空売りは、後日より低い価格で同一の証券を購入することを見込んで、マスター・ファンドが所有していない証券を売却することを意味する。先物契約またはスワップ契約によりデリバティブのショート・ポジションを保有することもできる。証券またはデリバティブの価格がその間に上昇した場合は、マスター・ファンドは空売りが開始された時以降の価格の上昇ならびに第三者に支払われる手数料および利息に相当する損失を負担することになる。それゆえ、空売りは、損失が増大し、投資の実費よりも多額の損失を生じ得るリスクを伴う。また、空売りに関係する第三者が契約条件の遵守を怠り、マスター・ファンドに損失をもたらすリスクもある。

金融市場における政府介入

世界中の様々な政府は、最近の金融市場の不安定性から、極端な変動や、場合によっては流動性の欠如に直面している特定の金融機関および金融市場のセグメントを支援するために、多くの前例のない措置を講じるようになってきている。米国連邦、州、およびその他の政府、それらの規制機関または自主規制機関は、予見不可能な方法で、マスター・ファンドまたはサブ・ファンドが投資する金融商品またはかかる金融商品の発行者に関する規制に影響を及ぼす措置を講じることがある。また、法律制定または規制により、マスター・ファンドまたはサブ・ファンドに対する規制方法が変更されることがある。かかる法律制定または規制は、マスター・ファンドまたはサブ・ファンドが投資目的を達成する能力を制限または阻害する可能性がある。

また、政府または政府機関は、金融機関から不良資産を取得し、それらの機関の持分を取得することがある。政府によるこれら資産の所有および売却の影響は不明であり、かかるプログラムはマスター・ファンドまたはサブ・ファンドの保有するポートフォリオの流動性、評価および運用実績に対してポジティブまたはネガティブな影響を及ぼすことがある。さらに、不安定な金融市場により、マスター・ファンドまたはサブ・ファンドは、より大きな市場リスクおよび流動性リスクならびにそれらが保有する組入れ金融商品の評価における潜在的な問題にさらされる可能性がある。マスター・ファンドおよびサブ・ファンドは、保有するポートフォリオの流動性の査定手続および市場価格を容易に入手できない金融商品の評価手続を確立している。投資顧問会社は進展を監視し、マスター・ファンドをマスター・ファンドの投資目的の達成と合致する方法で管理するよう努めるが、それが成功するという保証はない。

以上のリスク要因のリストは、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドに対する投資に伴うリスクの完全な記述ではない。投資をしようとする者は、本書全体を読み、サブ・ファンドに対する投資を決定する前に専門的アドバイザーに相談すべきである。

② リスクに対する管理体制

管理会社は1971年の設立以来、リスク・マネジメントに注力してきた。技術革新と金融商品の発展にあわせ、経済的・人的資源を投入することにより、有効なリスク・マネジメント手法を維持するように努力している。管理会社は債券のモデル化のために自社開発による分析手法を活用し、最善と最悪の両ケースを含め、定期的にポートフォリオの再評価を実施している。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

① 海外における申込手数料

海外における申込手数料は徴収されない。ただし、販売会社は管理会社および受託会社の同意を得て徴収することもできる。

② 日本国内における申込手数料

3.675%（税込）を上限として各販売会社が定める料率とする。

（２）【買戻し手数料】

① 海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されない。ただし、販売会社は管理会社および受託会社の同意を得て徴収することもできる。

② 日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されない。

（３）【管理報酬等】

サブ・ファンドは、その日々平均純資産額に対する料率として表される以下の報酬を支払う。管理報酬としてサブ・ファンドの純資産額の年率0.70%の報酬を負担する。サブ・ファンドは、代行協会員報酬としてサブ・ファンドの純資産額の、① 1億米ドル以下の部分について年率0.10%、② 1億米ドル超の部分について年率0.05%の報酬を負担する。サブ・ファンドは、販売報酬として純資産額の、① 1億米ドル以下の部分について年率0.50%、② 1億米ドル超の部分について年率0.55%の報酬を負担する。

管理報酬は、管理会社に対して、第三者への業務の提供および提供の手配（監査、保管、受託、投資証券会計、弁護士、名義書換事務代行、印刷業務を含む。）について毎月後払いで支払われる。管理会社はファンドおよびサブ・ファンドが必要とする一定の第三者により提供されたサービスの費用を負担する。販売報酬および代行協会員報酬は、サブ・ファンドの受益証券に関し、サービスの提供および販売を行う金融仲介業者に対して、毎月後払いで支払われる。

2008年10月31日に終了した会計年度中の管理報酬は4,011千米ドル、代行協会員報酬は337千米ドルおよび販売報酬は3,102千米ドルであった。

（４）【その他の手数料等】

PIMCOは、ファンドおよびサブ・ファンドの設立に関する設立費用を支払った。サブ・ファンドは以下の事項を含むサブ・ファンドの日本における公募に関連する費用を支払う。（i）受益証券の買付および買戻し確認書ならびにファンドの受益者名簿に記載されていない受益者（販売会社によりサブ・ファンドに紹介された者）に対する定期報告書の作成・印刷および配付費用。（ii）有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書。（iii）適用ある日本の法令ならびに／または協会の申合せおよび規則により作成が義務付けられている目論見書の作成・印刷・配付費用。（iv）販売会社が営業用使用する有価証券届出書および目論見書の作成・印刷費用および日本の販売取扱会社への配付費用。（v）サブ・ファンドの年次報告書および半期報告書ならびに販売会社が営業用使用するその他の書類の作成・印刷および配付費用。（vi）日本国内における販売会社による受益証券の販売の結果として生じた独立公認会計士に対する報酬・費用。（vii）日本国内における販売会社による受益証券の販売のために生じた弁護士に対する報酬・費用。（viii）適用ある日本の法令により作成するよう要求されている書類の作成・印刷・配付にかかるその他の合理的な費用および管理会社と販売会社の間で相互に合意されたその他の合理的な費用。管理会社は、法律・会計・保管・受託費用を含む、サブ・ファンドの日本における販売と関係のない運用費用を支払う。

サブ・ファンドを追加設定する場合、サブ・ファンドに直接関係する費用は、当該サブ・ファンドまたは管理会社が負担する。かかる費用がサブ・ファンドに直接関係しない場合、各サブ・ファンドは、管理会社がその裁量により負担しない限り、それぞれの純資産価額に比例して当該費用を負担する。サブ・ファンドが費用を全額支払う前に解散する場合、かかる未払金額は、期限を早めて直ちに支払われる。

サブ・ファンドは、受託会社の検討および承認を条件として、下記の事項を含むその業務に関連するその他の支払いを負担する。(i) 公租公課、(ii) ブローカー費用、手数料およびその他のポートフォリオ取引に関する支出、(iii) 利息支払いを含む借入れ費用、(iv) 訴訟費用および損害賠償費用 (v) 特定のクラスの持分に割当てられたまたは割当てべき支出。本書に記載のとおり、サブ・ファンド（またはクラス）は、米国において一般的に認められた会計原則に従い資本化された創設費等の費用を負担する可能性がある。

2008年10月31日に終了した会計年度中にその他の費用は発生しなかった。

(5) 【課税上の取扱い】

(A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドの受益証券は、上場されていない。

I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。

(2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差額を含む。）については、分離課税となり、20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、この場合支払調書は提出されない。

(3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差額を含む。）については、20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される。

(4) 法人の益金不算入の適用は認められない。

(5) ファンドの受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、バミューダ諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンドの受益証券への投資に対しバミューダ諸島税務当局により課税されることは一切ない。

II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。

(2) 個人がファンドの分配金を受け取る場合、その課税方法は以下のとおりとなる。

平成21年1月1日以後に個人に支払われるファンドの分配金に対して確定申告を行う場合、受益者は、申告する上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の配当所得の金額の合計額について、総合課税に加え、申告分離課税を選択することができる。平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間は、その年分に申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額のうち100万円以下の部分については10%（所得税7%、地方税3%）の税率、100万円を超える部分については20%（所得税15%、地方税5%）の税率となる（平成23年1月1日以降、申告分離課税を選択した場合の税率は、一律20%（所得税15%、地方税5%）となる。）。申告不要を選択した場合は源泉徴収（平成21年1月1日から平成22年12月31日までは10%（所得税7%、地方税3%）、平成23年1月1日以降は20%（所得税15%、地方税5%）の税率となる。）された税額のみで課税関係は終了するが、その年における上場株式等の一定の配当等の金額の合計額が100万円を超える受益者については、当該受益者がその年中に受取った上場株式等の配当等について、申告不要を選択することはできない。申告分離課税を選択した配当

所得は上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能である。

- (3) 平成21年3月31日までに法人がファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差額を含む。）を受け取る場合は、7%（所得税のみ）の源泉徴収が行われる（平成21年4月1日以降の源泉徴収税率については、15%（所得税のみ）となる。）。法人の益金不算入の適用は認められない。

- (4) 個人が受益証券を譲渡・買戻し請求した場合、その課税方法は以下のとおりとなる。

受益証券の譲渡価額（邦貨換算額）から当該受益者の取得価額（邦貨換算額）を控除した金額が株式等の譲渡所得等の金額となり、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間の譲渡所得等の金額に対しては、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち500万円以下の部分については10%（所得税7%、地方税3%）の税率、500万円を超える部分については20%（所得税15%、地方税5%）の税率となる（平成23年1月1日以降の税率は一律20%（所得税15%、地方税5%）となる。）。申告不要を選択した場合は源泉徴収（平成21年1月1日から平成22年12月31日までは10%（所得税7%、地方税3%）、平成23年1月1日以降は20%（所得税15%、地方税5%）の税率となる。）された税額のみで課税関係は終了するが、その年における上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額が500万円を超える受益者については、当該譲渡所得等につき、申告不要を選択することはできない。譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益および上場株式等の配当所得との損益通算が可能である。

- (5) 受益証券は特定口座において取扱うことができる。

- (6) 分配金および譲渡・買戻しの対価につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかに関わらず、バミューダ諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンドの受益証券への投資に対しバミューダ諸島税務当局により課税されることは一切ない。

III ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

IV なお、税制等の変更により上記IないしIII記載の取扱いは変更されることがある。

(B) バミューダ諸島

本書の提出日現在、ファンドまたは受益者（バミューダ諸島に通常居住する受益者を除く。）によって支払われるバミューダ諸島の所得税、法人税、収益税、源泉徴収税、キャピタル・ゲイン課税、資本移転税、遺産税、または相続税はない。ファンドは、受益証券の発行、譲渡または買戻しに関して、印紙税を課せられない。

ファンドは、バミューダ諸島において、所得もしくは収益について計算される税金、または元本資産、キャピタル・ゲイン、もしくは価格上昇について計算される税金、または遺産税もしくは相続税の性質を有する税金を課する法律が制定された場合、バミューダ諸島に通常居住する者で受益証券、ファンドの債務証券もしくはその他のファンドに対する債務、またはファンドに対して賃貸している土地を保有している者に対して適用される場合を除き、2016年3月28日まで、ファンドもしくはその事業、または受益証券、債務証券もしくはファンドのその他の債務について当該税金が課されないことを確保するよう、1966年免税事業課税防止法に基づき、バミューダ諸島の大蔵省からかかる措置を受けた。

ファンドは、バミューダ諸島の為替管理上、BMA（ファンドの受益証券の発行を承認している。）により、非居住者として位置付けられてきた。為替管理上バミューダ諸島の居住者または非居住者とみなされる者による、または、かかる者の間の受益証券の発行、買戻しおよび譲渡は、1972年バミューダ諸島為替管理法またはその下位規則に基づく特定の同意なくして行うことができる。

ファンドは、為替管理上バミューダ諸島の非居住者とみなされる者のために、制限なく自由に、外貨および外国証券を取得、保有、売却することができる。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

ピムコ・ワールド・ハイインカム

(2008年10月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (千円ドル)	投資比率 (%)
投資信託	バミューダ	414,308	100.01
短期金融商品	アメリカ合衆国	446	0.11
小計		414,754	100.12
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		－498	－0.12
合計（純資産総額）		414,256 (約37,097百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

(2008年10月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (千円ドル)	投資比率 (%)
準ソブリン債および社債	ロシア	55,113	12.82
	アメリカ合衆国	31,518	7.33
	マレーシア	16,898	3.93
	カザフスタン	9,331	2.17
	チュニジア	8,725	2.03
	ブラジル	8,271	1.92
	エジプト	7,532	1.75
	インドネシア	7,250	1.69
	チリ	6,089	1.42
	メキシコ	5,033	1.17
	中国	4,984	1.16
	インドネシア	4,391	1.02
	スイス	2,800	0.65
	イギリス	2,630	0.61
	オランダ	2,378	0.55
	トリニダード・トバゴ	1,988	0.46
	バミューダ	1,781	0.41
	カタール	1,190	0.28
	ニュージーランド	1,174	0.27
	ペルー	1,024	0.24
	エルサルバドル	1,019	0.24

ソブリン債	コロンビア	37,446	8.71
	パナマ	23,883	5.56
	ブラジル	23,012	5.35
	ウルグアイ	10,075	2.34
	ロシア	10,036	2.34
	フィリピン	8,179	1.90
	南アフリカ	7,399	1.72
	メキシコ	7,310	1.70
	ウクライナ	6,793	1.58
	ベネズエラ	5,512	1.28
	インドネシア	3,392	0.79
	ペルー	3,198	0.74
	グアテマラ	2,243	0.52
	エルサルバドル	1,991	0.46
	香港	347	0.08
米国政府機関証券	アメリカ合衆国	138,491	32.22
短期金融商品	アメリカ合衆国	101,425	23.60
モーゲージ・バック証券	アメリカ合衆国	7,006	1.63
アセット・バック証券	アメリカ合衆国	527	0.12
購入オプション	アメリカ合衆国	14	0.00
売却オプション	アメリカ合衆国	－151	－0.04
小 計		579,247	134.77
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		－149,448	－34.77
合 計（純資産総額）		429,799 (約38,489百万円)	100.00

（注）投資比率とは、マスター・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

（２）【投 資 資 産】

①【投資有価証券の主要銘柄】（上位30銘柄）

ピムコ・ワールド・ハイインカム

（2008年10月末日現在）

順位	銘 柄	発行地	種 類	利率 (%)	償還日	簿価 (米ドル)	数量 (口)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	バミューダ	投資信託	－	－	546,599,055	50,710,897	414,308,032	100.01

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

（2008年10月末日現在）

順位	銘 柄	発行地	種 類	利率 (%)	償還日	簿価 (米ドル)	額面金額 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	Fannie Mae	アメリカ合衆国	米国政府機関証券	5.500	2038/11/1	66,514,375	66,500,000	64,972,562	15.12
2	Freddie Mac	アメリカ合衆国	米国政府機関証券	5.500	2038/11/1	38,592,422	43,000,000	39,018,760	9.08
3	Deutsche Bank Securities, Inc	アメリカ合衆国	短期金融商品	0.150	2008/11/3	30,600,000	30,600,000	30,600,000	7.12

4	U.S. Treasury Bills	アメリカ合衆国	短期金融商品	0.515	2008/12/26	23,831,263	23,850,000	23,840,269	5.55
5	U.S. Treasury Bills	アメリカ合衆国	短期金融商品	0.262	2008/11/28	23,095,460	23,100,000	23,098,244	5.37
6	Republic of Colombia	コロンビア	ソブリン債	10.750	2013/1/15	18,052,853	16,055,000	17,178,850	4.00
7	ABN Amro Bank & Deutschland for OAO Gazprom	ロシア	準ソブリン債および社債	9.625	2013/3/1	18,417,993	16,150,000	13,857,524	3.22
8	Fannie Mae	アメリカ合衆国	米国政府機関証券	5.000	2038/11/1	13,902,188	14,500,000	13,736,488	3.20
9	Gazprom International S.A.	ロシア	準ソブリン債および社債	7.201	2020/2/1	18,057,842	15,858,669	10,288,946	2.39
10	Russia Government International Bond	ロシア	ソブリン債	7.500	2030/3/31	12,994,547	11,461,100	10,035,603	2.33
11	TNB Capital L Ltd.	マレーシア	準ソブリン債および社債	5.250	2015/5/5	8,725,489	8,700,000	8,802,008	2.05
12	Brazil Government International Bond	ブラジル	ソブリン債	6.000	2017/1/17	9,641,205	9,283,000	8,424,323	1.96
13	Fannie Mae	アメリカ合衆国	米国政府機関証券	6.000	2038/12/1	8,129,375	8,000,000	7,983,752	1.86
14	Gaz Capital S.A.	ロシア	準ソブリン債および社債	8.625	2034/4/28	13,020,570	11,250,000	7,875,000	1.83
15	Republic of Colombia	コロンビア	ソブリン債	8.250	2014/12/22	8,428,213	7,950,000	7,671,750	1.78
16	Fannie Mae	アメリカ合衆国	米国政府機関証券	5.500	2038/12/1	7,686,766	7,700,000	7,511,111	1.75
17	Panama Government International Bond	パナマ	ソブリン債	7.125	2026/1/29	8,776,229	8,925,000	7,407,750	1.72
18	U.S. Treasury Bills	アメリカ合衆国	短期金融商品	0.622	2008/12/11	7,215,021	7,220,000	7,218,246	1.68
19	Petroleum Export Ltd.	エジプト	準ソブリン債および社債	5.265	2011/6/15	7,561,737	6,095,159	6,092,557	1.42
20	Bank of America Corp.	アメリカ合衆国	準ソブリン債および社債	3.201	2009/2/12	6,044,675	6,100,000	6,045,195	1.41
21	Panama Government International Bond	パナマ	ソブリン債	6.700	2036/1/26	7,042,326	7,196,000	5,648,860	1.31
22	Gaz Capital S.A.	ロシア	準ソブリン債および社債	6.212	2016/11/22	8,429,834	8,560,000	5,350,000	1.24
23	Uruguay Government International Bond	ウルグアイ	ソブリン債	8.000	2022/11/18	8,102,412	7,635,580	5,230,372	1.22
24	Tengizchevroil Finance Co. SARL	カザフスタン	準ソブリン債および社債	6.124	2014/11/15	7,698,210	7,104,068	5,159,685	1.20
25	Panama Government International Bond	パナマ	ソブリン債	7.250	2015/3/15	5,548,996	5,250,000	5,066,250	1.18
26	Republic of Colombia	コロンビア	ソブリン債	7.375	2017/1/27	5,722,688	5,300,000	4,796,500	1.12
27	Export-Import Bank of China	中国	準ソブリン債および社債	4.875	2015/7/21	5,623,797	5,700,000	4,668,984	1.09
28	Morgan Stanley	アメリカ合衆国	準ソブリン債および社債	5.950	2017/12/28	5,784,631	5,800,000	4,653,508	1.08
29	South Africa Government International Bond	南アフリカ	ソブリン債	6.500	2014/6/2	5,858,060	5,500,000	4,592,500	1.07

30	Mexico Government International Bond	メキシコ	ソブリン 債	7.250	2016/12/15	5,412,198	60,800,000	4,397,573	1.02
----	---	------	-----------	-------	------------	-----------	------------	-----------	------

②【投資不動産物件】

該当事項なし（2009年1月末日現在）。

③【その他の投資資産の主要なもの】

該当事項なし（2009年1月末日現在）。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記会計年度末ならびに2009年1月末日および同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純 資 産 総 額		一口当たりの純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第1会計年度末 (2005年10月末日)	1,199,914,964.00	107,452,385	10.37	929
第2会計年度末 (2006年10月末日)	934,014,183.18	83,640,970	10.63	952
第3会計年度末 (2007年10月末日)	596,992,292.66	53,460,660	10.65	954
第4会計年度末 (2008年10月末日)	414,256,463.77	37,096,666	7.61	681
2008年2月末日	587,452,347.43	52,606,358	10.57	947
3月末日	596,451,937.19	53,412,271	10.54	944
4月末日	602,553,466.54	53,958,663	10.60	949
5月末日	601,231,293.06	53,840,262	10.50	940
6月末日	582,079,471.92	52,125,217	10.15	909
7月末日	577,361,356.90	51,702,710	10.15	909
8月末日	571,996,213.98	51,222,261	10.12	906
9月末日	514,823,266.59	46,102,424	9.27	830
10月末日	414,256,463.77	37,096,666	7.61	681
11月末日	426,018,402.54	38,149,948	7.83	701
12月末日	446,616,141.23	39,994,475	8.30	743
2009年1月末日	451,245,321.64	40,409,019	8.43	755

(注) 純資産総額のうち各会計年度末については、監査済みの数値を記載している。

②【分配の推移】

	2005年		2006年		2007年		2008年		2009年	
	米ドル	円	米ドル	円	米ドル	円	米ドル	円	米ドル	円
1月	—	—	0.06	5	0.06	5	0.06	5	0.06	5
2月	—	—	0.06	5	0.06	5	0.06	5		
3月	—	—	0.06	5	0.06	5	0.06	5		
4月	0.00	0	0.06	5	0.06	5	0.06	5		
5月	0.00	0	0.06	5	0.06	5	0.06	5		

6月	0.06	5	0.06	5	0.06	5	0.06	5
7月	0.06	5	0.06	5	0.06	5	0.06	5
8月	0.06	5	0.06	5	0.06	5	0.06	5
9月	0.06	5	0.06	5	0.06	5	0.06	5
10月	0.06	5	0.06	5	0.06	5	0.06	5
11月	0.06	5	0.06	5	0.06	5	0.06	5
12月	0.06	5	0.06	5	0.06	5	0.06	5

③【収益率の推移】

計算期間	収益率 ^(注)
第1会計年度 (2005年4月21日－2005年10月31日)	6.70%
第2会計年度 (2005年11月1日－2006年10月31日)	9.45%
第3会計年度 (2006年11月1日－2007年10月31日)	6.96%
第4会計年度 (2007年11月1日－2008年10月31日)	－21.78%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の一口当たりの純資産価格（該当期間の分配金の合計金額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の一口当たりの純資産価格（分配落の額）

（第1会計年度の場合、一口当たり当初発行価格（10米ドル））

第2【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

管理事務代行会社はブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ（名義書換事務受託会社、住所：ルクセンブルグL-2014、B.P.403、プリンス・アンリ通り33番）に、ファンドに対する一定の名義書換事務代行サービスの提供を委託している。

日本の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。名義書換のための受益者の法的資格には多くの法的制限がある。

（ロ）受益者集会

受託会社または投資顧問会社は、いつでも（アメリカ以外で）受益者集会を招集することができる。受託会社は、合計で発行済ファンド証券の10%以上の受益者から要請があった場合、かかる集会を招集しなければならない。21日以上前の通知が、受益者に送付されなければならない。

すべての受益者集会についての出席、定足数および多数決に関する条件および受益者の議決権は、信託証書に記載されているとおりである。受益者は、各ファンド証券ごとに1議決権を有する。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

投資顧問会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある）バミューダ諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。）によるファンド証券の取得も制限することができる。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの追加情報】

1【ファンドの沿革】

1971年3月8日	管理会社設立
2003年12月1日	信託証券締結
2005年4月1日	信託証券第十補遺締結
2005年4月21日	サブ・ファンドの運用開始
2005年4月25日	日本におけるサブ・ファンドの募集開始
2005年6月29日	信託証券第十一補遺締結
2005年9月1日	信託証券第十二補遺締結
2006年6月20日	信託証券第十四補遺締結
2006年9月22日	信託証券第十六補遺締結
2008年11月18日	信託証券第十八補遺締結

2【ファンドに係る法制度の概要】

(i) 準拠法の名称

ファンドは、バミューダ諸島の法律に基づき設立されている。ファンドは1969年バミューダ金融庁の法律および投資ファンド法に服する。

(ii) 準拠法の内容

① 1969年バミューダ金融庁の法律

BMAは、1969年バミューダ金融庁の法律に基づき、バミューダ諸島内において、またはバミューダ諸島内から事業を行っている金融機関を監督、規制および検査する義務を負う。かかる趣旨においては、投資ファンド法第二条において定義される投資ファンドは、BMAの監督および検査権限に従う金融組織である。投資ファンド法は、とりわけ投資ファンド法第二条において定義される投資ファンドに該当する金融組織を規制するという観点から制定されている。

BMAは、投資ファンドを監督および規制しており、ファンドの業務運営者に、BMAが合理的に要求するファンドの運営に関する報告書を提出するよう要求する。

ファンドは、会計年度終了から6か月以内に、ファンドが投資ファンド法、ファンドの規則およびファンドの目論見書上の規則を遵守している旨を確認する文書を、BMAに提出しなければならない。ファンドのサービス提供会社は、特別な懸案事項についての報告書をBMAに提出しなければならない。

BMAは、トラストの受託会社またはいずれかのサービス提供会社に対し、投資ファンド法の下での職務を遂行するためにBMAが合理的に要求する情報をBMAに提供するよう要求することができる。特に、BMAは、書類の作成を要求することができ、特定の状況下においては必要とされる情報および書類の入手を目的とした立入り検査を行う権利を有する。投資ファンド法にはまた、BMAによりまたはBMAのために調査を開始するための条項もある。

② 投資ファンド法

投資ファンド法は2007年3月7日に施行された。投資ファンド法により、1998年BMA（集団投資ファンドスキーム分類）規則（以下「CIS規則」という。）は無効となる。投資ファンド法の目的は、投資家の利益保護という観点に立った、バミューダの投資ファンドの設立および運営に適用される規範および基準を確立することである。投資ファンド法は、認可の取得を免除される場合を除き、投資ファンド法が適用されるすべての投資ファンドによる認可の取得を要求している。認可を受けた投資ファンドは、BMAにより、

（1）法人向けファンド（Institutional funds）、（2）管理型ファンド（Administered funds）およ

び(3)標準ファンド(Standard funds)に分類される。

投資ファンドは、複数の方法により構成および設立される。1981年会社法(改正済)(以下「会社法」という。)により免税会社として登録されかつミューチュアル・ファンドと称される会社は、日本からの投資家を除き、これまでのところ投資ファンドのために利用される投資ビークルとしては最も一般的な形のものである。このような会社は登録により設立され、すべての必要な情報が受領されれば設立手続きにわずか数日しかかからない。

投資ファンドはまた、(1)ユニット・トラスト・スキーム(日本からの投資家が選好する。)、(2)クローズ・エンド型投資会社(すなわちミューチュアル・ファンド会社ではない会社。) または(3)リミテッド・パートナーシップとして構成および組織することもできる。

法律上の観点からすると、2006年投資ファンド法(以下「投資ファンド法」という。)における「投資ファンド」の定義は範囲が広く、参加者が当該資産の運用により利益を得ることができるあらゆる種類の資産に関する取り決めが含まれている。かかる取り決めは、会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップの形をとることができるが、投資ファンド法が適用されるのは、ファンドの設立証書および目論見書に従い決定される価格において、当該設立証書および目論見書に従い買戻しが行われるファンドの権利および持分(名称は問わない。)(以下「ユニット」という。)を参加者が有することができる取り決めに限られる。したがって、投資ファンド法は、投資者に償還または買戻しの権利を付与していない投資ファンド、即ちクローズ・エンド型投資ファンドには、適用されない。投資ファンド法が適用されるのは、バミューダにおいて設立、構成および／または組織されるミューチュアル・ファンド会社、ユニット・トラストおよびリミテッド・パートナーシップに限られる。

3【監督官庁の概要】

ファンドは、BMAの監督に服している。監督の主な内容は次の通りである。

(i) 投資ファンド法および規則

BMAは、1969年バミューダ金融庁の法律に基づき、バミューダ諸島内において、またはバミューダ諸島内から事業を行っている金融機関を監督、規制および検査する責任を負っている。かかる趣旨において、投資ファンド法第二条において定義される投資ファンドは、BMAの監督および検査権限に従う金融組織である。

投資ファンド法は2007年3月7日に施行された。投資ファンド法により、CIS規則は無効となる。投資ファンド法の目的は、投資家の利益保護という観点に立った、バミューダの投資ファンドの設立および運営に適用される規範および基準を確立することである。投資ファンド法は、認可の取得を免除される場合を除き、投資ファンド法が適用されるすべての投資ファンドによる認可の取得を要求している。認可を受けた投資ファンドは、BMAにより、(1)法人向けファンド(Institutional funds)、(2)管理型ファンド(Administered funds) および(3)標準ファンド(Standard funds)に分類される。

適切な分類で認可を取得するために、

- (a) ファンドは、監査済みの年次財務書類を作成しなければならない。ただし、BMAは、適切であると考えられる場合、特定の年度についてファンドの財務書類は監査を受けなければならないという要件を適用しないことがある。
- (b) ファンドは、投資管理者、監査人および管理事務代行会社を任命しなければならず、または、認可を受ける段階でこれらの者を任命する。
- (c) ファンドの財産は、バミューダにおいて認可を取得しているか、またはバミューダ以外の地域で設立されている場合はこれに相当する規制監督に服している保管受託銀行に委託しなければならない。BMAは、異なる取決めによりファンドの財産の安全な保管体制が整っていると判断する場合は、当該要件の免除を認めている。かかる免除は、フィーダー・ファンドおよびファンド・オブ・ファンズにおいて、関連するマスター・ファンドにのみ投資が行われ、かかるマスター・ファンドが保管受託銀行または承認されたブライム・ブローカーを任命している場合に認められ、ファンド・オブ・ファンズの場合は保有資産が主に銀行預金および投資先ファンドの登録済み株式で構成されていること

を条件とする。免除は、主としてインフラストラクチャーのタイプの資産に投資されるファンドの場合にも、認められることがある。

- (d) 保管受託銀行はまた、業務運営者（投資ファンド法の定義では、ユニット・トラストに関しては受託者、リミテッド・パートナーシップに関してはゼネラル・パートナー、およびミューチュアル・ファンド会社の場合は会社をいう。）から独立していなければならない、さらに

(1) ミューチュアル・ファンド会社の場合は、取締役、

(2) パートナーシップの場合は、パートナー

からの独立が義務付けられている。

BMAは、かかる措置が適切であると考える場合、ファンドの業務運営者から申請を受けた場合、保管受託銀行は、業務運営者、ミューチュアル・ファンドの取締役、またはパートナーシップのパートナーから独立していなければならないという要件を、適用しないことがある。

- (e) 業務運営者およびサービス提供会社となる予定の者は、かかる行為を行うものとして適切かつ適正な者でなければならない、その経験および知識の組み合わせは、ファンドの目的に適したものでなければならない。

- (f) ファンドは、ファンドの規則およびファンドの目論見書上の規則の要件を遵守しなければならない。

認可を取得しているファンドはすべて、登録機関を任命しなければならない、かかる者がバミューダにおいて参加者名簿を保管することを要求されている。

(ii) BMAに対する承認の申請および承認の取消

ファンドの認可の申請は「投資ファンド法申請書式」によって行われ、設立、構成および／または組織の承認ならびにファンドのユニットの発行および譲渡の一括承認の要請と、同時にまたは希望する場合は、事後に、BMAに提出される。

業務運営者が関連する認可申請の提出に先立ってファンドを設立または組織することを望む場合には、BMAは、プロモーターになる予定の者の精査を含む標準的な設立関連デュー・ディリジェンス手続きをただちに開始する。さらに、認可または免除についての最終決定権を毀損せずに設立／組織について早い決定をする。設立が承認された場合、プロモーターは、必要な銀行口座を開設するなど、ファンドが営業を開始するために至急準備をする地位に就き、設立に通常伴うその他の手続きをとる。しかし、ファンドが認可または免除を得るまで営業を開始できないことは明らかである。

申請の迅速な処理の一助として、BMAは、プロモーターになる予定の者およびサービス提供会社の名称をBMAに事前通知するために使用される直通連絡用Eメール・アドレスを設置したことに留意しなければならない。

認可申請は下記を伴わなければならない。

- (a) 会社名およびファンドの各サービス提供会社の登記上の事務所または本店の確認書、
(b) 認可のための要件をファンドが遵守している、または認可された際には遵守することを確認する業務運営者の署名した証明書、
(c) BMAが合理的に要求する情報、および
(d) 申請料。

BMAは、ファンドが適切な分類で認可されるための申請を認めることがある。

BMAに対する投資ファンドの認可および分類の申請は、手続きに通常、2営業日から5営業日を要する。

投資ファンド法は、経過規定を含み、それにより、CIS規則の下でバミューダ法人向けスキームとして承認された各投資ファンドは、新投資ファンド法の下で法人向け投資ファンドとして認可され分類される。既存のバミューダ標準スキームは、標準投資ファンドとして分類される。さらに、CIS規則の下で承認された投資ファンドがその分類に課された条件に従っている場合、当該条件は投資ファンドに適用され続ける。いかなる当該投資ファンドも、手数料なしで分類を変更することができるが、分類変更の当該申請は投資ファンド法の開始日から6か月以内になされる。

BMAは、トラストを認可する要件が満たされなくなるか、トラストの受託会社またはトラストのサービス提供会社のいずれかが投資ファンド法の下での要件に違反しているか違反しそうであるかまたはBMAに虚偽のまたは誤解を与える情報を提供したと判断した場合、トラストの認可を取り消し、業務を停止させることがある。BMAが、トラストの認可の取消しの根拠とするほどには状況が重大ではないと判断した場合、受託会社に対してトラストの広告を停止するか受益証券の販売または買戻しを中止するかの指示をすることができる。BMAはまた、トラストの受益者または潜在的受益者の利益を保護するよう指示をすることができる。トラストはまた、事実上休眠状態であり最低12か月間投資活動を行っていない場合、認可を取消されることがある。受託会社は、BMAの決定により権利が侵害されていると判断した場合、特別に設置された上訴裁判に上訴することができる。

(iii) BMAによる検査

BMAは、トラストの受託会社またはいずれかのサービス提供会社に対し、投資ファンド法の下での職務を遂行するためにBMAが合理的に要求する情報をBMAに提供するよう要求することができる。特に、BMAは、書類の作成を要求することができ、特定の状況下においては必要とされる情報および書類の入手を目的とした立入り検査を行う権利を有する。投資ファンド法にはまた、BMAによりまたはBMAのために調査を開始するための条項もある。

BMAの事前の承認を得ることなく、集団投資スキームの目論見書に重大な変更を加えてはならない。集団投資スキームは、BMAの書面による特定のまたは包括的な認可を得ることなく、受益証券を発行し、またはこれを後日譲渡することができない。

(iv) 法令遵守、罰則

ファンドは、BMAに対して会計年度終了後6か月以内に、ファンドが投資ファンド法、ファンドの規則およびファンドの目論見書上の規則の要件を遵守していることを確認する書面を提出しなければならない。

ファンドのサービス提供会社は、特定の重要事項についてBMAに報告することを要求されている。サービス提供会社が、ファンドの資産が実質的に目論見書に従って投資されていないことまたはファンドの一般的な管理が実質的にその設立書類の規定にしたがっていないことに気付いた場合、当該サービス提供会社は、事実の発生から14日以内にBMAに通知しなければならない、業務運営者に当該事実を書面で報告しなければならない。

当該報告をしなかったサービス提供会社は、刑事罰を受ける。

さらに、投資ファンド法に違反してバミューダにおいてまたはバミューダから投資ファンドを運営するいかなる者も、刑事罰を受ける。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売手続等

投資者がサブ・ファンドの受益証券を申し込むためには、①所定の申込書類に必要事項を記入して、②必要な申込代金を送金するよう手配を行う。

管理会社は、継続的にサブ・ファンドの受益証券を受益証券一口当たりの純資産価格で発行することができる。ただし、管理会社は、一時的に発行を停止する権利を有する。受益証券一口当たりの発行価額は、後記「第3 管理及び運営、1 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（i）純資産価格の計算」に記載する要領で計算した各取引日における受益証券一口当たりの純資産価格とする。ただし、名義書換事務受託会社が米国東部標準時の正午までに名義書換事務受託会社が受諾できる書式の受益証券の購入申込みを受領しなかった場合、受益証券一口当たりの発行価格は、次の取引日に決定される受益証券一口当たりの純資産価格とする。

サブ・ファンドは米ドル建てとする。受益証券は、無額面の一または複数のクラスで発行され、追加のクラス受益証券を将来募集することができる。

各投資者は、最低10万米ドルの投資を維持しなくてはならない。投資顧問会社は、適当と判断される場合、単独の裁量により、これらの額を減額または放棄することができる。

受益証券の申込代金は、受託会社またはその指名する代理人の命令に従って、サブ・ファンドの口座に即時現金化可能資金を送金して支払われる。サブ・ファンドの受益証券の申込みは米ドル貨で行われる。支払は、自由に交換可能な通貨で行うこともできるが、その場合、投資顧問会社は、申込人の費用とリスクにおいて、両替を要求することができる。特別の場合、受益者となろうとする者は、支払を投資証券その他の金融商品の譲渡により行うことができる。かかる現物支払は、譲渡される当該投資証券その他の金融商品がサブ・ファンドに、投資目的および投資方針に従って保有されることとなると投資顧問会社が考える場合にのみ許容される。受益者があるサブ・ファンドから別のサブ・ファンドへの転換を行った結果として発行された受益証券の代金は、あるサブ・ファンドの財産の資産を別のサブ・ファンドの財産に移すことによって、現物で支払うことができる。

管理会社は、受託会社の承諾の上、管理会社がその単独の裁量で決定する数量の受益証券にその単独の裁量で決定する方法で受益証券を分割および／または併合することを決定することができる。受益証券の分割および／または併合にあたり、受託会社は（分割および／または併合の効力発生前に通知していなかった場合）、直ちに分割および／または併合を受益者名簿にその名前が記載されている各受益者（または共同受益者の場合は筆頭受益者）に対して通知する。

確認書

名義書換事務受託会社は、申込みまたは買戻しの直後に、サブ・ファンドの受益証券の保有数の確認書を送付する。受益証券の券面は発行しないものとする。

受益証券の所有権と譲渡

受益証券の所有権は、譲渡人および譲受人が、または譲渡人および譲受人の代理人を務める受益者名簿に登録された適当な委任状を保有する者が、日付を記入し、署名した書面による譲渡申請により、譲渡される。譲受人は、法律の規定、政府等が定めた要件もしくは規則または管理会社もしくはその指名する代理人の方針等を遵守するために、管理会社またはその指名する代理人が要求する情報を提出する義務を負う。また譲受人は、①以下に記載する受益証券の購入または保有を制限されていない者に受益証券を譲渡すること、および、②譲受人が自己の勘定で受益証券を取得することを、書面により管理会社またはその指名する代理人に表明することを要する。受益証券の譲渡人は、受益証券に関して譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者名簿に登録されるまでは、引き続き受益者として譲渡の対象となった受益証券に対する権利を有するものとみなされる。管理会社は、その単独の裁量で譲渡を拒否することができる。

所有の制限

管理会社またはその指名する代理人は、独自の裁量にしたがって、居住地または設立地を問わず、個人または法人に対する受益証券の発行を一時的または恒久的に中止または制限することができる。管理会社またはその指名する代理人は、サブ・ファンドの受益証券の購入もしくは保有が禁止されている受益者が保有し、または受益証券の保有が当該法域の法律に違反する場合、いつでも、受益証券を買い戻すことができる。管理会社またはその指名する代理人が受益者に対して強制的買戻しの通知を送付した場合、かかる受益者は強制的買戻し通知に記載する日の営業終了時に、直ちに同通知に記載する受益証券の所有者ではなくなるものとする。強制的買戻しに基づいて管理会社またはその指名する代理人が買い戻す受益証券の買戻価格は、通知に記載する日の当該受益証券の純資産価額とし、サブ・ファンドの資産から支払われるものとする。

受益証券を、直接または間接的に、米国において、または米国人（以下に定義する。）に対して、販売し、譲渡し、または引き渡すことができない。ただし、米国および受益証券の販売を行う米国のいずれかの州の証券法を遵守している場合はこの限りではない。ただし、ファンドは、限られた人数または範囲の米国人向けに受益証券の私募を行う権利を留保する。さらに、ファンドは、受益者に適格性に関する追加的条件を課し、または投資を行おうとする者の申込みの一部もしくは全部の承諾を拒絶することができる。

米国人には、（１）証券法に基づいて公布されたレギュレーションSのルール902に定める「米国人」を含むが、（２）米国商品取引法に基づくルール4.7に定める「非米国人」（レギュレーションSのルール902に規定する「米国人」ではない者）を含まない。

現在、レギュレーションSは、「米国人」を以下のように定義している。

- （a）米国に居住する自然人
- （b）米国の法律に基づいて設立されたパートナーシップまたは法人
- （c）執行者または財産管理人が米国人である財団
- （d）受託者が米国人である信託
- （e）米国に所在する外国の法主体の代理人または支店
- （f）米国人の利益のためにまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託機関が保有する非一任勘定またはこれに類する勘定（財団または信託を除く。）
- （g）米国で組織され、設立され、または（個人の場合）米国に居住するディーラーまたはその他の被信託人が保有する一任勘定またはこれに類する勘定（財団または信託を除く。）
- （h）法人またはパートナーシップで、①米国外の法域の法律に基づいて設立され、②証券法に基づき登録されていない証券に投資することを主たる目的として米国人が設立したもの（ただし、自然人、財団または信託以外の適格投資家（証券法に基づくルール501（a）の定義に従う。）が設立または所有する場合を除く。）

「米国人」には、下記のものを含まない。

- （a）米国で組織され、設立され、または（個人の場合）米国に居住するディーラーもしくはその他のプロの受託機関が米国人の利益のために、または米国人の勘定で保有する一任勘定またはこれに類する勘定（財団または信託を除く。）
- （b）執行者または財産管理人を務めるプロの受託機関が米国人である財団で、①米国人でない財団の執行者または財産管理人が財団の資産に関して、単独で、または共同して投資判断を下し、かつ、②財団に外国の法律が適用される場合。
- （c）執行者または財産管理人を務めるプロの受託機関が米国人である信託で、米国人でない信託の受託者が信託の資産に関して、単独で、または共同して投資判断を下し、信託の受益者（信託が取消可能である場合は、設定者）が米国人でない場合。
- （d）米国以外の国の法律、慣行および書類に従って設立され、運営される従業員給付基金
- （e）米国以外に所在する米国人の代理店または支店で、①有効なビジネス上の理由で営業し、②銀行または保険業に従事しており、所在する法域の銀行または保険に関する実体的規制に服する場合。

- (f) 国際通貨基金、国際復興開発銀行、米州開発銀行、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、国連および国連の部局、関係者、年金基金ならびにその他これに類する国際機関およびその部局、関係者および年金基金

現在、米国商品取引法規則ルール4.7は、関係部分において、以下の者を「非米国人」とみなすことを規定している。

- (a) 米国の居住者ではない自然人
- (b) パッシブ運用を主たる目的として、外国の法域の法律に基づいて設立され、外国の法域を主たる事業地とするパートナーシップ、法人またはその他の法主体
- (c) 源泉に関係なく、所得が米国の所得税の対象とならない財団または信託
- (d) パッシブ運用を主たる目的として設立された、資産プール、投資会社等の法主体（ただし、非米国人もしくは適格投資家としての資格がない者が保有する法主体の利益参加型受益証券が合計でかかる法主体の持分の10%未満であり、かつ利益参加者が非米国人であることを理由に米国商品先物取引委員会規則パート4に定める一部の条件の適用が免除された運営者に関する資産プールに対する非米国人としての資格がない者の投資を促進すること主たる目的として設立された法主体であることを条件とする。）
- (e) 米国以外で設立され、米国以外を主たる事業地とする法主体の従業員、執行役員または親会社の年金基金

以上にかかわらず、レギュレーションS上の「非米国人」とみなされる者およびルール4.7上の「非米国人」は、原則として、米国連邦所得税法上の所得税が賦課される。かかる者はサブ・ファンドへの投資について各自の税務顧問と相談するべきである。また、投資者は、原則として、米国の納税者でないことの証明を求められる。

ファンドが認可していない米国人が、単独で、または他の者と共同して、受益証券を所有していることにファンドが気づいた場合、受託会社は、かかる受益証券を強制的に買い戻すことができる。

申込みによってサブ・ファンドの規制上の地位が損なわれるとファンドが判断する場合は、原則として、かかる申込みの承諾を拒絶する。また、サブ・ファンドの規制上の地位が損なわれる場合、ファンドは、上記の適格性の基準に合致しない投資者の投資を承認しない権利を留保する。

マネー・ロンダリング規制

マネー・ロンダリングを防止し、テロへの資金援助に対抗するための責任を果たすため、名義書換事務受託会社、その関連会社、子会社または関係人は、申込者の身元および申込代金の資金源の詳細な確認をしなければならない。各申込みの状況により、以下の場合、詳細な確認は必要とされない。

- (a) 申込者が、公認の金融機関の申込者名義の口座から支払を行う場合。または、
- (b) 申込みが、公認の仲介業者を通じて行われた場合。

これらの例外は、上記の金融機関または仲介業者が十分なマネー・ロンダリング規制を有すると認められる国に存在する場合にのみ適用される。

名義書換事務受託会社は、申込者の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。申込者が確認手続のために必要な情報を提供しないかまたは提供が遅れた場合、名義書換事務受託会社は、申込みおよび買付金の受理を拒絶することができる。

最近のアメリカ合衆国のマネー・ロンダリング規制や今後の規制により、さらなる情報が要求されることがある。USAパトリオット法（USA PATRIOT ACT）により改正された米国銀行秘密保護法（The U.S. Bank Secrecy Act）は、アメリカ合衆国内の一定の金融機関に対して、マネー・ロンダリング防止措置の採用を義務付けており、金融機関に対し顧客の身元確認義務および疑わしい取引の報告義務を課している。将来、他の種類のものが追加される可能性がある。

ルクセンブルグの居住者は、（申込みその他の方法による）ファンドへの支払に犯罪行為による金員が含まれているとの疑いをもつ場合には、ルクセンブルグのCSSFサーキュラー2005/211およびマネー・ロン

ダリング規制に適用のあるルクセンブルグのその他の法律に従ってかかる疑いを報告する義務を負う。

（２）日本における販売手続等

日本においては、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの申込期間中の各日に販売取扱会社により取扱いが行われる。受益証券を申し込む投資者は、販売取扱会社と口座約款を締結するものとし、販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書の提出を受ける。

受益証券は、一口当たりの純資産価格で購入することができる。最低販売単位は、1口以上1口単位とする。ただし、各販売会社毎にこれと異なる販売単位を定めることができる。日本における約定日は原則として販売取扱会社が当該注文の執行を確認した日（通常発注日の日本における翌営業日）であり、日本における約定日から起算して日本における第4営業日目に、受渡しを行うものとする。

申込手数料は、3.675%（税込）を上限として各販売会社が定める料率とする。

販売取扱会社は、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した投資者の場合、買付代金の受領と引換えに取引残高報告書または他の通知書を交付する。買付代金の支払は、円貨または米ドル貨によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、サブ・ファンドの純資産が1億円未満となる等協会の定める「外国投資信託証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し手続等

サブ・ファンドの受益者は、保有する受益証券を適用ある当該受益証券の純資産価額でいつでも買戻請求することができる。

買戻しは、名義書換事務受託会社が、名義書換事務受託会社が受諾できる書式の受益証券の買戻通知を受け取った関連する取引日に決定され、下記「純資産価格の計算」の項のとおり算定されるサブ・ファンドの受益証券一口当たりの純資産価格で実施される。ただし、名義書換事務受託会社が米国東部標準時の正午までに買戻通知を受領しなかった場合、買戻通知は受領したとみなされ、買戻しは、次の取引日に算定される受益証券一口当たりの純資産価格で実施される。かかる買戻し後、受益者は（i）本書で明記されるサブ・ファンドの最低保有口数を保有するか、または（ii）受益証券を保有しないかのいずれかでなければならない。

買戻手数料は課せられない。買戻価格の支払は、原則として、受託会社またはその指名する代理人により、名義書換事務受託会社が買戻通知を受領するまたは受領したとみなされる取引日から2営業日以内に、銀行振替で送金される。ただし、一定の状況下において、当該取引日から8営業日以内に支払を行うことができる。

買戻価格は、米ドルで支払われ、また管理会社がファンドの最善の利益に適うと判断する場合、管理会社より決定がなされ、かつ随時訂正される本書にその開示がなされない限り、買戻価格はサブ・ファンドの資産を構成する投資対象を現物で分配することで決済する。また、買戻しを求める受益者の請求に応じて、自由に換算できるその他の通貨で受益証券の代金を支払うことができる。ただし、為替の費用は受益者に支払うべき金額から差し引かれる。実際に分配が行われる前に、買戻代金に利息は付されない。

投資顧問会社は、通常の下況下では、受益者から請求を受け次第、すみやかに受益証券の買戻しを実施できるように、各サブ・ファンドが適正な水準の流動性を維持するように努力する。

以上の手順に基づく買戻請求は、取消不能であるが、「純資産価格の計算の停止」または「ファンドの解散」に記載するいずれかの理由により買戻請求に応じられない場合、受益者は、かかる請求を取り消すことができる。

管理会社またはその指名する代理人が、受益証券の購入もしくは保有を禁止されている者が、またはかかる者の利益のために、受益証券を保有していると判断する場合（「所有の制限」参照）、管理会社またはその指名する代理人は、かかる受益者に通知をして、通知に記載する日の買戻価格で受益証券を買い戻すことができ、通知に記載する日の営業終了時点において効力を発生するものとする。

大量取引通知

サブ・ファンドまたはその代理人は、随時、現在の受益者もしくは将来の受益者がサブ・ファンドの受益証券に関する大量取引注文を行う旨の通知または金融仲介業者がかかる注文を受領した旨の通知を受領することがある。サブ・ファンドは、後日まで注文がなされないかまたは処理されない場合であっても、当該注文を見込んでポートフォリオ取引の締結を決定することができる。この取扱い、受益者が取引注文をだす時点とサブ・ファンドがかかる注文に基づきポートフォリオ取引を締結する時点をより密接に相関させようとするものであり、買い注文の場合にはサブ・ファンドがより十分に証券に投資することを可能とし、買戻し注文の場合には投資ポジションをより整然と清算することを可能とする。一方で、現在の受益者もしくは将来の受益者または金融仲介業者（該当する場合）は最終的に注文をださないかまたは注文を処理しない可能性がある。この場合、サブ・ファンドは当該注文を見込んで締結されたポートフォリオ取引の決済のために資産の借入れを行う必要があり、このため借入費用が生じることがある。またサブ・ファンドはこれらのポートフォリオ取引により投資損失をこうむる可能性がある。逆に、サブ・ファンドは当該ポートフォリオ取引により、収益および投資利益を享受することもある。

（２）日本における買戻手続等

サブ・ファンドの受益証券は、下記の方法により、販売会社から名義書換事務受託会社に対して通知することにより、各取引日（「買戻日」）に買い戻すことができる。買戻しは、受益証券一口単位で行うことができる。

買戻しは、名義書換事務受託会社が受益証券の買戻通知を受け取った取引日に決定され、下記「純資産価格の計算」の項のとおり算定される受益証券一口当たりの純資産価格で実施される。ただし、名義書換事務受託会社が米国東部標準時の正午までに買戻通知を受領しなかった場合、買戻しは、次の取引日に算定される受益証券一口当たりの純資産価格で実施される。

買戻し金額は円貨または米ドル貨で支払うものとし、米ドル貨と円貨との換算は、該当する約定日における日本での東京外国為替市場の外国為替レートに準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

日本における約定日は、日本において販売会社が当該注文の成立を確認した日（通常発注日の日本における翌営業日）であり、日本における買戻代金の支払は、日本における約定日から起算して日本における４営業日目に行われる。

３【乗換え】

受益証券は、別のサブ・ファンドの受益証券に転換することができず、他のサブ・ファンドの受益証券も、本サブ・ファンドの受益証券に転換することができない。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

（i）純資産価格の計算

公表の頻度

サブ・ファンドの受益証券一口当たりの純資産価格は、管理会社の監督の下で、管理事務代行会社により、各取引日のニューヨーク証券取引所における通常取引終了時点（原則として米国東部標準時の午後4時）（以下「NYSE取引終了時」という。）で計算される。

本書で使用される「取引日」および「営業日」は、同じ意味であり、ニューヨーク証券取引所の各取引日をいい、元旦、マーチン・ルーサー・キング・ジュニア・デイ、ワシントンズ・バースデイ（一般的にはプレジデント・デイとして知られる）、聖金曜日、メモリアル・デイ、独立記念日、レイバー・デイ、サンクスギビング・デイおよびクリスマスが除かれる。

（サブ・ファンドが買戻可能な期間中の）受益証券一口当たりの純資産価格ならびに受益証券の発行価格および買戻価格は、管理事務代行会社の主たる事務所で受益者に公表される。

サブ・ファンドの資産の計算と評価

サブ・ファンドの受益証券一口当たりの純資産価格は、①（a）サブ・ファンドに帰属する資産の価値およびかかる資産に基づく利益から、（b）サブ・ファンドに帰属する費用および債務ならびに適正または必要とみなされる将来の費用の引当金または準備金を差し引いた金額を、②その時点におけるサブ・ファンドの発行済受益証券の総数で除して計算される。ただし、サブ・ファンドの受益証券が別個のクラスに分割された場合は、受益証券一口当たりの純資産価格は、特定クラスに固有の費用および手数料ならびに債務を別個に計上するため、各クラス別個に計算される。

受益証券一口当たりの純資産価格を計算する上で、市場価格が容易に入手できる組入証券その他の資産は、所定の市場価格で評価される。市場価格は、原則として、最後に報告された売値、売りが報告されていない場合は、相場報告システム、評価の確立しているマーケット・メーカーまたは価格設定サービスから入手した価格に基づいて算定する。日々の市場価格が容易に入手できない一部の証券または投資対象は、その他の証券または指数を参考にして評価することができる。満期が60日以内の短期の投資対象は、原則として、償却後原価で評価する。取引所で売買されているオプション、先物および先物オプションは、取引所の決済価格で評価する。市場価格が容易に入手できないその他の有価証券は、投資顧問会社または投資顧問会社の指示にしたがって行動する者が誠実に算定した公正価格で評価する。異常な状況下では、ファンドは、通常の方法で証券を評価する代わりに、投資顧問会社が誠実に算定した公正価格または見積価格で評価することができる。関係する市場の取引が終了した後、NYSE取引終了時の前に、異常な事態が発生した場合も、公正価格を使用することができる。

最初に米ドル以外の通貨で評価した投資対象は、価格設定サービスから入手した為替レートを使用して米ドルに換算する。米国以外の市場で取引される米ドル以外の通貨建ての証券の価格は、ニューヨーク証券取引所が終了しかつ投資者が受益証券の購入、買戻または交換ができない日に相当の影響を受けることがあり、投資者は、受益証券を購入、買戻請求、または交換することができない。

組入証券は、ニューヨーク証券取引所が営業している日のNYSE取引終了時に評価する。受益証券一口当たりの純資産価格を計算する上で、サブ・ファンドは、原則として、NYSEの取引終了直後に受領した米国の株式関連証券に関する価格データを使用し、NYSEの取引終了後に行われた取引、決済または精算については通常考慮に入れないものとする。米国の債券および米国以外の証券は、原則として、NYSE取引終了時以前に、かかる証券の主要市場の取引終了時のデータを使用して価格を設定するものとする。特定の日に受益証券一口当たりの純資産価格を計算した後にファンドまたはその代理人が了知した情報は、原則として、それ以前に算定した証券の価格または受益証券一口当たりの純資産価格を遡及的に調整するために使用

しないものとする。ナスダック市場および時価総額の小さい証券の公正な市場価格もまた最終報告売却価格の代わりにナスダック公式終値（以下「NOCP」という。）を用いて算定される。

（ii）純資産価格の計算の停止

管理会社または受託会社（場合による。）が受益者の利益を顧慮した上でサブ・ファンドの純資産価額の決定の停止が好ましくかつ十分な理由があると判断する場合、管理会社は、1か月を超えない期間、受託会社の事前の同意を得て、サブ・ファンドに関する純資産価額（および一口当たりの純資産価格）の決定を停止でき、受託会社が要求する場合には停止する。管理会社および／または受託会社は、以下の状況において、サブ・ファンドの純資産価額の決定、当該サブ・ファンドの受益証券の発行および買戻しを停止することが予定されている。

- （a）サブ・ファンドの資産の重要な部分につき価格設定している主要な市場もしくは証券取引所が通常の休日以外で閉鎖されている期間、または、取引が実質的に制限もしくは停止されている期間。
- （b）受託会社が行うサブ・ファンドの資産の処分が実行不能となる緊急事態が発生している期間。
- （c）サブ・ファンドの資産の価格またはサブ・ファンドの資産の重要な部分につき価格設定している主要な市場もしくは証券取引所における時価を決定するために通常使用される通信手段が故障している期間。
- （d）サブ・ファンドの資産の換金または支払に伴う送金が不可能である期間。
- （e）サブ・ファンドを実質的に終了もしくは清算させる事態（受託会社の裁量により判断される。）が発生している期間、または、BMAが命ずる期間。

かかる停止については、BMAおよび全受益者に対して停止後7日以内に通知され、かかる停止期間の終了前にも速やかに通知される。

サブ・ファンドの純資産価額の計算が停止されている期間中、受益証券を販売、買戻しまたは譲渡することができない。

（2）【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（3）【信託期間】

ファンドは、下記「（5）その他（ロ）ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により終了しない限り、信託証書の日付から100年間継続する。

（4）【計算期間】

サブ・ファンドの会計年度末は毎年10月31日である。

（5）【その他】

（イ）発行限度額

受益証券の発行金額は、上限がない。

（ロ）ファンドの解散

管理会社は、サブ・ファンドに関して、純資産価額がサブ・ファンドの存続についてビジネス的な展開に至らず、または受益者の利益に資するものではなくなってしまうレベルにまで減少したことを理由として、その裁量により、受益者への通知後適当な時期にサブ・ファンドを終了することを決定することができる。

さらに、サブ・ファンドは、次の場合に終了することができる。

- ① 受益者に対する通知から90日目以降に管理会社が、裁量により決定したとき。
- ② 管理会社の意見によれば、サブ・ファンドの存続または他の法域への移転が違法となるか、または非現実的もしくは不適切またはサブ・ファンドの受益者の利益に反するとき。
- ③ サブ・ファンドの発行済受益証券の75%以上の多数決がサブ・ファンドの受益者の特別集会で決議されたとき。
- ④ バミューダ標準スキームとしてのファンドの承認が撤回されたとき。
- ⑤ 信託証書作成日から100年間を経過したとき。

さらにサブ・ファンドの純資産総額が、5,000万米ドルにまで減少した場合、これを終了することができる。

清算時において、受託会社は、ファンドの投資対象、財産その他の資産を換金し、支払うべき負債の適切な引当金を支払いまたは留保し、かつ、清算費用を留保した後に、換金された金銭を、ファンド清算時点におけるファンドに対する持分割合に応じて、（受託会社が合理的に要求する権利の証明（もしあれば）の提出により、）受益者および管理会社に分配する。

支払日から12か月間請求されない受託会社が保有する純利益その他の現金（未請求の分配金を含む。）は、受託会社が支払にかかる費用を留保する権利を有していたとしても、受託会社により裁判所に支払われる。受託会社は、受託会社により決定がなされ、かつ随時訂正される本書にその開示がなされない限り、投資者の権利を充足させるため、ファンドの一定の資産または財産を現物で分配することができる。

（ハ）信託証書の変更

ファンドは、2003年12月1日付でウィンチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッドにより締結され、随時改訂された信託証書に従い、バミューダの法律に基づきマルチ・シリーズ・トラストとして設定された。2006年9月22日付信託証書第16補遺により、2006年9月22日の営業終了時（米国東部標準時）をもって、ウィンチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッドはファンドの受託会社を退任し、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドがファンドの後任受託会社として任命された。

信託証書は、一定の場合における当事者の補償および責任からの免除の規定を有する。受益者および投資者となろうとする者は、信託証書の条項について助言を受けることが望ましい。本書と信託証書との間で相反がある場合には、信託証書の規定が優先される。

当該時において有効な信託証書の写しは、管理事務代行会社の営業所ならびに受託会社の本社において、通常の営業時間内中無料で閲覧することができる。

受益者または影響を受けるすべてのサブ・ファンドの受益者の最善の利益となると考えられる態様および限度において、受託会社および管理会社は、信託証書の補遺に基づき、信託証書の規定に修正、改訂、更改または追加をする権限を有する。

（ニ）関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

投資運用契約（随時改訂済。）は、受託会社または投資顧問会社が相手方当事者に60日前の事前通知を行うことにより、特定の月の末日に終了させることができる。

投資運用契約は、バミューダの法律に準拠し、同法に従って解釈される。

管理事務代行契約

管理事務代行会社、受託会社ならびに管理会社は、相手方当事者に60日以上前の書面通知を行うことにより、本契約（随時改訂済。）を終了させることができる。上記にかかわらず、管理事務代行会社、受託会社ならびに管理会社は、本契約のいずれかの当事者が破産または支払不能の決定を受けた場合、またはかかる当事者に対して、適用ある破産、支払不能もしくは類似の法律に基づく手続が開始する場合、相手方当事者に30日前の書面通知を行うことにより、いつでも本契約を終了させることができる。本契約のいずれの

当事者も、相手方当事者の書面による同意を得ることなく、本契約または本契約上の権利もしくは義務を譲渡することはできない。

管理事務代行契約は、バミューダの法律に準拠し、同法に従って解釈される。

保管契約

受託会社または保管受託銀行は、相手方当事者に60日以上前の書面通知を行うことにより、本契約（随時改訂済。）を終了させることができる。上記にかかわらず、いずれかの当事者は、本契約のいずれかの当事者が破産または支払不能の決定を受けた場合、またはかかる当事者に対して、適用ある破産、支払不能もしくは類似の法律に基づく手続が開始する場合、30日前の書面通知を行うことにより、いつでも本契約を終了させることができる。

保管契約は、ニューヨーク州の法律に準拠し、同法に従って解釈される。

名義書換事務委託契約

名義書換事務委託契約は、いかなる違約金の支払いもなしに、一方当事者から他方当事者に対する60日前の書面による通知をもって、いつでも終了することができ、また、名義書換事務受託会社がその権利を受託会社および管理会社の事前の書面による同意なしに譲渡した場合、自動的に終了する。

名義書換事務委託契約は、ニューヨーク州の法律に準拠し、同法に従って解釈される。

代行協会員契約書

代行協会員契約（随時改訂済。）は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了される。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約書

受益証券販売・買戻契約（随時改訂済。）は、受託会社、管理会社または販売会社が相手方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了される。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

2【開示制度の概要】

A バミューダ諸島における開示

① 監督官庁に対する開示

1981年バミューダ会社法第3部および第35条は、目論見書および募集について定めている。目論見書は、ミューチュアル・ファンドの取締役、またはユニット・トラストの場合には、ユニット・トラストの受託会社もしくは管理会社による受益証券の募集を構成する。パートナーシップには1981年バミューダ会社法の規定の適用はない。従って、集団投資スキームにより作成された目論見書または募集説明書は、ユニット・トラストまたはミューチュアル・ファンドを設定するためのBMAへの申請の一部を形成する。ファンド証券がバミューダ諸島で設立された会社ではない管理会社より募集されるため、英文目論見書は、バミューダ会社登記官への提出は要求されない。しかし、英文目論見書は、BMAにより承認され、重要な変更についてはBMAの承認を要する。

バミューダの会社が証券の公募を行う場合、目論見書を発行しなければならない。また、目論見書は、1981年バミューダ会社法第27（1）条の要件を遵守しなければならない。目論見書が1981年バミューダ会社法を遵守している旨を証明する弁護士によりバミューダ会社登記官に提出しなければならない。投資ファンド法の認可を受けたファンドの証券である場合には、目論見書はファンド目論見書規則にも従わなければならない。証券の継続募集について、目論見書の記載中重大な事項について真正でなくなる場合、補足目論見書をバミューダ会社登記官に届け出なければならない。

1981年バミューダ会社法は、目論見書は、（a）1981年バミューダ会社法に規定されている事項を含ん

でなければならず、または（b）パミューダ諸島外の一定の任命された証券取引所もしくは監督官庁により受領または受諾しなければならない旨規定されている。

ファンドはBMAが承認した監査人を選任しなければならない。

ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・エルエルピー（PricewaterhouseCoopers LLP）である。ファンドの会計監査は、米国の会計基準に基づいて行われる。

② 受益者に対する開示

監査済年次報告書は、決算日から3か月以内（もしくはその後可及的速やかに）に、受益者に送付される。また、監査済年次報告書および未監査半期報告書は、管理事務代行会社の本店において、閲覧または入手可能である。

ファンドおよびサブ・ファンドの会計年度は、毎年10月31日に終了する。サブ・ファンドの第一期の年次報告書は、2005年10月31日に終了する期間に対して作成された。

B 日本における開示

① 監督官庁に対する開示

（i）金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの信託証書および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、財務省関東財務局の閲覧室または金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）において、これを閲覧することができる。

受益証券の販売取扱会社は、有価証券届出書第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（「交付目論見書」）を投資者に交付する。また投資者から請求があった場合は、有価証券届出書第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（「請求目論見書」）を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を財務省関東財務局の閲覧室またはEDINETにおいて閲覧することができる。

（ii）投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、ファンドの信託証書を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

② 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

3【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければならない。従って販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできない。これら日本の受益者は販売取扱会社との間の口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。受益者の有する主な権利は次のとおりである。

(i) 分配金請求権

受益者は、受託会社の決定した分配金を、持分に応じて受託会社に請求する権利を有する。

(ii) 買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有する。

(iii) 残余財産分配請求権

ファンドおよびサブ・ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

(iv) 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

(v) 議決権

受託会社または投資顧問会社は、適当と考える時期および場所に、受益者集会を招集することができる（また、受託会社は、発行済受益証券の10分の1以上の保有者として登録されている投資者の書面の請求に応じて、受益者集会を招集する。）。

受益者集会の招集通知は、14日前までに受益者に送付するものとし、招集通知には集会の場所、日時および提案する決議の項目を明記するものとする。

受益者集会は、発行済受益証券の10分の1以上を保有する受益者本人または代理人の出席をもって定足数とする。受益者集会では、受益者集会の議決に付されたすべての決議は挙手で決定するものとする。ただし、投票が求められた場合はこの限りではない。挙手に際して、個人の場合には本人が出席し、法人の場合には正式に授權された代表者が出席したすべての受益者は一票の議決権を有するものとし、また投票に際して、かかる受益者は、保有するすべての受益証券に関して一票の議決権を有するものとする。

ファンドの決議が可決されるためには、決議案が提出された受益者集会に本人または代理人が出席した受益者が投じた票の過半数を必要とする。

受託会社および投資顧問会社が、変更によっても受益者または潜在的受益者は大きな不利益を被らないことを書面で認めない限り、受益者集会で受益者が投じた票の過半数によって可決された決議によることなく、信託証書を変更してはならない。

投資者が受益証券に対する適法な権利を有していない場合でも、受益者は、投票に際してかかる投資者の指示にしたがって、また挙手に際して（受益証券の口数に従って）かかる投資者の過半数の指示に従って、議決を行ったものとみなされる。

一定クラスの発行済受益証券に付されている全てまたは一部の特権は、（当該クラスの受益証券の発行要項に適用ある別段の規定がない限り）当該受益証券の個別の受益者集会で受益者本人または代理人による過半数の投票によって可決された決議の拘束力によって変更もしくは廃止することができる。かかる目的では、受託会社または管理会社は当該全てのクラスの受益証券が検討されている議案によって同様に影響を受けたと考えられる場合、受益証券の全てのクラスを1つのクラスで構成しているように扱うことができるが、その他の場合では別個のクラスとして扱うことができる。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、バミューダ諸島における外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内一丁目６番５号 丸の内北口ビル

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- （i）管理会社またはファンドおよびサブ・ファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- （ii）日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三 浦 健

同 橋 本 雅 行

東京都千代田区丸の内一丁目６番５号 丸の内北口ビル

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

上記（３）（ii）の取引に関連して日本の投資者が提起する訴訟に限って、その裁判管轄権は下記の裁判所が有し、適用法は日本法であることを管理会社は承認している。判決の執行手続は、日本法に従って行われる。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞ヶ関一丁目１番４号

第4【ファンドの経理状況】

- a. ファンドの直近2会計年度（平成18年11月1日から平成19年10月31日までおよび平成19年11月1日から平成20年10月31日まで）の日本文の財務書類は、アメリカ合衆国（ファンドの設定国：バミューダ諸島）における法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第127条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、2007年10月31日終了年度においてはバミューダ諸島における独立監査人であるプライスウォーターハウスクーパース、2008年10月31日終了年度においては米国のプライスウォーターハウスクーパース・エルエルピーの監査を受けており、監査報告書の原文（英文）を受領している。
- c. ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成21年1月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（米ドル＝89.55円）で換算されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。

1【財務諸表】

（1）【2008年10月31日終了年度】

①【貸借対照表】

ピムコ・ワールド・ハイインカム
資 産・負 債 計 算 書
2008年10月31日現在

	ピムコ・ワールド・ハイインカム	
	(千米ドル、一口当たり 金額を除く)	(百万円、一口当たり 金額を除く)
資 産：		
投資証券、時価	446	40
関係会社に対する投資証券、時価	414,308	37,101
外国通貨、時価	0	0
投資証券売却未収金	0	0
関係会社に対する投資証券売却未収金	408	37
ファンド受益証券売却未収金	1,211	108
外国通貨契約にかかる未実現利益	0	0
	<u>416,373</u>	<u>37,286</u>
負 債：		
関係会社に対する投資証券購入未払金	1,065	95
ファンド受益証券買戻未払金	555	50
未払投資顧問報酬	0	0
未払管理報酬	268	24
未払管理事務代行報酬	0	0
未払販売報酬	206	18
未払代行協会員報酬	23	2
外国通貨契約にかかる未実現損失	0	0
その他の負債	0	0
	<u>2,117</u>	<u>190</u>
純 資 産	<u>414,256</u>	<u>37,097</u>
純資産の内訳：		
払込済資本金	549,546	49,212
未分配（過剰分配）純投資利益	(21,764)	(1,949)
累積未分配実現純利益（損失）	18,765	1,680
未実現純利益（損失）	<u>(132,291)</u>	<u>(11,847)</u>

414,256

37,097

発行済受益証券口数： 54,470 千口

一口当たりの純資産価格および買戻価格
(発行済受益証券一口当たりの純資産価格)
(機能通貨による)

7.61 米ドル

681 円

保有投資証券にかかる原価
関係会社に対する保有投資証券にかかる原価
保有外国通貨にかかる原価446
546,599
040
48,948
0ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。ピムコ・ワールド・ハイインカム
資 産・負 債 計 算 書
2008年10月31日現在ピムコ・バミューダ・エマージング・
マーケット・ボンド・ファンド (M)(千米ドル、一口当たり
金額を除く)(百万円、一口当たり
金額を除く)

資 産：

投資証券、時価
関係会社に対する投資証券、時価
レポ契約、時価
現金
外国通貨、時価
取引相手方への預託金
投資証券売却未収金
ファンド受益証券売却未収金
未収利息および未収分配金
支払スワップ・プレミアム
外国通貨契約にかかる未実現利益
スワップ契約にかかる未実現利益544,798
0
34,600
354
21
14,398
68,716
1,065
7,908
604
9,349
99148,787
0
3,098
32
2
1,289
6,154
95
708
54
837
89

682,804

61,145

負 債：

投資証券購入未払金
空売りにかかる未払金
未決済売却オプション
ファンド受益証券買戻未払金
未払投資顧問報酬
未払管理事務代行報酬
未払変動証拠金
受領スワップ・プレミアム
外国通貨契約にかかる未実現損失
スワップ契約にかかる未実現損失201,640
1,957
151
408
0
0
531
1,418
7,209
39,69118,057
175
14
37
0
0
48
127
646
3,554

253,005

22,657

純 資 産

429,799

38,489

純 資 産 の 内 訳：

払込済資本金
未分配（過剰分配）純投資利益
累積未分配実現純利益（損失）
未実現純（損失）511,334
(5,517)
78,378
(154,396)
429,79945,790
(494)
7,019
(13,826)
38,489

発行済受益証券口数： 52,609 千口

一口当たりの純資産価格および買戻価格
(発行済受益証券一口当たりの純資産価格)
(機能通貨による)

8.17 米ドル

732 円

保有投資証券にかかる原価	666,942	59,725
関係会社に対する保有投資証券にかかる原価	0	0
保有レポ契約にかかる原価	34,600	3,098
保有外国通貨にかかる原価	26	2
空売りにかかる受取収入	1,943	174
売却オプションにかかる受取プレミアム	138	12

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

②【損益計算書】

ピムコ・ワールド・ハイインカム 運用計算書 2008年10月31日終了年度

	ピムコ・ワールド・ハイインカム	
	(千米ドル)	(百万円)
投資利益：		
利息	0	0
関係会社に対する投資証券からの分配金	40,026	3,584
その他の利益	21	2
利益合計	40,047	3,586
費用：		
投資顧問報酬	0	0
管理報酬	4,011	359
管理事務代行報酬	0	0
販売報酬	3,102	278
代行協会員報酬	337	30
利息費用	0	0
費用合計	7,450	667
純投資利益（損失）	32,597	2,919
実現／未実現純利益（損失）：		
関係会社に対する投資証券にかかる		
実現純利益（損失）	(1,750)	(157)
外国通貨取引にかかる実現純利益	0	0
関係会社に対する投資証券にかかる		
未実現（損失）純変動額	(160,206)	(14,346)
外国通貨建資産および負債の換算にかかる		
未実現利益純変動額	0	0
純（損失）	(161,956)	(14,503)
運用の結果による純資産の純（減少）額	(129,359)	(11,584)

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム 運用計算書 2008年10月31日終了年度

	ピムコ・バミューダ・エマージング・ マーケッツ・ボンド・ファンド (M)	
	(千米ドル)	(百万円)
投資利益：		
利息	37,649	3,371
関係会社に対する投資証券からの分配金	0	0
その他の利益	55	5
利益合計	37,704	3,376

費用：		
投資顧問報酬	0	0
管理事務代行報酬	0	0
利息費用	114	10
費用合計	114	10
純投資利益	37,590	3,366
実現／未実現純利益（損失）：		
投資証券にかかる実現純（損失）	(2,536)	(227)
関係会社に対する投資証券にかかる実現純利益	0	0
先物契約、売却オプションおよび スワップにかかる実現純利益	13,424	1,202
外国通貨取引にかかる実現純利益（損失）	3,406	305
投資証券にかかる未実現（損失）純変動額	(137,461)	(12,310)
関係会社に対する投資証券にかかる 未実現（損失）純変動額	0	0
先物契約、売却オプションおよび スワップにかかる未実現（損失）純変動額	(40,198)	(3,600)
外国通貨建資産および負債の換算にかかる 未実現利益（損失）純変動額	(411)	(37)
純（損失）	(163,776)	(14,666)
運用の結果による純資産の純増加（減少）額	(126,186)	(11,300)

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

純資産変動計算書

2008年10月31日終了年度

	ピムコ・ワールド・ハイインカム	
	(千米ドル)	(百万円)
以下による純資産の増加（減少）：		
運用：		
純投資利益（損失）	32,597	2,919
実現純利益	0	0
関係会社に対する投資証券にかかる 実現純利益（損失）	(1,750)	(157)
未実現利益純変動額	0	0
関係会社に対する投資証券にかかる 未実現（損失）純変動額	(160,206)	(14,346)
運用の結果による純（減少）額	(129,359)	(11,584)
受益者への分配金：		
純投資利益および純実現キャピタル・ゲイン からの分配金	(32,598)	(2,919)
純投資利益および純実現キャピタル・ゲイン を超える分配金	(7,894)	(707)
分配金合計	(40,492)	(3,626)
ファンド受益証券取引：		
受益証券販売受取額	78,078	6,992
受益証券買戻支払額	(90,963)	(8,146)
ファンド受益証券取引による純（減少）額	(12,885)	(1,154)
純資産の（減少）額合計	(182,736)	(16,364)
純資産：		
期首残高	596,992	53,461
期末残高*	414,256	37,097
* 未分配（過剰分配）純投資利益を含む：	(21,764)	(1,949)

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム
純資産変動計算書
 2008年10月31日終了年度

ピムコ・バミューダ・エマージング・
マーケット・ボンド・ファンド(M)

(千米ドル)

(百万円)

以下による純資産の増加（減少）：

運用：

純投資利益	37,590	3,366
実現純利益（損失）	14,294	1,280
関係会社に対する投資証券にかかる実現純利益	0	0
未実現利益（損失）純変動額	(178,070)	(15,946)
関係会社に対する投資証券にかかる		
未実現（損失）純変動額	0	0
運用の結果による純増加（減少）額	<u>(126,186)</u>	<u>(11,300)</u>

受益者への分配金：

純投資利益および純実現キャピタル・ゲイン からの分配金	<u>(42,127)</u>	<u>(3,772)</u>
分配金合計	<u>(42,127)</u>	<u>(3,772)</u>

ファンド受益証券取引：

受益証券販売受取額	39,917	3,575
分配金の再投資による発行額	2,101	188
受益証券買戻支払額	<u>(105,729)</u>	<u>(9,468)</u>
ファンド受益証券取引による純（減少）額	<u>(63,711)</u>	<u>(5,705)</u>
純資産の（減少）額合計	<u>(232,024)</u>	<u>(20,778)</u>

純資産：

期首残高	<u>661,823</u>	<u>59,266</u>
期末残高*	<u>429,799</u>	<u>38,489</u>
* 未分配（過剰分配）純投資利益を含む：	<u>(5,517)</u>	<u>(494)</u>

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム
経理のハイライト
 2008年10月31日終了年度

ピムコ・ワールド・ハイインカム

(米ドル)

(円)

一口当たり特別情報：

期首純資産価格	10.65	954
純投資利益（損失）（a）	0.58	52
投資証券にかかる実現／未実現純（損失）	<u>(2.90)</u>	<u>(260)</u>
投資運用からの（損失）合計	<u>(2.32)</u>	<u>(208)</u>
純投資利益および純実現キャピタル・ゲイン からの分配金	(0.58)	(52)
純投資利益および純実現キャピタル・ゲイン を超える分配金	<u>(0.14)</u>	<u>(13)</u>
分配金合計	<u>(0.72)</u>	<u>(64)</u>
期末純資産価格	<u>7.61</u>	<u>681</u>
トータル・リターン（機能通貨による）	<u>(23.27)%</u>	
期末純資産総額（千米ドル）	<u>414,256</u> 千米ドル	<u>37,097</u> 百万円
費用の対平均純資産比率	1.30 %	

利息費用を除いた費用の対平均純資産比率 1.30 %

純投資利益（損失）の対平均純資産比率 5.70 %

（a）一口当たり金額は、当期中の平均発行済受益証券口数に基づいている。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

経理のハイライト

2008年10月31日終了年度

	ピムコ・バミューダ・エマージング・ マーケッツ・ボンド・ファンド (M)	
	(米ドル)	(円)
一口当たり特別情報：		
期首純資産価格	11.29	1,011
純投資利益 ^(a)	0.68	61
投資証券にかかる実現／未実現純（損失）	<u>(3.04)</u>	<u>(272)</u>
投資運用からの（損失）合計	<u>(2.36)</u>	<u>(211)</u>
純投資利益および純実現キャピタル・ゲイン からの分配金	<u>(0.76)</u>	<u>(68)</u>
分配金合計	<u>(0.76)</u>	<u>(68)</u>
期末純資産価格	<u>8.17</u>	<u>732</u>
トータル・リターン（機能通貨による）	<u>(22.36)%</u>	
期末純資産総額（千米ドル）	<u>429,799</u> 千米ドル	<u>38,489</u> 百万円
費用の対平均純資産比率	0.02 %	
利息費用を除いた費用の対平均純資産比率	0.00 %	
純投資利益の対平均純資産比率	<u>6.26 %</u>	

（a）一口当たり金額は、当期中の平均発行済受益証券口数に基づいている。

添付の注記を参照のこと。

財務書類に対する注記

2008年10月31日

1. 機 構

本報告書において述べられる各ファンズ（以下、個別的に「ファンド」、また、総称して「ファンズ」という。）は、ピムコ・バミューダ・トラストⅡ（以下「トラスト」という。）のシリーズ・トラストである。トラストは、バミューダの法律に基づき、締結された2003年12月1日付信託証書（改訂済、以下「信託証書」という。）に従って設立されたオープン・エンド型のユニット・トラストである。ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）がファンドの受益証券の所有者（以下「受益者」という。）のためにトラストの受託会社の役割を果たす。本報告書に使用されており、「受託会社」への言及は全て、トラストの受託者としての役割を果たす者を意味する。パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下「PIMCO」、「管理会社」または、「管理会社兼投資顧問会社」という。）は、トラストのスポンサーであり、トラストの組成に責任を負う。

トラストは、標準スキームとして認可および分類される。したがって、トラストは2006年投資ファンド法（以下「投資ファンド法」という。）および標準スキームについての関連する法令に規定されている規制および監

督に服する。投資ファンド法の目的上、ファンドは「ユニット・トラスト・ファンド」の定義に該当する。

信託宣言の規定は、管理会社の同意を条件に、受託会社に対して、本財務書類日現在運用されている23のファンズに加え、将来さらに複数のファンズを設立する権利を付与する。

同報告書に記載されるファンズは以下の通りである。

ファンズ	募集対象
PIMCO バミューダ JGB フローター・ フォーリン・ストラテジー・ファンド PIMCOバミューダ JGB フローター・ ユー・エス・ストラテジー・ファンド PIMCOエマーシング・ボンド・ インカム・ファンド PIMCO エマーシング・ボンド (円ヘッジ) インカム・ファンド PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド・ ファンド PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド (円ヘッジ) ファンド	公募または私募によりその受益証券を日本において募集し、ピムコジャパンリミテッドまたは同等の免許を有する投資信託委託会社により管理され、日本の投資信託協会の規則の対象となる、日本の投資信託及び投資法人に関する法律に基づき組織されたファンド・オブ・ファンズ・タイプの投資信託（「日本の投資信託」）に限定して販売される。
PIMCOバミューダ・エマーシング・ マーケットツ（円ヘッジ）ボンド・ファンド	ファンドは、PIMCOにより運営または管理される特定の投資ビークルにとって投資対象オプションとしての役割を果たす。さらにファンドは、公募または私募によりその受益証券を日本において募集し、ピムコジャパンリミテッドまたは同等の免許を有する投資信託委託会社により管理され、日本の投資信託協会の規則の対象となる日本の投資信託に対して募集されることができる。さらに、ファンドはその他の日本人および日本人以外の投資者に対しても募集されることができる。
PIMCOバミューダ・ディバースファイド・ インカム・ファンド PIMCOバミューダ・エマーシング・ マーケットツ・ボンド・ファンド PIMCOバミューダ・エマーシング・ マーケットツ・ボンド・ファンドⅡ PIMCOバミューダ・グローバル・ アグリゲイト・イクス・ジャパン・ ボンド・ファンド PIMCOバミューダ・グローバル・ アグリゲイト・イクス・ジャパン (円ヘッジ) ボンド・ファンド PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド・ ファンドⅡ PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド (円ヘッジ) ファンドⅡ PIMCO 米ドルLIBORプラス・ファンド PIMCO 米ドルLIBORプラス・ファンドⅡ ピムコ・ワールド・ハイインカム	日本人およびその他の投資者に対して募集される。
PIMCOバミューダ・エマーシング・ マーケットツ・ボンド・ファンド（M） PIMCOバミューダ・グローバル・ アグリゲイト・イクス・ジャパン・ ボンド・ファンド（M） PIMCOバミューダ LIBORプラス・ ファンド（M） PIMCOバミューダ・ユー・エス・ ハイ・イールド・ファンド（M） PIMCO バミューダ・ユー・エス・ ハイ・イールド・ファンドⅡ（M） PIMCOエマーシング・ボンド・ インカム・ファンド（M）	他のファンズに限定してかかるファンズにとって投資対象ビークルとしての役割を果たすために募集される。

2. 重要な会計方針

トラストがアメリカ合衆国における一般に認められた会計原則(以下「U.S. GAAP」という。)に従って財務書類を作成するに当たり継続的に従っている重要な会計方針の概要は以下のとおりである。U.S. GAAPに従った財務書類の作成は、本書で報告された金額に影響を及ぼす見積りや仮定を行なうことおよび財務書類において開示することを経営陣に要求する。実際額はこれらの見積りと異なる場合もある。

(a) 投資先ファンズ

受託会社および管理会社は、(i) PIMCOバミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド、PIMCOバミューダ・エマージング・マーケッツ(円ヘッジ)ボンド・ファンド、ピムコ・ワールド・ハイ・インカム、(ii) PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド、PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン(円ヘッジ)ボンド・ファンド、(iii) PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド、PIMCO エマージング・ボンド(円ヘッジ)インカム・ファンド、(iv) PIMCO 米ドルLIBORプラス・ファンド、PIMCO 米ドルLIBORプラス・ファンドII、(v) PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド、PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド(円ヘッジ)ファンド、および(vi) PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII、PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド(円ヘッジ)ファンドII(以下、「ファンド・オブ・ファンズ」、または他のファンズに投資する「取得ファンド」という。)の資産の全てあるいは一部を、(i) PIMCOバミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド(M)、(ii) PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド(M)、(iii) PIMCO エマージング・ボンド・インカム・ファンド(M)、(iv) PIMCOバミューダ LIBORプラス・ファンド(M)、(v) PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド(M)、および(vi) PIMCO バミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII(M)(以下、それぞれ「投資先ファンド」または「被取得ファンド」という。)の各貸方に充当できる。そのように充当されたいかなる資産も、それらが直接的に受領されたかのように、当該ファンド・オブ・ファンズに保有される。資産がこのように充当された場合、被取得ファンドは、当該受益証券の1口当たりの発行価格で受益証券を関連する取得ファンドに対して発行したことを記録し、買戻す時は買戻し時の当該受益証券の1口当たりの買戻価格で当該受益証券を買い戻す。したがって、取得ファンドがその投資目的を達成できるかどうかは、該当する被取得ファンズが投資目的を達成する能力に左右される。被取得ファンズの投資目標が達成されるという保証はない。

(b) 受益証券の純資産価額の決定

ファンド(またはクラス(該当する場合))の受益証券一口当たりの純資産価額(以下「純資産価額」という。)は、(トラストの現在の目論見書に定義されている通り)各ファンドの取引日における通常取引終了時点(通常米国東部標準時の午後4時)(以下「NYSE終了時点」という。)で評価される。受託会社は、ファンド(またはクラス(該当する場合))の純資産価額の決定を、トラストの現在の目論見書に定義されている通り、特定の状況下における当該ファンドの受益証券の発行、買戻しおよび転換に関連して一時的に停止することができる。

(c) 投資証券の評価

純資産価額算定の目的上、市場相場が容易に入手できる組入投資証券およびその他の資産は、市場価格により評価される。市場価格は、原則として最後に報告された売値、売りが報告されない場合は、相場報告システム、評価の確立したマーケット・メーカー、または価格設定サービスから入手した価格に基づいて算定する。

国内および海外の確定利付証券および取引所で取引されていないデリバティブは、通常確立したマーケット・メーカーまたは価格設定サービスから入手した価格に基づいて評価される。独立した価格設定サービスから入手される価格は、マーケット・メーカーにより提供される情報もしくは投資対象または類似する性格を有する証券に関連した利回り情報から得られる市場価格の見積りを利用する。繰延受渡方式で購入される特定の確定利付証券は、先渡決済日に精算されるまで、日々値洗いが行われる。満期が60日以内の短期金融商品は、原則として公正価格に近似する償却後原価により評価される。取引所で取引されているオプション、先物および先物オプションは、当該取引所により決定される決済価格で評価される。一社以上のオープン・エンド型投資運用会社に投資されるファンドのいかなる資産部分に関しても、ファンドの純資産価額は、かかる投資対象の純資産価額に基づいて計算される。ファンドは通常、国内株式についてNYSE終了時点直後に受領する価格データを使用し、NYSE終了時点後に行われる取引、清算あるいは決済を考慮しない。

最初にファンドの機能通貨以外の通貨で評価される投資対象は、価格設定サービスから入手した為替レートをを使用して、機能通貨に換算される。その結果、ファンドの受益証券の純資産価額は、その機能通貨に

対する通貨の価額の変動により影響を受ける可能性がある。米国以外の市場で取引されている証券、またはファンドの機能通貨以外の通貨建ての証券の価額は、NYSEの休業日に重大な影響を受ける可能性があり、したがって投資家が受益証券を購入、買戻しの請求または交換ができない日に純資産価額が変動する可能性がある。

市場相場が容易に入手できない証券およびその他の資産は、投資顧問会社または独立した業務提供者により誠実に決定された公正価格により評価される。投資顧問会社は、市場相場が容易に入手できない場合における証券およびその他の資産を評価する方法を採用している。例えば、日次の市場相場が容易に入手できない特定の証券または投資対象は、他の証券または指数を参照にして投資顧問会社によって設定された指針に従い、評価されることがある。市場相場が容易に入手できない場合、および証券または資産が評価方法の一つに従って評価できない場合、証券または資産の評価は、その裁量により行われる管理会社および投資顧問会社の評価委員会またはその他の者によって誠実に決定される。

関係する市場の取引が終了した後、NYSE終了時点の前に、ファンドの証券または資産の価額に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合を含む、現在のまたは信頼できる市場を基盤としたデータ（例えば、取引情報、売買情報、ブローカー価格）がない場合、市場相場は容易に入手できないと考えられる。さらに、特別事情のために証券が取引される証券取引所または市場が終日営業せず、他の市場価格が入手できない場合、市場相場は容易に入手できないと考えられる。投資顧問会社は、ファンドの証券または資産の価額に重大な影響をおよぼす可能性のある重要な出来事を監視する責任、および適切な証券または資産の価額が、かかる重要な出来事を踏まえて再評価されるべきかを決定する責任を負う。

ファンドが純資産価額を決定するために公正価格を用いてファンドの証券の値付けをする場合、証券は、それらが取引される主な市場からの相場に基づいた値付けはされず、むしろ投資顧問会社またはその指示にしたがって行動する者が公正価格を正確に反映すると判断するその他の方法によって、値付けされる場合がある。公正価格の値付けには、証券価額についての主観的な決定を必要とすることがある。トラストの方針は、ファンドの純資産価額の計算が、値付け時点の証券価額を公正に反映した結果となることを目的としているが、トラストは、投資顧問会社またはその指示にしたがって行動する者により決定された証券の公正価格が、値付け時点で証券を処分した場合（例えば、競売処分または清算売却）に、ファンドが当該証券の対価として取得できる価格を正確に反映していることを保証できない。ファンドにより使用される価格は、証券が売却される場合に実現化する価格から異なることがある。

(d) 証券取引および投資収益

証券取引は、財務報告目的のために、取引日現在において計上される。発行時取引または繰延受渡ベースで売買された証券は、取引日より1カ月またはそれ以後に決済されることがある。売却証券からの実現損益は、個別法により計上される。配当落ち日が省略されることがある外国証券からの特定の分配金が、ファンドが落ち日を知らされた直後に計上される場合を除き、配当収入は落ち日に計上される。割引の増加およびプレミアムの償却調整後の利息収入は、発生主義で計上される。モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券にかかる保証金損益は、運用計算書において利息収入の構成要素として計上される。

(e) 分配方針

下記の表は、各ファンドの予想される分配頻度を示したものである。各ファンドからの分配は管理会社の許可のある場合に限り宣言され支払われる。当該許可は管理会社の裁量によって差し控えられる。

毎月宣言および支払い

PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド（M）

PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド

PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド（M）

PIMCO エマージング・ボンド（円ヘッジ）インカム・ファンド

PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド

PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ）ファンド

ピムコ・ワールド・ハイインカム

PIMCOバミューダ・ディバーシファイド・インカム・ファンド

インスティテュショナル（米ドル）

四半期毎の宣言および支払い

PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット (円ヘッジ) ボンド・ファンド

PIMCO バミューダ JGB フローター・フォーリン・ストラテジー・ファンド

PIMCOバミューダ JGB フローター・ユー・エス・ストラテジー・ファンド

半期毎の宣言および支払い

PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド

毎年宣言および支払い

PIMCO 米ドルLIBORプラス・ファンド

以下のファンズ(またはそのクラス、該当する場合)について、管理会社は分配の宣言を行うことを予定していない。しかしながら、その裁量により、いつでも受益者に対して分配の宣言および支払いを行うことができる。

PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド

PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド (M)

PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン (円ヘッジ) ボンド・ファンド

PIMCOバミューダ LIBORプラス・ファンド (M)

PIMCO バミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド II (M)

PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド II

PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド (円ヘッジ) ファンド II

PIMCO 米ドルLIBORプラス・ファンド II

PIMCOバミューダ・ディバーシファイド・インカム・ファンド

インスティテューショナル (円ヘッジ)

PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド II

分配(もしあれば)は、一般的に関連するファンド(またはクラス(該当する場合))の純投資インカムから支払われる。加えて、管理会社は分配可能な純実現キャピタル・ゲインの支払いを許可する。追加的な分配は管理会社が適切と判断した際に宣言される。ファンド(またはクラス(該当する場合))に関連して支払われる分配金は当該ファンド(またはクラス(該当する場合))の純資産価額を減少させる。受益者の判断で、ファンド(またはクラス(該当する場合))からの分配金はファンド(またはクラス(該当する場合))の追加的受益証券に再投資することも、受益者に現金で支払うことも可能である。現金支払いはファンドの受益証券の機能通貨で支払われる。ファンド(またはクラス(該当する場合))の分配金として合理的な水準を維持するために必要と考えられる場合、ファンドは、追加的な分配を宣言することができる。目論見書により要求されるファンド(またはクラス(該当する場合))の分配金を支払うために十分な純利益および純実現キャピタル・ゲインが存在しない場合、管理会社は、かかるファンド(またはクラス(該当する場合))の元本部分から分配金を支払うことができる。支払期日から6年以内に請求されなかった分配金について、その受領権は消滅し、該当するファンド(またはクラス(該当する場合))の利益として計上される。

(f) 複数クラスによる運営

トラストにより募集されるファンドの各クラスは、通貨ヘッジ運営に関連するクラスに割り当てられる特定の資産を除いて、ファンドの資産に関して、同じファンドの他のクラスと等しい権利を有する。

収益、非クラス特定費用、実現ならびに未実現キャピタル・ゲインおよびロス、それぞれのファンドの各クラスの関連する純資産に基づき、受益証券の各クラスに割り当てられる。クラス特定費用は、適切な場合において、現在、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務報酬および販売報酬を含む。

(g) ローン・パーティシペーションおよび債権譲渡

特定のファンズは、会社、政府またはその他の借主が貸主または貸付シンジケートに支払うべき金額に関する権利である直接債務証券に投資することがある。ファンドによるローンへの投資は、ローン・パーティシペーションの形態または第三者からのローンの全部もしくは一部の譲渡の形態をとることがある。ローンは、しばしば、すべての所持人の代理人を務める銀行またはその他の金融機関(以下「貸主」という。)により管理される。貸主は、ローン契約の規定により、ローンの条件を管理する。ローン・パーティシペーションに投資する場合、ファンドは、ローン契約を販売する貸主からのみおよび貸主が借主から支払を受け取った場合にのみファンドが受け取れる元本、利息および手数料の支払を受ける権利を有する。ファンドは、通常、借主とのローン契約の条項の遵守を強制する権利を有しない。その結果、ファンドは、借主と、ローン契約を販売している貸主の両方の信用リスクを負うことがある。ファンドが貸主から債権譲渡額を購入する場合、ファンドは、ローンの借主に対する直接的権利を取得する。2008年10月31日終了年度において、短

期ローン契約は下記の通りであった（単位：千）。

ファンド	短期ローン額 (千米ドル)
PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド（M）	935
PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドⅡ（M）	954

（h）繰延受渡取引

特定のファンズは、繰延受渡ベースで証券の購入または売却を行うことができる。これらの取引は、ファンドによる通常の決済時期を越える支払いおよび受渡しを行う確定価格または利回りでの証券の購入または売却の約定を伴う。繰延受渡による購入が未決済の場合、ファンドは、購入価格を満たす金額の流動資産の指定を行う。繰延受渡による証券の購入を行う場合、ファンドは、価格ならびに利回り変動リスクを含む証券の保有にかかる権利およびリスクを負い、また、純資産価額の決定に際してかかる変動を考慮する。ファンドは、取引締結後に繰延受渡取引の処分または再契約を行うことができ、この結果としてキャピタル・ゲインまたはロスが生じることがある。ファンドが繰延受渡ベースで証券を売却する場合、ファンドは当該証券に関する将来的な損益に参加しない。

（i）現金および外国通貨

各ファンドの財務諸表は、ファンドが運用される主たる経済環境の通貨を使用して表示される（以下「機能通貨」という。）。ファンズの機能通貨および報告通貨は米ドルである。外国証券、外国通貨ならびにその他の資産および負債は、毎営業日現在の為替レートにより各ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動により生じる通貨保有ならびにその他の資産および負債の評価額の変動は、未実現外国通貨損益として計上される。投資証券の費用にかかる実現損益および未実現損益ならびに収益および費用は、それぞれ取引の行われた各日および報告日に換算される。証券投資にかかる外国通貨換算レートの変動による影響は、当該証券の市場価格の変動による影響から運用計算書において分別されないが、投資証券にかかる純実現および未実現利益または損失に含まれる。

特定のファンズの純資産価額およびトータル・リターンは、便宜上、日本円で表示されている。日本円による純資産価額およびトータル・リターンの表示目的上、当初純資産価額および最終純資産価額は、それぞれ期首および期末現在の為替レートを用いて換算され、分配金は分配時における為替レートを用いて換算される。

（j）外国通貨契約

特定のファンズは、一部またはすべてのファンドの投資有価証券に係る為替リスクをヘッジする目的で、予定されている証券の購入または売却の決済に関連して、もしくは、投資戦略の一環として、外国通貨契約を締結することができる。外国通貨契約は、二当事者間で将来のある期日に設定価格で通貨の売買をする合意である。外国通貨契約の市場価格は、外国通貨契約レートの変化に伴い変動する。外国通貨契約は日々値洗いが行われ、評価額の変動はファンドにより未実現利益または損失として記録される。契約締結時の評価額および契約終了時の評価額の差額に相当する実現利益または損失は、通貨の受渡時または受領時に記録される。これらの契約は、資産・負債計算書に反映されている未実現利益または損失を上まわる市場リスクを伴う。さらに、ファンドは相手方が契約の条項の不履行に陥った場合、または、通貨の価格が基準通貨に対して不利に変動した場合に、リスクにさらされる。また、特定のファンズは、日本円による投資家に対する為替リスクのヘッジ目的のため、外国通貨契約を締結する権利を有する。これらの契約に関連し、証券は、各契約および条項に基づいて担保として分類されることができる。

ヘッジクラスを有する特定のファンズは、ヘッジクラスの米ドル建て以外の通貨に対するエクスポージャーを残すために、ファンド・レベルでヘッジの効果を相殺することを目的とし、外国通貨契約を締結する。これらのクラス特定の外国通貨契約が成功するという保証はない。

（k）先物契約

特定のファンズは先物契約を締結することができる。ファンドは、証券市場または金利および通貨価格の変動にかかるリスク管理のため、先物契約を利用することが出来る。先物契約の利用に関連する主なリスクは、ファンドの保有証券の市場価格変動と先物契約の価格、市場の非流動化の可能性および相手方による契約条項の不履行との間の不完全な相互関係による。先物契約の締結に際し、ファンドはブローカーまたは取引所の当初証拠金規定に従い、所定の金額の現金または米国政府および政府機関の債務を先物のブローカーに預けることが要求される。先物契約は日々値洗いされ、評価額の変動への適正な未収金または未払金

（以下「変動証拠金」という。）は、ファンドにより記録される。利益または損失は、契約が満了または終了するまで、認識されても実現化されたとみなされない。先物契約は、多様な度合いにより、資産・負債計算書上で開示される変動証拠金を上まわる損失のリスクを負う。

（1）インフレ連動債券

特定のファンズは、インフレ連動債券に投資することができる。インフレ連動債券は、確定利付証券で、その元本価格はインフレ率に応じて定期的に調整される。これらの債券の利率は、一般的に発行時に通常の債券よりも低率に設定される。しかし、インフレ連動債券の存続期間において、利息はインフレ率調整後の元本価格に基づいて支払われる。インフレ連動債券の元本額の上昇または下落は、投資者が満期まで元本を受け取らないとしても、運用計算書に利息収入として含まれる。

（m）モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券

特定のファンズは、モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券に投資することがある。かかる証券には、モーゲージ・パススルー証券、モーゲージ担保債務証券、コマーシャル・モーゲージ・バック証券、ストリップト・モーゲージ・バック証券、アセット・バック証券、債務担保証券、および不動産のモーゲージ・ローンへの参加権を直接もしくは間接的に表章するか、またはかかるローンによる担保が付され、支払義務のあるその他証券が含まれる。モーゲージ関連およびその他のアセット・バック証券はローンまたはその他の未収金のプールに対する権利である。モーゲージ関連証券は、貯蓄機関、貸付機関、モーゲージバンカー、商業銀行およびその他を含む、住居用または商業用モーゲージ・ローンのプールにより組成される。

アセット・バック証券は、自動車ローン、クレジット・カードの未収金、ホーム・エクイティ・ローンおよび学生ローンを含む多種の資産により組成される。かかる証券は、金利および元本支払いの両方により構成される月毎の支払いを提供する。金利支払い部分は、固定金利または変動金利によって決定される。対象モーゲージの期限前弁済比率は、モーゲージ関連証券の価格およびボラティリティーに影響を及ぼす可能性、および購入時に予期される事柄に関連し、証券の実効デュレーションを短縮または延長させる可能性がある。特定のモーゲージ関連証券の元本および金利の期限における支払いについては、米国政府の十分な信用と信頼により保証されている。政府支援企業を含め非政府機関発行者により組成され、保証されるプール部分については、様々な形の民間保険または保証によってサポートされることがあるが、民間保険会社または保証人が保険規約または保証契約に基づいてその債務を履行するとの保証はない。

モーゲージ担保債務証券（以下「CMOs」という。）はモーゲージによる担保が付され、クラス毎に分類される債務の法的実体である。CMOsは、各クラスが異なった満期を有し、期限前弁済を含む異なった元本および金利の支払いスケジュールを有する、「トランシェ」と称される多様なクラスにより構成される。コマーシャル・モーゲージ・バック証券は、利息を反映し、商業不動産に対するモーゲージ・ローンを担保とする証券を含む。コマーシャル・モーゲージ・バック証券投資にかかるリスクの大半は、対象モーゲージ・ローンを担保とする不動産に対する投資リスクが反映されたものである。これらのリスクには、不動産についての地域経済およびその他の経済状況、賃借人のローン支払い能力、および賃借人を確保できる不動産の魅力などが反映される。CMOsおよびコマーシャル・モーゲージ・バック証券は、その他の種類のモーゲージまたはアセット・バック証券と比較してより流動性が低く、価格のボラティリティーが大きい可能性がある。

ストリップト・モーゲージ・バック証券（以下「SMBS」という。）は、マルチ・クラスのモーゲージ・デリバティブ証券である。SMBSは通常、モーゲージ・アセットのプールへの分配において、異なる割合の金利および元本を受領する2つのクラスにより構成される。一般的なSMBSとして、一方ではモーゲージ・アセットから元本の大半と一部の金利を受領するクラスがあり、他方では金利の大半と元本の残余部分を受領するクラスがある。最も極端な例としては、全ての金利を受領するクラス（金利限定もしくは「I0」クラス）と、全ての元本を受領するクラス（元本限定または「P0」クラス）がある。I0について受領された支払は、運用計算書の利息収益に含まれる。I0の満期日には、元本がほとんどもしくは全く受領されないため、満期日まで月毎に当該証券の簿価への調整がなされる。これらの調整は、運用計算書の利息収益に含まれる。支払受領済みP0は、取得原価および1口当たり証券の減額として扱われる。

債務担保証券（以下「CDOs」という。）は、債権担保証券（以下「CBOs」という。）、ローン担保証券（以下「CLOs」という。）および同様の仕組みの証券を含む。CBOsおよびCLOsは、アセット・バック証券の種類である。CBOは、多様な高リスクのプールに担保された信託であり、投機的格付の固定利付債である。CLOは、主としてローンのプールに担保された信託であり、投機的格付に含めうるローンもしくは同等の非格付ローンを含め、特に国内外のシニア（担保付き）・ローン、シニア（無担保）・ローンおよび劣後社債を含む。CDO投資におけるリスクは、概してファンドが投資する担保証券の種類およびCDOのクラスに依拠する。

CD0sは、(i) 担保証券からの分配が、金利またはその他の支払いを行うのに十分でない可能性、(ii) 担保の質が低下する可能性もしくは債務不履行に陥る可能性、(iii) ファンドが他のクラスに劣るCD0sに投資する可能性、および(iv) 複雑な仕組みの証券が、投資時に完全に理解されずに発行者との間で紛争になる可能性、あるいは予期せぬ投資結果を招く可能性などを含むがそれらに限定されないリスクを伴う。

(n) オプション契約

特定のファンズは、保有または投資を行う予定の先物、スワップ（「スワプションズ」）、証券または通貨にかかるコールおよびプット・オプションを売却することができる。プット・オプションの売却は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを増加させる傾向にある。コール・オプションの売却は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを減少させる傾向にある。ファンドがコールまたはプット・オプションを売却する時に、受領プレミアムと同等の金額が負債として計上され、その後、売りオプションの直近評価額を反映するため値洗いが行われる。これらの負債は、資産・負債計算書に未決済売りオプションとして反映される。特定のオプションは将来の特定日に決定されるプレミアムと共に売却されう。当該オプションに対するプレミアムは特定期間のインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づく。権利消滅する売りオプションからの受領プレミアムは、実現利益として処理される。行使または買戻された売りオプションからの受領プレミアムは、手取金に追加されるか、もしくは、実現利益または損失の決定のため、原先物、スワップ、証券または為替取引に支払われた金額に対して相殺される。オプションの売り主としてのファンドは、原投資対象が売却（コール）または購入（プット）されるかどうかについて、決定権を有しておらず、この結果、売りオプションの原投資対象の価格が不利に変動する市場リスクを負う。市場の非流動化により、ファンドが買戻取引の締結を行えないリスクがある。

さらに特定のファンズは、プットおよびコール・オプションを購入することができる。コール・オプションの購入は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを増加させる傾向にある。プット・オプションの購入は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを減少させる傾向にある。ファンドは、資産・負債計算書に投資として含まれ、その後オプションの直近評価額を反映するため値洗いが行われるプレミアムを支払う。行使または買戻された購入オプションへの支払プレミアムは、支払金額に追加されるか、もしくは、実現利益または損失の決定のため、原先物、スワップ、証券または為替取引に対する受取金額に対して相殺される。特定のオプションは将来の特定日に決定されるプレミアムと共に購入されう。当該オプションに対するプレミアムは特定期間のインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づく。購入プットおよびコール・オプションに関連したリスクは、支払プレミアムに限定される。

(o) 現物払い証券

特定のファンズは、現物払い証券（以下「PIKs」という。）に投資することがある。PIKsは、発行者に対し、各利払日に現金または追加の債券により利息の支払を行うオプションを付与する。かかる追加の債券は、通常、原債券と同様の条件（満期日、利率および関連リスクを含む。）を有する。原債券の日々の市場相場は、経過利息を含み（利込価格という。）、未収利息から、貸借対照表における投資証券の未実現の増減に比例した調整を要する。

(p) レポ契約

各ファンドは、レポ契約を締結することができる。通常のレポ契約の条項に従い、ファンドは売り主の買戻義務およびファンドによる指定時期および価格での再販売義務を条件とした対象債務（担保）の持高を保有する。全てのレポ取引に対する原担保は三者間のレポ契約に基づきファンドの保管受託銀行または指定されたサブ・カストディアンに保管される。担保の市場価格は、利息を含む買戻義務の合計額と同額である必要がある。レポ契約に基づき購入される証券は、資産・負債計算書上に資産として反映される。一般的に相手方の不履行が生じた場合、ファンドは発生した損失の相殺のため担保を利用する権利を有する。相手方が不履行に陥った場合、ファンドは担保として保有する証券の売却を試みる。これは、当該証券に関して、その価値が買戻価格を下回った場合に被る損失に加え、手続き上の費用または遅滞を伴う。

(q) 制限付き証券

特定のファンズは、転売について法律上または契約上の制限がある証券に投資することができる。かかる証券は、私募で売却することができるが、公衆に対して売却される前には登録またはかかる登録からの免除が要求される。私募証券は、一般的に、1933年米国証券法によるルール144Aに基づいて、適格機関投資家間で取引される証券を除き、制限されていると考えられる。制限付き証券の処分は、時間のかかる交渉および費用を伴う可能性があり、容認可能な価格で迅速に売却することは難しい場合がある。

(r) 逆レポ契約

各ファンドは逆レポ契約を締結することができる。逆レポ契約ではファンドは金融機関に、約定価格で約定期日に同種の有価証券を買戻すという契約に基づき、保有している有価証券を売却する。逆レポ契約で売却された有価証券は、資産・負債計算書の負債として計上される。支払利息は、運用計算書において、利息費用の構成要素として計上される。逆レポ契約はファンドが売却した有価証券の市場価格が、買戻す有価証券の価格以下に下落するリスクをとまなう。ファンドはPIMCOによる現金化が決定している資産または逆レポ契約に基づく債務を担保するその他の資産を分離保有する。

(s) 空売り

特定のファンズは、空売りを行うことができる。空売りは、ファンドが証券の市場価格の下落を見越して保有していない証券を売却する取引である。空売りにより売却される証券および当該証券にかかる未払利息は、もしあれば、資産・負債計算書上に負債として反映される。ファンドは、ショート・ポジションの買戻時に市場価格による証券の受渡を行う義務を負う。購入からの損失は投資合計額を超過することはないのに対して、空売りによる潜在的な損失は無制限である。

(t) スワップ契約

特定のファンズは、金利、証券または商品指数、特定証券および商品に係るスワップ契約ならびにクレジットおよびイベント・リンク・スワップを含むがそれらに限定されないスワップ取引に投資することができる。ファンドが外貨建て証券に投資する範囲内で、為替レート・スワップにも投資することができる。スワップ取引は、指定された将来期間において投資キャッシュ・フロー、資産、外貨または市場連動収益の交換または取換えを行うファンドと相手方との間の個別の交渉による合意である。ファンドは、金利、通貨および信用リスク管理のため、金利、トータル・リターン、クロス・カレンシー、クレジット・デフォルトおよびその他の種類のスワップ契約を締結することができる。これらの契約に関連し、証券は、対応するスワップ契約の条項に基づいて担保として分類されることができる。

金利スワップ契約は、ファンドによる他の当事者との利息の支払または受領にかかるそれぞれの約定の交換（例えば想定元本価格にかかる変動金利の支払と固定金利の支払の交換）を伴う。特定の種類の金利スワップ契約は以下の事項を含む。すなわち（i）金利キャップ（この特約ではプレミアムを対価として、一方当事者が相手方に、金利が特定レート、あるいはキャップ、を越える場合に支払いを合意する。）、

（ii）金利フロアー（この特約ではプレミアムを対価として、一方当事者が相手方に、金利が特定レート、あるいはフロアー、を下回る場合に支払いを合意する。）、（iii）金利カラー（この特約ではファンドを、所定の最低値あるいは最高値レベルを越える金利の変動から保護するため、一方当事者がキャップを売却しフロアーを購入する、またその逆の取引を行う。）、（iv）コーラブル金利スワップ（この特約では取引相手方が全てのスワップ取引を満了日までの所定の日時まで、ゼロ・コストで終了することができる。）、

（v）スプレッド・ロック（この特約では、金利スワップ使用者に対して、金利スワップ・レートと特定のベンチマーク間のフォワードの差異（またはスプレッド）を固定することを認めている。）、または（vi）ベシス・スワップ（この特約では、二当事者間で、異なる短期金融市場に基づく変動金利を交換することができる。）

トータル・リターン・スワップ契約は、市場に連動したリターンを対価として利息を支払う約定を伴う。当事者の一方が、特定の参照資産（株式、指数または債券の場合がある。）のトータル・リターンを支払い、それと引換えに定期的な支払を受領する。取引の対象証券または対象指数のトータル・リターンが相殺される金利債務に対して超過または不足する範囲において、ファンドは、相手方からの支払を受領するか、もしくは相手方に対して支払を行う。

クロス・カレンシー・スワップ契約は、指定された為替レートで後日再交換する合意をもって、二当事者による2つの異なる通貨の交換を伴う。契約開始日の通貨の交換は、直近のスポット・レートで行われる。満期時の再交換は、同じ為替レート、指定されたレート、または、その時の直近スポット・レートにより行われる。利息の支払いは、適用ある場合、契約開始時の2つの通貨における有効利率に基づき、当事者間で行われる。クロス・カレンシー・スワップ契約の期間は、数年間の延長が可能である。クロス・カレンシー・スワップは、通常、商業銀行および投資銀行との間で交渉が行われる。契約は相手方による不履行のリスクの対象となり、条項によっては、為替レート・リスクの対象になりうる。一部のクロス・カレンシー・スワップは、元本キャッシュ・フローの交換を行わず、利息キャッシュ・フローの交換のみ行う。

エマージング国の社債およびソブリン債に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約は、不履行が生じた場合、特定のリターンを受領する権利を交換条件として、一方の当事者による他方の当事者に対する一連の支払の実行を伴う。ファンドは、発行体による不履行に対する保護手段の提供（即ち、参照債務に対してファンドが保有するまたは晒されるリスクの軽減）、または、特定の発行体による不履行の可能性に対

する積極的ロングまたはショート・ポジションの獲得のため、エマージング国の社債およびソブリン債に対するクレジット・デフォルト・スワップを利用することができる。プロテクションの売り手として、ファンドは、通常、信用事由が存在しない場合に、スワップの期間を通じて前払額または確定比率の収益をプロテクションの買い手から受け取る。ファンドがプロテクションの売り手でありかつ信用事由が発生した場合、当該特別スワップ契約の条項により定められるように、ファンドはプロテクションの買い手に対しスワップの想定元本を限度とする金額を支払い、一定の場合には参照銘柄または参照銘柄指数を構成する原証券を受け取る。ファンドは、売り手として、そのポートフォリオに実質的にレバレッジを加えることになるが、これは、ファンドが、その純資産総額に加え、スワップ想定額についても投資リスクを負うことになるためである。プロテクションの買い手として、ファンドは、通常、信用事由が発生した場合に、スワップの想定元本を限度とする金額をプロテクションの売り手から受け取る。

クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約は、評価損、元本の不足、金利の不足、クレジット指数を構成する参照銘柄の全てまたは一部に不履行が生じた場合、特定のリターンを受領する権利を引換条件として、一方の当事者による他方の当事者に対する一連の支払の実行を伴う。クレジット指数は、クレジット市場全体の一部分を代表することを目的としたクレジット商品またはエクスポージャーの一覧である。これらの指数は、ディーラーの調査により、セクター指数をベースにしたクレジット・デフォルト・スワップにおいて最も流動性が高い銘柄であると判断された参照クレジットによって構成される。指数の構成は、投資適格証券、高利回り証券、アセット・バック証券、エマージング市場、および／あるいは各セクター内の様々な信用格付けに対するクレジット・デフォルト・スワップを含むが、それらに限定されない。クレジット指数は、固定スプレッドおよび標準満期日を含む、統一された条件とともにクレジット・デフォルト・スワップを使用して取引される。クレジット・デフォルト・スワップ指数は、指数内にある全ての品目を参照にし、不履行が生じた場合、指数にある当該品目のウェイトに基づき、信用事由が解決される。指数の構成は、通常6か月毎に定期的に変更され、ほとんどの指数にとって、各品目は指数において同等のウェイトを持つ。

米国連邦所得税上、偶発的、不定期かつブレット型支払を「想定元本契約」と規定するクレジット・デフォルト・スワップおよびその他のスワップ契約の取扱いは確定していない。内国歳入庁が、クレジット・デフォルト・スワップまたはその他のブレット型スワップは米国連邦所得税上の「想定元本契約」ではないとの立場をとる場合、トラストが当該投資対象から受け取る支払は、米国の源泉徴収税を課されることになる。

スワップは、第三者のベンダーあるいはマーケット・メーカーから入手可能な範囲で得られる価格に基づいて日々値洗いが行われ、評価額の変動は、もしあれば、運用計算書に未実現利益または損失として計上される。市場相場が容易に入手できない、あるいは信頼できないと考えられる場合、特定のスワップ契約は、他の証券または指数を参考にして投資顧問会社によって設定された指針に従って評価されることがある。市場相場が容易に入手できない場合およびスワップが評価方法のひとつに従って評価されない場合、スワップの価格は、通常投資顧問会社により提供される提言を基に評価委員会により誠実に決定される。計算期間の開始時に受領または履行された支払金は、当該項目として資産・負債計算書に反映される。これらの前払金は、スワップの終了または満了時に、実現利益または損失として運用計算書に計上される。スワップの終了時に受領または履行された清算支払金は、実現利益または損失として運用計算書に計上される。ファンズにより受領されるまたは支払われる定期的な支払金の純額は運用計算書の実現利益または損失の一部に含まれる。これらの契約の締結は、多様な度合いにより、資産・負債計算書で認識される金額を上まわる信用、市場および書類リスクの要素を伴う。かかるリスクは、これらの契約に対して流動性のある市場が存在しない可能性、契約の相手方がその債務の不履行に陥るかまたは契約の条項の解釈において同意しない可能性、金利が不利に変動する可能性を伴う。

(u) 米国政府機関証券または政府支援企業証券

特定のファンドは、米国政府機関または政府支援企業によって発行された証券に投資することができる。米国政府証券は、特定の場合においては米国政府、その機関または下部機構により保証される債務である。米国政府はファンドの株式の純資産価額に対する保証はしない。米国短期財務省証券、ノート、債券、および連邦政府抵当金庫（以下「GNMA」または「ジニーメイ」という。）により保証された証券といったいくつかの米国政府証券は、米国政府の十分な信頼と信用により支えられており、連邦住宅貸付銀行などのその他については、米国財務省（以下「米国財務省」という。）から借入するという発行者の権利により支えられている。また、連邦抵当金庫（以下「FNMA」または「ファニーメイ」という。）などのその他については、当該機関の債務を購入する権限を持つ米国政府の裁量により支えられている。また、学生ローンマーケティング

グ組合などのその他については下部機構の信用によってのみ支えられている。米国政府証券には、類似の満期を持つ利息分配型よりも大きなリスクを伴う、時価基準で利息を分配しないゼロ・クーポン証券が含まれる。

政府関連保証人（すなわち、米国政府の十分な信頼と信用の裏付けのない保証人）には、FNMAおよび連邦住宅貸付抵当公社（以下「FHLMC」または「フレディマック」という。）が含まれる。FNMAは、その普通株式が民間の受益者によって完全に保有されている政府支援企業である。FNMAは、州および連邦政府によって認定された貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、商業銀行、信用組合およびモーゲージバンカーを含む、承認された売り手／サービサーの一覧から、慣習的な（すなわち、いかなる政府機関によっても保証されない）住宅モーゲージを購入する。FNMAが発行するパス・スルー証券は、FNMAの適時な元金および利子の支払いについては保証されるが、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。FHLMCは、参加証書（以下「PCs」という。）を発行するが、これは住宅モーゲージのプールにある未分割の利息を表すものである。FHLMCは、適時な利子の支払いおよび元金の最終受取の保証はするが、PCsへの米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。

2008年9月6日、連邦住宅金融局（以下「FHFA」という。）は、FNMAおよびFHLMCを保全管理下に置いた。保全管理人として、FHFAは、FNMAおよびFHLMCならびにFNMAおよびFHLMCの資産に関して、FNMAおよびFHLMCの全ての権利、肩書き、権限および特権ならびに全ての受益者、役員、または取締役を引き継いだ。FHFAは、FNMAおよびFHLMCの各取締役会で、最高経営責任者および会長を選出した。2008年9月7日に、米国財務省は、保全管理に関連する3つの追加措置を発表した。第一に、米国財務省は、FNMAおよびFHLMCと、それぞれシニア優先株購入契約を締結したが、これは、両者の各事業においてプラスの自己資本を維持するために、FNMAおよびFHLMCに最大各1,000億米ドルで優先株購入枠を設定するものである。かかる契約は、各事業の運用を大幅に制限する様々な条項を含む。これらの契約締結と引き換えに、米国財務省は、各事業のシニア優先株を各10億米ドルずつ取得し、さらに普通株79.9%の株式購入権（ワラント）も取得した。第二に、米国財務省はFNMAおよびFHLMCに対する流動性低下防止策として、新たに貸付制度を設定することを発表した。第三に、米国財務省はFNMAおよびFHLMCそれぞれによって発行されたモーゲージ・バック証券を買い取る一時的なプログラムを設置することを発表した。流動性低下防止策、モーゲージ・バック証券買取りプログラムは両方とも2009年12月に失効する。FNMAおよびFHLMCは、継続企業としての運用を継続する一方、保全管理下において各事業ともモーゲージ・バック証券に付随する保証債務を含む全ての債務に対して責任を負い続けるものとする。

（v）新会計基準公表

2008年2月1日、財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）は、ファンドに対して2007年12月15日以降に開始する会計年度までFASB解釈指針第48号「法人税等における不確実性に関する会計処理—FASB基準書第109号の解釈」（以下「FIN第48号」という。）の適用の延期を認める、特定の非公開企業（以下「FSP」という。）に対する「FASB解釈指針第48号の非公開企業への適用日」（以下「FIN第48—2号」という。）を発行した。2008年12月17日、FASBはFIN第48号の適用を2008年12月15日以降に開始する会計年度までさらに1年延期することを可決した。管理会社はかかる延期制度を選択した。その継続的な分析に基づき、管理会社は、FIN第48号の採用がファンドの財務書類に与える重要な影響はないとの決断を下したが、FIN第48号に関する管理会社の決定は、FASBからの予想される追加的な実施指針、ならびにそれに関する税制、規則および解釈の継続的分析を含むがそれらに限定されない要因に基づき、後日検討および調整の対象となる可能性がある。

管理会社のFIN第48号の方針は、管理会社に対して、所轄の税務当局による調査の際に、ポジションの技術的なメリットに基づいた関連申出または訴訟手続きの解決を含む、ファンドの税務ポジションが維持される可能性が50%を超えるかどうか決定することを要求する。税務ポジションが維持される可能性が50%を超えるかどうかの認識域に合致するか否かを評価する際に、管理会社は、ポジションが十分な理解および情報を持つ所轄の税務当局によって調査されると推定する。維持される可能性が50%を超えるかどうかの認識域に合致する税務ポジションについては、財務書類上の認識ベネフィット額決定のために測定される。認識される税務ベネフィットは、ファンドの最終的な解決の際に、実現する可能性が50%超であるベネフィットの最大額として認識され、これによりファンドは純資産の減少を伴う税務負債を記録する結果になることもあり得る。管理会社は、FIN第48号が、当初採用時における全ての既存の税務ポジションに対して適用され、累積影響額がある場合は、当該会計年度の期首純資産額への調整として計上されることをその方針とする。

2006年9月、FASBは、財務会計基準書第157号「公正価値測定」（以下「基準書」という。）を発行した。基準書は2007年11月15日以降に開始する会計年度より適用となり、これにより受益者が当該測定に使用した入力値を査定し、および重要な識別できない入力値を用いて公正価値測定が繰り返されることに對し、当該測定が報告期間中の純資産の変動に与える影響を評価できるよう資産および負債の各主要カテゴリーごとに公正価値測定の開示を拡大することが義務付けられた。管理会社は現在、基準書の採用がファンドの財務書類の開示に与える影響について検証している。

2008年3月、FASBは、財務会計基準書第161号「デリバティブ金融商品およびヘッジ活動に関する開示」（以下「SFAS第161号」という。）を発行した。SFAS第161号は、2008年11月15日以降に開始する会計年度および中間会計期間より適用となる。SFAS第161号は、ファンドのデリバティブ金融商品およびヘッジ活動における開示の強化を要求する。経営陣は現在、SFAS第161号の採用がファンドの財務書類の開示に与える影響について検証している。

2008年9月、FASBは、FASB職員意見書FAS第133-1号およびFIN第45-4号「クレジット・デリバティブ及び特定の保証契約に関する新しい開示：FASB基準書第133号およびFASB解釈指針第45号への訂正」（以下「意見書」という。）を発行した。意見書は、2008年11月15日以降に開始する会計期間（年次または中間）より適用となり、ハイブリッド商品を組入れたクレジット・デリバティブを含むクレジット・デリバティブの売り手による開示、および保証契約の支払い／パフォーマンス・リスクの現状に関する追加の開示を要求する。経営陣は現在、意見書の採用がファンドの財務書類の開示に与える影響について検証している。

3. 市場リスクおよび信用リスク

通常の業務の過程で、ファンズは、市場の変化（市場リスク）または取引の相手方の不履行（信用リスク）による潜在的な損失リスクを有する金融商品の売買および金融取引の締結を行う。信用リスクと同様に、ファンズは取引相手方リスク、またはファンズと未決済取引をしている機関あるいは他の企業が不履行に陥るリスクにさらされる可能性がある。潜在的な損失は、財務書類に計上された金融資産の価額を超過することがある。ファンズが信用リスクにさらされる可能性がある金融資産は、主に取引相手方および投資証券からの未収現金により構成される。これらの金融資産に関連してファンズが信用リスクおよび取引相手方リスクにさらされる範囲は、ファンズの資産・負債計算書に計上される当該資産の繰越し価格に近似する。

特定のファンズは、ファンズと選定された相手方間で締結された取引、店頭デリバティブおよび外国通貨契約が準拠する当該相手方との国際スワップデリバティブ協会マスターアグリーメント（以下「ISDAマスターアグリーメント」という。）の当事者である。ISDAマスターアグリーメントは、一般的な義務、表明事項、合意、担保および不履行または終了事由に対する規定を保持する。終了事由は、適用されるISDAマスターアグリーメントに基づいて、早期終了を選択し全ての未清算取引の決済を行う権利を相手方に付与する条件を含む。早期終了の選択は、財務書類にとって重大であることがある。

2008年9月15日に、リーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インクは、米連邦破産法11条の適用を申請した。2008年9月19日には、ブローカー・ディーラーであるリーマン・ブラザーズ・インクに関する証券投資家保護法（以下「SIPA」という。）の手続きが開始された。SIPAに基づいて選出された管財人は、リーマン・ブラザーズ・インクの破産財産を管理する。2008年9月15日には、リーマン・ブラザーズ・インターナショナル（ヨーロッパ）が英国倒産法に基づいて管理下に置かれ、その後2008年10月3日にリーマン・ブラザーズ・スペシャル・ファイナンス・インクが米連邦破産法11条の適用を申請した。これらの申請に関連して、リーマン・ブラザーズ・グループ・オブ・カンパニーズ（以下総称して「リーマン・ブラザーズ」という。）は、裁判所の承認を条件として、秩序ある方法で再編および／または清算されることになっている。各リーマン・ブラザーズ事業体はそれぞれ個別の法人組織であり、各自の破産手続きに従う。

特定のファンズは、関連リーマン・ブラザーズ事業体が破産法の適用申請時に、または管理下に置かれた時に、リーマン・ブラザーズが事業体が発行者、参照銘柄、相手方、あるいは保証人であったとされる各種の選定された保有高、クレジット・デフォルト契約および未払いの証券ならびにデリバティブ取引を有していた。リーマン・ブラザーズ関連の保有証券、クレジット・デフォルト・スワップ契約および証券ならびにデリバティブ取引は見積り回復可能額にまで評価を切り下げられた。リーマン・ブラザーズ関連の証券ならびにデリバティブ取引における予想損失は、その他の負債の構成要素として資産・負債計算書に、また未実現利益（損失）純変動額として運用計算書に組入れられている。リーマン・ブラザーズを相手方とする取引終了に付随する損益は、実現損益として運用計算書に反映される。2008年10月10日には、事前承認を得た多数の証券会社が参加した、リーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インクを参照銘柄とする保有証券およびクレジット・デ

フォルト・スワップ契約の見積り回復率を決定するオークションが円滑に開催された。これらの回復率は、見積り回復額を決定する際に使用された。

PIMCOは関連契約の条件に従い、関連リーマン・ブラザーズ事業体に対して債務不履行の通知を交付した。PIMCOが取引を終えたリーマン・ブラザーズを相手方とする取引については、ブローカーより見積りを入手し、適切であると見なされた新規相手方を代替として、ポジションを再開している。

4. 保証および補償

トラストの設立書類に基づき、特定の関係者（受託会社およびPIMCOを含む）は、それぞれ、ファンズへのそれら当事者の義務の遂行から生じうる一定の債務に対して補償される。さらに、通常の業務の過程で、ファンズは、多様な補償条項を含む契約を締結する。これらの合意に基づくファンズの最大限のリスクは、ファンズに対して将来行われうる、現時点では未発生の請求を伴うため、不明である。しかしながら、ファンズは、これらの契約に従った従前の請求または損失を有していない。

5. 所得税

トラストは、その税務上の地位についてバミューダ法に服する。現行のバミューダ法に基づき、トラストまたはファンドが支払うべき所得税、遺産税、譲渡税、売上税またはその他の税金は存在しない。またトラストもしくはファンドによる分配または受益証券の買戻し時の純資産価額の支払について、源泉徴収税は適用されない。そのため、財務書類において、所得税の引当は計上されていない。バミューダにおいて上記の税金が制定された場合、ファンズは、1966年免税事業税金保護法に基づき、2016年3月28日までファンズに対しすべての当該税金を免除する旨の約束をバミューダ財務省から受領している。

トラストは、通常、米国連邦所得税上、米国で取引または事業に従事しているとみなされないようにその業務を遂行する意向である。特に、トラストは、1986年内国歳入法（改正済）に定めるセーフ・ハーバーについて適格となる予定であり、これに基づき、トラストは、その業務が自己勘定での株式および証券または商品の取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされないことになる。トラストの所得がトラストの実行する米国での取引または事業と有効に関係しない場合、トラストが米国の源泉から得る所得の一定カテゴリー（配当および一定種類の利息収益を含む。）は30%の米国の税金を課されることになり、かかる税金は、通常、当該所得から源泉徴収される。一方、トラストがトラストの実行する米国での取引または事業と有効に関係する所得を得る場合、当該所得は、米国内国企業に適用される累進税率の米国連邦所得税を課され、トラストもまた支店利益税を課されることがある。2008年10月31日に終了した会計年度において、トラストは、米国での取引または事業と有効に関係する所得を得なかった。

6. 報酬および費用

各ファンドは、（個別に計算される各ファンドまたはクラス（該当する場合）の日々の平均純資産額に基づく料率として算定される）以下の年率により、下記の報酬を負担する。

ファンド	管理報酬	投資顧問報酬	管理事務代行報酬	代行協会員報酬	販売報酬
PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	該当なし	0.45% ⁽³⁾	0.20% ⁽⁴⁾	該当なし	該当なし
PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット（円ヘッジ）ボンド・ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド（M）	該当なし	0.28%	0.20% ⁽⁵⁾	該当なし	該当なし
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン（円ヘッジ）ボンド・ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCO バミューダ JGB フローター・フォーリン・ストラテジー・ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCOバミューダ JGB フローター・ユー・エス・ストラテジー・ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCOバミューダ LIBORプラス・ファンド（M）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド（M）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCO バミューダ・ユー・エス・	該当なし	0.35%	0.20% ⁽⁶⁾	該当なし	該当なし

ハイ・イールド・ファンドⅡ (M)

PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ ファンド (M)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCO エマージング・ボンド (円ヘッジ) インカム・ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドⅡ	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド (円ヘッジ) ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド (円ヘッジ) ファンドⅡ	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCO 米ドルLIBORプラス・ファンド	0.45% ⁽⁷⁾	該当なし	該当なし	0.08%	0.33% ⁽⁸⁾
PIMCO 米ドルLIBORプラス・ファンドⅡ	該当なし	0.27%	0.20% ⁽⁹⁾	該当なし	該当なし
ビムコ・ワールド・ハイインカム	0.70%	該当なし	該当なし	0.10% ⁽¹⁰⁾	0.55% ⁽¹¹⁾
PIMCOバミューダ・ディバースファイド・ インカム・ファンド					
インスティテューショナル (円ヘッジ)	該当なし	0.50% ⁽¹⁾	0.20% ⁽²⁾	該当なし	該当なし
インスティテューショナル (米ドル)	該当なし	0.50% ⁽¹⁾	0.20% ⁽²⁾	該当なし	該当なし
PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ ボンド・ファンドⅡ					
インスティテューショナル (円)	該当なし	0.35%	0.20% ⁽²⁾	該当なし	該当なし
インスティテューショナル (円ヘッジ)	該当なし	0.35%	0.20% ⁽²⁾	該当なし	該当なし

- (1) 当該クラスは、その資産水準に基づき、投資顧問報酬を負担する。投資顧問報酬は、(i) ファンド純資産額の1億米ドル以下の部分について年率0.50%、1億米ドル超のすべてのファンドの純資産について年率0.45%で変動する部分を適用することにより、また、(ii) 各クラスの資産水準に基づき、各クラスの投資顧問報酬の比例分配を割り当てることにより算定される。
- (2) 当該クラスは、ファンドの資産水準に基づき変動する管理事務代行報酬を負担する。管理事務代行報酬は、(i) ファンド純資産額の5,000万米ドル以下の部分について年率0.20%、5,000万米ドル超1億米ドル以下の部分について年率0.15%、1億米ドル超のすべての部分について年率0.10%の資産水準に基づいて変動する部分を適用することにより、また、(ii) 各クラスの資産水準に基づき、各クラスの管理事務代行報酬の比例分配を割り当てることにより算定される。
- (3) PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドは、その資産水準に基づき、ファンド純資産額の1億米ドル以下の部分について年率0.45%、1億米ドル超2億米ドル以下の部分について年率0.35%、2億米ドル超のすべての部分について年率0.30%で変動する投資顧問報酬を負担する。
- (4) PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドは、ファンド純資産額の5,000万米ドル以下の部分について年率0.20%、5,000万米ドル超1億米ドル以下の部分について年率0.15%、1億米ドル超のすべての部分について年率0.10%の資産水準に基づいて変動する管理事務代行報酬を負担する。
- (5) PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド (M) は、ファンド純資産額の5,000万米ドル以下の部分について年率0.20%、5,000万米ドル超1億米ドル以下の部分について年率0.15%、1億米ドル超のすべての部分について年率0.10%の資産水準に基づいて変動する管理事務代行報酬を負担する。
- (6) PIMCO バミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドⅡ (M) は、ファンド純資産額の5,000万米ドル以下の部分について年率0.20%、5,000万米ドル超1億米ドル以下の部分について年率0.15%、1億米ドル超のすべての部分について年率0.10%の資産水準に基づいて変動する管理事務代行報酬を負担する。
- (7) PIMCO米ドルLIBORプラス・ファンドは、その資産水準に基づき、ファンド純資産額の1億米ドル以下の部分について年率0.45%、1億米ドル超3億米ドル以下の部分について年率0.42%、3億米ドル超のすべての部分について年率0.39%で変動する管理報酬を負担する。
- (8) PIMCO米ドルLIBORプラス・ファンドは、その資産水準に基づき、ファンド純資産額の1億米ドル以下の部分について年率0.27%、1億米ドル超3億米ドル以下の部分について年率0.30%、3億米ドル超のすべての部分について年率0.33%で変動する販売報酬を負担する。
- (9) PIMCO 米ドルLIBORプラス・ファンドⅡは、その資産水準に基づき、ファンド純資産額の5,000万米ドル以下の部分について年率0.20%、5,000万米ドル超1億米ドル以下の部分について年率0.15%、1億米ドル超のすべての部分について年率0.10%で変動する管理事務代行報酬を負担する。
- (10) ビムコ・ワールド・ハイインカムは、その資産水準に基づき、ファンド純資産額の1億米ドル以下の部分について年率0.10%、1億米ドル超のすべての部分について年率0.05%で変動する代行協会員報酬を負担する。
- (11) ビムコ・ワールド・ハイインカムは、その資産水準に基づき、ファンド純資産額の1億米ドル以下の部分について年率0.50%、1億米ドル超のすべての部分について年率0.55%で変動する販売報酬を負担する。

管理報酬、投資顧問報酬および管理事務代行報酬は、該当する場合、管理会社兼投資顧問会社に対して、投資顧問業務、管理事務業務および監査、保管、受託、投資証券会計、日常的法務、名義書換事務代行、印刷業務を含む第三者による業務の提供および提供の手配について毎月後払いで支払われる。代行協会員報酬および販売報酬（適用する場合）は、該当ファンド（またはクラス（該当する場合））の受益証券に関連したサービスおよび販売を提供する金融仲介機関に対して返済するために毎月後払いで支払われる。

管理会社兼投資顧問会社は、トラストおよび該当ファンドにより要求される一定の第三者によるサービスに対する費用を負担する。受益者ではなく、管理会社兼投資顧問会社が、純資産の増加による価格の下落も含め、

第三者による当該サービス費用の価格下落の恩恵を受ける。管理事務代行報酬の対象となるファンズに関し、管理会社兼投資顧問会社は通常かかる報酬について利益を得る。

ファンズ（またはクラス（該当する場合））は、（i）公租公課、（ii）ブローカー費用、手数料およびその他のポートフォリオ取引に関する支出、（iii）利息支払いを含む借入費用、（iv）訴訟費用および損害賠償費用を含む特別費用、ならびに（v）特定の受益証券のクラスに割当てられたまたは割当てべき支出を含むがそれらに限定されない、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬によってカバーされない、業務に関連するその他の費用を負担することがある。一定のファンズ（またはクラス（該当する場合））は、設立費用を負担することがある。

上記の表に記載される通り、特定のファンズおよびファンズのクラスは、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬を負担しない。管理会社および投資顧問会社の日本における関連会社であるピムコジャパンリミテッドは、かかるファンズまたはクラスに投資している勘定、日本の投資信託またはその他の投資ビークルから報酬を支払われ、かかる報酬の一部は、投資顧問会社へサービス報酬として分配される。

PIMCOは、その管理報酬から、PIMCO 米ドルLIBORプラス・ファンドの日本における継続中の公募に関連する特定の経費を支払った。ピムコ・ワールド・ハイインカムは、日本におけるその受益証券の公募に関連する発生中の経費を支払った。新たにファンズが設立される場合、関連するファンドに直接帰属するかかる費用は、ファンドあるいはPIMCOにより負担される。かかる費用がファンドに直接帰属しない場合は、かかる費用がその裁量によりPIMCOによって負担される場合を除き、それぞれの純資産価額に比例して、各ファンドがかかる費用を負担する。いずれかのファンドが、完全に支払いを終える前に終了する場合、かかる未払い額は、繰り上げられ、ただちに支払われる。

7. 関連当事者取引

管理会社兼投資顧問会社は、FASB財務会計基準書第57号、「関連当事者開示」（以下「SFAS第57号」という。）に定義される関連当事者であり、アライアンス・グローバル・インベスターズ・オブ・アメリカ・エル・ピー（以下「エージーアイ」という。）の過半数所有子会社である。当該当事者に支払われるべき報酬は注記6に開示されている。

トラストの関係者であるエージーアイは、2008年10月31日現在、PIMCOバミューダ・ディバーシファイド・インカム・ファンドの発行済受益証券を0.20%保有している。

特定のファンドは、管理会社および投資顧問会社によって採用された手続きにおいて概要された特定条件に基づいて、特定の関連ファンドの有価証券を購入あるいは売却を許可されている。かかる手続きは、他のファンドからのあるいは他のファンドへのポートフォリオ、または共通のマネジャー（または関連マネジャー）を持つことから関連会社であると考えられるポートフォリオによる有価証券の購入あるいは売却が確実に特定されることを目的とするものである。さらに、手続きの下で定義される通り、各取引は現在の市場価格において成立する。

8. 売却コールおよびプット・オプション取引

売却コールおよびプット・オプション取引は下記の通りであった（単位：千、契約数を除く。）。

	PIMCOバミューダ・ エマージング・ マーケット・ ボンド・ファンド(M)		PIMCOバミューダ・グローバル・ アグリゲイト・イクス・ジャパン・ ボンド・ファンド (M)					プレミアム (米ドル)
	契約数	プレミアム (米ドル)	契約数	米ドル による 想定元本 (米ドル)	豪ドル による 想定元本 (豪ドル)	ユーロ による 想定元本 (ユーロ)	英ポンド による 想定元本 (英ポンド)	
2007年10月31日								
現在残高	0	0	352	1,162,000	0	0	14,000	17,499
売却	1,326	1,009	12,828	1,037,800	29,900	93,771	8,861	31,401
買戻購入	(118)	(60)	(4,424)	(1,693,100)	0	(28,400)	0	(33,932)
権利消滅	(972)	(811)	(8,756)	(272,500)	(29,900)	(9,871)	(22,861)	(7,311)
権利行使	0	0	0	0	0	0	0	0
2008年10月31日								
現在残高	236	138	0	234,200	0	55,500	0	7,657

PIMCO バミューダ JGB フローター・
フォーリン・ストラテジー・ファンド

	契約数	米ドルによる 想定元本 (米ドル)	ユーロによる 想定元本 (ユーロ)	日本円による 想定元本 (日本円)	プレミアム (米ドル)
2007年10月31日現在残高	0	32,600	0	80,000	537
売却	91	19,500	1,100	0	629
買戻購入	(7)	(38,800)	0	0	(732)
権利消滅	(84)	(300)	0	(80,000)	(91)
権利行使	0	0	0	0	0
2008年10月31日現在残高	0	13,000	1,100	0	343

PIMCOバミューダ JGB フローター・
ユー・エス・ストラテジー・ファンド

	契約数	米ドルによる 想定元本 (米ドル)	ユーロによる 想定元本 (ユーロ)	日本円による 想定元本 (日本円)	プレミアム (米ドル)
2007年10月31日現在残高	0	21,400	0	50,000	383
売却	62	12,100	700	0	393
買戻購入	(6)	(24,600)	0	0	(468)
権利消滅	(56)	(200)	0	(50,000)	(61)
権利行使	0	0	0	0	0
2008年10月31日現在残高	0	8,700	700	0	247

PIMCOバミューダ LIBORプラス・
ファンド (M)

	契約数	米ドルによる 想定元本 (米ドル)	豪ドルによる 想定元本 (豪ドル)	ユーロによる 想定元本 (ユーロ)	英ポンドによる 想定元本 (英ポンド)	プレミアム (米ドル)
2007年10月31日現在残高	12	45,200	0	0	1,000	684
売却	641	34,300	1,100	7,860	233	1,179
買戻購入	(258)	(55,000)	0	(1,800)	(1,000)	(1,059)
権利消滅	(316)	(6,500)	(1,100)	(2,260)	(233)	(253)
権利行使	0	0	0	0	0	0
2008年10月31日現在残高	79	18,000	0	3,800	0	551

PIMCO バミューダ・
ユー・エス・ハイ・イールド・
ファンド (M)PIMCO バミューダ・
ユー・エス・ハイ・イールド・
ファンドII (M)

	契約数	米ドルによる 想定元本 (米ドル)	プレミアム (米ドル)	契約数	米ドルによる 想定元本 (米ドル)	プレミアム (米ドル)
2007年10月31日現在残高	59	84,400	1,968	0	36,700	877
売却	650	90,400	2,828	330	92,500	2,710
買戻購入	(59)	(113,700)	(2,694)	0	(83,200)	(2,128)
権利消滅	(574)	(4,400)	(480)	(284)	(3,700)	(253)
権利行使	0	0	0	0	0	0
2008年10月31日現在残高	76	56,700	1,622	46	42,300	1,206

PIMCOエマージング・
ボンド・インカム・
ファンド (M)PIMCO バミューダ・
ディバーシファイド・
インカム・ファンドPIMCO バミューダ・
エマージング・マーケット
・
ボンド・ファンドII

	契約数	プレミアム (米ドル)	契約数	米ドル による 想定元本 (米ドル)	プレミアム (米ドル)	契約数	プレミアム (米ドル)
2007年10月31日 現在残高	0	0	72	58,000	716	0	0
売却	1,392	941	92	2,400	102	416	284
買戻購入	(204)	(106)	(44)	(58,000)	(705)	(36)	(18)
権利消滅	(780)	(600)	(120)	(1,000)	(96)	(308)	(224)
権利行使	0	0	0	0	0	0	0
2008年10月31日 現在残高	408	235	0	1,400	17	72	42

9. 利益参加型受益証券

トラストは5千億口を上限とする利益参加型受益証券を発行することができる。特定の受益者は各ファンドの純資産の10%超を保有するため、ファンドは重大なリスクの集中を被る可能性がある。これらの受益者が一度に多額の資金解約の要求をした場合に、かかる受益者の利益の集中は、ファンズに重大な影響を及ぼす可能性がある。PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド、PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M)、PIMCO バミューダ LIBORプラス・ファンド (M)、PIMCO バ

ミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド(M)、PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド(M)、PIMCO 米ドルLIBORプラス・ファンド、PIMCO 米ドルLIBORプラス・ファンドII、ピムコ・ワールド・ハイインカムおよびPIMCOバミューダ・ディバーシファイド・インカム・ファンド・インスティテューショナル(米ドル)の受益証券の申込および買戻しは米ドル建てである。

PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット(円ヘッジ)ボンド・ファンド、PIMCO バミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド、PIMCO バミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド(M)、PIMCO バミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン(円ヘッジ)ボンド・ファンド、PIMCO バミューダ JGB フローター・フォーリン・ストラテジー・ファンド、PIMCOバミューダ JGB フローター・ユー・エス・ストラテジー・ファンド、PIMCO バミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII(M)、PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド、PIMCO エマージング・ボンド(円ヘッジ)インカム・ファンド、PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド、PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII、PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド(円ヘッジ)ファンド、PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド(円ヘッジ)ファンドII、PIMCOバミューダ・ディバーシファイド・インカム・ファンド・インスティテューショナル(円ヘッジ)およびPIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドIIの受益証券は日本円建てであり、取引日におけるスポット・レートにより米ドルに換算される。各ファンドの受益証券は、将来いずれかのファンドに関連して追加クラスが募集されることができ、無額面で、同一種類として発行される。ファンズの端数となる受益証券は発行されない。

利益参加型受益証券の変動は下記の通りであった(口数および金額：千単位^{*})。

	PIMCO バミューダ・ エマージング・ マーケット・ ボンド・ファンド		PIMCO バミューダ・ エマージング・ マーケット・ ボンド・ファンド (M)		PIMCO バミューダ・ エマージング・ マーケット (円ヘッジ) ボンド・ファンド		PIMCO バミューダ・ グローバル・ アグリゲイト・ イクス・ジャパン・ ボンド・ファンド		PIMCO バミューダ・ グローバル・ アグリゲイト・ イクス・ジャパン・ ボンド・ファンド (M)	
	2008年10月31日 終了年度 金額		2008年10月31日 終了年度 金額		2008年10月31日 終了年度 金額		2008年10月31日 終了年度 金額		2008年10月31日 終了年度 金額	
	口数	(米ドル)	口数	(米ドル)	口数	(米ドル)	口数	(米ドル)	口数	(米ドル)
受益証券 販売受取額	0	0	3,620	39,917	2	185	1,076	132,579	2,435	294,241
分配金の再投資 による発行額	0	0	193	2,101	0	0	0	0	0	0
受益証券 買戻支払額	(3,500)	(35,680)	(9,829)	(105,729)	(80)	(7,628)	(1,124)	(137,900)	(3,393)	(411,860)
ファンド 受益証券 取引による 純(減少)額	(3,500)	(35,680)	(6,016)	(63,711)	(78)	(7,443)	(48)	(5,321)	(958)	(117,619)

	PIMCOバミューダ・ グローバル・ アグリゲイト・ イクス・ジャパン (円ヘッジ) ボンド・ファンド		PIMCO バミューダ JGB フローター・ フォーリン・ ストラテジー・ ファンド		PIMCOバミューダ JGB フローター・ ユー・エス・ ストラテジー・ ファンド		PIMCOバミューダ LIBORプラス・ ファンド(M)	
	2008年10月31日 終了年度 金額		2008年10月31日 終了年度 金額		2008年10月31日 終了年度 金額		2008年10月31日 終了年度 金額	
	口数	(米ドル)	口数	(米ドル)	口数	(米ドル)	口数	(米ドル)
受益証券 販売受取額	237	23,677	10	815	6	543	924	11,000
分配金の再投資 による発行額	0	0	0	0	0	0	0	0
受益証券 買戻支払額	(2,163)	(206,806)	(58)	(4,946)	(39)	(3,297)	(1,360)	(16,226)
ファンド受益証券 取引による 純(減少)額	(1,926)	(183,129)	(48)	(4,131)	(33)	(2,754)	(436)	(5,226)

	PIMCOバミューダ・ ユー・エス・ ハイ・イールド・ ファンド(M)		PIMCO バミューダ・ ユー・エス・ ハイ・イールド・ ファンドII(M)		PIMCO エマージング・ ボンド・インカム・ ファンド		PIMCO エマージング・ ボンド・インカム・ ファンド(M)	
--	--	--	---	--	---------------------------------------	--	--	--

	2008年10月31日 終了年度		2008年10月31日 終了年度		2008年10月31日 終了年度		2008年10月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券 販売受取額	749	7,252	262	27,841	237	22,484	2,297	24,693
分配金の再投資 による発行額	0	0	0	0	0	0	0	0
受益証券 買戻支払額	(6,707)	(63,882)	(447)	(48,750)	(250)	(23,380)	(3,306)	(34,925)
ファンド受益証券 取引による 純(減少)額	(5,958)	(56,630)	(185)	(20,909)	(13)	(896)	(1,009)	(10,232)

	PIMCO エマージング・ ボンド (円ヘッジ) インカム・ファンド		PIMCO ユー・エス・ ハイ・イールド・ ファンド		PIMCO ユー・エス・ ハイ・イールド・ ファンドII		PIMCO ユー・エス・ ハイ・イールド (円ヘッジ) ファンド		PIMCO ユー・エス・ ハイ・イールド (円ヘッジ) ファンドII	
	2008年10月31日 終了年度		2008年10月31日 終了年度		2008年10月31日 終了年度		2008年10月31日 終了年度		2008年10月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券 販売受取額	14	1,261	33	2,775	151	16,050	7	622	1	61
分配金の再投資に よる発行額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受益証券 買戻支払額	(26)	(2,356)	(647)	(53,321)	(203)	(22,482)	(71)	(6,075)	(198)	(18,505)
ファンド 受益証券 取引による 純(減少)額	(12)	(1,095)	(614)	(50,546)	(52)	(6,432)	(64)	(5,453)	(197)	(18,444)

	PIMCO 米ドルLIBORプラス・ ファンド		PIMCO 米ドルLIBORプラス・ ファンドII		ビムコ・ワールド・ ハイインカム	
	2008年10月31日 終了年度		2008年10月31日 終了年度		2008年10月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	0	0	949	11,000	7,591	78,078
分配金の再投資 による発行額	0	0	0	0	0	0
受益証券買戻支払額	(85)	(904)	(1,284)	(15,000)	(9,158)	(90,963)
ファンド受益証券 取引による 純(減少)額	(85)	(904)	(335)	(4,000)	(1,567)	(12,885)

	PIMCOバミューダ・ ディバーシファイド・ インカム・ファンド		PIMCOバミューダ・ エマージング・ マーケット・ ボンド・ファンドII	
	2008年10月31日 終了年度		2008年10月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額				
インスティテューショナル(円)	0	0	350	31,813
インスティテューショナル(円ヘッジ)	0	0	202	20,098
インスティテューショナル(米ドル)	0	0	0	0
分配金の再投資による発行額	0	0	0	0
インスティテューショナル(円)	0	0	0	0
インスティテューショナル(円ヘッジ)	0	0	0	0
インスティテューショナル(米ドル)	0	0	0	0
受益証券買戻支払額				
インスティテューショナル(円)	0	0	(34)	(3,243)
インスティテューショナル(円ヘッジ)	(1)	(18)	(138)	(13,188)
インスティテューショナル(米ドル)	0	0	0	0
ファンド受益証券取引による純増加(減少)額	(1)	(18)	380	35,480

* ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

10. 規制および訴訟事項

トラストは、いかなる訴訟または仲裁手続きにも関与しておらず、トラストによるもしくはトラストに対す

る、未解決または未発生 of いかなる訴訟もしくは請求をも関知していない。但し、トラストの管理会社兼投資顧問会社であるPIMCOは、トラストの運用には関係しない以下の訴訟事項の被告となっている。

2004年2月よりPIMCO、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・オブ・アメリカ・エル・ピー（以下「エーजीアイ」という。）（かつてのアリアンツ・ドレスナー・アセット・マネジメント・オブ・アメリカ・エルピーでPIMCOの親会社）、PIMCOファンズ（PIMCOが運用するミューチュアル・ファンズの複合体）およびアリアンツ・ファンズ（かつてのPIMCOファンズ：マルチ・マネージャー・シリーズでPIMCOの関連会社が運用するミューチュアル・ファンズの複合体）を含むこれらの関連会社、特定のPIMCOファンズの受託者ならびにPIMCOの特定の従業員は様々な管轄区域で提起された11の訴訟の被告となっている。これらの訴訟は「マーケット・タイミング」に関連するもので、メリーランド州地区の米連邦地裁の多地区訴訟のに移送され、公判前手続が併合して行われている。訴訟は、特定の期間にPIMCOファンズおよびアリアンツ・ファンズを購入、保有または買戻した投資家を代理して、推定上の集団訴訟として、またPIMCOファンズおよびアリアンツ・ファンズのための派生訴訟として開始されている。これらの訴訟は、不特定の補償的損害賠償金および利息、また場合によっては懲罰的損害賠償金、投資顧問契約の取消し、これらの契約に基づき支払われた手数料の返却および不当利得の返還などを求めている。

これらの訴訟は、特定のヘッジファンドが関連ファンドのうち特定のPIMCOファンズおよびアリアンツ・ファンズに関し、「マーケット・タイミング」取引を行うことを認めながら、積極的な開示が行われなかったというものである。2005年1月14日付の派生訴訟および代表訴訟の原告との間の和解契約により、被告として名が挙がっていたPIMCO、特定のPIMCOファンズの受託者およびPIMCOの特定の従業員は全員、マーケット・タイミングに関する訴訟における被告としての立場から解放された。しかし、原告側は引き続き、PIMCOファンズの受益者のため、またはPIMCOファンズ自体のために、別の被告を相手取り、損害賠償請求を行っている。2005年11月3日、メリーランド州地区の米連邦地裁は、名目上の被告として、PIMCOファンズの名前が含まれた併合された変更後の訴えにおいて、PIMCOファンズに対する訴えの取下げを求めるPIMCOファンズの申立てを認めた。したがって、PIMCOファンズは現在、「マーケット・タイミング」に関する訴訟の当事者ではない。

2005年8月には、ほぼ同一の2件の集団民事訴訟がイリノイ州東管轄区の北部地区で提起され、原告が10年物米国債の先物契約を購入・売却し、PIMCOが顧客勘定にて10年物米国債の現物と先物の両ポジションを立てた時の不足（申し立てによる）から損失を被ったとされた。これら2件の訴訟は1件に併合され、2つの訴訟は、PIMCOが連邦商品取引法に違反したという1つの訴状に差し替えられた。PIMCOは被告に挙げられ、PIMCOファンズは併合訴訟の被告に加えられた。2007年7月、裁判所は、2005年5月9日と2005年6月30日の間にショート・ポジションを相殺するために先物契約を購入した当事者により構成される、クラスアクションの成立を認めた。2007年12月、第7巡回米連邦高等裁判所は、PIMCOおよびPIMCOファンズのクラスアクションの成立決定に対する異議の申請を認めた。本控訴は現在審理中である。PIMCOおよびPIMCOファンズは、訴状は実体がないと確認しており、積極的に自己の立場の擁護を行うつもりである。

2006年4月、PIMCOが運用する特定の登録投資法人およびその他のファンズは、ニュージャージー州地区のジーアイ・ホールディングス・インクの破産において、ジーアイ・ホールディングス・インクのアスベスト原告公式委員会により提訴された対審手続きが送達された。2004年7月にPIMCOはこの提訴の被告に挙げられ、現在も引き続き被告となっている。原告は、ジーアイ・ホールディングス・インクの前身の事業体により完全子会社に対し1994年に譲渡された破産財産の回復を求めている。当該子会社はその後社債を発行しており、その社債はPIMCOが運用する特定の登録投資法人およびその他のファンズが所持人であると主張されている。原告の申し立てによれば、2000年にPIMCOが運用する特定の登録投資法人を含む200名以上の社債所持人は、借換取引および融資銀行に対する第一優先リーエンの付与を承諾することと引き換えに子会社の資産に第二優先リーエンが付与された。原告は、社債所持人のためのリーエンおよび／またはリーエン価値の無効を求めている。現在、裁判所により原破産案件における再建計画（以下「計画」という。）が審議中である。計画が承認されれば、PIMCOおよびPIMCOにより管理されているその他のファンズ（以下「PIMCO事業体」という。）を当事者とする審理は取り下げられることが予想される。現在のところ、計画がいつ承認されるかについては未定である。当面の間、審理は停止されている。当該事項は、関連PIMCO事業体に重大な悪影響を及ぼすとは考えられていない。

11. ファンドの清算

2008年11月10日付で、PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドは予定されていた償還を通じて清算された。また、2008年12月16日付で、PIMCO 米ドルLIBORプラス・ファンドは予定されていた償還を通じて清算された。

③【投資有価証券明細表等】

ピムコ・ワールド・ハイインカム
投資有価証券明細表
2008年10月31日現在

	口数	時価 (千単位)
ピムコ・ファンズ (a) 100.0%		
ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M)		
(取得原価 \$546,599)	50,710,897	\$414,308
	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
短期金融商品 0.1%		
定期預金 0.1%		
ING Bank		
0.320% due 11/03/2008	\$446	446
短期金融商品合計		446
(取得原価 \$446)		
投資合計 100.1%		\$414,754
(取得原価 \$547,045)		
その他の資産および負債 (純額) (0.1%)		(498)
純資産 100.0%		\$414,256

投資有価証券明細表に対する注記：

(a) 関連会社に対する投資証券

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M)
投資有価証券明細表
2008年10月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
バミューダ 0.4%		
BW GAS Ltd.		
6.625% due 06/28/2017	\$1,760	\$1,781
バミューダ合計		1,781
(取得原価 \$1,751)		
ブラジル 7.3%		
Brazil Government International Bond		
6.000% due 01/17/2017	\$9,283	8,424
7.875% due 03/07/2015	1,000	1,020
8.875% due 10/14/2019	3,810	3,882
10.250% due 01/10/2028	BRL9,100	2,995
11.000% due 08/17/2040	\$3,000	3,504
12.500% due 01/05/2016	BRL1,500	617
12.500% due 01/05/2022	5,500	2,134
12.750% due 01/15/2020	\$350	436
Centrais Eletricas Brasileiras S.A.		
7.750% due 11/30/2015	2,500	2,000
Embraer Overseas Ltd.		
6.375% due 01/24/2017	1,400	917
GTL Trade Finance, Inc.		
7.250% due 10/20/2017	3,700	2,725
ISA Capital do Brasil S.A.		
7.875% due 01/30/2012	1,200	1,002
8.800% due 01/30/2017	1,200	870
Vale Overseas Ltd.		
6.250% due 01/11/2016	900	757
ブラジル合計		31,283
(取得原価 \$38,562)		
チリ 1.4%		
Banco Santander Chile		
5.375% due 12/09/2014	\$500	410
Corp. Nacional del Cobre de Chile - CODELCO		

4.750% due 10/15/2014	550	483
5.625% due 09/21/2035	4,400	3,035
6.150% due 10/24/2036	900	653
6.375% due 11/30/2012	500	490
Empresa Nacional de Electricidad S.A.		
8.350% due 08/01/2013	1,000	1,018
チリ合計		<u>6,089</u>
(取得原価 \$7,721)		
中国 1.2%		
Citic Resources Finance Ltd.		
6.750% due 05/15/2014	\$600	315
Export-Import Bank of China		
4.875% due 07/21/2015	5,700	4,669
中国合計		<u>4,984</u>
(取得原価 \$6,222)		

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）
投資有価証券明細表（続き）
2008年10月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
コロンビア 8.7%		
Republic of Colombia		
7.375% due 01/27/2017	\$5,300	\$ 4,797
7.375% due 09/18/2037	4,000	3,300
8.250% due 12/22/2014	7,950	7,672
10.375% due 01/28/2033	3,235	3,445
10.750% due 01/15/2013	16,055	17,179
11.750% due 02/25/2020	920	1,053
コロンビア合計		<u>37,446</u>
(取得原価 \$41,685)		
エジプト 1.8%		
Petroleum Export Ltd.		
5.265% due 06/15/2011	\$7,529	7,532
エジプト合計		<u>7,532</u>
(取得原価 \$8,989)		
エルサルバドル 0.7%		
AES El Salvador Trust		
6.750% due 02/01/2016	\$1,400	1,019
El Salvador Government International Bond		
7.750% due 01/24/2023	900	652
8.250% due 04/10/2032	1,000	655
8.500% due 07/25/2011	800	684
エルサルバドル合計		<u>3,010</u>
(取得原価 \$4,286)		
グアテマラ 0.5%		
Guatemala Government Bond		
10.250% due 11/08/2011	\$2,300	2,243
グアテマラ合計		<u>2,243</u>
(取得原価 \$2,563)		
香港 0.1%		
Hong Kong Government International Bond		
5.125% due 08/01/2014	\$350	347
香港合計		<u>347</u>
(取得原価 \$361)		
インド 1.0%		
ICICI Bank Ltd.		
5.750% due 01/12/2012	\$3,100	2,165
NTPC Ltd.		
5.875% due 03/02/2016	1,905	1,461
Vedanta Resources PLC		
6.625% due 02/22/2010	1,000	765
インド合計		<u>4,391</u>
(取得原価 \$5,941)		

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

投資有価証券明細表（続き）

2008年10月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
インドネシア 2.5%		
Indonesia Government International Bond		
6.875% due 03/09/2017	\$5,100	\$ 3,392
Majapahit Holding BV		
7.250% due 10/17/2011	3,200	2,482
7.250% due 06/28/2017	4,400	2,662
7.875% due 06/29/2037	4,400	2,106
インドネシア合計		<u>10,642</u>
(取得原価 \$17,012)		
カザフスタン 2.2%		
Intergas Finance BV		
6.375% due 05/14/2017	\$2,000	950
Kazakhstan Temir Zholy Finance BV		
6.500% due 05/11/2011	1,100	847
7.000% due 05/11/2016	1,800	1,116
Tengizchevroil Finance Co. SARL		
6.124% due 11/15/2014	9,054	6,418
カザフスタン合計		<u>9,331</u>
(取得原価 \$14,627)		
マレーシア 3.9%		
Petroliaam Nasional Bhd.		
7.625% due 10/15/2026	\$1,500	1,178
Petronas Capital Ltd.		
7.875% due 05/22/2022	210	188
Public Bank Bhd.		
5.000% due 06/20/2017	3,500	2,920
Tenaga Nasional Bhd.		
7.500% due 11/01/2025	1,900	1,614
TNB Capital L Ltd.		
5.250% due 05/05/2015	11,480	10,998
マレーシア合計		<u>16,898</u>
(取得原価 \$19,285)		
メキシコ 2.9%		
America Movil SAB de C.V.		
5.500% due 03/01/2014	\$219	185
5.750% due 01/15/2015	1,950	1,623
8.460% due 12/18/2036	MXN10,900	569
C5 Capital SPV Ltd.		
6.196% due 12/31/2049	\$400	188
C8 Capital SPV Ltd.		
6.640% due 12/29/2049	1,000	471
C10 Capital SPV Ltd.		
6.722% due 12/31/2049	1,100	517
Cablemas S.A. de C.V.		
9.375% due 11/15/2015	500	428
Desarrolladora Homex SAB de C.V.		
7.500% due 09/28/2015	250	151
Hipotecaria Su Casita S.A. de C.V.		
8.500% due 10/04/2016	500	420

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

投資有価証券明細表（続き）

2008年10月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
Mexico Government International Bond		
5.625% due 01/15/2017	\$ 820	\$ 734
6.625% due 03/03/2015	170	164
6.750% due 09/27/2034	590	493
7.250% due 12/15/2016	MXN60,800	4,398
8.300% due 08/15/2031	\$920	952
Pemex Project Funding Master Trust		
6.625% due 06/15/2035	1,400	1,050
メキシコ合計		<u>12,343</u>
(取得原価 \$15,605)		
オランダ 0.6%		

Rabobank Nederland NV		
3.209% due 05/19/2010	\$2,380	2,378
オランダ合計		2,378
(取得原価 \$2,380)		
ニュージーランド 0.3%		
ANZ National International Ltd.		
6.200% due 07/19/2013	\$1,300	1,174
ニュージーランド合計		1,174
(取得原価 \$1,299)		
パナマ 5.6%		
Panama Government International Bond		
6.700% due 01/26/2036	\$7,196	5,649
7.125% due 01/29/2026	8,925	7,408
7.250% due 03/15/2015	5,250	5,066
8.875% due 09/30/2027	2,000	1,870
9.375% due 04/01/2029	3,990	3,890
パナマ合計		23,883
(取得原価 \$28,935)		
ペルー 0.9%		
Peru Government International Bond		
7.350% due 07/21/2025	\$2,000	1,700
8.375% due 05/03/2016	1,396	1,361
8.750% due 11/21/2033	150	137
Southern Copper Corp.		
7.500% due 07/27/2035	1,550	1,024
ペルー合計		4,222
(取得原価 \$5,419)		
フィリピン 1.9%		
Philippine Government International Bond		
6.375% due 01/15/2032	\$2,700	2,254
8.250% due 01/15/2014	800	788
8.875% due 03/17/2015	1,900	1,910
9.875% due 01/15/2019	400	432
10.625% due 03/16/2025	2,600	2,795
フィリピン合計		8,179
(取得原価 \$9,898)		

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）
投資有価証券明細表（続き）
2008年10月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
カタール 0.3%		
Ras Laffan Liquefied Natural Gas Co. Ltd. III		
5.832% due 09/30/2016	\$1,300	\$ 1,190
カタール合計		1,190
(取得原価 \$1,310)		
ロシア15.1%		
ABN Amro Bank & Deutschland for OAO Gazprom		
9.625% due 03/01/2013	\$16,150	13,858
Gaz Capital S.A.		
5.875% due 06/01/2015	EUR 1,700	1,212
6.212% due 11/22/2016	\$11,560	7,150
7.288% due 08/16/2037	2,000	1,150
8.625% due 04/28/2034	11,250	7,875
Gazprom International S.A.		
7.201% due 02/01/2020	15,859	10,289
Mobile Telesystems Finance S.A.		
8.000% due 01/28/2012	100	64
8.375% due 10/14/2010	500	348
RSHB Capital S.A. for OJSC Russian Agricultural Bank		
7.175% due 05/16/2013	2,850	1,924
Russia Government International Bond		
7.500% due 03/31/2030	11,461	10,036
Salomon Brothers AG for OAO Siberian Oil Co.		
10.750% due 01/15/2009	1,000	988
SB Capital S.A.		
6.468% due 07/02/2013	3,700	2,442
TNK-BP Finance S.A.		
6.125% due 03/20/2012	800	428
6.625% due 03/20/2017	3,100	1,318
6.875% due 07/18/2011	1,000	585
7.500% due 07/18/2016	4,500	1,912

TransCapitalInvest Ltd. for OJSC AK Transneft

6.103% due 06/27/2012

2,600 1,561

8.700% due 08/07/2018

3,400 2,009

ロシア合計

65,149

(取得原価 \$101,753)

南アフリカ 1.7%**South Africa Government International Bond**

5.875% due 05/30/2022

\$675 434

6.500% due 06/02/2014

5,500 4,592

7.375% due 04/25/2012

2,565 2,373

南アフリカ合計

7,399

(取得原価 \$9,297)

スイス0.7%**Credit Suisse**

5.000% due 05/15/2013

\$900 813

UBS AG

5.750% due 04/25/2018

950 740

5.875% due 12/20/2017

1,560 1,247

スイス合計

2,800

(取得原価 \$3,401)

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）**投資有価証券明細表（続き）**

2008年10月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
トリニダード・トバゴ 0.5%		
Petroleum Co. of Trinidad & Tobago Ltd.		
6.000% due 05/08/2022	\$2,600	\$ 1,988
トリニダード・トバゴ合計		1,988
(取得原価 \$2,590)		
チュニジア2.0%		
Banque Centrale de Tunisie		
4.500% due 06/22/2020	EUR3,250	3,021
4.750% due 04/07/2011	1,500	1,664
6.250% due 02/20/2013	2,500	2,960
8.250% due 09/19/2027	\$1,180	1,080
チュニジア合計		8,725
(取得原価 \$10,715)		
ウクライナ1.6%		
Ukraine Government International Bond		
4.950% due 10/13/2015	EUR600	304
6.385% due 06/26/2012	\$1,000	508
6.875% due 03/04/2011	7,770	4,272
7.650% due 06/11/2013	3,350	1,709
ウクライナ合計		6,793
(取得原価 \$13,234)		
イギリス 0.6%		
Barclays Bank PLC		
7.700% due 04/29/2049	\$2,050	1,426
HBOS PLC		
6.750% due 05/21/2018	1,400	1,051
Vedanta Resources PLC		
6.625% due 02/22/2010	200	153
イギリス合計		2,630
(取得原価 \$3,644)		

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）**投資有価証券明細表（続き）**

2008年10月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
アメリカ合衆国 41.2%		
アセット・バック証券0.1%		
Lehman XS Trust		
3.489% due 06/25/2046	\$708	\$ 256
3.499% due 11/25/2046	763	271

社債および約束手形7.3%

American International Group, Inc.		
8.175% due 05/15/2058	2,700	432
Citigroup Capital XXI		
8.300% due 12/21/2057	2,700	1,857
Citigroup, Inc.		
5.500% due 04/11/2013	2,100	1,923
6.125% due 11/21/2017	2,500	2,153
General Electric Capital Corp.		
5.875% due 01/14/2038	4,600	3,291
Goldman Sachs Group, Inc.		
6.150% due 04/01/2018	650	539
6.750% due 10/01/2037	4,800	3,134
John Deere Capital Corp.		
3.567% due 06/10/2011	600	566
Merrill Lynch & Co., Inc.		
6.875% due 04/25/2018	2,250	2,002
Morgan Stanley		
5.950% due 12/28/2017	5,800	4,653
6.000% due 04/28/2015	3,500	2,847
10.090% due 05/03/2017	BRL15,300	4,334
Wachovia Bank N.A.		
3.704% due 05/14/2010	\$2,490	2,380
Wachovia Corp.		
5.500% due 05/01/2013	800	752
Wells Fargo Capital XIII		
7.700% due 12/29/2049	800	655
		<u>31,518</u>

モーゲージ・バック証券1.6%

American Home Mortgage Assets		
3.365% due 02/25/2047	171	80
3.449% due 05/25/2046	333	196
3.449% due 09/25/2046	125	67
3.585% due 11/25/2046	165	73
Banc of America Commercial Mortgage, Inc.		
5.658% due 06/10/2049	700	526
5.745% due 02/10/2051	700	528
Chase Mortgage Finance Corp.		
5.435% due 03/25/2037	151	112
Citigroup Commercial Mortgage Trust		
5.700% due 12/10/2049	300	226
Citigroup Mortgage Loan Trust, Inc.		
4.670% due 03/25/2034	36	32
5.665% due 07/25/2046	132	95
Commercial Mortgage Pass-Through Certificates		
5.306% due 12/10/2046	700	528

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M)

投資有価証券明細表(続き)

2008年10月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
Countrywide Alternative Loan Trust		
3.469% due 07/25/2046	\$ 46	\$ 25
3.589% due 11/20/2035	137	76
3.665% due 12/25/2035	173	99
Countrywide Home Loan Mortgage Pass-Through Trust		
6.089% due 09/25/2047	66	48
Downey Savings & Loan Association Mortgage Loan Trust		
4.598% due 07/19/2045	445	188
Harborview Mortgage Loan Trust		
4.371% due 08/21/2036	63	34
4.478% due 09/19/2046	78	42
4.528% due 01/19/2038	455	154
5.903% due 08/19/2036	61	39
Indymac IMSC Mortgage Loan Trust		
3.439% due 07/25/2047	112	50
Indymac Index Mortgage Loan Trust		
3.459% due 06/25/2047	113	63
3.469% due 05/25/2046	29	16
3.499% due 07/25/2035	37	23
JPMorgan Chase Commercial Mortgage Securities Corp.		
5.336% due 05/15/2047	500	361

5.747% due 02/12/2049	400	301
5.794% due 02/12/2051	700	522
LB-UBS Commercial Mortgage Trust		
5.430% due 02/15/2040	533	395
Luminent Mortgage Trust		
3.429% due 12/25/2036	163	87
3.439% due 12/25/2036	70	40
3.459% due 10/25/2046	61	34
MASTR Adjustable Rate Mortgages Trust		
3.469% due 04/25/2046	95	50
Merrill Lynch Mortgage-Backed Securities Trust		
5.849% due 04/25/2037	133	96
Morgan Stanley Capital I		
5.809% due 12/12/2049	700	525
Morgan Stanley Mortgage Loan Trust		
5.417% due 06/25/2036	42	35
Residential Accredit Loans, Inc.		
3.509% due 08/25/2037	97	44
Sequoia Mortgage Trust		
5.763% due 01/20/2047	44	33
Structured Asset Mortgage Investments, Inc.		
3.479% due 05/25/2046	115	64
Wamu Mortgage Pass-Through Certificates		
3.365% due 03/25/2047	283	130
3.425% due 04/25/2047	240	120
3.485% due 12/25/2046	124	57
3.669% due 11/25/2045	600	228
5.342% due 01/25/2037	110	83
5.542% due 04/25/2037	80	52
5.602% due 12/25/2036	70	49
5.612% due 12/25/2036	207	153
5.664% due 05/25/2037	147	120
5.930% due 09/25/2036	99	73

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）
投資有価証券明細表（続き）
2008年10月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
Washington Mutual Alternative Mortgage Pass-Through Certificates		
3.635% due 05/25/2046	\$ 66	\$ 34
		7,006
米国政府機関証券32.2%		
Fannie Mae		
5.000% due 11/01/2038	14,500	13,736
5.066% due 05/01/2035	600	590
5.348% due 11/01/2035	759	749
5.500% due 11/01/2038-12/01/2038	74,200	72,483
5.917% due 06/01/2036	411	416
6.000% due 11/01/2038-12/01/2038	11,000	10,983
Freddie Mac		
5.411% due 11/01/2035	522	515
5.500% due 11/01/2038	43,000	39,019
		138,491
		177,542
アメリカ合衆国合計 (取得原価 \$193,048)		
ウルグアイ2.3%		
Uruguay Government International Bond		
3.700% due 06/26/2037 (b)	UYU47,387	852
7.625% due 03/21/2036	\$6,600	3,993
8.000% due 11/18/2022	7,636	5,230
ウルグアイ合計 (取得原価 \$16,795)		10,075
ベネズエラ1.3%		
Venezuela Government International Bond		
7.650% due 04/21/2025	\$7,625	3,469
8.500% due 10/08/2014	3,610	2,040
9.375% due 01/13/2034	5	3
ベネズエラ合計 (取得原価 \$11,769)		5,512
短期金融商品23.6%		
コマーシャル・ペーパー 1.9%		
Bank of America Corp.		

3.201% due 02/12/2009	\$6,100	6,045
Goldman Sachs & Co.		
3.277% due 01/22/2009	2,300	2,284
		8,329
レポ契約8.1%		
Deutsche Bank Securities, Inc.		
0.150% due 11/03/2008	30,600	30,600
(Dated 10/31/2008. Collateralized by Fannie Mae 4.150% due 01/13/2012 valued at \$31,204. Repurchase proceeds are \$30,600.)		
JPMorgan Securities		
0.250% due 11/03/2008	4,000	4,000
(Dated 10/31/2008. Collateralized by U.S. Treasury Notes 3.500% due 05/31/2013 valued at \$4,006. Repurchase proceeds are \$4,000.)		
		34,600

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ファンド (M)
投資有価証券明細表 (続き)
 2008年10月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
定期預金 0.3%		
Brown Brothers Harriman & Co.		
0.010% due 11/04/2008	¥ 199	\$ 2
0.050% due 11/03/2008	HKD64	8
3.493% due 11/03/2008	GBP18	30
10.250% due 11/03/2008	ZAR14	1
ING Bank		
0.320% due 11/03/2008	\$1,141	1,141
2.604% due 11/03/2008	EUR180	228
		1,410
米国短期財務省証券13.3%		
0.433% due 11/28/2008-12/26/2008 (c)(d)(e)	\$57,100	57,086
短期金融商品合計		101,425
(取得原価 \$101,408)		
購入オプション (h) 0.0%		
(取得原価 \$37)		14
投資合計 134.8%		\$579,398
(取得原価 \$701,542)		
売却オプション (i) 0.0%		(151)
(プレミアム \$138)		
その他の資産および負債 (純額) (34.8%)		(149,448)
純資産 (a) 100.0%		\$429,799

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ファンド (M)
投資有価証券明細表 (続き)
 2008年10月31日現在

投資有価証券明細表に対する注記 (単位: 千*, 契約数を除く):

* ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

- (a) 2008年10月31日現在、時価総額2,106米ドルの組入投資証券および総額97米ドルの評価益を含むデリバティブ金融商品は、誠実にかつ、投資顧問会社によって設定された指針に従って評価された。
- (b) 証券の額面価格はインフレ率に対して調整されている。
- (c) クーポンは加重平均率に相当する。
- (d) 2008年10月31日現在、時価総額34,530米ドルの組入証券および 11,400米ドルの現金が、スワップ契約の担保となっている。
- (e) 2008年10月31日現在、総額750米ドルの組入証券が、外国通貨契約の担保となっている。
- (f) 2008年10月31日現在、2,998米ドルの現金が、以下の未決済の先物契約の担保となっている。

銘柄	種類	権利失効月	契約数	未実現利益 / (損失)
3-Month Euribor Interest Rate December Futures Put Options Strike @ EUR 94.750	Long	12/2008	133	\$(107)
90-Day Eurodollar December Futures	Long	12/2008	52	137
90-Day Eurodollar December Futures	Long	12/2009	2,092	4,528
				\$4,558

(g) 2008年10月31日現在の未決済スワップ契約:

有価証券に対するクレジット・デフォルト・スワップ

参照銘柄	バイ/セル プロテク ション ⁽¹⁾	(支払) /受領 固定金利	権利失効日	取引 相手方	想定元本	未実現 利益/ (損失)
American International Group, Inc. 6.250% due 05/01/2036	Sell	2.066%	03/20/2013	CSFB	\$3,000	\$(1,420)
Brazil Government International Bond 12.250% due 03/06/2030	Sell	0.410%	04/20/2009	JPM	2,500	(21)
Brazil Government International Bond 12.250% due 03/06/2030	Sell	0.980%	04/20/2014	UBS	4,000	(388)
Cemex SAB de C.V. 9.625% due 10/01/2009	Sell	1.050%	12/20/2016	JPM	2,600	(923)
Ford Motor Credit Co. LLC 7.250% due 10/25/2011	Sell	6.500%	06/20/2009	DUB	400	(42)
Ford Motor Credit Co. LLC 7.250% due 10/25/2011	Sell	6.600%	06/20/2009	GSC	600	(62)
Ford Motor Credit Co. LLC 7.250% due 10/25/2011	Sell	6.700%	06/20/2009	GSC	1,890	(194)
Indonesia Government International Bond 6.750% due 03/10/2014	Sell	1.000%	06/20/2009	BCLY	2,500	(61)
Indonesia Government International Bond 6.750% due 03/10/2014	Sell	1.270%	12/20/2011	RBS	3,300	(493)
Indonesia Government International Bond 6.750% due 03/10/2014	Sell	1.390%	12/20/2011	RBS	7,000	(1,022)
Indonesia Government International Bond 6.750% due 03/10/2014	Sell	1.400%	12/20/2011	BCLY	6,500	(947)
Indonesia Government International Bond 6.750% due 03/10/2014	Sell	1.525%	12/20/2011	RBS	2,600	(370)

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M)

投資有価証券明細表(続き)

2008年10月31日現在

参照銘柄	バイ/セル プロテク ション ⁽¹⁾	(支払) /受領 固定金利	権利 失効日	取引 相手方	想定 元本	未実現 利益/ (損失)
Indonesia Government International Bond 6.750% due 03/10/2014	Sell	1.580%	12/20/2011	CITI	\$2,700	\$(380)
Indonesia Government International Bond 6.750% due 03/10/2014	Sell	2.320%	06/20/2013	UBS	12,000	(2,064)
Indonesia Government International Bond 6.750% due 03/10/2014	Sell	2.360%	09/20/2016	RBS	3,800	(1,059)
Indonesia Government International Bond 6.750% due 03/10/2014	Sell	2.385%	09/20/2016	RBS	3,600	(999)
Indonesia Government International Bond 6.750% due 03/10/2014	Sell	2.290%	12/20/2016	CITI	1,000	(289)
Indonesia Government International Bond 6.750% due 03/10/2014	Sell	2.345%	12/20/2016	RBS	300	(86)
Indonesia Government International Bond 6.750% due 03/10/2014	Sell	2.430%	12/20/2016	RBS	4,000	(1,126)
Malaysia Government International Bond 7.500% due 07/15/2011	Sell	0.380%	06/20/2009	JPM	2,500	(19)
Mexico Government International Bond 7.500% due 04/08/2033	Sell	0.695%	01/20/2017	UBS	500	(73)
Morgan Stanley 6.000% due 04/28/2015	Buy	(1.040%)	06/20/2015	BCLY	400	53
Morgan Stanley 6.000% due 04/28/2015	Buy	(1.200%)	06/20/2015	BOA	300	38
Morgan Stanley 6.000% due 04/28/2015	Buy	(1.210%)	06/20/2015	BOA	100	12
Panama Government International Bond 8.875% due 09/30/2027	Sell	0.500%	04/20/2009	DUB	2,500	(28)
Peru Government International Bond 8.750% due 11/21/2033	Sell	1.220%	10/20/2011	MSC	1,250	(66)
Peru Government International Bond 8.750% due 11/21/2033	Sell	1.960%	10/20/2016	MSC	8,950	(857)
Petroleos Mexicanos 9.500% due 09/15/2027	Sell	0.790%	07/20/2011	CITI	500	(30)
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	Sell	1.770%	09/20/2012	BCLY	670	(67)
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	Sell	1.770%	09/20/2012	MSC	120	(12)
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	Sell	1.790%	09/20/2012	UBS	510	(51)
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	Sell	2.050%	09/20/2012	DUB	3,300	(298)

						有価証券報告書（外国投資信託受益証券）	
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	Sell	2.240%	03/20/2013	CITI	7,000	(646)	
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	Sell	2.320%	03/20/2013	BCLY	1,000	(89)	
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	Sell	2.340%	03/20/2013	CITI	600	(53)	
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	Sell	2.340%	03/20/2013	DUB	2,600	(230)	
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	Sell	2.300%	06/20/2013	BCLY	600	(57)	
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	Sell	2.500%	09/20/2017	DUB	2,500	(362)	
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	Sell	2.510%	09/20/2017	BCLY	1,250	(180)	
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	Sell	2.530%	09/20/2017	BCLY	1,250	(179)	
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	Sell	1.770%	12/20/2017	CITI	6,600	(1,268)	

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）
投資有価証券明細表（続き）
 2008年10月31日現在

参照銘柄	バイ／セル プロテク ション ⁽¹⁾	(支払) ／受領 固定金利	権利 失効日	取引 相手方	想定 元本	未実現 利益／ (損失)
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	Sell	1.940%	12/20/2017	CITI	\$ 2,000	\$ (363)
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	Sell	2.730%	03/20/2018	CITI	4,500	(612)
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	Sell	2.770%	06/20/2018	CITI	3,900	(530)
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	Sell	2.830%	06/20/2018	CITI	600	(79)
Republic of Colombia 10.375% due 01/28/2033	Sell	1.640%	08/20/2011	MSC	3,700	(105)
Republic of Colombia 10.375% due 01/28/2033	Sell	0.920%	04/20/2012	JPM	1,100	(73)
Republic of Colombia 10.375% due 01/28/2033	Sell	0.780%	07/20/2012	BCLY	1,000	(75)
Republic of Colombia 10.375% due 01/28/2033	Sell	0.790%	07/20/2012	BCLY	2,000	(148)
RSHB Capital S.A. for OJSC Russian Agricultural Bank 6.875% due 11/29/2010	Sell	1.650%	07/20/2011	BCLY	1,000	(226)
RSHB Capital S.A. for OJSC Russian Agricultural Bank 6.875% due 11/29/2010	Sell	1.870%	10/20/2012	CSFB	1,400	(414)
RSHB Capital S.A. for OJSC Russian Agricultural Bank 7.175% due 05/16/2013	Sell	1.380%	10/20/2011	GSC	6,000	(1,510)
RSHB Capital S.A. for OJSC Russian Agricultural Bank 7.175% due 05/16/2013	Sell	0.920%	04/20/2012	GSC	5,000	(1,467)
RSHB Capital S.A. for OJSC Russian Agricultural Bank 7.175% due 05/16/2013	Sell	2.000%	10/20/2012	MSC	3,800	(1,110)
Russia Government International Bond 7.500% due 03/31/2030	Sell	0.645%	04/20/2009	JPM	2,500	(85)
Ukraine Government International Bond 7.650% due 06/11/2013	Sell	1.560%	04/20/2009	MSC	2,500	(257)
Ukraine Government International Bond 7.650% due 06/11/2013	Sell	1.410%	11/20/2010	MSC	2,000	(670)
Ukraine Government International Bond 7.650% due 06/11/2013	Sell	1.700%	03/20/2011	BCLY	5,500	(2,019)
Ukraine Government International Bond 7.650% due 06/11/2013	Sell	1.500%	01/20/2012	MLP	3,000	(1,311)
Ukraine Government International Bond 7.650% due 06/11/2013	Sell	1.600%	01/20/2012	MSC	1,800	(782)
Ukraine Government International Bond 7.650% due 06/11/2013	Sell	1.450%	02/20/2012	JPM	1,000	(445)
Ukraine Government International Bond 7.650% due 06/11/2013	Sell	1.480%	03/20/2012	UBS	3,000	(1,354)
Ukraine Government International Bond 7.650% due 06/11/2013	Sell	1.380%	05/20/2012	MSC	7,300	(3,357)

Uruguay Government International Bond 7.875% due 01/15/2033	Sell	1.050%	01/20/2012	DUB	6,000	有価証券報告書（外国投資信託受益証券） (483)
Vnesheconombank 0.000% due 07/12/2009	Sell	0.650%	11/20/2008	BCLY	1,800	(8)
						<u>\$(33,891)</u>

(1) ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドはプロテクションの買い手に対し、スワップの想定元本額を限度とする金額を支払い、場合によっては参照銘柄を受領する。プロテクションの買い手として、ファンドは一般的に、信用事由が起った場合、プロテクションの売り手からスワップの想定元本額を限度とする金額を受領する。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド（M）
投資有価証券明細表（続き）
2008年10月31日現在

クレジット指数に対するクレジット・デフォルト・スワップ

参照銘柄	バイ／セル プロテク ション ⁽²⁾	(支払) ／受領 固定金利	権利 失効日	取引 相手方	想定 元本	未実現 利益／ (損失)
CMBX N.A.AAA.3 Index	Sell	0.080%	12/13/2049	MSC	\$3,000	\$90
Dow Jones CDX N.A. EM6 Index	Buy	(1.400%)	12/20/2011	BCLY	3,500	533
Dow Jones CDX N.A. EM9 Index	Sell	2.650%	06/20/2013	MLP	1,700	(268)
Dow Jones CDX N.A. EM9 Index	Sell	2.650%	06/20/2013	UBS	9,000	(1,317)
Dow Jones CDX N.A. EM10 Index	Sell	3.350%	12/20/2013	BCLY	19,000	(1,835)
Dow Jones CDX N.A. IG9 Index	Sell	0.695%	12/20/2012	GSC	778	3
Dow Jones CDX N.A. IG9 Index	Sell	0.701%	12/20/2012	DUB	3,986	25
Dow Jones CDX N.A. IG9 Index	Sell	0.705%	12/20/2012	GSC	1,361	6
Dow Jones CDX N.A. IG9 Index	Sell	0.708%	12/20/2012	DUB	1,361	6
Dow Jones CDX N.A. IG9 Index	Sell	0.710%	12/20/2012	DUB	681	3
Dow Jones CDX N.A. IG9 Index	Sell	0.720%	12/20/2012	GSC	10,501	53
						<u>\$(2,701)</u>

(2) ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドはプロテクションの買い手に対し、スワップの想定元本額を限度とする金額を支払い、場合によっては参照銘柄指数を構成する原有価証券を受領する。プロテクションの買い手として、ファンドは一般的に、信用事由が起った場合、プロテクションの売り手からスワップの想定元本額を限度とする金額を受領する。

金利スワップ

支払／受領 変動金利	変動金利指数	固定金利	権利 失効日	取引 相手方	想定 元本	未実現 利益／ (損失)
Receive	3-Month USD-LIBOR	5.000%	12/17/2018	MSC	\$4,300	\$(179)
Receive	3-Month USD-LIBOR	5.000%	12/17/2023	BCLY	5,300	(357)
Receive	3-Month USD-LIBOR	5.000%	12/17/2023	MLP	5,500	(239)
Receive	3-Month USD-LIBOR	5.000%	12/17/2028	GSC	300	(2)
Receive	3-Month USD-LIBOR	5.000%	12/17/2038	BCLY	5,400	(608)
Receive	3-Month USD-LIBOR	5.000%	12/17/2038	BOA	4,200	(508)
Receive	3-Month USD-LIBOR	5.000%	12/17/2038	CITI	3,300	(350)
Receive	3-Month USD-LIBOR	5.000%	12/17/2038	MSC	400	(8)
Receive	3-Month USD-LIBOR	5.000%	12/17/2038	RBS	1,600	(26)
Pay	6-Month GBP-LIBOR	5.000%	09/15/2010	RBS	GBP1,900	103
Pay	6-Month GBP-LIBOR	5.000%	03/18/2014	GSC	400	21
Pay	6-Month GBP-LIBOR	5.000%	03/18/2014	RBS	800	45
						<u>\$(2,108)</u>

(h) 2008年10月31日現在の未決済購入オプション：

上場先物契約に対するオプション

銘柄	行使価格	権利失効日	契約数	取得原価	時価
Put - CME 90-Day Eurodollar December Futures	\$92.750	12/15/2008	817	\$8	\$5
Put - CME 90-Day Eurodollar December Futures	90.000	12/14/2009	275	11	2
Put - CME 90-Day Eurodollar June Futures	90.000	06/14/2010	52	1	1
Put - CME 90-Day Eurodollar March Futures	92.250	03/16/2009	1,000	9	6
				<u>\$29</u>	<u>\$14</u>

有価証券に対するオプション

銘柄	行使価格	権利失効日	想定元本	取得原価	時価
Put - OTC Fannie Mae 5.500% due 01/01/2039	\$64.000	01/06/2009	\$66,500	\$8	\$0

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド（M）
投資有価証券明細表（続き）
 2008年10月31日現在

（i）2008年10月31日現在の未決済売却オプション：

上場先物契約に対するオプション

銘柄	行使価格	権利失効日	契約数	プレミアム	時価
Call - CBOT U.S. Treasury 10-Year Note December Futures	\$118.000	11/21/2008	118	\$83	\$13
Put - CBOT U.S. Treasury 10-Year Note December Futures	113.000	11/21/2008	118	55	138
				\$138	\$151

（j）2008年10月31日現在の未決済空売り：

種類	クーポン	満期日	額面価格	収益	時価 ⁽³⁾
U.S. Treasury Notes	2.500%	03/31/2013	\$1,950	\$1,943	\$1,957

（3）時価は、空売りにかかる未払利息7米ドルを含む。

（k）2008年10月31日現在の未決済外国通貨契約：

種類	通貨	取引相手方	契約によりカバー された額面価格	決済月	未実現利益	未実現 (損失)	未実現純利益 ／ (損失)
Buy	AED	BCLY	3,630	04/2009	\$0	\$(27)	\$(27)
Buy	BRL	BCLY	2,829	11/2008	28	0	28
Sell		BCLY	2,829	11/2008	0	(46)	(46)
Buy		BCLY	2,829	12/2008	41	0	41
Buy		DUB	3,219	12/2008	0	(488)	(488)
Buy		HSBC	3,875	12/2008	0	(255)	(255)
Sell		HSBC	20,144	12/2008	2,315	0	2,315
Buy		MSC	6,774	12/2008	0	(852)	(852)
Sell		MSC	1,007	12/2008	82	0	82
Sell		UBS	16,470	12/2008	1,871	0	1,871
Buy	CLP	MSC	425,277	12/2008	0	(247)	(247)
Sell		MSC	667,100	12/2008	410	0	410
Buy		JPM	262,695	05/2009	0	(165)	(165)
Buy	CNY	BCLY	13,373	11/2008	0	(20)	(20)
Sell		BCLY	9,969	11/2008	0	(1)	(1)
Buy		BOA	4,250	11/2008	0	(6)	(6)
Sell		CITI	6,384	11/2008	0	(1)	(1)
Buy		DUB	21,885	11/2008	0	(31)	(31)
Sell		DUB	29,018	11/2008	0	(3)	(3)
Buy		HSBC	5,357	11/2008	0	(8)	(8)
Sell		HSBC	12,897	11/2008	0	(1)	(1)
Buy		JPM	7,312	11/2008	0	(14)	(14)
Sell		JPM	5,278	11/2008	0	0	0
Buy		UBS	11,369	11/2008	0	(17)	(17)
Buy		DUB	287	05/2009	0	0	0
Buy		BCLY	10,009	09/2009	0	(18)	(18)
Buy		CITI	6,455	09/2009	0	(8)	(8)
Buy		DUB	29,311	09/2009	0	(46)	(46)
Buy		HSBC	13,035	09/2009	0	(19)	(19)
Buy		JPM	15,080	09/2009	0	(15)	(15)
Sell	COP	BCLY	195,156	12/2008	27	0	27
Buy		CITI	5,674,124	12/2008	0	(375)	(375)
Sell		CITI	5,592,000	12/2008	678	0	678

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド（M）
投資有価証券明細表（続き）
 2008年10月31日現在

種類	通貨	取引相手方	契約によりカバー された額面価格	決済月	未実現利益	未実現 (損失)	未実現純利益 ／ (損失)
Sell		MSC	116,002	12/2008	\$14	\$0	\$14
Buy	CZK	DUB	3,660	12/2008	0	(9)	(9)
Sell	EUR	RBS	8,679	12/2008	0	(86)	(86)
Sell	GBP	UBS	825	11/2008	166	0	166
Sell		UBS	825	12/2008	16	0	16
Buy	HKD	BCLY	18	03/2009	0	0	0
Buy		CITI	78	03/2009	0	0	0

有価証券報告書（外国投資信託受益証券）							
Buy	HUF	BNP	887	11/2008	0	(1)	(1)
Sell		DUB	289,381	11/2008	56	0	56
Sell		HSBC	607,831	12/2008	32	0	32
Buy	IDR	BCLY	1,646,400	03/2009	0	(16)	(16)
Sell		BCLY	930,600	03/2009	8	0	8
Sell		CITI	1,641,612	03/2009	14	0	14
Buy		DUB	1,536,000	03/2009	0	(15)	(15)
Sell		HSBC	1,121,000	03/2009	2	0	2
Sell		RBS	431,600	03/2009	2	0	2
Buy	ILS	BCLY	211	11/2008	3	0	3
Buy		HSBC	211	11/2008	3	0	3
Sell		HSBC	423	11/2008	2	0	2
Buy	INR	BCLY	518	11/2008	0	(2)	(2)
Sell		BCLY	416	11/2008	0	0	0
Sell		HSBC	492	11/2008	0	0	0
Buy		JPM	390	11/2008	0	(1)	(1)
Buy		BCLY	416	04/2009	0	0	0
Buy		HSBC	500	04/2009	0	0	0
Sell	/	BCLY	264,576	11/2008	0	(184)	(184)
Buy		BOA	306,418	11/2008	73	0	73
Buy		DUB	41,842	12/2008	1	0	1
Buy	KWD	BCLY	271	04/2009	0	(63)	(63)
Buy	MXN	BCLY	72,170	11/2008	276	(88)	188
Buy		CITI	2,787	11/2008	0	(52)	(52)
Buy		HSBC	2,656	11/2008	0	(44)	(44)
Buy		JPM	3,225	11/2008	0	(43)	(43)
Sell		MLP	569	11/2008	0	0	0
Sell		RBC	85,702	11/2008	1,359	0	1,359
Buy	MXN	UBS	5,433	11/2008	0	(107)	(107)
Sell		BCLY	67,292	05/2009	0	(273)	(273)
Buy		MLP	569	05/2009	0	0	0
Sell	MYR	BCLY	12,796	11/2008	238	0	238
Sell		CITI	35	11/2008	0	0	0
Buy		DUB	261	11/2008	0	(7)	(7)
Sell		DUB	1,514	11/2008	30	0	30
Buy		HSBC	588	11/2008	0	(14)	(14)
Sell		HSBC	2,855	11/2008	57	0	57
Buy		JPM	19,401	11/2008	0	(724)	(724)
Sell		JPM	36	11/2008	0	0	0
Sell		UBS	2,987	11/2008	59	0	59
Buy		DUB	20	02/2009	0	0	0
Buy		JPM	36	02/2009	0	0	0
Buy		CITI	35	04/2009	0	0	0
Sell	PHP	BCLY	129,857	11/2008	177	0	177
Buy		DUB	110,662	11/2008	0	(57)	(57)
Sell		DUB	96,009	11/2008	129	0	129
Buy		HSBC	74,000	11/2008	0	(164)	(164)

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド（M）
投資有価証券明細表（続き）
2008年10月31日現在

種類	通貨	取引相手方	契約によりカバー された額面価格	決済月	未実現利益	未実現 (損失)	未実現純利益 ／ (損失)
Buy		JPM	73,900	11/2008	\$ 0	\$ (151)	\$ (151)
Sell		JPM	32,696	11/2008	42	0	42
Buy		BCLY	17,100	02/2009	0	(32)	(32)
Buy		DUB	8,300	02/2009	0	(18)	(18)
Sell		DUB	110,662	02/2009	38	0	38
Buy		HSBC	20,600	02/2009	0	(40)	(40)
Buy		JPM	29,012	02/2009	0	(47)	(47)
Buy		MLP	6,500	02/2009	0	(14)	(14)
Buy		MSC	23,000	02/2009	0	(45)	(45)
Buy		RBS	6,400	02/2009	0	(14)	(14)
Buy	PLN	DUB	2,597	11/2008	10	0	10
Sell		DUB	2,641	11/2008	245	0	245
Buy		UBS	43	11/2008	0	(4)	(4)
Sell		DUB	2,586	05/2009	0	(10)	(10)
Buy		HSBC	189	05/2009	0	(16)	(16)
Buy	RUB	BCLY	85,446	11/2008	62	0	62
Sell		DUB	20,743	11/2008	18	0	18
Buy		HSBC	53,364	11/2008	0	(335)	(335)
Sell		JPM	118,067	11/2008	164	0	164
Sell		BCLY	85,446	05/2009	0	(199)	(199)
Buy		UBS	115,370	05/2009	0	(1,037)	(1,037)

有価証券報告書（外国投資信託受益証券）							
Buy	SAR	BCLY	3,727	04/2009	0	(20)	(20)
Buy	SGD	BCLY	948	11/2008	0	(53)	(53)
Sell		BCLY	591	11/2008	22	0	22
Buy		BOA	924	11/2008	0	(57)	(57)
Sell		CITI	780	11/2008	4	0	4
Buy		DUB	957	11/2008	0	(54)	(54)
Sell		DUB	1,307	11/2008	29	0	29
Sell		HSBC	485	11/2008	3	0	3
Buy		UBS	924	11/2008	0	(57)	(57)
Sell		UBS	254	11/2008	0	(1)	(1)
Buy		CITI	947	12/2008	0	(25)	(25)
Buy		JPM	1,382	12/2008	0	(37)	(37)
Buy		CITI	774	04/2009	0	(5)	(5)
Buy		DUB	487	04/2009	1	0	1
Buy		HSBC	190	04/2009	0	(1)	(1)
Buy		UBS	251	04/2009	1	0	1
Buy		HSBC	289	07/2009	0	(3)	(3)
Buy	SKK	MSC	4,857	01/2009	0	(45)	(45)
Sell	TRY	BCLY	1,445	12/2008	77	0	77
Sell		HSBC	1,288	12/2008	69	0	69
Sell		JPM	1,440	12/2008	80	0	80
Buy	TWD	BCLY	9,897	02/2009	0	(21)	(21)
Buy		DUB	4,400	02/2009	0	(10)	(10)
Sell		DUB	13,764	02/2009	24	0	24
Buy		MLP	7,200	02/2009	0	(14)	(14)
Buy		MSC	4,400	02/2009	0	(10)	(10)
Buy		UBS	2,300	02/2009	0	(5)	(5)
Sell		UBS	13,815	02/2009	23	0	23
Buy	ZAR	BCLY	977	12/2008	0	(22)	(22)
Sell		JPM	11,543	12/2008	268	0	268
Buy		UBS	10,562	12/2008	0	(194)	(194)
					\$9,349	\$(7,209)	\$2,140

添付の注記を参照のこと。

[次へ](#)

Statements of Assets and Liabilities (Cont.)

October 31, 2008

[Amounts in thousands, except per unit amounts]

	PIMCO U.S. High Yield [Yen-Hedged] Fund	PIMCO U.S. High Yield [Yen-Hedged] Fund II	PIMCO USD LIBOR Plus Fund	PIMCO USD LIBOR Plus Fund II	PIMCO World High Income
Assets:					
Investments, at value	\$ 6,108	\$ 394	\$ 17	\$ 1	\$ 445
Investments in Affiliates, at value	14,560	49,051	1,243	60,368	414,369
Foreign currency, at value	30	0	0	0	0
Receivable for investments sold	0	0	0	0	0
Receivable for investments in Affiliates sold	71	0	0	0	403
Receivable for Fund units sold	0	0	0	0	1,211
Unrealized appreciation on foreign currency contracts	1,461	5,357	0	0	0
	22,230	54,810	1,259	60,367	416,373
Liabilities:					
Payable for investments in Affiliates purchased	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 1,065
Payable for Fund units redeemed	101	0	0	0	555
Accrued investment advisory fee	0	0	0	14	0
Accrued management fee	0	0	1	0	269
Accrued administration fee	0	0	0	10	0
Accrued distribution fee	0	0	0	0	265
Accrued agency fee	0	0	0	0	23
Unrealized depreciation on foreign currency contracts	194	320	0	0	0
Other liabilities	6,000	0	0	0	0
	6,205	320	1	24	2,117
Net Assets	\$ 16,025	\$ 54,490	\$ 1,258	\$ 60,343	\$ 414,256
Net Assets Consist of:					
Paid in capital	\$ 27,930	\$ 57,388	\$ (3,359)	\$ 57,046	\$ 549,545
Undistributed (overdistributed) net investment income	7,554	0	(1,740)	(1,067)	(21,764)
Accumulated undistributed net realized gain (loss)	(15,505)	2,708	6,376	3,395	16,765
Net unrealized appreciation (depreciation)	(3,954)	(5,606)	(15)	978	(132,281)
	\$ 16,025	\$ 54,490	\$ 1,258	\$ 60,343	\$ 414,256
Units Issued and Outstanding:	222	661	118	5,624	54,470
Net Asset Value and Redemption Price Per Unit (Net Assets Per Unit Outstanding)					
[Expressed in functional currency]	\$ 72.32	\$ 82.39	\$ 10.63	\$ 10.73	\$ 7.61
[Expressed in Japanese yen]	¥ 7,113	¥ 8,103	¥ 1,074	N/A	N/A
Cost of Investments Owned	\$ 6,108	\$ 394	\$ 17	\$ 1	\$ 445
Cost of Investments in Affiliates Owned	\$ 19,672	\$ 59,707	\$ 1,257	\$ 59,368	\$ 546,563
Cost of Foreign Currency Held	\$ 30	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2008 8

Statements of Assets and Liabilities

October 31, 2008

[Amounts in thousands, except per unit amounts]

	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	PIMCO Bermuda Emerging Markets (Yen-Hedged) Bond Fund	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund
Assets:				
Investments, at value	\$ 117	\$ 544,798	\$ 12	\$ 26
Investments in Affiliates, at value	11,329	0	4,133	719,411
Repurchase agreements, at value	0	34,600	0	0
Cash	0	354	0	0
Foreign currency, at value	0	21	0	0
Deposit with counterparty	0	14,398	0	0
Receivable for investments sold	0	68,716	0	0
Receivable for Fund units sold	0	1,955	0	0
Interest and dividends receivable	0	7,908	0	0
Swap premiums paid	0	604	0	0
Unrealized appreciation on foreign currency contracts	0	9,349	418	0
Unrealized appreciation on swap agreements	0	991	0	0
	11,443	682,804	4,613	719,437
Liabilities:				
Payable for investments purchased	\$ 0	\$ 201,640	\$ 0	\$ 0
Payable for short sales	0	1,957	0	0
Written options outstanding	0	151	0	0
Payable for Fund units redeemed	0	408	0	0
Accrued investment advisory fee	5	0	0	0
Accrued administration fee	2	0	0	0
Variation margin payable	0	531	0	0
Swap premiums received	0	1,418	0	0
Unrealized depreciation on foreign currency contracts	0	7,209	17	0
Unrealized depreciation on swap agreements	0	39,691	0	0
	7	213,005	17	0
Net Assets	\$ 11,436	\$ 429,799	\$ 4,596	\$ 719,437
Net Assets Consist of:				
Paid in capital	\$ 12,530	\$ 511,334	\$ 5,030	\$ 736,860
Undistributed (overdistributed) net investment income	(7,993)	(5,517)	1,461	0
Accumulated undistributed net realized gain (loss)	10,612	78,378	(315)	43,765
Net unrealized (depreciation)	(2,713)	(154,396)	(1,040)	(61,168)
	\$ 11,436	\$ 429,799	\$ 4,596	\$ 719,437
Units Issued and Outstanding:	1,500	52,609	63	7,217
Net Asset Value and Redemption Price Per Unit (Net Assets Per Unit Outstanding)				
[Expressed in functional currency]	\$ 7.62	\$ 8.17	\$ 76.24	\$ 99.63
[Expressed in Japanese yen]	N/A	N/A	¥ 7,493	¥ 9,604
Cost of Investments Owned	\$ 117	\$ 656,942	\$ 12	\$ 26
Cost of Investments in Affiliates Owned	\$ 15,029	\$ 0	\$ 5,624	\$ 780,000
Cost of Repurchase Agreements Owned	\$ 0	\$ 34,600	\$ 0	\$ 0
Cost of Foreign Currency Held	\$ 0	\$ 26	\$ 0	\$ 0
Proceeds Received on Short Sales	\$ 0	\$ 1,943	\$ 0	\$ 0
Premiums Received on Written Options	\$ 0	\$ 138	\$ 0	\$ 0

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2008 4

Statements of Operations (Cont.)

Year Ended October 31, 2008

(Amounts in thousands)

	PIMCO U.S. High Yield [Yen-Hedged] Fund	PIMCO U.S. High Yield [Yen-Hedged] Fund II	PIMCO USD LIBOR Plus Fund	PIMCO USD LIBOR Plus Fund II	PIMCO World High Income
Investment Income:					
Interest	\$ 1	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0
Dividends from Affiliate investments	1,720	0	0	0	40,026
Miscellaneous income	7	5	0	0	21
Total Income	1,728	5	0	0	40,047
Expenses:					
Investment advisory fees	0	0	0	177	0
Management fees	0	0	10	0	4,611
Administration fees	0	0	0	124	0
Distribution fees	0	0	6	0	3,162
Agency fees	0	0	2	0	337
Interest expense	2	2	0	0	0
Total Expenses	2	2	18	301	7,450
Net Investment Income (Loss)	1,726	3	(18)	(301)	32,597
Net Realized and Unrealized Gain (Loss):					
Net realized gain (loss) on Affiliate investments	(638)	2,894	(12)	2,408	(1,755)
Net realized gain on foreign currency transactions	1,167	3,935	0	0	0
Net change in unrealized (depreciation) on Affiliate investments	(5,245)	(17,633)	(111)	(5,593)	(160,206)
Net change in unrealized appreciation on translation of assets and liabilities denominated in foreign currencies	1,544	5,707	0	0	0
Net (Loss)	(3,233)	(5,097)	(123)	(3,191)	(161,956)
Net (Decrease) in Net Assets Resulting from Operations	\$ (1,507)	\$ (5,094)	\$ (141)	\$ (3,492)	\$ (129,359)

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2008 14

Statements of Operations

Year Ended October 31, 2008

(Amounts in thousands)

	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	PIMCO Bermuda Emerging Markets (Yen-Hedged) Bond Fund	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund
Investment Income:				
Interest	\$ 0	\$ 37,649	\$ 0	\$ 0
Dividends from Affiliate investments	1,596	0	505	0
Miscellaneous income	1	55	2	0
Total Income	1,597	37,704	507	0
Expenses:				
Investment advisory fees	97	0	0	0
Administration fees	43	0	0	0
Interest expense	0	114	1	0
Total Expenses	140	114	1	0
Net Investment Income	1,457	37,590	506	0
Net Realized and Unrealized Gain (Loss):				
Net realized (loss) on investments	0	(2,536)	0	0
Net realized gain on Affiliate investments	1,304	0	292	21,716
Net realized gain on futures contracts, written options and swaps	0	13,424	0	0
Net realized gain (loss) on foreign currency transactions	0	3,406	350	(5)
Net change in unrealized (depreciation) on investments	0	(137,461)	0	0
Net change in unrealized (depreciation) on Affiliate investments	(6,164)	0	(1,903)	(150,115)
Net change in unrealized (depreciation) on futures contracts, written options and swaps	0	(40,158)	0	0
Net change in unrealized appreciation (depreciation) on translation of assets and liabilities denominated in foreign currencies	0	(411)	497	8
Net (Loss)	(4,760)	(163,776)	(354)	(128,396)
Net Increase (Decrease) in Net Assets Resulting from Operations	\$ (3,303)	\$ (126,186)	\$ 152	\$ (128,396)

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2008 10

Statements of Changes in Net Assets (Cont.)

Year Ended October 31, 2008

(Amounts in thousands)

Increase (Decrease) in Net Assets from:

Operations:

	PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund	PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II	PIMCO USD LIBOR Plus Fund	PIMCO USD LIBOR Plus Fund II	PIMCO World High Income
Net investment income (loss)	\$ 1,725	\$ 3	\$ (16)	\$ (301)	\$ 32,597
Net realized gain	1,167	3,835	0	0	0
Net realized gain (loss) on Affiliate investments	(693)	2,694	(12)	2,403	(1,754)
Net change in unrealized appreciation	1,544	5,707	0	0	0
Net change in unrealized (depreciation) on Affiliate investments	(5,248)	(17,633)	(111)	(5,539)	(160,265)
Net (decrease) resulting from operations	(1,507)	(5,094)	(141)	(3,432)	(129,359)

Distributions to Unitholders:

From net investment income and net realized capital gains	(1,309)	0	0	0	(32,598)
Distributions in excess of net investment income and net realized capital gains	0	0	0	0	(7,854)
Total Distributions	(1,309)	0	0	0	(40,452)

Fund Unit Transactions:

Receipts for units sold	622	61	0	11,000	76,073
Cost of units redeemed	(6,075)	(18,505)	(904)	(15,000)	(90,963)
Net (decrease) resulting from Fund unit transactions	(5,453)	(18,444)	(904)	(4,000)	(12,890)

Total (Decrease) in Net Assets

	(8,289)	(23,538)	(1,045)	(7,432)	(162,759)
Net Assets:					
Beginning of year	24,294	78,028	2,304	67,835	596,592
End of year*	\$ 16,005	\$ 54,490	\$ 1,259	\$ 60,403	\$ 433,833

*Including undistributed (overdistributed) net investment income of

	\$ 7,554	\$ 0	\$ (1,744)	\$ (1,067)	\$ (21,764)
--	----------	------	------------	------------	-------------

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2008 20

Statements of Changes in Net Assets

Year Ended October 31, 2008

[Amounts in thousands]

Increase (Decrease) in Net Assets from:

Operations:

	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	PIMCO Bermuda Emerging Markets (Yen-Hedged) Bond Fund	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund
Net investment income	\$ 1,457	\$ 37,590	\$ 506	\$ 0
Net realized gain (loss)	0	14,294	760	(5)
Net realized gain on Affiliate investments	1,384	0	292	21,716
Net change in unrealized appreciation (depreciation)	0	(178,070)	487	8
Net change in unrealized (depreciation) on Affiliate investments	(6,164)	0	(1,903)	(150,115)
Net increase (decrease) resulting from operations	(2,323)	(126,186)	152	(128,396)

Distributions to Unitholders:

From net investment income and net realized capital gains	(1,710)	(42,127)	(178)	0
Total Distributions	(1,710)	(42,127)	(178)	0

Fund Unit Transactions:

Receipts for units sold	0	39,917	185	132,579
Issued as reinvestment of distributions	0	2,101	0	0
Cost of units redeemed	(35,680)	(105,729)	(7,628)	(137,900)
Net (decrease) resulting from Fund unit transactions	(35,680)	(63,711)	(7,443)	(5,321)

Total (Decrease) in Net Assets

	(40,713)	(232,024)	(7,459)	(133,717)
Net Assets:				
Beginning of year	52,149	661,823	12,085	853,154
End of year*	\$ 11,436	\$ 429,799	\$ 4,536	\$ 719,437

*Including undistributed (overdistributed) net investment income of

	\$ (7,893)	\$ (5,517)	\$ 1,461	\$ 0
--	------------	------------	----------	------

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2008 16

Financial Highlights (Cont.)

Year Ended
October 31, 2008

Selected Per Unit Data:	PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund	PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II	PIMCO USD LIBOR Plus Fund	PIMCO USD LIBOR Plus Fund II	PIMCO World High Income
Net asset value beginning of year	\$ 85.05	\$ 90.93	\$ 11.31	\$ 11.38	\$ 10.55
Net investment income (loss) (a)	\$ 87	0.00	(0.99)	(0.05)	0.58
Net realized/unrealized (loss) on investments	(14.33)	(8.54)	(0.59)	(0.60)	(2.90)
Total (loss) from investment operations	(7.46)	(8.54)	(0.58)	(0.65)	(2.32)
Distributions from net investment income and net realized capital gains	(5.27)	0.00	0.00	0.00	(0.53)
Distributions in excess of net investment income and net realized capital gains	0.00	0.00	0.00	0.00	(0.14)
Total distributions	(5.27)	0.00	0.00	0.00	(0.72)
Net asset value end of year	\$ 77.52	\$ 82.39	\$ 10.63	\$ 10.73	\$ 9.81
Total return (Expressed in functional currency)	(9.60)%	(9.39)%	(6.91)%	(5.71)%	(22.27)%
Total return (Expressed in Japanese yen)	(22.89)% (b)	(22.70)% (b)	N/A	N/A	N/A
Net assets end of year (000s)	\$ 16,675	\$ 54,490	\$ 1,259	\$ 60,343	\$ 414,236
Ratio of expenses to average net assets	0.01%	0.00%	0.30%	0.46%	1.30%
Ratio of expenses to average net assets excluding interest expense	0.03%	0.00%	0.80%	0.46%	1.33%
Ratio of net investment income (loss) to average net assets	7.95%	0.00%	(0.78)%	(0.46)%	5.70%

Selected Per Unit Data:	PIMCO Bermuda Diversified Income Fund Inst (JPY, Hedged)	PIMCO Bermuda Diversified Income Fund Inst (USD)	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II Inst (JPY)	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II Inst (JPY, Hedged)
Net asset value beginning of year	\$ 86.25	\$ 10.49	\$ 92.97	\$ 90.45
Net investment income (a)	4.95	0.57	4.94	5.13
Net realized/unrealized (loss) on investments	(4.15)	(2.19)	(21.55)	(10.38)
Total income (loss) from investment operations	0.80	(1.62)	(16.61)	(5.25)
Distributions from net investment income and net realized capital gains	0.00	0.00	0.00	0.00
Total distributions	0.00	0.00	0.00	0.00
Net asset value end of year	\$ 87.05	\$ 8.87	\$ 76.36	\$ 85.20
Total return (Expressed in functional currency)	0.93%	(15.44)%	(17.87)%	(5.80)%
Total return (Expressed in Japanese yen)	(13.91)% (b)	N/A	(29.92)% (b)	(19.65)% (b)
Net assets end of year (000s)	\$ 44,063	\$ 9	\$ 51,364	\$ 51,344
Ratio of expenses to average net assets	0.21%	0.71%	0.51%	0.51%
Ratio of expenses to average net assets excluding interest expense	0.70%	0.70%	0.51%	0.51%
Ratio of net investment income to average net assets	5.41%	5.43%	5.35%	5.36%

(a) Per unit amounts based on average number of units outstanding during the period

(b) Total investment return is the combination of reinvested dividends paid by the Fund and changes in the Fund's net asset value per unit. The Fund's functional base currency is U.S. dollar; however, as supplemental information the total return is also presented in Japanese yen. For purposes of this calculation, net asset values are calculated in U.S. dollar and converted to Japanese yen using the spot rate on the beginning and end dates for the period of measurement. Distributions made by the Fund are declared and paid/reinvested in Japanese yen on the ex-date.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2008 3

Financial Highlights

Year Ended
October 31, 2008

Selected Per Unit Data:	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	PIMCO Bermuda Emerging Markets (Yen-Hedged) Bond Fund	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund
Net asset value beginning of year	\$ 10.43	\$ 11.29	\$ 87.54	\$ 117.43
Net investment income (a)	0.68	0.68	6.16	0.00
Net realized/unrealized (loss) on investments	(2.92)	(3.04)	(14.47)	(17.74)
Total (loss) from investment operations	(2.24)	(2.36)	(8.31)	(17.74)
Distributions from net investment income and net realized capital gains	(0.57)	(0.76)	(2.96)	0.00
Total distributions	(0.57)	(0.76)	(2.96)	0.00
Net asset value end of year	\$ 7.52	\$ 8.17	\$ 76.24	\$ 99.69
Total return (Expressed in functional currency)	(22.76)%	(22.36)%	(10.21)%	(15.11)%
Total return (Expressed in Japanese yen) (b)	N/A	N/A	(23.41)% (b)	(27.58)% (b)
Net assets end of year (000s)	\$ 11,436	\$ 429,799	\$ 4,595	\$ 719,437
Ratio of expenses to average net assets	0.55%	0.02%	0.01%	0.00%
Ratio of expenses to average net assets excluding interest expense	0.65%	0.00%	0.00%	0.00%
Ratio of net investment income to average net assets	8.77%	5.26%	6.72%	0.00%

Selected Per Unit Data:	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund	PIMCO Bermuda JGB Floater Foreign Strategy Fund	PIMCO Bermuda JGB Floater U.S. Strategy Fund
Net asset value beginning of year	\$ 117.64	\$ 88.52	\$ 86.56	\$ 80.94
Net investment income (a)	5.53	0.01	3.87	3.52
Net realized/unrealized gain (loss) on investments	(23.36)	5.37	2.23	1.55
Total income (loss) from investment operations	(17.75)	5.38	6.10	5.07
Distributions from net investment income and net realized capital gains	0.00	0.00	(1.72)	(0.42)
Total distributions	0.00	0.00	(1.72)	(0.42)
Net asset value end of year	\$ 99.59	\$ 93.90	\$ 85.33	\$ 85.59
Total return (Expressed in functional currency)	(18.11)%	6.00%	7.52%	6.23%
Total return (Expressed in Japanese yen) (b)	(27.58)%	(9.51)%	(8.26)%	(9.38)%
Net assets end of year (000s)	\$ 1,489,065	\$ 899,520	\$ 56,419	\$ 39,190
Ratio of expenses to average net assets	0.50%	0.00%	0.05%	0.01%
Ratio of expenses to average net assets excluding interest expense	0.38%	0.00%	0.00%	0.00%
Ratio of net investment income to average net assets	4.58%	0.01%	4.54%	4.14%

(a) Per unit amounts based on average number of units outstanding during the period.

(b) Total investment return is the combination of reinvested dividends paid by the Fund and changes in the Fund's net asset value per unit. The Fund's functional base currency is U.S. dollar; however, as supplemental information the total return is also presented in Japanese yen. For purposes of this calculation, net asset values are calculated in U.S. dollar and converted to Japanese yen using the spot rate on the beginning and end date for the period of measurement. Distributions made by the Fund are declared and paid/reinvested in Japanese yen on the ex-date.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2008 1

Notes to Financial Statements

October 31, 2008

1. ORGANIZATION

Each of the funds (hereinafter referred to individually as a "Fund" and collectively as the "Funds") discussed in this report is a series trust of the PIMCO Bermuda Trust II (the "Trust"). The Trust is an open-ended unit trust established under the laws of Bermuda as a multi-series trust pursuant to a trust deed executed on December 1, 2003 (as amended the "Trust Deed"). Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited serves as the "Trustee" of the Trust for the owners of units of the Funds (the "Unitholders"). As used in this report all references to the "Trustee" shall mean the person then serving as trustee to the trust, Pacific Investment Management Company LLC ("PIMCO"), the "Manager" or the "Manager and Investment Adviser"; is the sponsor of and is responsible for structuring the Trust.

The Trust is authorized and classified as a standard scheme. As such, the Trust is subject to regulation and supervision as provided for in the Investment Funds Act 2006 (the "IF Act") and related rules relating to standard schemes. The Trust falls within the definition of a "unit trust fund" for purposes of the IF Act.

The terms of the Trust Deed confer upon the Trustee, with the consent of the Manager, the power, in the future, to establish further Funds in addition to the twenty-three Funds currently in operation as at the date of these financial statements.

The Funds presented in this report are listed below:

Fund	Offered to:
PIMCO Bermuda JGB Better Foreign Strategy Fund	Offered only to funds of funds type Japanese investment trusts organized under the law concerning Investment Trusts (Investment Company of Japan ("Japanese Investment Trusts")) which will offer their units to the public in Japan either by way of public offering or private placement and which are managed by PIMCO Japan Ltd or other similar licensed investment trust management companies and subject to the rules of the Investment Trusts Association of Japan.
PIMCO Bermuda JGB Better U.S. Strategy Fund	
PIMCO Emerging Bond Income Fund	
PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund	
PIMCO U.S. High Yield Fund	
PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund	The Fund serves as an underlying investment option for certain investment vehicles operated or managed by PIMCO. The Fund may also be offered to Japanese Investment Trusts, which will offer their units to the public in Japan either by way of public offering or private placement and which are managed by PIMCO Japan Ltd or other similar licensed investment trust management companies and subject to the rules of the Investment Trusts Association of Japan. In addition, the Fund may also be referred to other Japanese and non-Japanese investors.
PIMCO Bermuda Emerging Markets (Yen-Hedged) Bond Fund	
PIMCO Bermuda Diversified Income Fund	Offered to Japanese and other investors.
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund	
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II	
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund	
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund	
PIMCO U.S. High Yield Fund II	
PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II	
PIMCO USD LIBOR Plus Fund	
PIMCO USD LIBOR Plus Fund II	
PIMCO World High Income	
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (IM)	
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (IM)	
PIMCO Bermuda LIBOR Plus Fund (IM)	
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (IM)	
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (IM)	
PIMCO Emerging Bond Income Fund (IM)	

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The following is a summary of significant accounting policies consistently followed by the Trust in the preparation of its financial statements in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America ("U.S. GAAP"). The preparation of financial statements in accordance with U.S. GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts and disclosures in the financial statements. Actual results could differ from these estimates.

(a) Underlying Funds. The Trustee and the Manager may apply all or a portion of the assets of (i) PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund, PIMCO Bermuda Emerging Markets (Yen-Hedged) Bond Fund, and PIMCO World High Income; (ii) PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund, and PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund; (iii) PIMCO Emerging Bond Income Fund, and PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund; (iv) PIMCO USD LIBOR Plus Fund, and PIMCO USD LIBOR Plus Fund II; (v) PIMCO U.S. High Yield Fund, and PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund; and (vi) PIMCO U.S. High Yield Fund II, and PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II (each referred to herein as a "Fund of Funds" or "Acquiring Fund" which invest in other Funds) to the respective credit of (i) PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (IM), (ii) PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (IM), (iii) PIMCO Emerging Bond Income Fund (IM), (iv) PIMCO Bermuda LIBOR Plus Fund (IM), (v) PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (IM), and (vi) PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (IM) (each referred to herein as an "Underlying Fund" or "Acquired Fund"). Any assets so applied will be held in such Fund of Funds as if received directly thereby. Where assets are so applied, the Acquired Fund will record the issue of Units to the relevant

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2008

Acquiring Fund at the issue price per Unit of such Units and will repurchase such Units at the repurchase price per Unit of such Units at the time of repurchase. Accordingly, the ability of an Acquiring Fund to achieve its investment objective will depend upon the ability of the applicable Acquired Funds to achieve their investment objectives. There can be no assurance that the investment objectives of the Acquired Funds will be achieved.

(b) Determination of Net Asset Value of Units. The Net Asset Value per unit ("NAV") of a Fund for any Class thereof, if applicable, is valued as of the close of regular trading (normally 4:00 p.m., Eastern time) (the "NYSE Close") on each Fund's Dealing Day (as defined in the current Offering Memorandum of the Trust). The Trustee may temporarily suspend the determination of the NAV of a Fund for any Class thereof, if applicable, and in connection with the issue, repurchase and conversion of Units in or from the Fund under certain circumstances, as defined in the current Offering Memorandum of the Trust.

(c) Investments Valuation. For purposes of calculating the NAV, portfolio investments and other assets for which market quotes are readily available are valued at market value. Market value is generally determined on the basis of last reported sales prices, or if no sales are reported, based on quotes obtained from a quotation reporting system, established market makers, or pricing services.

Domestic and foreign fixed income securities and non-exchange traded derivatives are normally valued on the basis of quotes obtained from established market makers or pricing services. Prices obtained from independent pricing services use information provided by market makers or estimates of market values obtained from yield data relating to investments or securities with similar characteristics. Certain fixed income securities purchased on a delayed-delivery basis are marked to market daily until settlement at the forward settlement date. Short-term investments having a maturity of 60 days or less are generally valued at amortized cost which approximates fair value. Exchange traded options, futures and options on futures are valued at the settlement price determined by the relevant exchange. With respect to any portion of a Fund's assets that are invested in one or more open-end management investment companies, a Fund's NAV will be calculated based upon the NAVs of such investments. A Fund will normally use pricing data for domestic equity securities received shortly after the NYSE Close and do not normally take into account trading, clearances or settlements that take place after the NYSE Close.

Investments initially valued in currencies other than the functional currency of the Fund are converted to the functional currency using exchange rates obtained from pricing services. As a result, the NAV of a Fund's shares may be affected by changes in the value of currencies in relation to its functional currency. The value of securities traded in markets outside the United States or denominated in currencies other than the functional currency may be affected significantly on a day that the NYSE is closed, therefore the NAV may change on days when an investor is not able to purchase, request the repurchase of, or exchange Units.

Securities and other assets for which market quotes are not readily available are valued at fair value as determined in good faith by the Investment Adviser or

another independent service provider. The Investment Adviser has adopted methods for valuing securities and other assets in circumstances where market quotes are not readily available. For instance, certain securities or investments for which daily market quotes are not readily available may be valued, pursuant to guidelines established by the Investment Adviser, with reference to other securities or indices. In the event that market quotes are not readily available, and the security or asset cannot be valued pursuant to one of the valuation methods, the value of the security or asset will be determined in good faith by the Valuation Committee of the Manager and Investment Adviser or persons acting at its discretion.

Market quotes are considered not readily available in circumstances where there is an absence of current or reliable market-based data (e.g., trade information, bid/asked information, broker quotes), including where events occur after the close of the relevant market, but prior to the NYSE Close, that materially affect the values of a Fund's securities or assets. In addition, market quotes are considered not readily available when, due to extraordinary circumstances, the exchanges or markets on which the securities trade, do not open for trading for the entire day and no other market prices are available. The Investment Adviser is responsible for monitoring significant events that may materially affect the values of a Fund's securities or assets and for determining whether the value of the applicable securities or assets should be re-evaluated in light of such significant events.

When a Fund uses fair value to price securities in the Fund to determine its NAV, the securities will not be priced on the basis of quotes from the primary market in which they are traded, but rather may be priced by another method that the Investment Adviser or persons acting at their direction believes accurately reflects fair value. Fair value pricing may require subjective determinations about the value of a security. While the Trust's policy is intended to result in a calculation of a Fund's NAV that fairly reflects security values as of the time of pricing, the Trust cannot ensure that fair value of securities determined by the Investment Adviser or persons acting at their direction would accurately reflect the price that a Fund could obtain for a security if it were to dispose of that security as of the time of pricing (for instance, in a forced or distressed sale). The prices used by a Fund may differ from the value that would be realized if the securities were sold.

(d) Securities Transactions and Investment Income. Security transactions are recorded as of the trade date for financial reporting purposes. Securities purchased or sold on a when-issued or delayed-delivery basis may be settled a month or more after the trade date. Realized gains and losses from securities sold are recorded on the identified cost basis. Dividend income is recorded on the ex-dividend date, except certain dividends from foreign securities where the ex-dividend date may have passed, which are recorded as soon as the Fund is informed of the ex-dividend date. Interest income, adjusted for the accretion of discounts and amortization of premiums, is recorded on the accrual basis. Paydown gains and losses on mortgage-related and other asset-backed securities are recorded as components of interest income on the Statements of Operations.

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2008

(e) Distribution Policy. The chart below shows the anticipated frequency of distributions for each Fund. Distributions from each Fund may be declared and distributed to Unitholders only upon the authorization of the Manager, which authorization may be withheld at the Manager's discretion.

Declared and paid monthly:
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (IM)
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (IM)
PIMCO Emerging Bond Income Fund
PIMCO Emerging Bond Income Fund (M)
PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund
PIMCO U.S. High Yield Fund
PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund
PIMCO World High Income
PIMCO Bermuda Diversified Income Fund
• JPY USD
Declared and paid quarterly:
PIMCO Bermuda Emerging Markets (Yen-Hedged) Bond Fund
PIMCO Bermuda JGB Higher Income Strategy Fund
PIMCO Bermuda JGB Higher U.S. Strategy Fund
Declared and paid semi-annually:
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund
Declared and paid annually:
PIMCO USD LIBOR Five Fund
The Manager does not expect to declare distributions with respect to these Funds (or Classes, if applicable), but may, in its discretion, declare and pay distributions to the Unitholders at any time.
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (IM)
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund
PIMCO Bermuda LIBOR Plus Fund (IM)
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (IM)
PIMCO U.S. High Yield Fund II
PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II
PIMCO USD LIBOR Five Fund II
PIMCO Bermuda Diversified Income Fund
• JPY, USD, Hedged
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II

Distributions, if any, will generally be made from the relevant Fund's (or Class's, if applicable) net investment income. In addition, the Manager may authorize the payment of net realized capital gains available for distribution. Additional distributions may be declared at the Manager's discretion. Distributions paid with respect to Fund (or Class thereof, if applicable) will reduce the NAV of such Fund (or Class thereof, if applicable). At the discretion of the Unitholders, cash distributions from a Fund (or Class thereof, if applicable) may either be reinvested in additional Units of a Fund (or Class thereof, if applicable) or paid to a Unitholder in cash. Cash payments will be paid in the functional currency of a Fund's Units. Each Fund (or Class thereof, if applicable) may declare further distributions if considered necessary in order to maintain a reasonable level of distributions for a Fund (or Class thereof, if applicable). In the event that there shall be inadequate net income and net realized capital gains to pay a distribution of a Fund (or Class thereof, if applicable) required by the Offering Memorandum, the Manager may pay a distribution consisting of a portion of the capital of such Fund (or Class thereof, if applicable). Distributions not collected within six years from their due date will lapse and will accrue to the benefit of the relevant Fund (or Class thereof, if applicable).

(f) Multiclass Operations. Each class of a Fund offered by the Trust has rights to the assets of Fund equal to that of other classes of the same Fund except for specific assets designated to a class relating to currency hedging operations.

income, non-class specific expenses, and realized and unrealized capital gains and losses are allocated to each class of units based on the relative net assets of each class of the respective Fund. Class specific expenses, where applicable, currently include management, investment advisory, administrator and distribution fees.

(g) Loan Participations and Assignments. Certain Funds may invest in direct debt instruments which are interests in amounts owed by corporate, governmental, or other borrowers to lenders or lending syndicates. A Fund's investments in loans may be in the form of participations in loans or assignments of all or a portion of loans from third parties. A loan is often administered by a bank or other financial institution (the "lender") that acts as agent for all holders. The lender administers the terms of the loan, as specified in the loan agreement. When investing in a loan participation, a Fund has the right to receive payments of principal, interest and any fees to which it is entitled only from the lender selling the loan agreement and only upon receipt by the lender of payments from the borrower. A Fund generally has no right to enforce compliance with the terms of the loan agreement with the borrower. As a result, a Fund may be subject to the credit risk of both the borrower and the lender that is selling the loan agreement. When a Fund purchases assignments from lenders it acquires direct rights against the borrower on the loan. As of the year ended October 31, 2008, the unfunded loan commitments were as follows (amount in thousands):

Fund	Unfunded Loan Amounts
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (IM)	\$985
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (IM)	\$954

(h) Delayed-Delivery Transactions. Certain Funds may purchase or sell securities on a delayed-delivery basis. These transactions involve a commitment by a Fund to purchase or sell securities for a predetermined price or yield, with payment and delivery taking place beyond the customary settlement period. When delayed-delivery purchases are outstanding, a Fund will designate liquid assets in an amount sufficient to meet the purchase price. When purchasing a security on a delayed-delivery basis, a Fund assumes the rights and risks of ownership of the security, including the risk of price and yield fluctuations, and takes such fluctuations into account when determining its NAV. A Fund may dispose of or renegotiate a delayed-delivery transaction after it is entered into which may result in a capital gain or loss. When a Fund has sold a security on a delayed-delivery basis, the Fund does not participate in future gains and losses with respect to the security.

(i) Cash and Foreign Currency. The financial statements of each Fund are presented using the currency of the primary economic environment in which it operates (the "functional currency"). The functional and reporting currency for the Funds is the U.S. dollar. The market values of foreign securities, currency holdings and other assets and liabilities are translated into each Fund's functional currency based on the current exchange rates each business day. Fluctuations in the value of currency holdings and other assets and liabilities resulting from changes in exchange rates are recorded as unrealized foreign currency gains or losses. Realized gains or losses, unrealized appreciation or depreciation on investment securities, income and expenses are translated on the respective dates of such transactions and the reporting date, respectively. The effects of changes in foreign currency exchange rates on investments in securities are not segregated on the Statements of Operations from the effects of changes in market prices of those securities, but are included with the net realized and unrealized gain or loss on investments.

The NAV and total return of certain Funds are presented in Japanese yen for convenience. For the purposes of the presentation of Japanese yen NAV and Japanese yen total return, the beginning and ending NAVs are converted using the period beginning and ending exchange rates, respectively, and distributions are converted using the exchange rate at the time of distributions.

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2008

(j) Foreign Currency Contracts. Certain Funds may enter into foreign currency contracts in connection with settling planned purchases or sales of securities to hedge the currency exposure associated with some or all of a Fund's securities or as a part of an investment strategy. A foreign currency contract is an agreement between two parties to buy and sell a currency at a set price on a future date. The market value of a foreign currency contract fluctuates with changes in foreign currency exchange rates. Foreign currency contracts are marked to market daily and the change in value is recorded by a Fund as an unrealized gain or loss. Realized gains or losses equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed are recorded upon delivery or receipt of the currency. These contracts may involve market risk in excess of the unrealized gain or loss reflected on the Statements of Assets and Liabilities. In addition, a Fund could be exposed to risk if the counterparties are unable to meet the terms of the contracts or if the value of the currency changes unfavorably to the base currency. Certain Funds are also authorized to enter into foreign currency contracts for the purpose of hedging exchange risk for a Japanese yen investor. In connection with these contracts, securities may be identified as collateral in accordance with the terms of the respective contracts.

Certain Funds having a hedged class enter into foreign exchange contracts are designed to offset the effect of hedging at the fund level in order to leave the hedged class with an exposure to currencies other than the U.S. dollar. There can be no guarantee that these class-specific foreign currency contracts will be successful.

(k) Futures Contracts. Certain Funds may enter into futures contracts. A Fund may use futures contracts to manage its exposure to the securities markets or to movements in interest rates and currency values. The primary risks associated with the use of futures contracts are the imperfect correlation between the change in market value of the securities held by a Fund and the prices of futures contracts, the possibility of an illiquid market, and the inability of the counterparty to meet the terms of the contract. Futures contracts are valued based upon their quoted daily settlement prices. Upon entering into a futures contract, a Fund is required to deposit with its futures broker, an amount of cash or U.S. Government and Agency Obligations in accordance with the initial margin requirements of the broker or exchange. Futures contracts are marked to market daily and an appropriate payable or receivable for the change in value ("variation margin") is recorded by the Fund. Gains or losses are recognized but not considered realized until the contracts expire or are closed. Futures contracts involve, to varying degrees, risk of loss in excess of the variation margin disclosed on the Statements of Assets and Liabilities.

(l) Inflation-Indexed Bonds. Certain Funds may invest in inflation-indexed bonds. Inflation-indexed bonds are fixed-income securities whose principal value is periodically adjusted to the rate of inflation. The interest rate on these bonds is generally fixed at issuance at a rate lower than typical bonds. Over the life of an inflation-indexed bond, however, interest will be paid based on a principal value, which is adjusted for inflation. Any increase or decrease in the principal amount of an inflation-indexed bond will be included as interest income on the Statements of Operations, even though investors do not receive their principal until maturity.

(m) Mortgage-Related and Other Asset-Backed Securities. Certain Funds may invest in mortgage-related and other asset-backed securities. These securities include mortgage pass-through securities, collateralized mortgage obligations, commercial mortgage-backed securities, stripped mortgage-backed securities, asset-backed securities, collateralized debt obligations and other securities that directly or indirectly represent a participation in, or are secured by and payable from, mortgage loans on real property. Mortgage-related and other asset-backed securities are interests in pools of loans or other receivables. Mortgage-related securities are created from pools of residential or commercial mortgage loans,

including mortgage loans made by savings and loan institutions, mortgage bankers, commercial banks and others.

Asset-backed securities are created from many types of assets, including auto loans, credit card receivables, home equity loans, and student loans. These securities provide a monthly payment which consists of both interest and principal payments. Interest payments may be determined by fixed or adjustable rates. The rate of pre-payments on underlying mortgages will affect the price and volatility of a mortgage-related security, and may have the effect of shortening or extending the effective duration of the security relative to what was anticipated at the time of purchase. The timely payment of principal and interest of certain mortgage-related securities is guaranteed with the full faith and credit of the United States government. Pools created and guaranteed by non-governmental issuers, including government-sponsored corporations, may be supported by various forms of insurance or guarantees, but there can be no assurance that the private insurers or guarantors can meet their obligations under the insurance policies or guarantee arrangements.

Collateralized Mortgage Obligations ("CMOs") are debt obligations of a legal entity that is collateralized by mortgages and divided into classes. CMOs are structured into multiple classes, often referred to as "tranches," with each class bearing a different stated maturity and entitled to a different schedule for payments of principal and interest, including pre-payments. Commercial Mortgage-Backed Securities include securities that reflect an interest in, and are secured by, mortgage loans on commercial real property. Many of the risks of investing in commercial mortgage-backed securities reflect the risks of investing in the real estate securing the underlying mortgage loans. These risks reflect the effects of local and other economic conditions on real estate markets, the ability of tenants to make loan payments, and the ability of a property to attract and retain tenants. CMOs and commercial mortgage-backed securities may be less liquid and may exhibit greater price volatility than other types of mortgage- or asset-backed securities.

Stripped Mortgage-Backed Securities ("SMBS") are derivative multi-class mortgage securities. SMBS are usually structured with two classes that receive different proportions of the interest and principal distributions on a pool of mortgage assets. A common type of SMBS will have one class receiving some of the interest and most of the principal from the mortgage assets, while the other class will receive most of the interest and the remainder of the principal. In the most extreme case, one class will receive all of the interest (the interest-only or "IO" class), while the other class will receive the entire principal (the principal-only or "PO" class). Payments received for IOs are included in interest income on the Statement of Operations. Because little to no principal will be received at the maturity of an IO, adjustments are made to the book value of the security on a monthly basis until maturity. These adjustments are included in interest income on the Statement of Operations. Payments received for POs are treated as reductions to the cost and par value of the securities.

Collateralized Debt Obligations ("CDOs") include collateralized bond obligations ("CBOs"), collateralized loan obligations ("CLOs") and other similarly structured securities. CBOs and CLOs are types of asset-backed securities. A CBO is a trust which is backed by a diversified pool of high risk, below investment grade fixed income securities. A CLO is a trust typically collateralized by a pool of loans, which may include, among others, domestic and foreign senior secured loans, senior unsecured loans, and subordinate corporate loans, including loans that may be rated below investment grade or equivalent unsecured loans. The risks of an investment in a CDO depend largely on the type of the collateral securities and the class of the CDO in which a Fund invests. CDOs carry additional risks including, but not limited to, (i) the possibility that distributions from collateral securities will not be adequate to make interest or other payments, (ii) the quality of the collateral may decline in value or default, (iii) the Fund may invest in CDOs that are

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2008

subordinate to other classes, and (iv) the complex structure of the security may not be fully understood at the time of investment and may produce disputes with the issuer or unexpected investment results.

(n) Options Contracts. Certain Funds may write call and put options on futures, swaps ("swaptions"), securities or currencies it owns or in which it may invest. Writing put options tends to increase a Fund's exposure to the underlying instrument. Writing call options tends to decrease a Fund's exposure to the underlying instrument. When a Fund writes a call or put option, an amount equal to the premium received is recorded as a liability and subsequently marked to market to reflect the current value of the option written. These liabilities are reflected as written options outstanding on the Statements of Assets and Liabilities. Certain options may be written with premiums to be determined on a future date. The premiums for these options are based upon implied volatility parameters at specified terms. Premiums received from writing options which expire are treated as realized gains. Premiums received from writing options which are exercised or closed are added to the proceeds or offset against amounts paid on the underlying future, swap, security or currency transaction to determine the realized gain or loss. A Fund, as a writer of an option, has no control over whether the underlying instrument may be sold (call) or purchased (put) and as a result bears the market risk of an unfavorable change in the price of the instrument underlying the written option. There is the risk a Fund may not be able to enter into a closing transaction because of an illiquid market.

Certain Funds may also purchase put and call options. Purchasing call options tends to increase a Fund's exposure to the underlying instrument. Purchasing put options tends to decrease a Fund's exposure to the underlying instrument. A Fund pays a premium which is included on the Statements of Assets and Liabilities as an investment and subsequently marked to market to reflect the current value of the option. Premiums paid for purchasing options which are exercised or closed are added to the amounts paid or offset against the proceeds on the underlying future, swap, security or currency transaction to determine the realized gain or loss. Certain options may be purchased with premiums to be determined on a future date. The premiums for these options are based upon implied volatility parameters at specified terms. The risk associated with purchasing put and call options is limited to the premium paid.

(o) Payment in-Kind Securities. Certain Funds may invest in payment in-kind securities ("PIKS"). PIKS give the issuer the option at each interest payment date of making interest payments in either cash or additional debt securities. Those additional debt securities usually have the same terms, including maturity dates and interest rates, and associated risks as the original bonds. The daily market quotations of the original bonds include the accrued interest (referred to as a "dirty price") and require a pro rata adjustment from interest receivable to the unrealized appreciation or depreciation on investments on the Statements of Assets and Liabilities.

(p) Repurchase Agreements. Each Fund may engage in repurchase agreements transactions. Under the terms of a typical repurchase agreement, a Fund takes possession of an underlying debt obligation (collateral) subject to an obligation of the seller to repurchase, and a Fund to resell, the obligation at an agreed-upon price and time. The underlying collateral for all repurchase agreements are held in safekeeping at the Fund's custodian or designated subcustodians under tri-party repurchase agreements. The market value of the collateral must be equal to or exceed the total amount of the repurchase obligations, including interest. Securities purchased under repurchase agreements are reflected as an asset on the Statements of Assets and Liabilities. Generally, in the event of counterparty default, a Fund has the right to use the collateral to offset losses incurred. If the counterparty should default, a Fund will seek to sell the securities which it holds as collateral. This could involve procedural costs or delays in addition to a loss on the securities if their value should fall below their repurchase price.

(q) Restricted Securities. Certain Funds may invest in securities that are subject to legal or contractual restrictions on resale. These securities may be sold privately, but are required to be registered or exempted from such registration before being sold to the public. Private placement securities are generally considered to be restricted except for those securities traded between qualified institutional investors under the provisions of Rule 144A of the Securities Act of 1933. Disposal of restricted securities may involve time-consuming negotiations and expenses, and prompt sale at an acceptable price may be difficult to achieve.

(r) Reverse Repurchase Agreements. Each Fund may enter into reverse repurchase agreements. In a reverse repurchase agreement, a Fund sells to a financial institution a security that it holds with an agreement to repurchase the same security at an agreed-upon price and date. Securities sold under reverse repurchase agreements are reflected as a liability on the Statements of Assets and Liabilities. Interest payments made are recorded as a component of interest expense on the Statements of Operations. A reverse repurchase agreement involves the risk that the market value of the security sold by a Fund may decline below the repurchase price of the security. A Fund will segregate assets determined to be liquid by RIMCO or otherwise cover its obligations under reverse repurchase agreements.

(s) Short Sales. Certain Funds may enter into short sales transactions. A short sale is a transaction in which a Fund sells securities it does not own in anticipation of a decline in the market price of the securities. Securities sold in short sale transactions and interest payable on such securities, if any, are reflected as a liability on the Statements of Assets and Liabilities. A Fund is obligated to deliver securities at the market price at the time the short position is closed. Possible losses from short sales may be unlimited, whereas losses from purchases cannot exceed the total amount invested.

(t) Swap Agreements. Certain Funds may invest in swap transactions, including, but not limited to, swap agreements on interest rates, security or commodity indices, specific securities and commodities, and credit and event-linked swaps. To the extent a Fund may invest in foreign currency denominated securities, it also may invest in currency exchange rate swap agreements. Swap transactions are privately negotiated agreements between a Fund and a counterparty to exchange or swap investment cash flows, assets, foreign currencies or market-linked returns at specified future intervals. A Fund may enter into interest rate, total return, cross-currency, credit default and other forms of swap agreements to manage its exposure to interest rates, currency and credit risk. In connection with these agreements, securities may be identified as collateral in accordance with the terms of the respective swap agreements.

Interest rate swap agreements involve the exchange by a Fund with another party of their respective commitments to pay or receive interest, e.g., an exchange of floating rate payments for fixed rate payments with respect to the notional amount of principal. Certain forms of interest rate swap agreements may include: (i) interest rate caps, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates exceed a specified rate, or "cap"; (ii) interest rate floors, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates fall below a specified rate, or "floor"; or (iii) interest rate collars, under which a party sells a cap and purchases a floor or vice versa in an attempt to protect itself against interest rate movements exceeding given minimum or maximum levels. (iv) callable interest rate swaps, under which the counterparty may terminate the swap transaction in whole, at zero cost by a predetermined date and time prior to the expiration date. (v) spreadlock, which allow the interest rate swap users to lock in the forward differential (or spread) between the interest rate swap rate and a specified benchmark, or (vi) basis swaps, under which two parties can exchange variable interest rates based on different money markets.

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2008

Total return swap agreements involve commitments to pay interest in exchange for a market-linked return. One counterparty pays out the total return of a specific reference asset, which may be an equity, index, or bond, and in return receives a regular stream of payments. To the extent the total return of the security or index underlying the transaction exceeds or falls short of the offsetting interest rate obligation, a Fund will receive a payment from or make a payment to the counterparty.

Cross-currency swap agreements involve two parties exchanging two different currencies with an agreement to reverse the exchange at a later date at specified exchange rates. The exchange of currencies at the inception date of the contract takes place at the current spot rate. The re-exchange at maturity may take place at the same exchange rate, a specified rate, or the then current spot rate. Interest payments, if applicable, are made between the parties based on interest rates available in the two currencies at the inception of the contract. The terms of cross-currency swap contracts may extend for many years. Cross-currency swaps are usually negotiated with commercial and investment banks. Contracts are subject to risk of default by the counterparty and depending on their terms, may be subject to exchange rate risk. Some cross-currency swaps may not provide for exchanging principal cash flows, only for exchanging interest cash flows.

Credit default swap agreements on corporate issues or sovereign issues of an emerging country involve one party making a stream of payments to another party in exchange for the right to receive a specified return in the event of a default. A Fund may use credit default swaps on corporate issues or sovereign issues of an emerging country to provide a measure of protection against defaults of the issuers (i.e., to reduce risk where a Fund owns or has exposure to the reference obligation) or to take an active long or short position with respect to the likelihood of a particular issuer's default. As a seller of protection, a Fund will generally receive from the buyer of protection an upfront payment or a fixed rate of income throughout the term of the swap provided that there is no credit event. If the Fund is a seller of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, the Fund will pay to the buyer of the protection an amount up to the notional amount of the swap and in certain instances take delivery of the reference entity or underlying securities comprising the reference entity index. As the seller, a Fund would effectively add leverage to its portfolio because, in addition to its total net assets, the Fund would be subject to investment exposure on the notional amount of the swap. As a buyer of protection, a Fund will generally receive from the seller of protection an amount up to the notional amount of the swap if a credit event occurs.

Credit default swap agreements on credit indices involve one party making a stream of payments to another party in exchange for the right to receive a specified return in the event of a write-down, principal shortfall, interest shortfall or default of all or part of the reference entities comprising the credit index. A credit index is a list of credit instruments or exposures designed to be representative of some part of the credit market as a whole. These indices are made up of reference credits that are judged by a pool of dealers to be the most liquid entities in the credit default swap market based on the sector of the index. Components of the indices may include, but are not limited to, credit default swaps on investment grade securities, high yield securities, asset-backed securities, emerging markets, and/or various credit ratings within each sector. Credit indices are traded using credit default swaps with standardized terms including a fixed spread and standard maturity dates. An index credit default swap references all the names in the index, and if there is a default, the credit event is settled based on that name's weight in the index. The composition of the indices changes periodically, usually every six months, and for most indices, each name has an equal weight in the index.

The treatment of credit default swaps and other swap agreements that provide for contingent, non-periodic, bullet-type payments as "notional principal contracts" for

U.S. federal income tax purposes is uncertain. If the U.S. Internal Revenue Service were to take the position that a credit default swap or other bullet-type swap is not a "notional principal contract" for U.S. federal income tax purposes, payments received by a Fund from such investments might be subject to U.S. withholding taxes.

Swaps are marked to market daily based upon values from third party vendors or quotations from market makers to the extent available and the change in value, if any, is recorded as unrealized gain or loss on the Statements of Operations. In the event that market quotations are not readily available or deemed reliable, certain swap agreements may be valued, pursuant to guidelines established by the Investment Adviser, with reference to other securities or indexes. In the event that market quotes are not readily available, and the swap cannot be valued pursuant to one of the valuation methods, the value of the swap will be determined in good faith by the Valuation Committee, generally based upon recommendations provided by the Investment Adviser. Payments received or made at the beginning of the measurement period are reflected as such on the Statements of Assets and Liabilities. These upfront payments are recorded as realized gain or loss on the Statements of Operations upon termination or maturity of the swap. A liquidation payment received or made at the termination of the swap is recorded as realized gain or loss on the Statements of Operations. Net periodic payments received or paid by the Funds are included as part of realized gain or loss on the Statements of Operations. Entering into these agreements involves, to varying degrees, elements of credit, market and documentation risk in excess of the amounts recognized on the Statements of Assets and Liabilities. Such risks involve the possibility that there will be no liquid market for these agreements, that the counterparty to the agreements may default on its obligation to perform or disagree as to the meaning of contractual terms in the agreements and that there may be unfavorable changes in interest rates.

(u) U.S. Government Agencies or Government-Sponsored Enterprises.

Certain Funds may invest in U.S. government agencies or government-sponsored enterprises. U.S. Government securities are obligations of and, in certain cases, guaranteed by, the U.S. Government, its agencies or instrumentalities. The U.S. Government does not guarantee the net asset value of the Funds' shares. Some U.S. Government securities, such as Treasury bills, notes and bonds, and securities guaranteed by the Government National Mortgage Association ("GNMA"), are supported by the full faith and credit of the United States; others, such as those of the Federal Home Loan Banks, are supported by the right of the issuer to borrow from the U.S. Department of the Treasury (the "U.S. Treasury"); others, such as those of the Federal National Mortgage Association ("FNMA"), are supported by the discretionary authority of the U.S. Government to purchase the agency's obligations; and still others, such as those of the Student Loan Marketing Association, are supported only by the credit of the instrumentality. U.S. Government securities may include zero coupon securities, which do not distribute interest on a current basis and tend to be subject to greater risk than interest-paying securities of similar maturities.

Government-related guarantors (i.e., not backed by the full faith and credit of the United States Government) include FNMA and the Federal Home Loan Mortgage Corporation ("FHLMC"). FNMA is a government-sponsored corporation the common stock of which is owned entirely by private stockholders. FNMA purchases conventional (i.e., not insured or guaranteed by any government agency) residential mortgages from a list of approved seller/servicers which include state and federally chartered savings and loan associations, mutual savings banks, commercial banks and credit unions and mortgage bankers. Pass-through securities issued by FNMA are guaranteed as to timely payment of principal and interest by FNMA, but are not backed by the full faith and credit of the United States Government. FHLMC issues Participation Certificates ("PCs"), which are pass-through securities, each representing an undivided interest in a pool of residential mortgages. FHLMC guarantees the timely payment of interest and ultimate collection of principal, but PCs are not backed by the full faith and credit of the United States Government.

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2008

On September 8, 2008, the Federal Housing Finance Agency ("FHFA") placed FNMA and FHLMC into conservatorship. As the conservator, FHFA succeeded to all rights, titles, powers and privileges of FNMA and FHLMC and of any stockholder, officer or director of FNMA and FHLMC with respect to FNMA and FHLMC and the assets of FNMA and FHLMC. FHFA selected a new chief executive officer and chairman of the board of directors for each of FNMA and FHLMC. On September 7, 2008, the U.S. Treasury announced three additional steps taken by it in connection with the conservatorship. First, the U.S. Treasury entered into a Senior Preferred Stock Purchase Agreement with each of FNMA and FHLMC pursuant to which the U.S. Treasury will purchase up to an aggregate of \$100 billion of each of FNMA and FHLMC to maintain a positive net worth in each enterprise. This agreement contains various covenants that severely limit each enterprise's operations. In exchange for entering into these agreements, the U.S. Treasury received \$1 billion of each enterprise's senior preferred stock, and warrants to purchase 79.9% of each enterprise's common stock. Second, the U.S. Treasury announced the creation of a new secured lending facility which is available to each of FNMA and FHLMC as a liquidity backstop. Third, the U.S. Treasury announced the creation of a temporary program to purchase mortgage-backed securities issued by each of FNMA and FHLMC. Both the liquidity backstop and the mortgage-backed securities purchase program are scheduled to expire in December 2009. FNMA and FHLMC are continuing to operate as going concerns while in conservatorship and each remain liable for all of its obligations, including its guaranty obligations, associated with its mortgage-backed securities.

(c) New Accounting Pronouncements. On February 1, 2008, the Financial Accounting Standards Board ("FASB") issued FIN 48-2, Effective Date of FASB Interpretation No. 48, Accounting for Uncertainty in Income Taxes, an interpretation of FASB Statement No. 109 ("FIN 48"), for Certain Nonpublic Enterprises ("FSPE"), which allows the Fund to defer the adoption of FIN 48 until annual periods beginning after December 15, 2007. On December 17, 2008, FASB voted in favor of another one year deferral of the effective date, which would allow the Fund to defer the adoption of FIN 48 until annual periods beginning after December 15, 2008. The Manager has elected to take advantage of this deferral. Based on its continued analysis, the Manager does not expect that the adoption of FIN 48 will have a material impact to the Fund's financial statements. However, the Manager's conclusions regarding FIN 48 may be subject to review and adjustment at a later date based on factors including, but not limited to, further implementation guidance expected from the FASB, and on-going analyses of tax laws, regulations and interpretations thereof.

The Manager's FIN 48 policy requires the determination of whether it is more likely than not that a tax position will be sustained upon examination, including the resolution of any related appeals or litigation processes, based on the technical merits of the position. In evaluating whether a tax position has met the more-likely-than-not recognition threshold, the Manager presumes that the position will be examined by the appropriate taxing authority that would have full knowledge of all relevant information. A tax position that meets the more-likely-than-not recognition threshold is measured to determine the amount of benefit to recognize in the financial statements. The tax benefit that is recognized is measured as the largest amount of benefit that is greater than fifty percent likely of being realized upon ultimate settlement which could result in the Fund recording a tax liability that would reduce net assets. It is the Manager's policy to apply FIN 48 to all existing tax positions upon initial adoption and the cumulative effect, if any, is to be reported as an adjustment to the beginning balance of the net assets for that fiscal year.

In September 2006, the FASB issued Statement of Financial Accounting Standards No. 157, "Fair Value Measurements" (the "Statement"). The Statement is effective for fiscal years beginning after November 15, 2007 and requires expanded disclosure about fair value measurements separately for each major category of assets and liabilities and enables Unitholders to assess the inputs used to develop those measurements and for recurring fair value measurements using significant unobservable inputs the effect of the measurements on changes in net assets for

the reporting period. The Manager is currently evaluating the impact the adoption of the statement will have on the Fund's financial statement disclosures.

In March 2008, FASB issued Statement of Financial Accounting Standards No. 161, "Disclosures about Derivative Instruments and Hedging Activities" ("SFAS 161"). SFAS 161 is effective for fiscal years and interim periods beginning after November 15, 2008. SFAS 161 may require enhanced disclosures about Fund's derivative and hedging activities. Management is currently evaluating the impact the adoption of SFAS 161 will have on the Fund's financial statement disclosures.

In September 2008, FASB issued FASB Staff Position No. FAS 133-1 and FIN 45-4, "Disclosures about Credit Derivatives and Certain Guarantees: An Amendment of FASB Statement No. 133 and FASB Interpretation No. 45" (the "Position"). The Position is effective for reporting periods (annual or interim) ending after November 15, 2008 and requires disclosures by sellers of credit derivatives, including credit derivatives embedded in a hybrid instrument, and additional disclosures about the current status of the payment/performance risk of a guarantee. Management is currently evaluating the impact the adoption of the Position will have on the Fund's financial statements disclosures.

3. MARKET AND CREDIT RISK

In the normal course of business the Funds trade financial instruments and enter into financial transactions where the potential risk of loss exists due to changes in the market (market risk) or failure of the other party to the transaction to perform (credit risk). Similar to credit risk, the Funds may be exposed to counterparty risk, or the risk that an institution or other entity with which the Funds have unsettled or open transactions will default. The potential loss could exceed the value of the financial assets recorded in the financial statements. Financial assets, which potentially expose the Funds to credit risk, consist principally of cash due from counterparties and investments. The extent of the Funds' exposure to credit and counterparty risks in respect to these financial assets approximates their carrying value as recorded in the Funds' Statements of Assets and Liabilities.

Certain Funds are party to International Swaps and Derivatives Association, Inc. Master Agreements ("ISDA Master Agreements") with select counterparties that govern transactions, over-the-counter derivative and foreign exchange contracts, entered into by the Funds and those counterparties. The ISDA Master Agreements maintain provisions for general obligations, representations, agreements, collateral and events of default or termination. Events of termination include conditions that may entitle counterparties to elect to terminate early and cause settlement of all outstanding transactions under the applicable ISDA Master Agreement. Any election to early terminate could be material to the financial statements.

On September 15, 2008, Lehman Brothers Holdings Inc. filed for protection under Chapter 11 of the United States Bankruptcy Code. On September 19, 2008, a proceeding under the Securities Investor Protection Act (SIPA) was commenced with respect to Lehman Brothers Inc., a broker-dealer. A trustee appointed under SIPA is administering the bankruptcy estate of Lehman Brothers Inc. Lehman Brothers International (Europe) was placed in administration under the UK Insolvency Act on September 15, 2008. Lehman Brothers Special Financing Inc. filed for protection under Chapter 11 of the United States Bankruptcy Code on October 3, 2008. In connection with these filings, the Lehman Brothers group of companies (collectively "Lehman Brothers") will be reorganized and/or liquidated in an orderly fashion, subject to court approval. Each Lehman Brothers entity is a separate legal entity that is subject to its own bankruptcy proceeding.

Certain funds had select holdings, credit default swap agreements, and securities and derivatives transactions outstanding with Lehman Brothers entities as counterparty, referenced entity, counterparty or guarantor at the time the relevant Lehman Brothers entity filed for protection or was placed in administration. The security holdings, credit default swap agreements, and securities and derivatives transactions associated with

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2008

Lehman Brothers have been written down to their estimated recoverable values. Anticipated losses for securities and derivatives transactions associated with Lehman Brothers have been incorporated as components of other liabilities on the Statements of Assets and Liabilities and net changes in unrealized appreciation (depreciation) on the Statements of Operations. Gains or losses associated with the termination of transactions with Lehman Brothers as counterparty are reflected as realized gains or losses within the statements of operations. A facilitated auction occurred on October 10, 2008 comprising multiple pre-approved brokerage agencies to determine the estimated recovery rate for holdings and credit default swap agreements with Lehman Brothers Holdings Inc. as referenced entity. These recovery rates have been utilized in determining estimated recovery values.

PIMCO has delivered notices of default to the relevant Lehman Brothers entities in accordance with the terms of the applicable agreements. For transactions with Lehman Brothers counterparties, PIMCO has terminated the trades, has obtained quotations from brokers for replacement trades and, where deemed appropriate, has re-opened positions with new counterparties.

4. GUARANTEES AND INDEMNIFICATIONS

Under the Trust's organizational documents, certain parties (including the Trustee and PIMCO) are indemnified against certain liabilities that may arise out of performance of their duties to the Funds. Additionally, in the normal course of business, the Funds enter into contracts that contain a variety of indemnification clauses. The Funds' maximum exposure under these arrangements is unknown as this would involve future claims that may be made against the Funds that have not yet occurred. However, the Funds have not had prior claims or losses pursuant to these contracts.

5. INCOME TAX

The Trust is subject to Bermuda laws in respect to its tax status. Under current laws of Bermuda, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Trust or any Fund and no withholding tax is applicable to distributions by the Trust or any Fund or with regard to the payment of NAV on the repurchase of Units. As a result, no provision for income taxes has been made in the financial statements. In the event of such taxes being enacted in Bermuda, the Funds have reserved an undertaking from the Minister of Finance of Bermuda, under the Exempted Undertakings Tax Protection Act of 1966, exempting the Funds from all such taxes until March 28, 2016.

The Trust generally intends to conduct its activities to avoid being treated as engaged in a trade or business in the United States for U.S. federal income tax purposes. Specifically, the Trust intends to qualify for safe harbors in the Internal Revenue Code of 1986, as amended, pursuant to which the Trust will not be treated as engaged in such a business if its activities are limited to trading in stocks and securities or commodities for its own account. If none of the Trust's income is effectively connected with a U.S. trade or business carried on by the Trust, certain categories of income (including dividends and certain types of interest income) derived by the Trust from U.S. sources will be subject to a U.S. tax of thirty percent, which tax is generally withheld from such income. If, on the other hand, the Trust derives income which is effectively connected with a U.S. trade or business carried on by the Trust, such income will be subject to U.S. federal income tax at the graduated rates applicable to U.S. domestic corporations and the Trust may also be subject to a branch profits tax. During the fiscal year ended October 31, 2008, the Trust did not derive any income effectively connected with a U.S. trade or business.

6. FEES AND EXPENSES

Each Fund is subject to the following fees payable at the following annual rates (stated as a percentage of the average daily net assets of each Fund, or Class, if applicable, taken separately):

Fund	Fees				
	Management	Investment Advisory	Administration	Agency	Distribution
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund	—	0.45% ^a	0.10% ^a	—	—
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	—	—	—	—	—
PIMCO Bermuda Emerging Markets (Yen-Hedged) Bond Fund	—	—	—	—	—
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund	—	—	—	—	—
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)	—	0.38%	0.10% ^a	—	—
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund	—	—	—	—	—
PIMCO Bermuda JGB Floater Foreign Strategy Fund	—	—	—	—	—
PIMCO Bermuda JGB Floater U.S. Strategy Fund	—	—	—	—	—
PIMCO Bermuda LIBOR Plus Fund (M)	—	—	—	—	—
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M)	—	—	—	—	—
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M)	—	0.35%	0.10% ^a	—	—
PIMCO Emerging Bond Income Fund	—	—	—	—	—
PIMCO Emerging Bond Income Fund (M)	—	—	—	—	—
PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund	—	—	—	—	—
PIMCO U.S. High Yield Fund	—	—	—	—	—
PIMCO U.S. High Yield Fund II	—	—	—	—	—
PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund	—	—	—	—	—
PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II	—	—	—	—	—
PIMCO USD LIBOR Plus Fund	0.45% ^a	—	—	0.08%	0.32% ^a
PIMCO USD LIBOR Plus Fund II	—	0.27%	0.08% ^a	—	—
PIMCO World High Income	0.70%	—	—	0.10% ^a	0.55% ^a

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2008

Fund	Fees				
	Management	Investment Advisory	Administration	Agency	Distribution
PIMCO Bermuda Diversified Income Fund					
• Inst (JPY, Hedged)	—	0.50% ^(a)	0.20% ^(a)	—	—
• Inst (USD)	—	0.50% ^(a)	0.20% ^(a)	—	—
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II					
• Inst (JPY)	—	0.35%	0.10% ^(a)	—	—
• Inst (JPY, Hedged)	—	0.35%	0.20% ^(a)	—	—

^(a) The Class is subject to an advisory fee that varies based on the asset level of the Fund. The advisory fee is calculated by (i) applying 0.50% per annum on the first \$100 million of the Fund's net assets and 0.45% per annum on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million, and (ii) apportioning to each Class a pro rata share of the advisory fee based on the asset level of each Class.

^(b) The Class is subject to an administration fee that varies based on the asset level of the Fund. The administration fee is calculated by (i) applying 0.20% per annum on the first \$50 million of the Fund's net assets, 0.15% per annum on the second \$50 million of the Fund's net assets, and 0.10% per annum on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million, and (ii) apportioning to each Class a pro rata share of the administration fee based on the asset level of each Class.

^(c) The PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund is subject to an advisory fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.45% per annum applies on the first \$100 million of the Fund's net assets, 0.35% per annum applies on the second \$100 million of the Fund's net assets, and 0.20% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of \$200 million.

^(d) The PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund is subject to an administration fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.20% per annum applies on the first \$50 million of the Fund's net assets, 0.15% per annum applies on the second \$50 million of the Fund's net assets, and 0.10% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million.

^(e) The PIMCO Bermuda Global Aggregate Bond Fund (if) is subject to an administration fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.20% per annum applies on the first \$50 million of the Fund's net assets, 0.15% per annum applies on the second \$50 million of the Fund's net assets, and 0.10% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million.

^(f) The PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (if) is subject to an administration fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.20% per annum applies on the first \$50 million of the Fund's net assets, 0.15% per annum applies on the second \$50 million of the Fund's net assets, and 0.10% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million.

^(g) The PIMCO USD LIBOR Plus Fund is subject to a management fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.45% per annum applies on the first \$100 million of the Fund's net assets, 0.42% per annum applies on the second \$100 million of the Fund's net assets, and 0.35% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of \$200 million.

^(h) The PIMCO USD LIBOR Plus Fund is subject to a distribution fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.27% per annum applies on the first \$100 million of the net assets of the Fund, 0.30% per annum applies on the net assets of the Fund between \$100 million and \$300 million, and 0.35% per annum applies on all of the net assets of the Fund in excess of \$300 million.

⁽ⁱ⁾ The PIMCO USD LIBOR Plus Fund II is subject to an administration fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.20% per annum applies on the first \$50 million of the Fund's net assets, 0.15% per annum applies on the second \$50 million of the Fund's net assets, and 0.10% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million.

^(j) PIMCO World High Income is subject to an agency fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.10% per annum applies on the first \$100 million of the Fund's net assets, and 0.05% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million.

^(k) PIMCO World High Income is subject to a distribution fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.50% per annum applies on the first \$100 million of the Fund's net assets, and 0.55% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million.

The management, investment advisory and administration fees, if applicable, are paid monthly in arrears to the Manager and Investment Adviser for providing or arranging for the provision of investment advisory, administrative and third-party services including audit, custodial, trustee, portfolio accounting, routine legal, transfer agent and printing services. The agency and distribution fees, if applicable, are paid monthly in arrears to reimburse financial intermediaries that provide services and distribution relating to the Units of the applicable Fund or Class thereof, as applicable.

The Manager and Investment Adviser bears the cost of certain third-party services required by the Trust and the applicable Fund. The Manager and Investment Adviser, and not Unitholders, would benefit from any price decrease in the cost of such third-party services, including decreases resulting from an increase in net assets. With respect to Funds that are subject to an administration fee, the Manager and Investment Adviser generally make a profit on such a fee.

The Funds (or Classes thereof, as applicable) may bear other expenses related to their operation that are not covered by the management, advisory, and administration fees, including but not limited to: (i) taxes and governmental fees; (ii) brokerage fees and commissions and other portfolio transaction expenses; (iii) costs of borrowing money, including interest expenses; (iv) extraordinary expenses, including costs of litigation and indemnification expenses; and (v) any expenses allocated or allocable to a specific Class of Units. As described herein, certain Funds (or Classes thereof, as applicable) may bear organizational expenses.

As noted in the table above, certain Funds and Classes of Funds are not subject to management, investment advisory, administration, agency or distribution fees. PIMCO Japan Ltd., the Manager and Investment Adviser's affiliate in Japan, is paid a fee from the accounts, Japanese Investment Trusts or other investment vehicles that invest in such Funds or Classes and a portion of such fee is then allocated to the Investment Adviser to compensate it for its services.

PIMCO has paid out of its Management Fee certain expenses related to the ongoing public offering of the PIMCO USD LIBOR Plus Fund in Japan. PIMCO World High Income has paid the on-going expenses related to the public offering of its Units in Japan. If further Funds are launched, such costs directly attributable to the relevant Fund will be borne by the Fund, or by PIMCO. Where such costs are not directly attributable to a Fund, each Fund will bear such costs in proportion to its respective NAV, unless such costs are borne by PIMCO in its discretion. If any Fund is wound up prior to the expenses being fully paid, such unpaid amount will be accelerated and paid immediately.

7. RELATED PARTY TRANSACTIONS

The Manager and Investment Adviser is a related party as defined by FASB Statement of Financial Accounting Standards, *Related Party Disclosures* ("SFAS 57") and is a majority-owned subsidiary of Allianz Global Investor of America L.P. ("AGI"). Fees payable to the related party are disclosed in Note 6.

AGI, a related party of the Trust, owned 0.20% of the outstanding units in the PIMCO Bermuda Diversified Income Fund as of October 31, 2008.

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2008

Certain Funds are permitted to purchase or sell securities from or to certain related affiliated funds under specified conditions outlined in procedures adopted by the Manager and Investment Adviser. The procedures have been designed to ensure that any purchase or sale of securities by a portfolio from or to another fund or portfolio that are or could be considered an affiliate by virtue of having a common manager (or affiliated manager) are identified. Further, as defined under the procedures, each transaction is effected at the current market price.

8. TRANSACTIONS IN WRITTEN CALL AND PUT OPTIONS

Transactions in written call and put options were as follows (amounts in thousands, except number of contracts).

	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)		PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)					
	# of Contracts	Premium	# of Contracts	Notional Amount in \$	Notional Amount in AUD	Notional Amount in EUR	Notional Amount in GBP	Premium
Balance at 10/31/2007	0	\$ 0	352	\$ 1,162,000	AUD 0	EUR 0	GBP 14,000	\$ 17,499
Sales	1,326	1,000	12,828	1,037,800	20,900	93,771	3,061	\$1,401
Closing Buys	(113)	(60)	(4,424)	(11,692,100)	0	(28,430)	0	(35,532)
Expirations	(972)	(811)	(8,758)	(272,500)	(29,900)	(9,371)	(22,861)	(7,311)
Exercised	0	0	0	0	0	0	0	0
Balance at 10/31/2008	235	\$ 138	0	\$ 234,200	AUD 0	EUR 55,500	GBP 0	\$ 7,657

	PIMCO Bermuda JGB Floater Foreign Strategy Fund				
	# of Contracts	Notional Amount in \$	Notional Amount in EUR	Notional Amount in ¥	Premium
Balance at 10/31/2007	0	\$ 32,000	EUR 0	¥ 60,000	\$ 567
Sales	91	19,500	1,100	0	\$ 29
Closing Buys	(71)	(38,600)	0	0	(752)
Expirations	(84)	(360)	0	(80,000)	(91)
Exercised	0	0	0	0	0
Balance at 10/31/2008	0	\$ 15,000	EUR 1,100	¥ 0	\$ 343

	PIMCO Bermuda JGB Floater US Strategy Fund				
	# of Contracts	Notional Amount in \$	Notional Amount in EUR	Notional Amount in ¥	Premium
Balance at 10/31/2007	0	\$ 21,400	EUR 0	¥ 60,000	\$ 383
Sales	62	12,100	700	0	339
Closing Buys	(61)	(24,800)	0	0	(468)
Expirations	(56)	(360)	0	(50,000)	(61)
Exercised	0	0	0	0	0
Balance at 10/31/2008	0	\$ 8,700	EUR 700	¥ 0	\$ 247

	PIMCO Bermuda LIBOR Plus Fund (M)						PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M)		
	# of Contracts	Notional Amount in \$	Notional Amount in AUD	Notional Amount in EUR	Notional Amount in GBP	Premium	# of Contracts	Notional Amount in \$	Premium
Balance at 10/31/2007	12	\$ 45,000	AUD 0	EUR 0	GBP 1,000	\$ 894	99	\$ 34,400	\$ 1,908
Sales	841	34,500	1,100	7,380	233	1,179	660	90,600	2,828
Closing Buys	(258)	(55,000)	0	(11,800)	(1,900)	(1,069)	(59)	(113,700)	(2,694)
Expirations	(518)	(65,500)	(1,100)	(2,280)	(233)	(253)	(574)	(4,400)	(480)
Exercised	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Balance at 10/31/2008	79	\$ 18,000	AUD 0	EUR 3,800	GBP 0	\$ 551	76	\$ 58,700	\$ 1,622

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2008

	PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M)			PIMCO Emerging Bond Income Fund (M)			PIMCO Bermuda Diversified Income Fund			PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II		
	# of Contracts	Notional Amount in \$	Premium	# of Contracts	Premium		# of Contracts	Notional Amount in \$	Premium	# of Contracts	Premium	
Balance at 10/31/2007	0	\$ 36,700	\$ 277	0	\$ 0		72	\$ 58,000	\$ 718	0	\$ 0	
Sales	330	92,500	2,710	1,352	941		92	2,400	102	418	284	
Closing Bids	0	183,230	(2,126)	(264)	(106)		(44)	(58,600)	(745)	(58)	(18)	
Expirations	(234)	(5,700)	(253)	(788)	(600)		(125)	(1,000)	(95)	(535)	(224)	
Exercised	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
Balance at 10/31/2008	46	\$ 42,500	\$ 1,206	408	\$ 236		0	\$ 1,400	\$ 17	72	\$ 42	

9. UNITS OF BENEFICIAL INTEREST

The Trust may issue up to 500,000,000 units of beneficial interest. The Funds may have a significant concentration of risk, as certain Unitholders own more than ten percent of the net assets of each respective Fund. Such concentration of Unitholders' interests could have a material effect on the Funds in the event these Unitholders request to withdraw substantial amounts of capital at the same time. Subscriptions and redemptions of units of the PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund, PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M), PIMCO Bermuda LIBOR Plus Fund (M), PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M), PIMCO Emerging Bond Income Fund (M), PIMCO USD LIBOR Plus Fund, PIMCO USD LIBOR Plus Fund II, PIMCO World High Income and PIMCO Bermuda Diversified Income Fund (M) are denominated in U.S. dollars.

Units of the PIMCO Bermuda Emerging Markets (Yen-Hedged) Bond Fund, PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund, PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M), PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund, PIMCO Bermuda JGB Floater Foreign Strategy Fund, PIMCO Bermuda JGB Floater U.S. Strategy Fund, PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M), PIMCO Emerging Bond Income Fund, PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund, PIMCO U.S. High Yield Fund, PIMCO U.S. High Yield Fund II, PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund, PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II, PIMCO Bermuda Diversified Income Fund (M) (JPY, Hedged) and PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II are denominated in Japanese yen and converted to U.S. dollars at the spot rate on the transaction date. Units of each Fund are issued without par value and of the same class although additional Classes of Units may be offered in the future related to any Fund. Fractional units of the Funds will not be issued.

Changes in units of beneficial interest were as follows (units and amounts in thousands*):

	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund		PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)		PIMCO Bermuda Emerging Markets (Yen-Hedged) Bond Fund		PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund		PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)	
	Year Ended 10/31/2008		Year Ended 10/31/2008		Year Ended 10/31/2008		Year Ended 10/31/2008		Year Ended 10/31/2008	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	0	\$ 0	3,620	\$ 36,917	2	\$ 135	1,076	\$ 122,576	2,465	\$ 294,241
Issued as reinvestment of distributions	0	0	193	2,191	0	0	0	0	0	0
Cost of units redeemed	(5,500)	(136,690)	(9,629)	(106,729)	(60)	(7,628)	(1,120)	(187,900)	(2,333)	(411,860)
Net (decrease) resulting from Fund unit transactions	(5,500)	\$ (136,690)	(5,806)	\$ (79,711)	(58)	\$ (7,493)	(44)	\$ (65,324)	(868)	\$ (117,619)

	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund		PIMCO Bermuda JGB Floater Foreign Strategy Fund		PIMCO Bermuda U.S. Strategy Fund		PIMCO Bermuda LIBOR Plus Fund (M)	
	Year Ended 10/31/2008		Year Ended 10/31/2008		Year Ended 10/31/2008		Year Ended 10/31/2008	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	237	\$ 23,677	10	\$ 915	6	\$ 543	924	\$ 11,000
Issued as reinvestment of distributions	0	0	0	0	0	0	0	0
Cost of units redeemed	(2,163)	(120,606)	(58)	(6,948)	(33)	(3,297)	(1,593)	(16,226)
Net (decrease) resulting from Fund unit transactions	(1,926)	\$ (96,929)	(48)	\$ (6,033)	(27)	\$ (2,754)	(469)	\$ (5,226)

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2008

	PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M)		PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M)		PIMCO Emerging Bond Income Fund		PIMCO Emerging Bond Income Fund (M)	
	Year Ended 10/31/2008		Year Ended 10/31/2008		Year Ended 10/31/2008		Year Ended 10/31/2008	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	749	\$ 7,252	282	\$ 27,841	237	\$ 22,484	2,237	\$ 24,893
Issued as reinvestment of distributions	0	0	0	0	0	0	0	0
Cost of units redeemed	(5,707)	(53,832)	(447)	(45,753)	(250)	(23,530)	(3,506)	(24,925)
Net (decrease) resulting from Fund unit transactions	(5,958)	\$ (56,580)	(165)	\$ (17,912)	(113)	\$ (1,046)	(1,269)	\$ (10,232)

	PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund		PIMCO U.S. High Yield Fund		PIMCO U.S. High Yield Fund II		PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund		PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II	
	Year Ended 10/31/2008		Year Ended 10/31/2008		Year Ended 10/31/2008		Year Ended 10/31/2008		Year Ended 10/31/2008	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	14	\$ 1,281	35	\$ 2,775	151	\$ 96,950	7	\$ 622	1	\$ 61
Issued as reinvestment of distributions	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Cost of units redeemed	(20)	(2,355)	(847)	(50,321)	(203)	(22,482)	(71)	(6,075)	(106)	(18,506)
Net (decrease) resulting from Fund unit transactions	(12)	\$ (1,095)	(812)	\$ (50,546)	(52)	\$ (6,432)	(64)	\$ (5,453)	(105)	\$ (18,444)

	PIMCO USD LIBOR Plus Fund		PIMCO USD LIBOR Plus Fund II		PIMCO World High Income	
	Year Ended 10/31/2008		Year Ended 10/31/2008		Year Ended 10/31/2008	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	0	\$ 0	949	\$ 11,300	7,591	\$ 78,078
Issued as reinvestment of distributions	0	0	0	0	0	0
Cost of units redeemed	(85)	(904)	(1,284)	(15,000)	(9,158)	(90,993)
Net (decrease) resulting from Fund unit transactions	(85)	\$ (904)	(335)	\$ (4,000)	(1,567)	\$ (12,885)

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2008

	PIMCO Bermuda Diversified Income Fund		PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II	
	Year Ended 10/31/2008		Year Ended 10/31/2008	
	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold				
Inst (JPY)	0	\$ 0	350	\$ 31,813
Inst (JPY, Hedged)	0	0	202	20,088
Inst (USD)	0	0	0	0
Issued as reinvestment of distributions				
Inst (JPY)	0	0	0	0
Inst (JPY, Hedged)	0	0	0	0
Inst (USD)	0	0	0	0
Cost of units redeemed				
Inst (JPY)	0	0	(34)	(3,245)
Inst (JPY, Hedged)	(1)	(18)	(136)	(13,189)
Inst (USD)	0	0	0	0
Net increase (decrease) resulting from Fund unit transactions	(1)	\$ (18)	316	\$ 18,568

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

10. REGULATORY AND LITIGATION MATTERS

The Trust is not engaged in any litigation or arbitration proceedings and is not aware of any litigation or claim pending or threatened by or against it. However, PIMCO, the Trust's Manager and Investment Adviser, is a defendant in the following litigation matters unrelated to its management of the Trust:

Since February 2004, PIMCO, Allianz Global Investors of America L.P. ("AGI") (formerly known as Allianz Dresdner Asset Management of America L.P.) (PIMCO's parent company), and certain of their affiliates, including PIMCO Funds (a complex of mutual funds managed by PIMCO) and Allianz Funds (formerly known as PIMCO Funds Multi-Manager Series) (a complex of mutual funds managed by affiliates of PIMCO), certain trustees of PIMCO Funds, and certain employees of PIMCO have been named as defendants in eleven lawsuits filed in various jurisdictions. These lawsuits concern "market timing," and they have been transferred to and consolidated for pre-trial proceedings in a multi-district litigation proceeding in the U.S. District Court for the District of Maryland. The lawsuits have been commenced as putative class actions on behalf of investors who purchased, held or redeemed shares of the various series of PIMCO Funds and Allianz Funds during specified periods, or as derivative actions on behalf of PIMCO Funds and Allianz Funds. These lawsuits seek, among other things, unspecified compensatory damages plus interest and in some cases, punitive damages, the rescission of investment advisory contracts, the return of fees paid under those contracts and restitution.

These actions generally allege that certain hedge funds were allowed to engage in "market timing" in certain funds of PIMCO Funds and Allianz Funds and this alleged activity was not disclosed. Pursuant to tolling agreements dated January 14, 2005 entered into with the derivative and class action plaintiffs, PIMCO, certain trustees

of PIMCO Funds, and certain employees of PIMCO who were previously named as defendants have all been removed as defendants in the market timing actions; however, the plaintiffs continue to assert claims on behalf of the shareholders of PIMCO Funds or on behalf of PIMCO Funds itself against other defendants. By order dated November 3, 2005, the U.S. District Court for the District of Maryland granted PIMCO Funds' motion to dismiss claims asserted against it in a consolidated amended complaint where PIMCO Funds were named, in the complaint, as a nominal defendant. Thus, at present PIMCO Funds is not a party to any "market timing" lawsuit.

Two nearly identical class action civil complaints have been filed in August 2005, in the Northern District of Illinois Eastern Division, alleging that the plaintiffs each purchased and sold a 10-year Treasury note futures contract and suffered damages from an alleged shortage when PIMCO held both physical and futures positions in 10-year Treasury notes for its client accounts. The two actions have been consolidated into one action, and the two separate complaints have been replaced by a consolidated complaint which claims that PIMCO violated the federal Commodity Exchange Act. PIMCO is a named defendant, and PIMCO Funds has been added as a defendant, to the consolidated action. In July 2007, the court granted class certification of a class consisting of those persons who purchased futures contracts to offset short positions between May 9, 2005 and June 30, 2006. In December 2007, the U.S. Court of Appeals for the Seventh Circuit granted the petition of PIMCO and PIMCO Funds for leave to appeal the class certification ruling. That appeal is now pending. PIMCO and PIMCO Funds strongly believe the complaint is without merit and intend to vigorously defend themselves.

In April 2006, certain registered investment companies and other funds managed by PIMCO were served in an adversary proceeding brought by the Official Committee of Asbestos Claimants of G-I Holdings, Inc. in G-I Holdings, Inc.'s bankruptcy in the District of New Jersey. In July 2004, PIMCO was named in this lawsuit and remains a defendant. The plaintiff seeks to recover for the bankruptcy estate assets that were transferred by the predecessor entity of G-I Holdings, Inc. to a wholly owned subsidiary in 1994. The subsidiary has since issued notes, of which certain registered investment companies and other funds managed by PIMCO are alleged to be holders. The complaint alleges that in 2000, more than two hundred noteholders — including certain registered investment companies and other funds managed by PIMCO — were granted a second priority lien on the assets of the subsidiary in exchange for their consent to a refinancing transaction and the granting of a first priority lien to the lending banks. The plaintiff is seeking invalidation of the lien in favor of the noteholders and/or the value of the lien. A Plan of Reorganization (the "Plan") is currently under consideration by the Court in the underlying bankruptcy case. If the Plan is approved, it is expected that the adversary proceeding to which PIMCO and other funds managed by PIMCO ("PIMCO Entities") are parties will be dismissed. It is not known at this time when the Plan may be approved, if at all. In the meantime, the adversary proceeding is stayed. This matter is not expected to have a material adverse effect on the relevant PIMCO Entities.

11. FUND LIQUIDATION

On November 10, 2008 the PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund was liquidated through a planned redemption. Also, on December 16, 2008, the PIMCO USD LIBOR Plus Fund was liquidated through a planned redemption.

Schedule of Investments PIMCO World High Income

October 31, 2008

	UNITS	VALUE (000s)
PIMCO FUNDS (a) 100.0%		
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (Bt)		
(Cost \$546,599)	50,713.687	\$ 414,302
PIMCO PAF ASSET (0.00)		
SHORT-TERM INSTRUMENTS 0.1%		
TIME DEPOSITS 0.1%		
ING Bank		
0.300% due 11/03/2008	\$ 446	446
Total Short-Term Instruments		446
(Cost \$446)		
Total Investments 100.1%		\$ 414,754
(Cost \$547,045)		
Other Assets and Liabilities (Net) (0.1%)		(498)
Net Assets 100.0%		\$ 414,256

Notes to Schedule of Investments:

(a) Affiliated Investments.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2008 97

Schedule of Investments PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)

October 31, 2008

	PRINCIPAL AMOUNT (000)	VALUE (000)
BERMUDA 0.4%		
BW GAS Ltd.		
5.625% due 06/22/2017	\$ 1,760	\$ 1,761
Total Bermuda		1,761

BRAZIL 7.3%		
Brazil Government International Bond		
5.500% due 07/17/2017	\$ 9,263	\$ 8,428
7.375% due 03/07/2015	1,900	1,920
8.875% due 10/14/2019	3,893	3,882
10.250% due 01/07/2020	BRL 8,100	2,366
11.000% due 08/17/2020	\$ 3,500	3,504
12.500% due 01/05/2020	BRL 1,500	617
12.500% due 01/05/2022	5,500	2,134
12.750% due 01/05/2020	\$ 564	436

Centrais Elétricas Brasileiras S.A.		
7.750% due 10/03/2015	2,000	2,000
Embracer Overseas Ltd.		
6.375% due 01/24/2017	1,400	917
GTL Trade Finance, Inc.		
7.250% due 10/29/2017	3,700	2,726
ISA Capital do Brasil S.A.		
7.875% due 01/23/2017	1,000	1,000
8.800% due 01/03/2017	1,000	970
Vale Overseas Ltd.		
6.250% due 01/15/2016	900	67
Total Brazil		31,283
(Cost \$38,562)		

CHILE 1.4%		
Banco Santander Chile		
5.375% due 12/09/2014	\$ 500	410
Corp. Nacional del Cobre de Chile - CODELCO		
4.750% due 10/19/2014	950	480
5.625% due 09/27/2015	4,800	3,395
6.150% due 10/24/2016	900	663
6.375% due 11/30/2012	500	490
Empresa Nacional de Electricidad S.A.		
5.500% due 08/07/2013	1,000	1,016
Total Chile		6,689
(Cost \$7,721)		

CHINA 1.2%		
China Resources Finance Ltd.		
5.750% due 05/15/2014	\$ 900	315
Export-Import Bank of China		
4.875% due 07/27/2015	5,700	4,869
Total China		4,884
(Cost \$6,222)		

COLOMBIA 6.7%		
Republic of Colombia		
7.375% due 01/21/2017	\$ 5,400	4,797
7.375% due 08/19/2017	4,000	3,300
9.250% due 12/22/2014	7,660	7,572
10.500% due 01/28/2013	3,205	3,448
10.750% due 01/15/2013	19,065	17,176
11.750% due 02/25/2013	900	1,063
Total Colombia		37,440
(Cost \$41,685)		

EGYPT 1.6%		
Petroleum Export Ltd.		
5.250% due 06/19/2011	\$ 7,529	7,505
Total Egypt		7,505
(Cost \$4,969)		

EL SALVADOR 0.7%		
AES El Salvador Trust		
6.750% due 02/01/2016	\$ 1,400	\$ 1,019
El Salvador Government International Bond		
7.750% due 01/24/2020	900	862
8.250% due 06/05/2020	1,000	955
8.500% due 07/25/2011	800	624
Total El Salvador		3,600
(Cost \$4,786)		

GUATEMALA 0.5%		
Guatemala Government Bond		
10.250% due 11/09/2011	\$ 2,300	2,243
Total Guatemala		2,243
(Cost \$2,563)		

HONG KONG 0.1%		
Hong Kong Government International Bond		
5.125% due 08/01/2014	\$ 350	347
Total Hong Kong		347
(Cost \$361)		

INDIA 1.0%		
ICICI Bank Ltd.		
5.750% due 01/12/2012	\$ 3,100	2,155
NTPC Ltd.		
5.875% due 09/30/2016	1,800	1,451
Vedanta Resources PLC		
6.625% due 07/22/2014	1,000	735
Total India		4,341
(Cost \$5,941)		

INDONESIA 2.5%		
Indonesia Government International Bond		
6.875% due 02/09/2017	\$ 5,100	3,292
Majapahit Holding BV		
7.250% due 10/17/2014	9,200	2,482
7.250% due 06/28/2017	6,400	2,882
7.875% due 06/29/2017	4,400	2,105
Total Indonesia		10,642
(Cost \$17,012)		

KAZAKHSTAN 2.2%		
Intergas Finance BV		
8.375% due 05/14/2017	\$ 2,000	960
Kazakhstan Temir Zholy Finance BV		
6.500% due 05/11/2011	1,100	847
7.000% due 05/11/2016	1,200	1,116
Teangizberrail Finance Co. SAOL		
6.124% due 11/15/2014	9,054	6,413
Total Kazakhstan		9,331
(Cost \$14,627)		

MALAYSIA 2.9%		
Petroleum Nasional Bhd.		
7.625% due 10/15/2020	\$ 1,500	1,178
Petronas Capital Ltd.		
7.875% due 06/20/2022	250	186
Public Bank Bhd.		
5.000% due 06/25/2017	3,500	2,980
Tenaga Nasional Bhd.		
7.875% due 11/01/2025	1,900	1,614
TNB Capital I Ltd.		
6.250% due 05/05/2015	13,400	10,938
Total Malaysia		16,986
(Cost \$19,285)		

MEXICO 2.9%		
América Móvil SAB de CV		
5.500% due 03/31/2014	\$ 219	\$ 185
6.750% due 07/19/2015	1,850	1,405
8.400% due 10/19/2025	MXN 19,900	769
CS Capital SPV Ltd.		
8.190% due 12/31/2029	\$ 400	188
CS Capital SPV Ltd.		
8.640% due 10/29/2029	1,000	473
CIO Capital SPV Ltd.		
8.722% due 12/31/2029	1,100	507
Cablemas S.A. de CV		
8.375% due 11/15/2015	500	408
Desarrolladora Homex SAB de CV		
7.500% due 09/29/2015	250	161
Hipotecaria Su Casa S.A. de CV		
8.500% due 03/04/2018	500	400
Mexico Government International Bond		
8.825% due 01/15/2017	600	734
9.825% due 03/09/2015	120	154
9.750% due 09/27/2014	500	403
7.350% due 12/15/2015	MXN 80,800	4,369
8.300% due 08/15/2017	\$ 500	362
Pemex Project Funding Master Trust		
4.525% due 08/15/2025	1,400	1,050
Total Mexico		12,943
(Cost \$15,055)		

NETHERLANDS 0.6%		
Rabobank Nederland NV		
3.300% due 05/19/2010	\$ 2,280	2,303
Total Netherlands		2,303
(Cost \$2,398)		

NEW ZEALAND 0.3%		
ANZ National International Ltd.		
6.200% due 07/13/2015	\$ 1,300	1,124
Total New Zealand		1,124
(Cost \$1,295)		

PANAMA 5.6%		
Panama Government International Bond		
8.700% due 01/29/2025	\$ 7,158	5,949
7.125% due 01/29/2025	5,525	7,463
7.250% due 03/15/2015	5,250	5,365
8.875% due 09/29/2027	2,000	1,870
3.575% due 04/01/2029	3,990	3,800
Total Panama		23,883
(Cost \$28,935)		

PERU 0.9%		
Peru Government International Bond		
7.800% due 07/21/2025	\$ 2,000	1,700
8.375% due 05/06/2018	1,288	1,361
8.750% due 11/21/2029	150	137
Southern Copper Corp.		
7.300% due 01/27/2026	1,550	1,024
Total Peru		4,222
(Cost \$5,419)		

PHILIPPINES 1.9%		
Philippine Government International Bond		
6.375% due 01/15/2022	\$ 2,700	2,254
6.250% due 01/15/2014	800	768
8.975% due 03/17/2015	1,900	1,960
9.975% due 01/15/2019	400	492
10.625% due 01/16/2025	2,800	2,795
Total Philippines		8,129
(Cost \$8,698)		

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2008 23

Schedule of Investments PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M) (Cont.)

October 31, 2008

	PRINCIPAL AMOUNT (\$000)	VALUE (\$000)
--	--------------------------------	------------------

QATAR 0.3%		
Ras Laffan Liquefied Natural Gas Co. Ltd. III		
5.632% due 09/30/2015	\$ 1,300	1,195
Total Qatar		1,195
(Cost \$1,310)		

RUSSIA 15.1%

ABN Amro Bank & Deutschland for OAO Gazprom		
9.525% due 05/15/2015	\$ 18,150	15,358
Gaz Capital S.A.		
5.875% due 05/01/2015	EUR 1,700	1,212
8.212% due 11/22/2015	\$ 11,980	7,150
7.288% due 08/19/2017	2,000	1,150
8.625% due 04/23/2014	11,250	7,875
Gazprom International S.A.		
7.231% due 09/01/2013	15,850	10,285
Mobile TeleSystems Finance S.A.		
8.000% due 01/25/2012	100	64
9.375% due 11/14/2013	900	346
RSHB Capital S.A. for OJSC Russian Agricultural Bank		
7.125% due 05/15/2013	2,050	1,504
Russia Government International Bond		
7.900% due 03/17/2010	15,451	10,028
Safonov Brothers AG for OAO Siberian Oil Co.		
10.750% due 01/15/2013	1,000	325
SB Capital S.A.		
6.488% due 07/15/2013	3,700	2,442
TXK BP Finance S.A.		
6.125% due 03/15/2012	900	438
8.325% due 07/13/2012	5,100	1,318
8.875% due 07/19/2014	1,300	585
7.500% due 07/19/2015	4,900	1,312
TransCapitalInvest Ltd. for OJSC AK Transneft		
8.125% due 05/27/2012	2,600	1,361
8.700% due 09/07/2013	3,400	2,209
Total Russia		65,148
(Cost \$101,753)		

SOUTH AFRICA 1.7%

South Africa Government International Bond		
5.375% due 05/23/2012	\$ 875	424
8.325% due 08/13/2014	5,500	4,552
7.375% due 04/15/2012	2,665	2,173
Total South Africa		7,099
(Cost \$9,297)		

SWITZERLAND 0.7%

Credit Suisse		
5.000% due 05/15/2013	\$ 900	813
UBS AG		
5.750% due 04/25/2013	950	740
5.875% due 12/03/2012	1,580	1,247
Total Switzerland		2,800
(Cost \$3,401)		

TRINIDAD AND TOBAGO 0.5%

Petroleum Co. of Trinidad & Tobago Ltd.		
8.000% due 05/08/2012	\$ 2,600	1,388
Total Trinidad and Tobago		1,388
(Cost \$2,580)		

TUNISIA 2.0%

Banque Centrale de Tunisie		
4.500% due 05/23/2010	EUR 5,250	5,021
4.750% due 04/01/2011	1,800	1,564
8.250% due 02/03/2015	2,500	2,360
8.250% due 03/19/2012	\$ 1,180	1,280
Total Tunisia		8,175
(Cost \$10,715)		

	PRINCIPAL AMOUNT (\$000)	VALUE (\$000)
--	--------------------------------	------------------

UKRAINE 1.6%		
Ukraine Government International Bond		
4.950% due 10/12/2015	EUR 600	304
6.355% due 06/26/2012	\$ 1,000	538
6.895% due 03/04/2011	7,770	4,772
7.632% due 03/11/2013	3,300	1,733
Total Ukraine		6,793
(Cost \$13,234)		

UNITED KINGDOM 0.6%

Barclays Bank PLC		
7.700% due 04/25/2049	\$ 2,050	1,425
HBOS PLC		
6.750% due 05/21/2010	1,400	1,051
Vedanta Resources PLC		
6.625% due 02/22/2010	200	155
Total United Kingdom		2,630
(Cost \$3,641)		

UNITED STATES 41.2%

ASSET-BACKED SECURITIES 0.1%		
Lehman XS Trust		
3.493% due 06/25/2048	\$ 708	258
3.498% due 11/25/2046	759	271
		529

CORPORATE BONDS & NOTES 2.2%

American International Group, Inc.		
6.175% due 05/15/2018	2,700	432
Citigroup Capital XXI		
8.303% due 12/01/2037	2,700	1,857
Citigroup, Inc.		
6.500% due 04/11/2013	2,100	1,325
6.125% due 11/21/2017	2,500	2,153
General Electric Capital Corp.		
5.875% due 01/14/2030	4,600	3,291
Goldman Sachs Group, Inc.		
6.150% due 04/01/2018	650	539
6.750% due 10/01/2037	4,800	3,134
John Deere Capital Corp.		
2.587% due 05/15/2011	600	589
Merrill Lynch & Co., Inc.		
6.675% due 04/25/2018	2,250	2,002
Morgan Stanley		
6.950% due 12/09/2017	5,800	4,653
6.000% due 04/25/2015	3,500	2,647
10.000% due 05/03/2017	BBB 15,300	4,354
Wachovia Bank N.A.		
3.704% due 05/14/2010	\$ 2,400	2,380
Wachovia Corp.		
6.500% due 06/31/2012	800	752
Wells Fargo Capital XII		
7.700% due 12/25/2049	800	665
		31,518

MORTGAGE-BACKED SECURITIES 1.6%

American Home Mortgage Assets		
3.355% due 12/25/2047	171	89
3.443% due 05/25/2046	333	109
3.443% due 05/25/2046	125	87
3.585% due 11/25/2046	135	73
Bank of America Commercial Mortgage, Inc.		
6.855% due 06/30/2049	700	529
5.745% due 02/10/2051	700	528
Chase Mortgage Finance Corp.		
4.455% due 03/25/2037	151	112

	PRINCIPAL AMOUNT (\$000)	VALUE (\$000)
--	--------------------------------	------------------

Citigroup Commercial Mortgage Trust		
5.745% due 12/15/2049	\$ 300	228
Citigroup Mortgage Loan Trust, Inc.		
4.820% due 03/25/2014	35	32
5.685% due 03/25/2028	132	95
Commercial Mortgage Pass-Through Certificates		
6.300% due 12/15/2045	700	528
Countrywide Alternative Loan Trust		
3.455% due 02/25/2045	45	25
3.585% due 11/20/2035	132	75
3.865% due 10/25/2035	123	99
Countrywide Home Loan Mortgage Pass-Through Trust		
3.385% due 03/25/2047	65	43
Downey Savings & Loan Association Mortgage Loan Trust		
4.958% due 07/15/2045	245	188
Harbortown Mortgage Loan Trust		
4.371% due 08/21/2036	63	34
4.678% due 03/19/2046	78	42
4.528% due 01/19/2039	455	154
5.003% due 08/19/2036	61	33
Indymac RMSC Mortgage Loan Trust		
3.435% due 07/25/2047	112	50
Indymac Index Mortgage Loan Trust		
3.455% due 03/25/2042	115	63
3.455% due 02/25/2046	29	19
3.455% due 07/25/2035	27	23
JPMorgan Chase Commercial Mortgage Securities Corp.		
5.330% due 03/15/2047	500	301
5.747% due 02/15/2049	400	304
5.744% due 02/15/2051	700	502
LB-UBS Commercial Mortgage Trust		
5.430% due 02/15/2040	505	385
Luminant Mortgage Trust		
5.430% due 12/15/2036	165	67
3.435% due 12/25/2038	70	49
3.435% due 11/25/2040	63	34
MASTR Adjustable Rate Mortgages Trust		
3.485% due 04/25/2046	95	50
Merrill Lynch Mortgage-Backed Securities Trust		
5.860% due 04/25/2037	133	95
Morgan Stanley Capital I		
5.845% due 12/12/2049	700	525
Morgan Stanley Mortgage Loan Trust		
5.417% due 03/25/2036	42	35
Residential Accredit Loans, Inc.		
3.525% due 03/25/2017	97	44
Sequia Mortgage Trust		
5.760% due 01/25/2047	44	33
Structured Asset Mortgage Investments, Inc.		
3.474% due 05/25/2046	115	64
Walla Mortgage Pass-Through Certificates		
3.365% due 03/25/2047	283	189
3.425% due 04/25/2047	240	129
3.465% due 12/25/2046	134	57
3.565% due 11/25/2045	600	238
5.342% due 01/25/2037	110	65
5.642% due 04/25/2037	80	62
5.642% due 12/25/2038	70	49
5.612% due 12/25/2036	207	155
5.644% due 05/25/2037	147	129
5.345% due 03/25/2036	59	75
Washington Mutual Alternative Mortgage Pass-Through Certificates		
3.681% due 03/25/2045	85	24
		7,006

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2008 24

Schedule of Investments PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M) (Cont.)

October 31, 2008

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
U.S. GOVERNMENT AGENCIES 32.2%		
Fannie Mae		
5.000% due 11/01/2038	\$ 14,500	\$ 13,736
5.000% due 05/01/2035	600	590
5.542% due 11/01/2035	759	745
5.500% due 11/01/2035	74,300	72,432
5.917% due 06/01/2035	411	416
5.000% due 11/01/2035	11,900	11,983
Freddie Mac		
5.411% due 11/01/2035	522	515
5.500% due 11/01/2035	43,000	39,015
		138,491
Total United States		177,542
(Cost \$193,048)		
URUGUAY 2.3%		
Uruguay Government International Bond		
5.700% due 03/25/2037 in UYU	47,367	362
7.500% due 03/25/2036	\$ 6,600	5,363
8.000% due 11/18/2032	7,288	5,295
Total Uruguay		10,020
(Cost \$16,795)		
VENEZUELA 1.3%		
Venezuela Government International Bond		
7.500% due 04/21/2035	\$ 7,825	3,405
7.500% due 10/09/2014	3,513	2,740
9.500% due 03/13/2034	5	3
Total Venezuela		5,512
(Cost \$11,769)		

SHORT-TERM INSTRUMENTS 23.6%		
COMMERCIAL PAPER 1.9%		
Bank of America Corp.		
3.271% due 02/12/2009	\$ 5,100	\$ 5,045
Goldman Sachs & Co.		
3.2717% due 01/27/2009	2,300	2,294
		6,339
REPURCHASE AGREEMENTS 6.1%		
Deutsche Bank Securities, Inc.		
0.150% due 11/03/2008	30,600	30,600
(Borrow 10/31/2008 Collateralized by		
Fannie Mae 4.150% due 01/13/2012		
valued at \$31,204. Repurchase		
proceeds are \$32,600.)		
JPMorgan Securities		
0.250% due 11/03/2008	4,000	4,000
(Borrow 10/31/2008 Collateralized by U.S.		
Treasury Notes 2.500% due 05/31/2012		
valued at \$4,000. Repurchase		
proceeds are \$4,000.)		
		34,600
TIME DEPOSITS 0.3%		
Brown Brothers Harriman & Co.		
0.000% due 11/04/2008	¥ 199	2
0.000% due 11/02/2008	HKD 34	8
2.450% due 11/30/2008	GBP 18	30
10.250% due 11/15/2008	ZAR 14	7

ING Bank		
0.300% due 11/01/2008	\$ 1,141	\$ 1,141
2.904% due 11/01/2008	EUR 160	238
		1,410
U.S. TREASURY BILLS 13.1%		
0.433% due 11/28/2008		
12/28/2008 (100s)		
	\$ 57,100	57,366
Total Short-Term Instruments		161,425
(Cost \$161,408)		
PURCHASED OPTIONS (h) 0.0%		
(Cost \$37)		
		14
Total Investments 134.8%	\$	579,398
(Cost \$761,542)		
Written Options (i) 0.0%		
(Premiums \$138)		
		(151)
Other Assets and Liabilities (Net) (0.8%)		(189,648)
Net Assets (a) 100.0%	\$	429,799

Notes to Schedule of Investments (amounts in thousands*, except number of contracts):

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

(a) As of October 31, 2008, portfolio securities with an aggregate market value of \$2,106 and derivative instruments with an aggregate appreciation of \$97 were valued in good faith and pursuant to the guidelines established by the Investment Adviser.

(b) Principal amount of security is adjusted for inflation.

(c) Coupon represents a weighted average rate.

(d) Securities with an aggregate market value of \$34,530 and cash of \$11,400 have been pledged as collateral for swap contracts on October 31, 2008.

(e) Securities with an aggregate amount of \$750 have been pledged as collateral for foreign currency contracts on October 31, 2008.

(f) Cash of \$2,998 has been pledged as collateral for the following open futures contracts on October 31, 2008:

Description	Type	Expiration Month	# of Contracts	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)
3-Month Euroster Interest Rate December Futures Put Options Strike @ EUR 94.750	Long	12/2008	123	\$ (107)
90-Day Eurodollar December Futures	Long	12/2008	62	137
90-Day Eurodollar December Futures	Long	12/2009	2,092	4,508
				\$ 4,538

(g) Swap agreements outstanding on October 31, 2008:

Credit Default Swaps on Securities

Reference Entity	Buy/Sell Protection*	Pay/Receive Fixed Rate	Expiration Date	Counterparty	Notional Amount	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)
American International Group, Inc. 6.250% due 05/01/2036	Sell	2.066%	03/20/2013	CSFB	\$ 3,000	\$ (1,420)
Brazil Government International Bond 12.250% due 03/08/2030	Sell	0.410%	04/20/2009	JPM	2,500	(21)
Brazil Government International Bond 12.250% due 03/08/2030	Sell	0.800%	04/20/2014	UBS	4,000	(368)
Cenex SAB de CV 9.625% due 10/01/2009	Sell	1.050%	12/20/2016	JPM	2,600	(823)
Ford Motor Credit Co. LLC 7.250% due 10/25/2011	Sell	6.500%	08/20/2009	DUB	400	(42)
Ford Motor Credit Co. LLC 7.250% due 10/25/2011	Sell	6.500%	08/20/2009	GSC	600	(82)
Ford Motor Credit Co. LLC 7.250% due 10/25/2011	Sell	6.700%	08/20/2009	GSC	1,890	(154)
Indonesia Government International Bond 6.750% due 03/10/2014	Sell	1.000%	08/20/2009	BCLY	2,500	(61)
Indonesia Government International Bond 6.750% due 03/10/2014	Sell	1.270%	12/20/2011	RBS	3,300	(493)
Indonesia Government International Bond 6.750% due 03/10/2014	Sell	1.300%	12/20/2011	RBS	7,000	(1,022)

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2008 25

Schedule of Investments PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M) (Cont.)

October 31, 2008

Credit Default Swaps on Securities (Cont.)

Reference Entity	Buy/Sell Protection ^a	Pay/Receive Fixed Rate	Expiration Date	Counterparty	Notional Amount	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)
Indonesia Government International Bond 6.750% due 03/16/2014	Sell	1.400%	12/20/2011	BCV	\$ 6,500	\$ (347)
Indonesia Government International Bond 6.750% due 03/16/2014	Sell	1.525%	12/20/2011	RBS	2,600	(370)
Indonesia Government International Bond 6.750% due 03/16/2014	Sell	1.500%	12/20/2011	CITI	2,700	(380)
Indonesia Government International Bond 6.750% due 03/16/2014	Sell	2.320%	09/20/2013	UBS	12,000	(2,084)
Indonesia Government International Bond 6.750% due 03/16/2014	Sell	2.300%	09/20/2016	RBS	3,800	(1,055)
Indonesia Government International Bond 6.750% due 03/16/2014	Sell	2.385%	09/20/2016	RBS	3,600	(999)
Indonesia Government International Bond 6.750% due 03/16/2014	Sell	2.290%	12/20/2016	CITI	1,000	(269)
Indonesia Government International Bond 6.750% due 03/16/2014	Sell	2.345%	12/20/2016	RBS	300	(86)
Indonesia Government International Bond 6.750% due 03/16/2014	Sell	2.430%	12/20/2016	RBS	4,000	(1,126)
Malaysia Government International Bond 7.500% due 07/15/2011	Sell	0.280%	06/20/2009	JPM	2,500	(19)
Mexico Government International Bond 7.500% due 04/08/2003	Sell	0.695%	01/20/2017	UBS	500	(73)
Morgan Stanley 6.000% due 04/28/2015	Buy	(1.040%)	06/20/2015	BCV	400	53
Morgan Stanley 6.000% due 04/28/2015	Buy	(1.200%)	06/20/2015	BOA	300	28
Morgan Stanley 6.000% due 04/28/2015	Buy	(1.210%)	06/20/2015	BOA	100	12
Peru Government International Bond 8.875% due 09/30/2027	Sell	0.500%	04/20/2009	DUB	2,500	(28)
Peru Government International Bond 8.750% due 11/21/2033	Sell	1.220%	10/20/2011	MSC	1,250	(60)
Peru Government International Bond 8.750% due 11/21/2033	Sell	1.960%	10/20/2016	MSC	8,960	(257)
Petroleos Mexicanos 9.500% due 09/15/2027	Sell	0.790%	07/20/2011	CITI	500	(30)
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	Sell	1.770%	09/20/2012	BCV	670	(67)
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	Sell	1.770%	09/20/2012	MSC	120	(12)
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	Sell	1.790%	09/20/2012	UBS	510	(51)
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	Sell	2.050%	09/20/2012	DUB	3,300	(298)
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	Sell	2.240%	03/20/2013	CITI	7,000	(646)
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	Sell	2.320%	03/20/2013	BCV	1,000	(89)
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	Sell	2.340%	03/20/2013	CITI	600	(53)
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	Sell	2.340%	03/20/2013	DUB	2,800	(230)
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	Sell	2.300%	06/20/2013	BCV	600	(57)
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	Sell	2.500%	09/20/2017	DUB	2,500	(362)
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	Sell	2.510%	08/20/2017	BCV	1,250	(180)
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	Sell	2.530%	09/20/2017	BCV	1,250	(179)
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	Sell	1.770%	12/20/2017	CITI	6,000	(1,258)
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	Sell	1.940%	12/20/2017	CITI	2,000	(363)
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	Sell	2.730%	03/20/2018	CITI	4,500	(612)
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	Sell	2.770%	06/20/2018	CITI	3,900	(530)
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	Sell	2.830%	06/20/2018	CITI	600	(79)
Republic of Colombia 10.375% due 01/29/2033	Sell	1.640%	08/20/2011	MSC	3,700	(105)
Republic of Colombia 10.375% due 01/29/2033	Sell	0.920%	04/20/2012	JPM	1,100	(73)
Republic of Colombia 10.375% due 01/29/2033	Sell	0.790%	07/20/2012	BCV	1,000	(75)
Republic of Colombia 10.375% due 01/29/2033	Sell	0.790%	07/20/2012	BCV	2,000	(148)
RSHB Capital S.A. for OJSC Russian Agricultural Bank 6.875% due 11/29/2010	Sell	1.650%	07/20/2011	BCV	1,000	(228)
RSHB Capital S.A. for OJSC Russian Agricultural Bank 6.875% due 11/29/2010	Sell	1.870%	10/20/2012	CSFB	1,400	(414)
RSHB Capital S.A. for OJSC Russian Agricultural Bank 7.175% due 05/16/2013	Sell	1.380%	10/20/2011	ESC	6,000	(1,510)
RSHB Capital S.A. for OJSC Russian Agricultural Bank 7.175% due 05/16/2013	Sell	0.920%	04/20/2012	ESC	5,000	(1,467)
RSHB Capital S.A. for OJSC Russian Agricultural Bank 7.175% due 05/16/2013	Sell	2.900%	10/20/2012	MSC	3,900	(1,116)
Russia Government International Bond 7.500% due 03/31/2030	Sell	0.645%	04/20/2009	JPM	2,500	(85)
Ukraine Government International Bond 7.650% due 05/11/2013	Sell	1.580%	04/20/2009	MSC	2,500	(257)
Ukraine Government International Bond 7.650% due 05/11/2013	Sell	1.410%	11/20/2010	MSC	2,000	(676)
Ukraine Government International Bond 7.650% due 05/11/2013	Sell	1.700%	03/20/2011	BCV	5,500	(2,019)
Ukraine Government International Bond 7.650% due 05/11/2013	Sell	1.500%	01/20/2012	MLP	3,000	(1,311)
Ukraine Government International Bond 7.650% due 05/11/2013	Sell	1.600%	01/20/2012	MSC	1,800	(782)
Ukraine Government International Bond 7.650% due 05/11/2013	Sell	1.450%	02/20/2012	JPM	1,000	(445)
Ukraine Government International Bond 7.650% due 05/11/2013	Sell	1.480%	03/20/2012	UBS	3,000	(1,364)
Ukraine Government International Bond 7.650% due 05/11/2013	Sell	1.390%	05/20/2012	MSC	7,300	(3,257)
Unipol Government International Bond 7.875% due 01/15/2033	Sell	1.050%	01/20/2012	DUB	6,000	(463)
Vnchecorombank 0.000% due 07/12/2009	Sell	0.650%	11/20/2008	BCV	1,800	18
						<u>\$ (53,891)</u>

^a If the Fund is a seller of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, the Fund will pay to the buyer of the protection an amount up to the notional value of the swap and in certain instances, take delivery of the reference entity. As a buyer of protection, the Fund will generally receive from the seller of protection an amount up to the notional amount of the swap if a credit event occurs.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2008 26

Schedule of Investments PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M) (Cont.)

October 31, 2008

Credit Default Swaps on Credit Indices

Reference Entity	Buy/Sell Protection ^a	Pay/Receive Fixed Rate	Expiration Date	Counterparty	Notional Amount	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)
CMBX N.A. AAA 3 Index	Sell	0.080%	12/13/2013	MSC	\$ 3,000	\$ 90
Dow Jones CDX N.A. EM8 Index	Buy	(1.400%)	12/20/2011	BCIY	3,500	533
Dow Jones CDX N.A. EM9 Index	Sell	2.650%	06/20/2013	MLP	1,700	(268)
Dow Jones CDX N.A. EM9 Index	Sell	2.650%	06/20/2013	UBS	9,000	(1,317)
Dow Jones CDX N.A. EM10 Index	Sell	3.350%	12/20/2013	BCIY	15,000	(1,895)
Dow Jones CDX N.A. 109 Index	Sell	0.695%	12/20/2012	GSC	778	3
Dow Jones CDX N.A. 109 Index	Sell	0.701%	12/20/2012	DUB	3,996	25
Dow Jones CDX N.A. 109 Index	Sell	0.705%	12/20/2012	GSC	1,361	6
Dow Jones CDX N.A. 109 Index	Sell	0.708%	12/20/2012	DUB	1,361	6
Dow Jones CDX N.A. 109 Index	Sell	0.710%	12/20/2012	DUB	681	3
Dow Jones CDX N.A. 109 Index	Sell	0.720%	12/20/2012	GSC	10,501	53
						<u>\$ 12,701</u>

^a If the Fund is a seller of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, the Fund will pay to the buyer of the protection an amount up to the notional value of the swap and in certain instances, take delivery of underlying securities comprising the reference entity. As a buyer of protection, the Fund will generally receive from the seller of protection an amount up to the notional amount of the swap if a credit event occurs.

Interest Rate Swaps

Pay/Receive Floating Rate	Floating Rate Index	Fixed Rate	Expiration Date	Counterparty	Notional Amount	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)
Receive	3-Month USD-LIBOR	5.000%	12/17/2018	MSC	\$ 4,300	\$ (179)
Receive	3-Month USD-LIBOR	5.000%	12/17/2028	BCIY	5,300	(357)
Receive	3-Month USD-LIBOR	5.000%	12/17/2023	MLP	5,500	(298)
Receive	3-Month USD-LIBOR	5.000%	12/17/2028	GSC	300	(2)
Receive	3-Month USD-LIBOR	5.000%	12/17/2038	BCIY	5,400	(808)
Receive	3-Month USD-LIBOR	5.000%	12/17/2038	BOA	4,200	(508)
Receive	3-Month USD-LIBOR	5.000%	12/17/2038	OTI	3,300	(356)
Receive	3-Month USD-LIBOR	5.000%	12/17/2038	MSC	400	(8)
Receive	3-Month USD-LIBOR	5.000%	12/17/2038	RBS	1,600	(26)
Pay	6-Month GBP-LIBOR	5.000%	08/15/2010	RBS	GBP 1,900	103
Pay	6-Month GBP-LIBOR	5.000%	03/18/2014	GSC	400	21
Pay	6-Month GBP-LIBOR	5.000%	03/18/2014	RBS	800	45
						<u>\$ 12,103</u>

(h) Purchased options outstanding on October 31, 2008:

Options on Exchange-Traded Futures Contracts

Description	Exercise Price	Expiration Date	# of Contracts	Cost	Value
Put - CME 90-Day Eurodollar December Futures	\$ 92.750	12/15/2008	817	\$ 8	\$ 5
Put - CME 90-Day Eurodollar December Futures	90.000	12/14/2009	275	11	2
Put - CME 90-Day Eurodollar June Futures	90.000	06/14/2010	52	1	1
Put - CME 90-Day Eurodollar March Futures	92.250	03/16/2009	1,000	9	6
				<u>\$ 29</u>	<u>\$ 14</u>

Options on Securities

Description	Exercise Price	Expiration Date	Notional Amount	Cost	Value
Put - OTC Fannie Mae 5.500% due 01/01/2039	\$ 64.000	01/05/2039	\$ 65,500	\$ 8	\$ 0

(i) Written options outstanding on October 31, 2008:

Options on Exchange-Traded Futures Contracts

Description	Exercise Price	Expiration Date	# of Contracts	Premium	Value
Call - CBOT U.S. Treasury 10-Year Note December Futures	\$ 118.000	11/21/2008	118	\$ 83	\$ 13
Put - CBOT U.S. Treasury 10-Year Note December Futures	113.000	11/21/2008	118	55	138
				<u>\$ 138</u>	<u>\$ 151</u>

(j) Short sales outstanding on October 31, 2008:

Type	Coupon	Maturity Date	Principal Amount	Proceeds	Value ^a
U.S. Treasury Notes	2.500%	03/31/2013	\$ 1,960	\$ 1,943	\$ 1,967

^a Value includes \$7 of interest payable on short sales

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2008 27

Schedule of Investments PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M) (Cont.)

October 31, 2008

(k) Foreign currency contracts outstanding on October 31, 2008:

Type	Currency	Counterparty	Principal Amount Covered by Contract	Settlement Month	Unrealized Appreciation	Unrealized (Depreciation)	Net Unrealized Appreciation/ (Depreciation)
Buy	AED	BCLY	3,630	04/2009	\$ 0	\$ (27)	\$ (27)
Buy	BRL	BCLY	2,829	11/2008	28	0	28
Sell		BCLY	2,829	11/2008	0	(48)	(48)
Buy		BCLY	2,829	12/2008	41	0	41
Buy		DUB	3,219	12/2008	0	(488)	(488)
Buy		HSBC	3,875	12/2008	0	(255)	(255)
Sell		HSBC	20,144	12/2008	2,315	0	2,315
Buy		MSC	6,774	12/2008	0	(852)	(852)
Sell		MSC	1,007	12/2008	82	0	82
Sell		UBS	16,470	12/2008	1,871	0	1,871
Buy	CLP	MSC	425,277	12/2008	0	(247)	(247)
Sell		MSC	667,100	12/2008	410	0	410
Buy		JPM	262,896	05/2009	0	(165)	(165)
Buy	CNY	BCLY	12,373	11/2008	0	(20)	(20)
Sell		BCLY	9,869	11/2008	0	(1)	(1)
Buy		BOA	4,250	11/2008	0	(6)	(6)
Sell		CITI	5,384	11/2008	0	(1)	(1)
Buy		DUB	21,886	11/2008	0	(31)	(31)
Sell		DUB	25,019	11/2008	0	(3)	(3)
Buy		HSBC	5,357	11/2008	0	(8)	(8)
Sell		HSBC	12,887	11/2008	0	(1)	(1)
Buy		JPM	7,312	11/2008	0	(14)	(14)
Sell		JPM	5,278	11/2008	0	0	0
Buy		UBS	11,369	11/2008	0	(17)	(17)
Buy		DUB	287	05/2009	0	0	0
Buy		BCLY	10,009	09/2009	0	(18)	(18)
Buy		CITI	6,455	09/2009	0	(8)	(8)
Buy		DUB	28,311	09/2009	0	(45)	(45)
Buy		HSBC	13,035	09/2009	0	(19)	(19)
Buy		JPM	15,080	09/2009	0	(15)	(15)
Sell	COP	BCLY	195,150	12/2008	27	0	27
Buy		CITI	5,674,124	12/2008	0	(375)	(375)
Sell		CITI	5,592,000	12/2008	678	0	678
Sell		MSC	116,002	12/2008	14	0	14
Buy	CZK	DUB	3,660	12/2008	0	(9)	(9)
Sell	EUR	RBS	6,579	12/2008	0	(86)	(86)
Sell	GBP	UBS	825	11/2008	168	0	168
Sell		UBS	825	12/2008	16	0	16
Buy	HKD	BCLY	19	03/2009	0	0	0
Buy		CITI	78	03/2009	0	0	0
Buy	HUF	BNP	887	11/2008	0	(1)	(1)
Sell		DUB	289,381	11/2008	56	0	56
Sell		HSBC	507,831	12/2008	32	0	32
Buy	IDR	BCLY	1,546,400	03/2009	0	(15)	(15)
Sell		BCLY	390,800	03/2009	8	0	8
Sell		CITI	1,641,612	03/2009	14	0	14
Buy		DUB	1,536,000	03/2009	0	(15)	(15)
Sell		HSBC	1,121,000	03/2009	2	0	2
Sell		RBS	431,600	03/2009	2	0	2
Buy	ILS	BCLY	211	11/2008	3	0	3
Buy		HSBC	211	11/2008	3	0	3
Sell		HSBC	423	11/2008	2	0	2
Buy	INR	BCLY	519	11/2008	0	(2)	(2)
Sell		BCLY	416	11/2008	0	0	0
Sell		HSBC	492	11/2008	0	0	0
Buy		JPM	390	11/2008	0	(1)	(1)
Buy		BCLY	416	04/2009	0	0	0
Buy		HSBC	500	04/2009	0	0	0
Sell	Y	BCLY	264,575	11/2008	0	(184)	(184)
Buy		BOA	306,418	11/2008	73	0	73
Buy		DUB	41,842	12/2008	1	0	1
Buy	KWD	BCLY	271	04/2009	0	(63)	(63)
Buy	MXN	BCLY	72,170	11/2008	276	(89)	188
Buy		CITI	2,787	11/2008	0	(52)	(52)
Buy		HSBC	2,656	11/2008	0	(44)	(44)
Buy		JPM	3,225	11/2008	0	(43)	(43)
Sell		MUP	569	11/2008	0	0	0
Sell		RBC	85,702	11/2008	1,359	0	1,359

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2008 28

Schedule of Investments PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M) (Cont.)

October 31, 2008

Foreign currency contracts (Cont.)

Type	Currency	Counterparty	Principal Amount Covered by Contract	Settlement Month	Unrealized Appreciation	Unrealized (Depreciation)	Net Unrealized Appreciation/ (Depreciation)
Buy	MXN	UBS	5,433	11/2008	\$ 0	\$ (107)	\$ (107)
Sell		BCLY	67,292	05/2008	0	(273)	(273)
Buy		MUP	989	05/2008	0	0	0
Sell	MYR	BCLY	12,736	11/2008	238	0	238
Sell		CITI	35	11/2008	0	0	0
Buy		DUB	261	11/2008	0	(7)	(7)
Sell		DUB	1,514	11/2008	30	0	30
Buy		HSBC	588	11/2008	0	(14)	(14)
Sell		HSBC	2,856	11/2008	57	0	57
Buy		JPM	19,401	11/2008	0	(724)	(724)
Sell		JPM	38	11/2008	0	0	0
Sell		UBS	2,967	11/2008	59	0	59
Buy		DUB	20	02/2009	0	0	0
Buy		JPM	36	02/2009	0	0	0
Buy		CITI	35	04/2009	0	0	0
Sell	PHP	BCLY	129,857	11/2008	177	0	177
Buy		DUB	110,662	11/2008	0	(57)	(57)
Sell		DUB	96,009	11/2008	129	0	129
Buy		HSBC	74,000	11/2008	0	(164)	(164)
Buy		JPM	73,300	11/2008	0	(151)	(151)
Sell		JPM	32,696	11/2008	42	0	42
Buy		BCLY	17,100	02/2009	0	(32)	(32)
Buy		DUB	6,500	02/2009	0	(18)	(18)
Sell		DUB	110,662	02/2009	38	0	38
Buy		HSBC	20,600	02/2009	0	(40)	(40)
Buy		JPM	29,012	02/2009	0	(47)	(47)
Buy		MUP	6,500	02/2009	0	(14)	(14)
Buy		MSC	23,000	02/2009	0	(45)	(45)
Buy		RBS	6,400	02/2009	0	(14)	(14)
Buy	PLN	DUB	2,597	11/2008	10	0	10
Sell		DUB	2,641	11/2008	245	0	245
Buy		UBS	43	11/2008	0	(4)	(4)
Sell		DUB	2,586	05/2009	0	(10)	(10)
Buy		HSBC	189	05/2009	0	(16)	(16)
Buy	RUB	BCLY	85,446	11/2008	62	0	62
Sell		DUB	20,743	11/2008	18	0	18
Buy		HSBC	50,364	11/2008	0	(335)	(335)
Sell		JPM	116,067	11/2008	164	0	164
Sell		BCLY	85,446	05/2009	0	(199)	(199)
Buy		UBS	115,370	05/2009	0	(1,037)	(1,037)
Buy	SAR	BCLY	3,127	04/2009	0	(20)	(20)
Buy	SGD	BCLY	948	11/2008	0	(53)	(53)
Sell		BCLY	591	11/2008	22	0	22
Buy		BOA	924	11/2008	0	(57)	(57)
Sell		CITI	780	11/2008	4	0	4
Buy		DUB	957	11/2008	0	(54)	(54)
Sell		DUB	1,507	11/2008	29	0	29
Sell		HSBC	495	11/2008	3	0	3
Buy		UBS	924	11/2008	0	(57)	(57)
Sell		UBS	254	11/2008	0	(1)	(1)
Buy		CITI	947	12/2008	0	(25)	(25)
Buy		JPM	1,382	12/2008	0	(37)	(37)
Buy		CITI	774	04/2009	0	(5)	(5)
Buy		DUB	487	04/2009	1	0	1
Buy		HSBC	190	04/2009	0	(1)	(1)
Buy		UBS	251	04/2009	1	0	1
Buy		HSBC	289	07/2009	0	(3)	(3)
Buy	SKK	MSC	4,867	01/2009	0	(45)	(45)
Sell	TRY	BCLY	1,445	12/2008	77	0	77
Sell		HSBC	1,289	12/2008	69	0	69
Sell		JPM	1,440	12/2008	80	0	80
Buy	TWD	BCLY	9,897	02/2009	0	(21)	(21)
Buy		DUB	4,400	02/2009	0	(10)	(10)
Sell		DUB	13,764	02/2009	24	0	24
Buy		MUP	7,200	02/2009	0	(14)	(14)
Buy		MSC	4,400	02/2009	0	(10)	(10)
Buy		UBS	2,300	02/2009	0	(5)	(5)
Sell		UBS	13,815	02/2009	23	0	23

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2008 29

Schedule of Investments PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M) (Cont.)

October 31, 2008

Foreign currency contracts (Cont.)

Type	Currency	Counterparty	Principal Amount Covered by Contract	Settlement Month	Unrealized Appreciation	Unrealized (Depreciation)	Net Unrealized Appreciation/ (Depreciation)
Buy	ZAR	BCLY	977	12/2008	\$ 0	\$ (22)	\$ (22)
Sell		JPM	11,543	12/2008	268	0	268
Buy		UBS	10,562	12/2008	0	(194)	(194)
					<u>\$ 9,349</u>	<u>\$ (7,209)</u>	<u>\$ 2,140</u>

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2008 30

[次へ](#)

（２）【2007年10月31日終了年度】

①【貸借対照表】

ピムコ・ワールド・ハイインカム

資 産・負 債 計 算 書

2007年10月31日現在

	ピムコ・ワールド・ハイインカム	
	(千米ドル、一口当たり 金額を除く)	(百万円、一口当たり 金額を除く)
資 産：		
投資証券、時価	40	4
関係会社に対する投資証券、時価	597,614	53,516
現金	0	0
関係会社に対する投資証券売却未収金	1,500	134
ファンド受益証券売却未収金	580	52
外国通貨契約にかかる未実現利益	0	0
	599,734	53,706
負 債：		
ファンド受益証券購入未払金	2,080	186
未払投資顧問報酬	0	0
未払管理報酬	356	32
未払管理事務代行報酬	0	0
未払販売報酬	276	25
未払代行協会員報酬	30	3
外国通貨契約にかかる未実現損失	0	0
	2,742	246
純 資 産	596,992	53,461
純 資 産 の 内 訳：		
払込済資本金	562,431	50,366
未分配（過剰分配）純投資利益	(13,869)	(1,242)
累積未分配実現純利益（損失）	20,515	1,837
未実現純利益（損失）	27,915	2,500
	596,992	53,461
発 行 済 受 益 証 券 口 数：	56,037 千口	
一口当たりの純資産価格および買戻価格 （発行済受益証券一口当たりの純資産価格） （機能通貨による）	10.65 米ドル	954 円
保有投資証券にかかる原価	40	4
関係会社に対する保有投資証券にかかる原価	569,699	51,017

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

資 産・負 債 計 算 書

2007年10月31日現在

**ピムコ・バミューダ・エマージング・
マーケッツ・ボンド・ファンド（M）**

	(千米ドル、一口当たり 金額を除く)	(百万円、一口当たり 金額を除く)
資 産：		
投資証券、時価	648,506	58,074
関係会社に対する投資証券、時価	0	0
現金	137	12
外国通貨、時価	437	39
ファンド受益証券売却未収金	0	0
未収利息および未収分配金	9,998	895
支払スワップ・プレミアム	54	5
外国通貨契約にかかる未実現利益	5,161	462
スワップ契約にかかる未実現利益	5,135	460
	669,428	59,947
負 債：		
関係会社に対する投資証券購入未払金	0	0
ファンド受益証券買戻未払金	1,500	134
未払投資顧問報酬	0	0
未払管理事務代行報酬	0	0
未払変動証拠金	921	82
受領スワップ・プレミアム	577	52
外国通貨契約にかかる未実現損失	2,959	265
スワップ契約にかかる未実現損失	1,648	148
	7,605	681
純 資 産	661,823	59,266
純 資 産 の 内 訳：		
払込済資本金	575,045	51,495
未分配（過剰分配）純投資利益	(980)	(88)
累積未分配実現純利益（損失）	64,084	5,739
未実現純利益	23,674	2,120
	661,823	59,266
発 行 済 受 益 証 券 口 数：	58,625 千口	
一口当たりの純資産価格および買戻価格 (発行済受益証券一口当たりの純資産価格) (機能通貨による)	11.29 米ドル	1,011 円
保有投資証券にかかる原価	633,197	56,703
関係会社に対する保有投資証券にかかる原価	0	0
保有外国通貨にかかる原価	427	38

添付の注記を参照のこと。

②【損益計算書】

**ピムコ・ワールド・ハイインカム
運 用 計 算 書
2007年10月31日終了年度**

ピムコ・ワールド・ハイインカム
（千米ドル）（百万円）

投 資 利 益：

関係会社に対する投資証券からの分配金	47,300	4,236
その他の利益	47	4
利 益 合 計	47,347	4,240
費 用：		
投資顧問報酬	0	0
管理報酬	5,096	456
管理事務代行報酬	0	0
販売報酬	3,954	354
代行協会員報酬	414	37
設立費用	30	3
利息費用	0	0
その他の費用	0	0
費 用 合 計	9,494	850
純 投 資 利 益（損失）	37,853	3,390
実現／未実現純利益（損失）：		
関係会社に対する投資証券にかかる実現純利益	18,903	1,693
外国通貨取引にかかる実現純（損失）	0	0
関係会社に対する投資証券にかかる 未実現利益（損失）純変動額	(4,280)	(383)
外国通貨建資産および負債の換算にかかる 未実現（損失）純変動額	0	0
純利益（損失）	14,623	1,309
運用の結果による純資産の純増加額	52,476	4,699

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

運 用 計 算 書

2007年10月31日終了年度

	ピムコ・バミューダ・エマージング・ マーケット・ボンド・ファンド（M）	
	（千米ドル）	（百万円）
投 資 利 益：		
利息	47,483	4,252
関係会社に対する投資証券からの分配金	0	0
その他の利益	146	13
利 益 合 計	47,629	4,265
費 用：		
投資顧問報酬	0	0
管理事務代行報酬	0	0
利息費用	12	1
費 用 合 計	12	1
純 投 資 利 益	47,617	4,264
実現／未実現純利益（損失）：		
投資証券にかかる実現純利益	20,189	1,808
関係会社に対する投資証券にかかる実現純利益	0	0

先物契約、売却オプションおよびスワップにかかる 実現純利益	7,515	673
外国通貨取引にかかる実現純利益（損失）	(226)	(20)
投資証券にかかる未実現（損失）純変動額	(9,706)	(869)
関係会社に対する投資証券にかかる 未実現利益（損失）純変動額	0	0
先物契約、売却オプションおよびスワップにかかる 未実現（損失）純変動額	(360)	(32)
外国通貨建資産および負債の換算にかかる 未実現利益（損失）純変動額	2,679	240
純利益（損失）	20,091	1,799
運用の結果による純資産の純増加額	67,708	6,063

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

純 資 産 変 動 計 算 書

2007年10月31日終了年度

	ピムコ・ワールド・ハイインカム	
	(千米ドル)	(百万円)
以下による純資産の増加（減少）：		
運 用：		
純 投 資 利 益（損失）	37,853	3,390
実現純（損失）	0	0
関係会社に対する投資証券にかかる実現純利益	18,903	1,693
未実現（損失）純変動額	0	0
関係会社に対する投資証券にかかる 未実現利益（損失）純変動額	(4,280)	(383)
運用の結果による純増加額	52,476	4,699
受益者への分配金：		
純投資利益および純実現キャピタル・ゲイン からの分配金	(49,128)	(4,399)
分配金合計	(49,128)	(4,399)
ファンド受益証券取引：		
受 益 証 券 販 売 受 取 額	50,353	4,509
受 益 証 券 買 戻 支 払 額	(390,723)	(34,989)
ファンド受益証券取引による純増加（減少）額	(340,370)	(30,480)
純資産の増加（減少）額合計	(337,022)	(30,180)
純 資 産：		
期 首 残 高	934,014	83,641
期 末 残 高*	596,992	53,461
* 未分配（過剰分配）純投資利益を含む：	(13,869)	(1,242)

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

純資産変動計算書

2007年10月31日終了年度

ピムコ・バミューダ・エマージング・

マーケッツ・ボンド・ファンド（M）

(千米ドル)

(百万円)

以下による純資産の増加（減少）：

運用：

純投資利益	47,617	4,264
実現純利益（損失）	27,478	2,461
関係会社に対する投資証券にかかる実現純利益	0	0
未実現（損失）純変動額	(7,387)	(662)
関係会社に対する投資証券にかかる 未実現利益（損失）純変動額	0	0
運用の結果による純増加額	67,708	6,063

受益者への分配金：

純投資利益および純実現キャピタル・ゲイン からの分配金	(51,500)	(4,612)
分配金合計	(51,500)	(4,612)

ファンド受益証券取引：

受益証券販売受取額	6,810	610
分配金の再投資による発行額	4,199	376
受益証券買戻支払額	(368,835)	(33,029)
ファンド受益証券取引による純増加（減少）額	(357,826)	(32,043)
純資産の増加（減少）額合計	(341,618)	(30,592)

純資産：

期首残高	1,003,441	89,858
期末残高*	661,823	59,266
* 未分配（過剰分配）純投資利益を含む：	(980)	(88)

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

経理のハイライト

2007年10月31日終了年度

ピムコ・ワールド・ハイインカム

(米ドル)

(円)

一口当たり特別情報：

期首純資産価格	10.63	952
純投資利益（損失）（a）	0.55	49
投資証券にかかる実現／ 未実現純利益（損失）	0.19	17
投資運用からの利益合計	0.74	66

純投資利益および純実現キャピタル・ゲインからの分配金	(0.72)	(64)
分配金合計	(0.72)	(64)
期末純資産価格	10.65	954
トータル・リターン（機能通貨による）	7.21 %	
期末純資産総額（千米ドル）	596,992 千米ドル	53,461 百万円
費用の対平均純資産比率	1.31 % ^(c)	
利息費用を除いた費用の対平均純資産比率	1.31 %	
純投資利益（損失）の対平均純資産比率	5.21 %	

(a) 一口当たり金額は、当期中の平均発行済受益証券口数に基づいている。

(c) 設立費用を除く費用の対平均純資産比率は、1.30%である。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

経理のハイライト

2007年10月31日終了年度

	ピムコ・バミューダ・エマージング・ マーケット・ボンド・ファンド (M)	
	(米ドル)	(円)
一口当たり特別情報：		
期首純資産価格	11.08	992
純投資利益 ^(a)	0.67	60
投資証券にかかる実現／未実現純利益	0.26	23
投資運用からの利益合計	0.93	83
純投資利益および純実現キャピタル・ゲインからの分配金	(0.72)	(64)
分配金合計	(0.72)	(64)
期末純資産価格	11.29	1,011
トータル・リターン（機能通貨による）	8.69 %	
期末純資産総額（千米ドル）	661,823 千米ドル	59,266 百万円
費用の対平均純資産比率	0.00 %	
利息費用を除いた費用の対平均純資産比率	0.00 %	
純投資利益の対平均純資産比率	6.02 %	

(a) 一口当たり金額は、当期中の平均発行済受益証券口数に基づいている。

添付の注記を参照のこと。

財務書類に対する注記

2007年10月31日

1. 機 構

本報告書において述べられる各ファンズ（以下、個別的に「ファンド」、また、総称して「ファンズ」という。）は、ピムコ・バミューダ・トラストⅡ（以下「トラスト」という。）のシリーズである。トラストは、バミューダの法律に基づき、2004年1月16日付信託証書第1補遺、および2004年6月23日付信託証書第2補遺、2004年8月6日付信託証書第3補遺、2004年10月28日付信託証書第4補遺、2004年12月6日付信託証書第5補遺、2004年12月31日付信託証書第6補遺、2005年1月18日付信託証書第7補遺、2005年2月18日付信託証書第8補遺、2005年3月17日付信託証書第9補遺、2005年4月1日付信託証書第10補遺、2005年6月29日付信託証書第11補遺、2005年9月1日付信託証書第12補遺、2005年10月31日付信託証書第13補遺、2006年6月20日付信託証書第14補遺、2006年7月28日付信託証書第15補遺により改訂されたウィンチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッドにより締結された2003年12月1日付信託証書に従って設立されたオープン・エンド型のユニット・トラストである。信託証書はさらに2006年9月22日付信託証書第16補遺により改訂され、それにより2006年9月22日の営業終了時（米国東部標準時）をもってウィンチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッドがトラストの受託会社を退任し、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）がファンドの受益証券の所有者（以下「受益者」という。）のためにトラストの後任受託会社として任命された。信託証書はさらに、2006年12月29日付信託証書第17補遺により改訂された（上記すべての信託証書補遺とあわせて「信託証書」という。）。本報告書に使用されているとおり、「受託会社」への言及は全て、トラストの受託者としての役割を果たす者を意味する。パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下「PIMCO」、「管理会社」または、「管理会社兼投資顧問会社」という。）は、トラストのスポンサーであり、トラストの組成に責任を負う。

トラストは、標準スキームとして認可および分類される。したがって、トラストは2006年投資ファンド法（以下「投資ファンド法」という。）および標準スキームについての関連する法令に規定されている規制および監督に服する。投資ファンド法の目的上、ファンドは「ユニット・トラスト・ファンド」の定義に該当する。

信託宣言の規定は、管理会社の同意を条件に、受託会社に対して、現在運用されている23のファンズに加え、将来さらに複数のファンズを設立する権利を付与する。

同報告書に記載されるファンズは以下の通りである。

ファンズ	募集対象
------	------

PIMCO バミューダ JGB フローター・ フォーリン・ストラテジー・ファンド PIMCOバミューダ JGB フローター・ ユー・エス・ストラテジー・ファンド PIMCOエマージング・ボンド・ インカム・ファンド PIMCO エマージング・ボンド （円ヘッジ）インカム・ファンド PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド・ ファンド PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド （円ヘッジ）ファンド	公募または私募によりその受益証券を日本において募集し、ピムコジャパンリミテッドまたは同等の免許を有する投資信託委託会社により管理され、日本の投資信託協会の規則の対象となる、日本の投資信託及び投資法人に関する法律に基づき組織されたファンド・オブ・ファンズ・タイプの投資信託（「日本の投資信託」）に限定して販売される。
PIMCOバミューダ・エマージング・ マーケット（円ヘッジ）ボンド・ファンド	ファンドは、PIMCOにより運営または管理される特定の投資ビークルにとって投資対象オプションとしての役割を果たす。さらにファンドは、公募または私募によりその受益証券を日本において募集し、ピムコジャパンリミテッドまたは同等の免許を有する投資信託委託会社により管理され、日本の投資信託協会の規則の対象となる日本の投資信託に対して募集されることができる。さらに、ファンドはその他の日本人および日本人以外の投資者に対しても募集されることができる。
PIMCOバミューダ・エマージング・ マーケット・ボンド・ファンド PIMCOバミューダ・グローバル・ アグリゲイト・イクス・ジャパン・ ボンド・ファンド PIMCOバミューダ・グローバル・ アグリゲイト・イクス・ジャパン （円ヘッジ）ボンド・ファンド PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド・ ファンドⅡ PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド （円ヘッジ）ファンドⅡ PIMCO 米ドルLIBORプラス・ファンド PIMCO 米ドルLIBORプラス・ファンドⅡ ピムコ・ワールド・ハイインカム PIMCOバミューダ・ディバーシファイド・ インカム・ファンド PIMCOバミューダ・エマージング・ マーケット・ボンド・ファンドⅡ	日本人およびその他の投資者に対して募集される。

PIMCOバミューダ・エマージング・ マーケッツ・ボンド・ファンド (M) PIMCOバミューダ・グローバル・ アグリゲイト・イクス・ジャパン・ ボンド・ファンド (M) PIMCOバミューダ LIBORプラス・ ファンド (M) PIMCOバミューダ・ユー・エス・ ハイ・イールド・ファンド (M) PIMCO バミューダ・ユー・エス・ ハイ・イールド・ファンドII (M) PIMCOエマージング・ボンド・ インカム・ファンド (M)	他のファンズに限定してかかるファンズにとって 投資対象ビークルとしての役割を果たすために募 集される。
---	---

2. 重要な会計方針

トラストがアメリカ合衆国における一般に認められた会計原則（以下「U.S. GAAP」という。）に従って財務書類を作成するに当たり継続的に従っている重要な会計方針の概要は以下のとおりである。U.S. GAAPに従った財務書類の作成は、本書で報告された金額に影響を及ぼす見積りや仮定を行なうことおよび財務書類において開示することを経営陣に要求する。実際額はこれらの見積りと異なる場合もある。

(a) 投資先ファンズ

受託会社および管理会社は、(i) PIMCOバミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド、PIMCOバミューダ・エマージング・マーケッツ (円ヘッジ) ボンド・ファンド、ピムコ・ワールド・ハイインカム、(ii) PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド、PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン (円ヘッジ) ボンド・ファンド、(iii) PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド、PIMCO エマージング・ボンド (円ヘッジ) インカム・ファンド、(iv) PIMCO 米ドルLIBORプラス・ファンド、PIMCO 米ドルLIBORプラス・ファンドII、(v) PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド、PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド (円ヘッジ) ファンド、および(vi) PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII、PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド (円ヘッジ) ファンドII（以下、「ファンド・オブ・ファンズ」、または他のファンズに投資する「取得ファンド」という。）の資産の全てあるいは一部を、(i) PIMCOバミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド (M)、(ii) PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド (M)、(iii) PIMCO エマージング・ボンド・インカム・ファンド (M)、(iv) PIMCOバミューダ LIBORプラス・ファンド (M)、(v) PIMCOバミューダ ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド (M)、および(vi) PIMCO バミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII (M)（以下、それぞれ「投資先ファンド」または「被取得ファンド」という。）の各貸方に充当できる。そのように充当されたいかなる資産も、それらが直接的に受領されたかのように、当該ファンド・オブ・ファンズに保有される。資産がこのように充当された場合、被取得ファンドは、当該受益証券の1口当たりの発行価格で受益証券を関連する取得ファンドに対して発行したことを記録し、買戻す時は買戻し時の当該受益証券の1口当たりの買戻価格で当該受益証券を買い戻す。したがって、取得ファンドがその投資目的を達成できるかどうかは、該当する被取得ファンズが投資目的を達成する能力に左右される。被取得ファンズの投資目標が達成されるという保証はない。

(b) 受益証券の純資産価額の決定

ファンド（またはクラス（該当する場合））の受益証券一口当たりの純資産価額（以下「純資産価額」という。）は、(トラストの現在の目論見書に定義されている通り) 各ファンドの取引日における通常取引終了時点（通常米国東部標準時の午後4時）（以下「NYSE終了時点」という。）で評価される。受託会社は、いかなるファンド（またはクラス（該当する場合））に関する純資産価額の決定を一時的に停止することができ、また、これに関連して、トラストの現在の目論見書に定義されている通り、特定の状況下にお

る当該ファンドの受益証券の発行、買戻しおよび転換を一時的に停止することができる。

（c）証券の評価

純資産価額算定の目的上、市場相場が容易に入手できる組入証券およびその他の資産は、市場価格により評価される。市場価格は、原則として最後に報告された売値、売りが報告されない場合は、相場報告システム、評価の確立したマーケット・メーカー、または価格設定サービスから入手した価格に基づいて算定する。

国内および海外の確定利付証券および取引所で取引されていないデリバティブは、当該証券の主要市場での直近終了時点を反映したデータを使用し、通常ブローカーおよびディーラーまたは価格設定サービスから入手した価格に基づいて評価される。独立した価格設定サービスから入手される価格は、マーケット・メーカーにより提供される情報もしくは投資対象または類似する性格を有する証券に関連した利回り情報から得られる市場価格の見積りを利用する。繰延受渡方式で購入される特定の確定利付証券は、先渡決済日に精算されるまで、日々値洗いが行われる。満期が60日以内の短期金融商品は、一般的に償却後原価により評価される。取引所で取引されているオプション、先物および先物オプションは、当該取引所により決定される決済価格で評価される。一社以上のオープン・エンド型投資運用会社に投資されるファンドのいかなる資産部分に関しても、ファンドの純資産価額は、かかる投資対象の純資産価額に基づいて計算される。ファンドは通常、国内株式についてNYSE終了時点直後に受領する価格データを使用し、NYSE終了時点後に行われる取引、清算あるいは決済を考慮しない。

最初に機能通貨以外の通貨で評価される投資対象は、価格設定サービスから入手した為替レートを使用して、機能通貨に換算される。その結果、ファンドの受益証券の純資産価額は、その機能通貨に対する通貨の価額の変動により影響を受ける可能性がある。米国以外の市場で取引されている証券、またはファンドの機能通貨以外の通貨建ての証券の価額は、NYSEの休業日に重大な影響を受ける可能性があり、また投資家が受益証券を購入、買戻しの請求または交換ができない日に純資産価額が変動する可能性がある。

市場相場が容易に入手できない証券およびその他の資産は、投資顧問会社または独立した業務提供者により誠実に決定された公正価格により評価される。投資顧問会社は、市場相場が容易に入手できない場合における証券およびその他の資産を評価する方法を採用している。例えば、日次の市場相場が容易に入手できない特定の証券または投資対象は、他の証券または指数を参照にして投資顧問会社によって設定された指針に従い、評価されることがある。市場相場が容易に入手できない場合、および証券または資産が評価方法の一つに従って評価できない場合、証券または資産の評価は、その裁量により行為する投資顧問会社の評価委員会またはその他の者によって誠実に決定される。

関係する市場の取引が終了した後、NYSE終了時点の前に、ファンドの証券または資産の価額に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合を含む、現在のまたは信頼できる市場を基盤としたデータ（例えば、取引情報、売買情報、ブローカー価格）がない場合、市場相場は容易に入手できないと考えられる。さらに、特別事情のために証券が取引される証券取引所または市場が終日営業せず、他の市場価格が入手できない場合、市場相場は容易に入手できないと考えられる。投資顧問会社は、ファンドの証券または資産の価額に重大な影響をおよぼす可能性のある重要な出来事を監視する責任、および適切な証券または資産の価額が、かかる重要な出来事を踏まえて再評価されるべきかを決定する責任を負う。

ファンドが純資産価額を決定するために公正価格による値付けを利用する場合、証券は、それらが取引される主な市場からの相場に基づいた値付けはされず、むしろ投資顧問会社またはその指示にしたがって行動する者が公正価格を正確に反映すると判断するその他の方法によって、値付けされる場合がある。公正価格の値付けには、証券価額についての主観的な決定を必要とすることがある。トラストの方針は、ファンドの純資産価額の計算が、値付け時点の証券価額を公正に反映した結果となることを目的としているが、トラストは、投資顧問会社またはその指示にしたがって行動する者により決定された公正価格が、値付け時点で証券を処分した場合（例えば、競売処分または清算売却）に、ファンドが当該証券の対価として取得できる価格を正確に反映していることを保証できない。ファンドにより使用される価格は、証券が売却される場合に実現化する価格から異なることがあり、この差異は財務書類にとって重大であることがある。

(d) 証券取引および投資収益

証券取引は、財務報告目的のために、取引日現在において計上される。発行時取引または繰延受渡ベースで売買された証券は、取引日より1カ月またはそれ以後に決済されることがある。売却証券からの実現損益は、個別法により計上される。配当落ち日が省略されることがある外国証券からの特定の分配金が、ファンドが落ち日を知らされた直後に計上される場合を除き、配当収入は落ち日に計上される。割引の増加およびプレミアムの償却調整後の利息収入は、発生主義で計上される。モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券にかかる保証金損益は、運用計算書において利息収入の構成要素として計上される。

(e) 分配方針

下記の表は、各ファンドの予想される分配頻度を示したものである。各ファンドからの分配は管理会社の許可のある場合に限り宣言され支払われる。当該許可は管理会社の裁量によって差し控えられる。

毎月宣言および支払い

PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M)

PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド (M)

PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド

PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド (M)

PIMCO エマージング・ボンド (円ヘッジ) インカム・ファンド

PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド

PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド (円ヘッジ) ファンド

ピムコ・ワールド・ハイインカム

PIMCOバミューダ・ディバーシファイド・インカム・ファンド

インスティテューショナル (米ドル)

四半期毎の宣言および支払い

PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット (円ヘッジ) ボンド・ファンド

PIMCO バミューダ JGB フローター・フォーリン・ストラテジー・ファンド

PIMCOバミューダ JGB フローター・ユー・エス・ストラテジー・ファンド

半期毎の宣言および支払い

PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド

毎年宣言および支払い

PIMCO 米ドルLIBORプラス・ファンド

以下のファンズ（またはそのクラス、該当する場合）について、管理会社は分配の宣言を行うことを予定していない。しかしながら、その裁量により、いつでも受益者に対して分配の宣言および支払いを行うことができる。

PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド

PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド（M）

PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン（円ヘッジ）ボンド・ファンド

PIMCOバミューダ LIBORプラス・ファンド（M）

PIMCO バミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII（M）

PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII

PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ）ファンドII

PIMCO 米ドルLIBORプラス・ファンドII

PIMCOバミューダ・ディバーシファイド・インカム・ファンド

インスティテューショナル（円ヘッジ）

PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII

分配（もしあれば）は、一般的に関連するファンド（またはクラス（該当する場合））の純投資インカムから支払われる。加えて、管理会社は分配可能な純実現キャピタル・ゲインの支払いを許可する。追加的な分配は管理会社が適切と判断した際に宣言される。ファンド（またはクラス（該当する場合））に関連して支払われるいかなる分配金も当該ファンド（またはクラス（該当する場合））の受益証券一口当たりの純資産価格を相当額減少させる。受益者の判断で、ファンド（またはクラス（該当する場合））からの分配金はファンド（またはクラス（該当する場合））の追加的受益証券に再投資することも、受益者に現金で支払うことも可能である。現金支払いはファンドの受益証券の通貨で支払われる。ファンド（またはクラス（該当する場合））の分配金として合理的な水準を維持するために必要と考えられる場合、ファンドは、追加的な分配を宣言することができる。目論見書により要求されるファンド（またはクラス（該当する場合））の分配金を支払うために十分な純利益および純実現キャピタル・ゲインが存在しない場合、管理会社は、かかるファンド（またはクラス（該当する場合））の元本部分から分配金を支払うことができる。支払期日から6年以内に請求されなかった分配金について、その受領権は消滅し、該当するファンド（またはクラス（該当する場合））の利益として計上される。

（f）複数クラスによる運営

トラストにより募集される各クラスは、通貨ヘッジ運営に関連するクラス特定の資産を除いて、ファンドの資産に関して、同じファンドの他のクラスと等しい権利を有する。収益、非クラス特定費用、実現ならびに未実現キャピタル・ゲインおよびロスは、それぞれのファンドの各クラスに関連する純資産に基づき、受益証券の各クラスに割当てられる。クラス特定費用は、適切な場合において、現在、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務報酬、代行協会員報酬および販売報酬を含む。

（g）ローン・パーティシペーションおよび債権譲渡

特定のファンズは、会社、政府またはその他の借主が貸主または貸付シンジケートに支払うべき金額に関する権利である直接債務証券に投資することがある。ファンドによるローンへの投資は、ローン・パーティシペーションの形態または第三者からのローンの全部もしくは一部の譲渡の形態をとることがある。ローンは、しばしば、すべての所持人の代理人を務める銀行またはその他の金融機関（以下「貸主」という。）により管理される。代理人は、ローン契約の規定により、ローンの条件を管理する。ローン・パーティシペーションに投資する場合、ファンドは、ローン契約を販売する貸主からのみおよび貸主が借主から支払を受け取った場合にのみファンドが受け取れる元本、利息および手数料の支払を受ける権利を有する。ファンドは、通常、借主とのローン契約の条項の遵守を強制する権利を有しない。その結果、ファンドは、借主と、ローン契約を販売している貸主の両方の信用リスクを負うことがある。ファンドが貸主から債権譲渡額を購入

する場合、ファンドは、ローンの借主に対する直接的権利を取得する。2007年10月31日終了年度において、短期ローン契約は下記の通りであった（単位：千）。

ファンド	短期ローン額 (千米ドル)
PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド（M）	2,328
PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドⅡ（M）	896

（h）ブリッジ・デット債務

2007年10月31日終了年度において、PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド（M）は2,328,300米ドルの、またPIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドⅡ（M）は895,500米ドルの高利回りブリッジ・デットに資金拠出する未履行債務を有していた。ファンドは、約定期間終了時に報酬を受領する権利を有する。ブリッジ・デットの条件は、約定が行われる時点の市場レートに近似する。

（i）繰延受渡取引

特定のファンズは、繰延受渡ベースで証券の購入または売却を行うことができる。これらの取引は、ファンドによる通常の決済時期を越える支払いおよび受渡しを行う確定価格または利回りでの証券の購入または売却の約定を伴う。繰延受渡による購入が未決済の場合、ファンドは、購入価格を満たす金額の流動資産の指定を行う。繰延受渡による証券の購入を行う場合、ファンドは、価格ならびに利回り変動リスクを含む証券の保有にかかる権利およびリスクを負い、また、純資産価額の決定に際してかかる変動を考慮する。ファンドは、取引締結後に繰延受渡取引の処分または再契約を行うことができ、この結果としてキャピタル・ゲインまたはロスが生じることがある。ファンドが繰延受渡ベースで証券を売却する場合、ファンドは当該証券に関する将来的な損益に参加しない。

（j）外国通貨

各ファンドの財務諸表は、ファンドが運用される主たる経済環境の通貨を使用して表示される（以下「機能通貨」という。）。ファンズの機能通貨および報告通貨は米ドルである。外国証券、外国通貨ならびにその他の資産および負債は、毎営業日現在の為替レートにより各ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動により生じる通貨保有ならびにその他の資産および負債の評価額の変動は、未実現外国通貨損益として計上される。投資証券の費用にかかる実現損益および未実現損益ならびに収益および費用は、取引の行われた各日に換算される。証券投資にかかる外国通貨換算レートの変動による影響は、当該証券の市場価格の変動による影響から運用計算書において分別されないが、投資証券にかかる純実現および未実現利益または損失に含まれる。

特定のファンズの純資産価額およびトータル・リターンは、便宜上、日本円で表示されている。日本円による純資産価額およびトータル・リターンの表示目的上、当初純資産価額および最終純資産価額は、それぞれ期首および期末現在の為替レートを用いて換算され、分配金は分配時における為替レートを用いて換算される。

本報告書において使用される通貨記号は、下記の通り定義される。

AUD	— 豪ドル	JPY（あるいは¥）	— 日本円
BRL	— ブラジル・レアル	KRW	— 韓国ウォン
CAD	— カナダ・ドル	MXN	— メキシコ・ペソ
CLP	— チリ・ペソ	MYR	— マレーシア・リンギット
CNY	— 中国元	NOK	— ノルウェー・クローネ
COP	— コロンビア・ペソ	NZD	— ニュージーランド・ドル
CZK	— チェコ・クローネ	PLN	— ポーランド・ズロチ
DKK	— デンマーク・クローネ	RUB	— ロシア・ルーブル

EUR	— ユーロ	SEK	— スウェーデン・クローネ
GBP	— 英ポンド	SGD	— シンガポール・ドル
HKD	— 香港ドル	SKK	— スロバキア・コルナ
HUF	— ハンガリー・フォリント	TWD	— 台湾ドル
IDR	— インドネシア・ルピア	USD（あるいは\$）	— 米ドル
ILS	— イスラエル・シェケル	UYU	— ウルグアイ・ペソ
INR	— インド・ルピー	ZAR	— 南アフリカ・ランド

（k）外国通貨取引

特定のファンズは、一部またはすべてのファンドの投資有価証券に係る為替リスクをヘッジする目的で、予定されている証券の購入または売却の決済に関連して、もしくは、投資戦略の一環として、外国通貨契約を締結することができる。外国通貨契約は、二当事者間で将来のある期日に設定価格で通貨の売買をする合意である。外国通貨契約の市場価格は、外国通貨契約レートの変化に伴い変動する。外国通貨契約は日々値洗いが行われ、評価額の変動はファンドにより未実現利益または損失として記録される。契約締結時の評価額および契約終了時の評価額の差額に相当する実現利益または損失は、通貨の受渡時または受領時に記録される。これらの契約は、資産・負債計算書に反映されている未実現利益または損失を上まわる市場リスクを伴う。さらに、ファンドは相手方が契約の条項の不履行に陥った場合、または、通貨の価格が基準通貨に対して不利に変動した場合に、リスクにさらされる。また、特定のファンズは、日本円による投資家に対する為替リスクのヘッジ目的のため、外国通貨契約を締結する権利を有する。

特定の外国通貨契約は、ヘッジクラスの株式の米ドル建て以外の通貨に対するエクスポージャーを残すために、ヘッジクラスを持つ特定のファンズのポートフォリオレベルでなされたヘッジの効果を相殺することを目的とするものである。これらのクラス特定の外国通貨契約が成功するという保証はない。

（l）先物契約

特定のファンズは先物契約を締結することができる。ファンドは、証券市場または金利および通貨価格の変動にかかるリスク管理のため、先物契約を利用することが出来る。先物契約の利用に関連する主なリスクは、ファンドの保有証券の市場価格変動と先物契約の価格、市場の非流動化の可能性および相手方による契約条項の不履行との間の不完全な相互関係による。先物契約の締結に際し、ファンドはブローカーまたは取引所の当初証拠金規定に従い、所定の金額の現金または米国政府および政府機関の債務を先物のブローカーに預けることが要求される。先物契約は日々値洗いされ、評価額の変動への適正な未収金または未払金（以下「変動証拠金」という。）は、ファンドにより記録される。利益または損失は、契約が満了または終了するまで、認識されても実現化されたとみなされない。先物契約は、多様な度合いにより、資産・負債計算書上で開示される変動証拠金を上まわる損失のリスクを負う。

（m）インフレ連動債券

各ファンズは、インフレ連動債券に投資することができる。インフレ連動債券は、確定利付証券で、その元本価格はインフレ率に応じて定期的に調整される。これらの債券の利率は、一般的に発行時に通常の債券よりも低率に設定される。しかし、インフレ連動債券の存続期間において、利息はインフレ率調整後の元本価格に基づいて支払われる。インフレ連動債券の元本額の上昇は、投資者が満期まで元本を受け取らないとしても、運用計算書に利息収入として含まれる。

（n）モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券

特定のファンズは、モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券に投資することがある。かかる証券には、モーゲージ・パススルー証券、モーゲージ担保債務証券（以下「CMOs」という。）、コマーシャル・モーゲージ・バック証券、モーゲージ・ダラー・ロール、残余CMO、ストリップト・モーゲージ・バック証券（以下「SMBs」という。）、不動産のモーゲージ・ローンへの参加権を直接もしくは間接的に表章するか、またはかかるローンによる担保が付され、支払義務のあるその他証券が含まれる。一部のモーゲージ・バック関連証券またはアセット・バック証券の価額は、特に実勢金利の変化に対し敏感なことが

ある。モーゲージ関連証券の元本が期限前に償還された場合、元本の再投資時によりファンドは収益率の低下にさらされる場合がある。当該有価証券の価額は、市場が認識する発行体の信用度に左右される。さらに、モーゲージおよびモーゲージ関連証券は、一般に、何らかの形の政府保証または民間保証および／または保険によって担保されているが、民間保証人または保険会社がその債務を履行するとの保証はない。

SMBSSsには、モーゲージ・アセットから全ての金利を受領するクラス（金利部分のみ、あるいは「I0」および／もしくは比較的低い元本価額の高表面利率、もしくは「I0ette」クラス）と、全ての元本を受領するクラス（元本部分のみ、あるいは「P0」クラス）がある。I0およびI0etteについて受領された支払は、運用計算書の利息収益に含まれる。I0もしくはI0etteの満期日には、元本がほとんどもしくは全く受領されないため、満期日まで毎月に当該証券の簿価への調整がなされる。これらの調整は、運用計算書の利息収益に含まれる。支払受領済みP0は、取得原価および1口当たり証券の減額として扱われる。

(o) オプション契約

特定のファンズは、保有または投資を行う予定の先物、スワップ（「スワプションズ」）、証券または通貨にかかるコールおよびプット・オプションを売却することができる。プット・オプションの売却は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを増加させる傾向にある。コール・オプションの売却は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを減少させる傾向にある。ファンドがコールまたはプット・オプションを売却する時に、受領プレミアムと同等の金額が負債として計上され、その後、売りオプションの直近評価額を反映するため値洗いが行われる。これらの負債は、資産・負債計算書に未決済売りオプションとして反映される。特定のオプションは将来の特定日に決定されるプレミアムと共に売却されうる。当該オプションに対するプレミアムは特定期間のインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づく。権利消滅する売りオプションからの受領プレミアムは、実現利益として処理される。行使または買戻された売りオプションからの受領プレミアムは、手取金に追加されるか、もしくは、実現利益または損失の決定のため、原先物、スワップ、証券または為替取引に支払われた金額に対して相殺される。オプションの売り主としてのファンドは、原先物、スワップ、証券または為替が売却（コール）または購入（プット）されるかどうかについて、決定権を有しておらず、この結果、売りオプションの原先物、スワップ、証券または為替の価格が不利に変動する市場リスクを負う。市場の非流動化により、ファンドが買戻取引の締結を行えないリスクがある。

さらに特定のファンズは、プットおよびコール・オプションを購入することができる。コール・オプションの購入は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを増加させる傾向にある。プット・オプションの購入は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを減少させる傾向にある。ファンドは、資産・負債計算書に投資として含まれ、その後オプションの直近評価額を反映するため値洗いが行われるプレミアムを支払う。権利消滅する購入オプションへの支払プレミアムは、実現損失として処理される。特定のオプションは将来の特定日に決定されるプレミアムと共に購入されうる。当該オプションに対するプレミアムは特定期間のインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づく。購入プットおよびコール・オプションに関連したリスクは、支払プレミアムに限定される。行使または買戻された購入オプションへの支払プレミアムは、支払金額に追加されるか、もしくは、実現利益または損失の決定のため、原先物、スワップ、証券または為替取引に対する受取金額に対して相殺される。

(p) 現物払い証券

特定のファンズは、現物払い証券（以下「PIKs」という。）に投資することがある。PIKsは、発行者に対し、各利払日に現金または追加の債券により利息の支払を行うオプションを付与する。かかる追加の債券は、通常、原債券と同様の条件（満期日、利率および関連リスクを含む。）を有する。原債券の日々の市場相場は、経過利息を含み（利込価格という。）、未収利息から、貸借対照表における投資証券の未実現の増減に比例した調整を要する。

(q) レポ契約

各ファンドは、レポ契約を締結することができる。通常のレポ契約の条項に従い、ファンドは売り主の買戻義務およびファンドによる指定時期および価格での再販売義務を条件とした対象債務（担保）の持高を保有する。全てのレポ取引に対する原投資有価証券は三者間のレポ契約に基づきファンドの保管受託銀行

または指定されたサブ・カストディアンに保管される。担保の市場価格は、利息を含む買戻義務の合計額と同額である必要がある。レポ契約に基づき購入される証券は、資産・負債計算書上に資産として反映される。一般的に相手方の不履行が生じた場合、ファンドは発生した損失の相殺のため担保を利用する権利を有する。相手方が不履行に陥った場合、ファンドは担保として保有する証券の売却を試みる。これは、当該証券に関して、その価値が買戻価格を下回った場合に被る損失に加え、手続き上の費用または遅滞を伴う。

(r) 残余持分債（以下「RIBs」という。）／残余持分免税債（以下「RITEs」という。）

ファンズは、その金利が別の証券に対する金利、または指数値に対して反対の関係となるRIBsおよびRITEsに投資することができる。RIBsおよびRITEsは、短期および長期の2種類の証券を設立するため、原債券により提供される収益を分割することによって設立される。短期部分に対する金利は、通常7日から35日毎に、指数あるいはオークション・プロセスによってリセットされる。収益が現行の利率で短期証券に対して支払われた後、原債券からの残余収益が長期証券に回される。したがって、短期金利の上昇により、長期的部分の収益が下がり、またはその逆となる。より長期の債券は、相応する満期を持つその他の地方債よりも不安定で流動性が低い可能性がある。通常RIBsおよびRITEsへの投資は、確定利付債への投資よりも大きなリスクを伴う可能性がある。ファンズはまた、レバレッジを増加させる目的でRIBsおよびRITEsに投資することができる。

(s) 制限付き証券

特定のファンズは、転売について法律上または契約上の制限がある証券に投資することができる。かかる証券は、一般的に登録義務を免除される取引において、または証券が登録された場合は公衆に対して転売することができる。かかる証券の処分は、時間のかかる交渉および費用を伴う可能性があり、容認可能な価格で迅速に売却することは難しい場合がある。

(t) 逆レポ契約

各ファンドは逆レポ契約を締結することができる。逆レポ契約ではファンドは金融機関に、約定価格で約定期日に同種の有価証券を買戻すという契約に基づき、保有している有価証券を売却する。逆レポ契約で売却された有価証券は、資産・負債計算書の負債として計上される。逆レポ契約はファンドが売却した有価証券の市場価格が、買戻す有価証券の価格以下に下落するリスクをとまなう。ファンドはPIMCOによる現金化が決定している資産または逆レポ契約に基づく債務を担保するその他の資産を分離保有する。

(u) 空売り

特定のファンズは、空売りを行うことができる。空売りは、ファンドが証券の市場価格の下落を見越して保有していない証券を売却する取引である。空売りにより売却される証券および当該証券にかかる未払利息は、もしあれば、資産・負債計算書上に負債として反映される。ファンドは、ショート・ポジションの買戻時に市場価格による証券の受渡を行う義務を負う。購入からの損失は投資合計額を超過することはないのに対して、空売りによる潜在的な損失は無制限である。

(v) スワップ契約

特定のファンズは、金利、証券または商品指数、特定証券および商品に係るスワップ契約ならびにクレジットおよびイベント・リンク・スワップを含むがそれらに限定されないスワップ取引に投資することができる。ファンドが外貨建て証券に投資する範囲内で、為替レート・スワップにも投資することができる。スワップ取引は、指定された将来期間において投資キャッシュ・フロー、資産、外貨または市場連動収益の交換または取換えを行うファンドと相手方との間の個別の交渉による合意である。ファンドは、金利、通貨および信用リスク管理のため、金利、トータル・リターン、クロス・カレンシー、クレジット・デフォルトおよびその他の種類のスワップ契約を締結することができる。これらの契約に関連し、証券は、対応するスワップ契約の条項に基づいて担保として分類されることができる。

金利スワップ契約は、ファンドによる他の当事者との利息の支払または受領にかかるそれぞれの約定の交換（例えば想定元本価格にかかる変動金利の支払と固定金利の支払の交換）を伴う。特定の種類の金利スワップ契約は以下の事項を含む。すなわち（i）金利キャップ（この特約ではプレミアムを対価として、一方当事者が相手方に、金利が特定レート、あるいはキャップ、を越える場合に支払いを合意する。）、

（ii）金利フロアー（この特約ではプレミアを対価として、一方当事者が相手方に、金利が特定レート、あるいはフロアー、を下回る場合に支払いを合意する。）、または（iii）金利カラー（この特約ではファンドを、所定の最低値あるいは最高値レベルを越える金利の変動から保護するため、一方当事者がキャップを売却しフロアーを購入する、またその逆の取引を行う。）。

トータル・リターン・スワップ契約は、双方とも想定元本価格に基づき、市場に連動したリターンを対価として利息を支払う約定を伴う。取引の対象証券または対象指数のトータル・リターンが相殺される金利債務に対して超過または不足する範囲において、ファンドは、相手方からの支払を受領するか、もしくは相手方に対して支払を行う。

クロス・カレンシー・スワップ契約は、指定された為替レートで後日再交換する合意をもって、二当事者による2つの異なる通貨の交換を伴う。契約開始日の通貨の交換は、直近のスポット・レートで行われる。満期時の再交換は、同じ為替レート、指定されたレート、または、その時の直近スポット・レートにより行われる。利息の支払いは、適用ある場合、契約開始時の2つの通貨における有効利率に基づき、当事者間で行われる。クロス・カレンシー・スワップ契約の期間は、数年間の延長が可能である。クロス・カレンシー・スワップは、通常、商業銀行および投資銀行との間で交渉が行われる。契約は相手方による不履行のリスクの対象となり、期間によっては、為替レート・リスクの対象になりうる。一部のクロス・カレンシー・スワップは、元本キャッシュ・フローの交換を行わず、利息キャッシュ・フローの交換のみ行う。

エマージング国の社債およびソブリン債に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約は、不履行が生じた場合、特定のリターンを受領する権利を交換条件として、一方の当事者による他方の当事者に対する一連の支払の実行を伴う。ファンドは、発行体による不履行に対する保護手段の提供（即ち、参照債務に対してファンドが保有するまたは晒されるリスクの軽減）、または、特定の発行体による不履行の可能性に対する積極的ロングまたはショート・ポジションの獲得のため、エマージング国の社債およびソブリン債に対するクレジット・デフォルト・スワップを利用することができる。プロテクションの売り手として、ファンドは、通常、信用事由が存在しない場合に、スワップの期間を通じて前払額または確定比率の収益を受け取る。ファンドがプロテクションの売り手でありかつ信用事由が発生した場合、当該特別スワップ契約の条項により定められるように、ファンドはプロテクションの買い手に対しスワップの想定額を限度とする金額を支払い、一定の場合には担保を受け取る。ファンドは、売り手として、そのポートフォリオに実質的にレバレッジを加えることになるが、これは、ファンドが、その純資産総額に加え、スワップ想定額についても投資リスクを負うことになるためである。プロテクションの買い手として、ファンドは、通常、信用事由が発生した場合に、スワップの想定額を限度とする金額を受け取る。

クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約は、評価損、元本の不足、金利の不足、クレジット指数を構成する参照銘柄の全てまたは一部に不履行が生じた場合、特定のリターンを受領する権利を引換条件として、一方の当事者による他方の当事者に対する一連の支払の実行を伴う。クレジット指数は、クレジット市場全体の一部分を代表することを目的としたクレジット商品またはエクスポージャーの一覧である。これらの指数は、ディーラーの調査により、セクター指数をベースにしたクレジット・デフォルト・スワップにおいて最も流動性が高い銘柄であると判断された参照クレジットによって構成される。指数の構成は、投資適格証券、高利回り証券、アセット・バック証券、エマージング市場、および／あるいは各セクター内の様々な信用格付けに対するクレジット・デフォルト・スワップを含むが、それらに限定されない。クレジット指数は、固定スプレッドおよび標準満期日を含む、統一された条件とともにクレジット・デフォルト・スワップを使用して取引される。クレジット・デフォルト・スワップ指数は、指数内にある全ての品目を参照にし、不履行が生じた場合、指数にある当該品目のウェイトに基づき、信用事由が解決される。指数の構成は、通常6か月毎に定期的に変更され、ほとんどの指数にとって、各品目は指数において同等のウェイトを持つ。

米国連邦所得税上、偶発的、不定期かつブレット型支払を「想定元本契約」と規定するクレジット・デフォルト・スワップおよびその他のスワップ契約の取扱いは確定していない。内国歳入庁が、クレジット・デフォルト・スワップまたはその他のブレット型スワップは米国連邦所得税上の「想定元本契約」ではな

いと立場をとる場合、トラストが当該投資対象から受け取る支払は、米国の売上税または所得税を課されることになる。

スワップは、第三者のベンダーあるいはマーケット・メーカーから入手可能な範囲で得られる価格に基づいて日々値洗いが行われ、評価額の変動は、もしあれば、運用計算書に未実現利益または損失として計上される。市場相場が容易に入手できない、あるいは信頼できないと考えられる場合、特定のスワップ契約は、他の証券または指数を参考にして受託者会によって設定された指針に従って評価されることがある。市場相場が容易に入手できない場合およびスワップが評価方法のひとつに従って評価されない場合、スワップの価格は、通常管理会社により提供される提言を基に受託者会の評価委員会により誠実に決定される。計算期間の開始時に受領または履行された支払金は、当該項目として資産・負債計算書に反映される。これらの前払金は、スワップの終了または満了時に、実現利益または損失として運用計算書に計上される。スワップの終了時に受領または履行された清算支払金は、実現利益または損失として運用計算書に計上される。ファンズにより受領されるまたは支払われる定期的な支払金の純額は運用計算書の実現利益または損失の一部に含まれる。これらの契約の締結は、多様な度合いにより、資産・負債計算書で認識される金額を上まわる信用、市場および書類リスクの要素を伴う。かかるリスクは、これらの契約に対して流動性のある市場が存在しない可能性、契約の相手方がその債務の不履行に陥るかまたは契約の条項の解釈において同意しない可能性、金利が不利に変動する可能性を伴う。

(w) 米国政府機関証券または政府支援企業証券

米国政府機関または政府支援企業によって発行された証券は、米財務省により保証されないことがある。米国政府の100%出資企業である連邦政府抵当金庫（以下「GNMA」または「ジニーメイ」という。）は、米国政府の十分な信頼と信用で、GNMAが認可する機関が発行し、且つ連邦住宅管理公団または復員軍人援護局の保証するモーゲージ・プールに裏付けられた証券に対する適時な元利払いの保証を認められている。政府関連被保証人（すなわち、米国政府の十分な信頼と信用の裏付けのない被保証人）には、連邦抵当金庫（以下「FNMA」または「ファニーメイ」という。）および連邦住宅貸付抵当公社（以下「FHLMC」または「フレディマック」という。）を含む。FNMAが発行するパス・スルー証券は、FNMAの適時な元金および利子の支払いについては保証されるが、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。FHLMCは、適時な利子の支払いおよび元金の最終受取の保証はするが、参加証書への米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。

(x) 新会計基準

2006年6月、財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）は、解釈指針第48号「FASB基準書第109号「法人税における不確実性に関する会計」の解釈指針」（以下「解釈指針」という。）を発行した。同解釈指針は、2008年11月1日に開始するファンドの会計年度より適用となる。

2006年9月、FASBは財務会計基準書第157号「公正価値測定」（以下「基準書」という。）を発行した。基準書は2007年11月15日以降に開始する会計年度より適用となり、これにより受益者が当該測定に使用した入力値を査定し、および重要な識別できない入力値を用いて公正価値測定が繰り返されることに対し、当該測定が報告期間中の純資産の変動に与える影響を評価できるよう資産および負債の各主要カテゴリーごとに公正価値測定の開示を拡大することが義務付けられた。経営陣は現在、基準書の適用を検討しており、基準書に関する追加情報を2008年10月31日に終了する会計年度のファンズの財務書類において提供する。

3. 市場リスクおよび信用リスク

通常の業務の過程で、ファンズは、市場の変化（市場リスク）または取引の相手方の不履行（信用リスク）による潜在的な損失リスクを有する金融商品の売買および金融取引の締結を行う。潜在的な損失は、財務書類に計上された金融資産の価額を超過することがある。ファンズが信用リスクにさらされる可能性がある金融資産は、主にブローカーおよび投資証券からの未収現金により構成される。これらの金融資産に関連してファンズが信用リスクにさらされる範囲は、ファンズの資産・負債計算書に計上される当該資産の繰越し価格に近似する。保管ブローカーが、ファンズの証券取引にかかる決済および保管業務を提供する。現金の大部分が、保管

ブローカーにより保有されている。保管ブローカーは、主要な証券取引所の会員である。

4. 保証および補償

トラストの設立書類に基づき、特定の関係者（受託会社およびPIMCOを含む）は、それぞれ、ファンズへのそれら当事者の義務の遂行から生じうる一定の債務に対して補償される。さらに、通常の業務の過程で、ファンズは、多様な補償条項を含む契約を締結する。これらの合意に基づくファンズの最大限のリスクは、ファンズに対して将来行われうる、現時点では未発生 of 請求を伴うため、不明である。しかしながら、ファンズは、これらの契約に従った従前の請求または損失を有しておらず、損失のリスクは僅かであると予測している。

5. 所得税

トラストは、その税務上の地位についてバミューダ法に服する。現行のバミューダ法に基づき、トラストまたはファンドが支払うべき所得税、遺産税、譲渡税、売上税またはその他の税金は存在しない。またトラストもしくはファンドによる分配または受益証券の買戻し時の純資産価額の支払について、源泉徴収税は適用されない。そのため、財務書類において、所得税の引当は計上されていない。バミューダにおいて上記の税金が制定された場合、ファンズは、1966年免税事業税金保護法に基づき、2016年3月28日までファンズに対しすべての当該税金を免除する旨の約束をバミューダ財務省から受領している。

トラストは、通常、米国連邦所得税上、米国で取引または事業に従事しているとみなされないようにその業務を遂行する意向である。特に、トラストは、1986年内国歳入法（改正済）に定めるセーフ・ハーバーについて適格となる予定であり、これに基づき、トラストは、その業務が自己勘定での株式および証券または商品の取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされないことになる。トラストの所得がトラストの実行する米国での取引または事業と有効に関係しない場合、トラストが米国の源泉から得る所得の一定カテゴリー（配当および一定種類の利息収益を含む。）は30%の米国の税金を課されることになり、かかる税金は、通常、当該所得から源泉徴収される。一方、トラストがトラストの実行する米国での取引または事業と有効に関係する所得を得る場合、当該所得は、米国内国企業に適用される累進税率の米国連邦所得税を課され、トラストもまた支店利益税を課されることがある。2007年10月31日に終了した会計年度において、トラストは、米国での取引または事業と有効に関係する所得を得なかった。

6. 報酬および費用

各ファンドは、（個別に計算される各ファンドの日々の平均純資産額に基づく料率として算定される）以下の年率により、下記の報酬を負担する。

ファンド	管理報酬	投資顧問報酬	管理事務代行報酬	代行協会員報酬	販売報酬
PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	該当なし	0.45% ⁽¹⁾	0.20% ⁽²⁾	該当なし	該当なし
PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット（円ヘッジ）ボンド・ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド（M）	該当なし	0.28%	0.20% ⁽³⁾	該当なし	該当なし
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン（円ヘッジ）ボンド・ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCO バミューダ JGB フローター・フォーリン・ストラテジー・ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

PIMCOバミューダ JGB フローター・ユー・エス・ストラテジー・ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCOバミューダ LIBORプラス・ファンド (M)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド (M)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCO バミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII (M)	該当なし	0.35%	0.20% ⁽⁴⁾	該当なし	該当なし
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド (M)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCO エマージング・ボンド (円ヘッジ) インカム・ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド (円ヘッジ) ファンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド (円ヘッジ) ファンドII	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCO 米ドルLIBORプラス・ファンド	0.45% ⁽⁵⁾	該当なし	該当なし	0.08%	0.33% ⁽⁶⁾
PIMCO 米ドルLIBORプラス・ファンドII	該当なし	0.27%	0.20% ⁽⁷⁾	該当なし	該当なし
ビムコ・ワールド・ハイインカム	0.70%	該当なし	該当なし	0.10% ⁽⁸⁾	0.55% ⁽⁹⁾
PIMCOバミューダ・ディバースファイド・インカム・ファンド					
インスティテューショナル (円ヘッジ)	該当なし	0.50% ⁽¹⁰⁾	0.20% ⁽¹¹⁾	該当なし	該当なし
インスティテューショナル (米ドル)	該当なし	0.50% ⁽¹⁰⁾	0.20% ⁽¹¹⁾	該当なし	該当なし
PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII					
インスティテューショナル (円)	該当なし	0.35%	0.20% ⁽¹¹⁾	該当なし	該当なし
インスティテューショナル (円ヘッジ)	該当なし	0.35%	0.20% ⁽¹¹⁾	該当なし	該当なし

- (1) PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドは、その資産水準に基づき、ファンド純資産額の1億米ドル以下の部分について年率0.45%、1億米ドル超2億米ドル以下の部分について年率0.35%、2億米ドル超のすべての部分について年率0.30%で変動する投資顧問報酬を負担する。
- (2) PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドは、ファンド純資産額の5,000万米ドル以下の部分について年率0.20%、5,000万米ドル超1億米ドル以下の部分について年率0.15%、1億米ドル超のすべての部分について年率0.10%の資産水準に基づいて変動する管理事務代行報酬を負担する。
- (3) PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド (M) は、ファンド純資産額の5,000万米ドル以下の部分について年率0.20%、5,000万米ドル超1億米ドル以下の部分について年率0.15%、1億米ドル超のすべての部分について年率0.10%の資産水準に基づいて変動する管理事務代行報酬を負担する。
- (4) PIMCO バミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII (M) は、ファンド純資産額の5,000万米ドル以下の部分について年率0.20%、5,000万米ドル超1億米ドル以下の部分について年率0.15%、1億米ドル超のすべての部分について年率0.10%の資産水準に基づいて変動する管理事務代行報酬を負担する。
- (5) PIMCO米ドルLIBORプラス・ファンドは、その資産水準に基づき、ファンド純資産額の1億米ドル以下の部分について年率0.45%、1億米ドル超3億米ドル以下の部分について年率0.42%、3億米ドル超のすべての部分について年率0.39%で変動する管理報酬を負担する。
- (6) PIMCO米ドルLIBORプラス・ファンドは、その資産水準に基づき、ファンド純資産額の1億米ドル以下の部分について年率0.27%、1億米ドル超3億米ドル以下の部分について年率0.30%、3億米ドル超のすべての部分について年率0.33%で変動する販売報酬を負担する。
- (7) PIMCO 米ドルLIBORプラス・ファンドIIは、その資産水準に基づき、ファンド純資産額の5,000万米ドル以下の部分について年率0.20%、5,000万米ドル超1億米ドル以下の部分について年率0.15%、1億米ドル超のすべての部分について年率0.10%で変動する管理事務代行報酬を負担する。
- (8) ビムコ・ワールド・ハイインカムは、その資産水準に基づき、ファンド純資産額の1億米ドル以下の部分について年率0.10%、1億米ドル超のすべての部分について年率0.05%で変動する代行協会員報酬を負担する。
- (9) ビムコ・ワールド・ハイインカムは、その資産水準に基づき、ファンド純資産額の1億米ドル以下の部分について年率0.50%、1億米ドル超のすべての部分について年率0.55%で変動する販売報酬を負担する。
- (10) 当該クラスは、その資産水準に基づき、投資顧問報酬を負担する。投資顧問報酬は、(i) ファンド純資産額の1億米ドル以下の部分

について年率0.50%、1億米ドル超のすべてのファンドの純資産について年率0.45%で変動する部分を適用することにより、また、

（ii）各クラスの資産水準に基づき、各クラスの投資顧問報酬の比例分配を割り当てることにより算定される。

- (11) 当該クラスは、ファンドの資産水準に基づき変動する管理事務代行報酬を負担する。管理事務代行報酬は、（i）ファンド純資産額の5,000万米ドル以下の部分について年率0.20%、5,000万米ドル超1億米ドル以下の部分について年率0.15%、1億米ドル超のすべての部分について年率0.10%の資産水準に基づいて変動する部分を適用することにより、また、（ii）各クラスの資産水準に基づき、各クラスの管理事務代行報酬の比例分配を割り当てることにより算定される。

管理報酬、投資顧問報酬および管理事務代行報酬は、該当する場合、管理会社兼投資顧問会社に対して、投資顧問業務、管理事務業務および監査、保管、受託、投資証券会計、日常的法務、名義書換事務代行、印刷業務を含む第三者による業務の提供および提供の手配について毎月後払いで支払われる。代行協会員報酬および販売報酬は、該当する場合、日本で代行協会員として行為し、特定のファンズの受益証券の申込みおよび買戻しの取扱いを果たす、代行協会員および販売会社に後払いで支払われる。かかる費用と引換に、管理会社兼投資顧問会社は、トラストおよび該当ファンドにより要求される複数の業務提供者に対する費用を負担する。受益者ではなく、管理会社兼投資顧問会社が、純資産の増加による価格の下落も含め、第三者による当該サービス費用の価格下落の恩恵を受ける。

ファンズは、受託会社の検討および承認を条件として、（i）公租公課、（ii）ブローカー費用、手数料およびその他のポートフォリオ取引に関する支出、（iii）利息支払いを含む借入費用、（iv）訴訟費用および損害賠償費用を含む特別費用、（v）設立費用、ならびに（vi）特定の受益証券のクラスに割当てられたまたは割当てべき支出を含む、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬によってカバーされない、業務に関連するその他の費用を負担することがある。

上記の表に記載される通り、特定のファンズおよびファンズのクラスは、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬を負担しない。しかし、当該ファンドあるいはクラスに関連して、管理会社兼投資顧問会社の日本における関連会社であるピムコジャパンリミテッドは、投資顧問業務、管理事務代行業務およびファンズに関連する監査、保管、受託、投資証券会計、定期的な法務、名義書換事務代行、印刷業務を含む第三者による業務の提供および提供の手配を行い、かかる業務の費用を負担する。当該ファンドはアカウントごとに、ピムコジャパンリミテッドによって管理される投資ビークルに投資される。ピムコジャパンリミテッドは、かかる口座およびビークルの運営から報酬を受け取る。かかる報酬の一部は、管理会社および投資顧問会社へサービス報酬として分配される。そのため、ピムコジャパンリミテッド、管理会社および投資顧問会社（受益者は除く）は、かかる第三者サービスのいかなる費用の減少からも恩恵を受ける。

PIMCOは、トラストの設立に関連する設立費用を支払った。PIMCOは、PIMCOバミューダ・ディバースィファイド・インカム・ファンドを除く、各ファンズの設立費用を支払った、または、支払う。PIMCOバミューダ・ディバースィファイド・インカム・ファンドは、その当初設定に関連する設立費用を支払った。

PIMCO 米ドルLIBORプラス・ファンドおよびピムコ・ワールド・ハイインカムの日本における募集に関連し、これらのファンズは日本における当初募集に伴う設立費用および経費を負担し、かかる前払いされた資産を3年間にわたり償却している。PIMCOは、各ファンドの日本における当初募集に伴う設立費用の合計が、ファンドの日々の平均純資産額の0.05%に限定されるように、ファンドに対して払戻しを行うことを契約により同意している。設立費用返済契約に従い、PIMCOは、将来においてかかる権利放棄または返済を補償する可能性がある。

PIMCOは、その管理報酬から、PIMCO 米ドルLIBORプラス・ファンドの日本における継続中の公募に関連する特定の経費を支払った。ピムコ・ワールド・ハイインカムは、日本におけるその受益証券の公募に関連する発生中の経費を支払った。新たにファンズが設立される場合、関連するファンドに直接帰属するかかる費用は、ファンドあるいはPIMCOにより負担される。かかる費用がファンドに直接帰属しない場合は、かかる費用がその裁量によりPIMCOによって負担される場合を除き、それぞれの純資産価額に比例して、各ファンドがかかる費用を負担する。いずれかのファンドが、完全に支払いを終える前に終了する場合、かかる未払い額は、繰り上げられ、ただちに支払われる。

7. 関連当事者取引

管理会社兼投資顧問会社は、米国FAS第57号、「関連当事者開示」に定義される関連当事者であり、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・オブ・アメリカ・エル・ピー（以下「エージーアイ」という。）の過半数所有子会社である。当該当事者に支払われるべき報酬は注記6に開示されている。

トラストの関係者であるエージーアイは、2007年10月31日現在、PIMCOバミューダ・ディバーシファイド・インカム・ファンドの発行済受益証券を0.20%保有している。

特定のファンドは、管理会社によって採用された手続きにおいて概要された特定条件に基づいて、特定の関連ファンドの有価証券を購入あるいは売却を許可されている。2007年10月31日に終了した年度中、そのような購入および売却はなかった。

8. 売却コールおよびプット・オプション取引

売却コールおよびプット・オプション取引は下記の通りであった（単位：千、契約数を除く。）。

	PIMCOバミューダ・ エマージング・マーケット・ ボンド・ファンド（M）		PIMCOバミューダ・グローバル・ アグリゲイト・イクス・ジャパン・ ボンド・ファンド（M）				
	契約数	プレミアム （米ドル）	契約数	米ドル による 想定元本 （米ドル）	英ポンド による 想定元本 （英ポンド）	ニュージーランド ・ドルによる 想定元本 （ニュージーランド ・ドル）	プレミアム （米ドル）
2006年10月31日現在残高	818	287	1,102	1,019,000	64,800	0	11,444
売却	0	0	6,151	1,648,300	46,000	49,427	22,768
買戻購入	0	0	(352)	(1,224,700)	0	(8,500)	(10,145)
権利消滅	(818)	(287)	(6,549)	(280,600)	(96,800)	(40,927)	(6,568)
権利行使	0	0	0	0	0	0	0
2007年10月31日現在残高	0	0	352	1,162,000	14,000	0	17,499

	PIMCO バミューダ JGB フローター・ フォーリン・ストラテジー・ファンド				
	契約数	米ドルによる 想定元本 （米ドル）	英ポンドによる 想定元本 （英ポンド）	日本円による 想定元本 （日本円）	プレミアム （米ドル）
2006年10月31日現在残高	60	15,900	2,900	0	210
売却	90	32,600	1,800	80,000	595
買戻購入	0	(15,900)	0	0	(136)
権利消滅	(150)	0	(4,700)	0	(132)
権利行使	0	0	0	0	0
2007年10月31日現在残高	0	32,600	0	80,000	537

	PIMCOバミューダ JGB フローター・ ユー・エス・ストラテジー・ファンド				
	契約数	米ドル による 想定元本 （米ドル）	英ポンド による 想定元本 （英ポンド）	日本円 による 想定元本 （日本円）	プレミアム （米ドル）
2006年10月31日現在残高	60	9,700	2,000	0	141
売却	60	21,400	1,200	50,000	422
買戻購入	0	(9,700)	0	0	(84)
権利消滅	(120)	0	(3,200)	0	(96)
権利行使	0	0	0	0	0
2007年10月31日現在残高	0	21,400	0	50,000	383

	PIMCOバミューダ LIBORプラス・ ファンド（M）					PIMCOバミューダ・ ユー・エス・ ハイ・イールド・ ファンド（M）		
	契約数	米ドル による 想定元本 （米ドル）	英ポンド による 想定元本 （英ポンド）	ニュージーランド ・ドルによる 想定元本 （ニュージーランド ・ドル）	プレミアム （米ドル）	契約数	米ドル による 想定元本 （米ドル）	プレミアム （米ドル）
2006年10月31日現在残高	105	42,100	2,500	0	462	539	0	85

売却	266	60,100	3,000	1,448	899	59	84,400	1,968
買戻購入	(12)	(53,900)	0	(300)	(452)	(55)	0	(19)
権利消滅	(347)	(3,100)	(4,500)	(1,148)	(224)	(484)	0	(66)
権利行使	0	0	0	0	0	0	0	0
2007年10月31日現在残高	12	45,200	1,000	0	685	59	84,400	1,968

	PIMCO バミューダ・ ユー・エス・ハイ・イールド・ ファンド II (M)			PIMCOエマージング・ ボンド・インカム・ ファンド (M)		PIMCOバミューダ・ ディバーシファイド・ インカム・ファンド		
	米ドル による			プレミアム		米ドル による		
	契約数	想定元本 (米ドル)	プレミアム (米ドル)	契約数	(米ドル)	契約数	想定元本 (米ドル)	プレミアム (米ドル)
2006年10月31日現在残高	102	0	14	366	128	116	200	36
売却	0	36,700	877	0	0	158	61,200	746
買戻購入	0	0	0	0	0	(81)	(200)	(26)
権利消滅	(102)	0	(14)	(366)	(128)	(121)	(3,200)	(40)
権利行使	0	0	0	0	0	0	0	0
2007年10月31日現在残高	0	36,700	877	0	0	72	58,000	716

9. 利益参加型受益証券

トラストは5千億口を上限とする利益参加型受益証券を発行することができる。PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド、PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M)、PIMCO バミューダ LIBORプラス・ファンド (M)、PIMCO バミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド (M)、PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド (M)、PIMCO 米ドルLIBORプラス・ファンド、PIMCO 米ドルLIBORプラス・ファンドII、ピムコ・ワールド・ハイインカムおよびPIMCOバミューダ・ディバーシファイド・インカム・ファンド・インスティテューショナル (米ドル) の受益証券の申込および買戻しは米ドル建てである。

PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット (円ヘッジ) ボンド・ファンド、PIMCO バミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド、PIMCO バミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド (M)、PIMCO バミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン (円ヘッジ) ボンド・ファンド、PIMCO バミューダ JGB フローター・フォーリン・ストラテジー・ファンド、PIMCOバミューダ JGB フローター・ユー・エス・ストラテジー・ファンド、PIMCO バミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII (M)、PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド、PIMCO エマージング・ボンド (円ヘッジ) インカム・ファンド、PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド、PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII、PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド (円ヘッジ) ファンド、PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド (円ヘッジ) ファンドII、PIMCOバミューダ・ディバーシファイド・インカム・ファンド・インスティテューショナル (円ヘッジ) およびPIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドIIの受益証券は日本円建てであり、取引日におけるスポット・レートにより米ドルに換算される。各ファンドの受益証券は、将来いずれかのファンドに関連して追加クラスが募集されることができ、無額面で、同一種類として発行される。ファンズの端数となる受益証券は発行されない。

利益参加型受益証券の変動は下記の通りであった（口数および金額：千単位*）。

PIMCOバミューダ・ エマージング・ マーケット・ボンド・ ファンド	PIMCOバミューダ・ エマージング・ マーケット・ボンド・ ファンド (M)	PIMCOバミューダ・ エマージング・ マーケット (円ヘッジ) ボンド・ファンド	PIMCOバミューダ・ グローバル・ アグリゲイト・ イクス・ジャパン・ ボンド・ファンド	PIMCOバミューダ・ グローバル・ アグリゲイト・ イクス・ジャパン・ ボンド・ファンド (M)
2007年10月31日 終了年度	2007年10月31日 終了年度	2007年10月31日 終了年度	2007年10月31日 終了年度	2007年10月31日 終了年度
金額	金額	金額	金額	金額
口数 (米ドル)	口数 (米ドル)	口数 (米ドル)	口数 (米ドル)	口数 (米ドル)

受益証券販売受取額	0	0	612	6,810	9	714	2,059	229,268	4,565	509,011
分配金の再投資による										
発行額	0	0	378	4,199	1	126	0	0	0	0
受益証券買戻支払額	0	0	(32,956)	(368,835)	(81)	(7,082)	(693)	(77,788)	(4,102)	(457,262)
ファンド受益証券取引による純増加(減少)額	0	0	(31,966)	(357,826)	(71)	(6,242)	1,366	151,480	463	51,749

PIMCOバミューダ・
グローバル・
アグリゲイト・
イクス・ジャパン
(円ヘッジ)
ボンド・ファンド

PIMCO バミューダ
JGB フローター・
フォーリン・
ストラテジー・ファンド

PIMCOバミューダ
JGB フローター・
ユー・エス・
ストラテジー・ファンド

PIMCOバミューダ
LIBORプラス・
ファンド (M)

	2007年10月31日 終了年度		2007年10月31日 終了年度		2007年10月31日 終了年度		2007年10月31日 終了年度	
	金額		金額		金額		金額	
	口数	(米ドル)	口数	(米ドル)	口数	(米ドル)	口数	(米ドル)
受益証券販売受取額	2,738	239,971	18	1,440	12	959	2,575	29,055
分配金の再投資による								
発行額	0	0	0	0	0	0	0	0
受益証券買戻支払額	(2,798)	(240,868)	(194)	(15,184)	(129)	(10,182)	(3,093)	(34,807)
ファンド受益証券取引による純増加(減少)額	(60)	(897)	(176)	(13,744)	(117)	(9,223)	(518)	(5,752)

PIMCOバミューダ・
ユー・エス・
ハイ・イールド・
ファンド (M)

PIMCO バミューダ・
ユー・エス・
ハイ・イールド・
ファンドII (M)

PIMCO
エマージング・
ボンド・インカム・
ファンド

PIMCO
エマージング・
ボンド・インカム・
ファンド (M)

	2007年10月31日 終了年度		2007年10月31日 終了年度		2007年10月31日 終了年度		2007年10月31日 終了年度	
	金額		金額		金額		金額	
	口数	(米ドル)	口数	(米ドル)	口数	(米ドル)	口数	(米ドル)
受益証券販売受取額	532	5,418	447	48,455	167	16,267	1,742	18,740
分配金の再投資による								
発行額	0	0	0	0	0	0	0	0
受益証券買戻支払額	(20,654)	(214,288)	(164)	(18,035)	(1,457)	(142,975)	(14,721)	(159,392)
ファンド受益証券取引による純増加(減少)額	(20,122)	(208,870)	283	30,420	(1,290)	(126,708)	(12,979)	(140,652)

PIMCO
エマージング・
ボンド (円ヘッジ)
インカム・ファンド

PIMCO
ユー・エス・
ハイ・イールド・
ファンド

PIMCO
ユー・エス・
ハイ・イールド・
ファンドII

PIMCO
ユー・エス・
ハイ・イールド
(円ヘッジ) ファンド

PIMCO
ユー・エス・
ハイ・イールド
(円ヘッジ) ファンドII

	2007年10月31日		2007年10月31日		2007年10月31日		2007年10月31日		2007年10月31日	
	終了年度		終了年度		終了年度		終了年度		終了年度	
	金額		金額		金額		金額		金額	
	口数	(米ドル)	口数	(米ドル)	口数	(米ドル)	口数	(米ドル)	口数	(米ドル)
受益証券販売受取額	28	2,468	31	2,767	188	20,263	1	66	284	24,795
分配金の再投資による										
発行額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受益証券買戻支払額	(86)	(7,420)	(2,127)	(192,129)	(87)	(9,569)	(229)	(19,243)	(50)	(4,437)
ファンド受益証券取引による純増加(減少)額	(58)	(4,952)	(2,096)	(189,362)	101	10,694	(228)	(19,177)	234	20,358

PIMCO 米ドル
LIBORプラス・
ファンド

PIMCO 米ドル
LIBORプラス・
ファンドII

ビムコ・ワールド・
ハイインカム

	2007年10月31日 終了年度		2007年10月31日 終了年度		2007年10月31日 終了年度	
	金額		金額		金額	
	口数	(米ドル)	口数	(米ドル)	口数	(米ドル)
受益証券販売受取額	917	10,000	1,720	19,046	4,719	50,353
分配金の再投資による発行額	0	0	0	0	0	0
受益証券買戻支払額	(3,120)	(34,204)	0	0	(36,578)	(390,723)
ファンド受益証券取引による純増加(減少)額	(2,203)	(24,204)	1,720	19,046	(31,859)	(340,370)

	PIMCOバミューダ・ ディバーシファイド・ インカム・ファンド		PIMCOバミューダ・ エマージング・マーケット・ ボンド・ファンドⅡ	
	2007年10月31日 終了年度		2007年10月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額				
インスティテューショナル (円)	0	0	428	38,384
インスティテューショナル (円ヘッジ)	509(1)	42,548	327	27,760
インスティテューショナル (米ドル)	37	390	0	0
分配金の再投資による発行額	0	0	0	0
インスティテューショナル (円)	0	0	0	0
インスティテューショナル (円ヘッジ)	0	0	0	0
インスティテューショナル (米ドル)	222	2,325	0	0
受益証券買戻支払額				
インスティテューショナル (円)	0	0	(172)	(15,506)
インスティテューショナル (円ヘッジ)	(2) ⁽¹⁾	(199)	(99)	(8,953)
インスティテューショナル (米ドル)	(8,927)	(92,856)	0	0
ファンド受益証券取引による純増加(減少)額	(8,161)	(47,792)	484	41,685

＊ ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

(1) 2007年1月10日から2007年10月31日までの期間

10. 規制および訴訟事項

トラストは、いかなる訴訟または仲裁手続きにも関与しておらず、トラストによるもしくはトラストに対する、未解決または未発生はいかなる訴訟もしくは請求をも関知していない。但し、トラストの管理会社兼投資顧問会社であるPIMCOは、トラストの運用には関係しない以下の訴訟事項の被告となっている。

2004年2月よりPIMCO、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・オブ・アメリカ・エル・ピー（「エージーアイ」）（かつてのアリアンツ・ドレスナー・アセット・マネジメント・オブ・アメリカ・エルピーでPIMCOの親会社）、PIMCOファンズ（PIMCOが運用するミューチュアル・ファンズの複合体）およびアリアンツ・ファンズ（かつてのPIMCOファンズ：マルチ・マネージャー・シリーズでPIMCOの関連会社が運用するミューチュアル・ファンズの複合体）を含むこれらの関連会社、特定のPIMCOファンズの受託者ならびにPIMCOの特定の従業員は様々な管轄区域で提起された15の訴訟の被告となっている。このうち11の訴訟は「マーケット・タイミング」に関連するもので、メリーランド州地区の米連邦地裁の多地区訴訟の手に移送され、公判前手続が併合して行われている。その他4件の訴訟は「収益の分配」に関するもので、コネティカット州地区の米連邦地裁において単一の訴訟に併合された。訴訟は、特定の期間にPIMCOファンズおよびアリアンツ・ファンズを購入、保有または買戻した投資家を代理して、推定上の集団訴訟として、またPIMCOファンズおよびアリアンツ・ファンズのための派生訴訟として開始されている。マーケット・タイミングおよび収益分配に関する訴訟は、不特定の補償的損害賠償金および利息、また場合によっては懲罰的損害賠償金、投資顧問契約の取消し、これらの契約に基づき支払われた手数料の返却および不当利得の返還などを求めている。

メリーランド州地区におけるマーケット・タイミングに関する訴訟は、特定のヘッジファンドが関連サブ・ファンドのうち特定のPIMCOファンズおよびアリアンツ・ファンズに関し、「マーケット・タイミング」取引を行うことを認めながら、積極的な開示が行われなかったというものである。派生訴訟および代表訴訟の原告

との間の和解契約により、被告として名が挙がっていたPIMCO、特定のPIMCOファंडズの受託者およびPIMCOの特定の従業員は全員、マーケット・タイミングに関する訴訟における被告としての立場から解放された。しかし、原告側は引き続き、PIMCOファंडズの受益者のため、またはPIMCOファंडズ自体のために、別の被告を相手取り、損害賠償請求を行っている。2005年11月3日、メリーランド州地区の米連邦地裁は、名目上の被告として、PIMCOファंडズの名前が含まれた併合された変更後の訴えにおいて、PIMCOファंडズに対する訴えの取下げを求めるPIMCOファंडズの申立てを認めた。したがって、PIMCOファंडズは現在、「マーケット・タイミング」に関する訴訟の当事者ではない。コネティカット州地区における収益分配に関する訴訟では、サブ・ファंडズの仲介取引を当該ブローカーに仕向けるなど、アライアンス・ファंडズおよびPIMCOファंडズの販売促進を目的としたブローカーに対する支払いにサブ・ファंड資産が不当に利用されたが、受益者への開示が不十分であったというものである。2007年9月19日、コネティカット州地区の米連邦地裁は、収益の分配行為への併合された変更後の訴えの取下げを求める被告の申立てを認めた。したがって、PIMCOファंडズは現在、収益分配に関する訴訟の当事者ではない。

2005年8月には、ほぼ同一の2件の集団民事訴訟がイリノイ州東管轄区の北部地区で提起され、原告が10年物米国債の先物契約を購入・売却し、PIMCOが顧客勘定にて10年物米国債の現物と先物の両ポジションを立てた時の不足（申し立てによる）から損失を被ったとされた。これら2件の訴訟は1件に併合され、2つの訴訟は1つの訴状に差し替えられた。PIMCOは被告に挙げられ、PIMCOファंडズは併合訴訟の被告に加えられた。PIMCOおよびPIMCOファंडズは、訴状は実体がないと確認しており、積極的に自己の立場の擁護を行うつもりである。

2006年4月、PIMCOが運用する特定の登録投資法人およびその他のファंडズは、ニュージャージー州地区のジーアイ・ホールディングス・インクの破産において、ジーアイ・ホールディングス・インクの asbestos 原告公式委員会により提訴された対審手続きが送達された。2004年7月にPIMCOはこの提訴の被告に挙げられ、現在も引き続き被告となっている。原告は、ジーアイ・ホールディングス・インクの前身の事業体により完全子会社に対し1994年に譲渡された破産財産の回復を求めている。当該子会社はその後に社債を発行しており、その社債はPIMCOが運用する特定の登録投資法人およびその他のファंडズが所持人であると主張されている。原告の申し立てによれば、2000年にPIMCOが運用する特定の登録投資法人を含む200名以上の社債所持人は、借換取引および融資銀行に対する第一優先リーエンの付与を承諾することと引き換えに子会社の資産に第二優先リーエンが付与された。原告は、社債所持人のためのリーエンおよび／またはリーエン価値の無効を求めている。2006年6月21日、ニュージャージー州地区は、対審手続きの提起を認める破産裁判所の判決を覆し、手続き続行のために破産裁判所に対し本件の差し戻しを行った。再審申し立ての後、地方裁判所は2006年8月7日、差し戻しを支持し、破産裁判所に社債所持人に対する賠償請求を含む委員会の賠償請求の費用便益の分析を指示した。破産裁判所は、2006年10月25日に、現状協議を開催し、費用便益の分析に関する簡易日程を設定した。今まで、趣意書は提出されていない。当該事項は重大な悪影響を及ぼすとは考えられていない。

[次へ](#)

Statements of Assets and Liabilities

October 31, 2007

(Amounts in thousands, except per unit amounts)

	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	PIMCO Bermuda Emerging Markets (Yen-Hedged) Bond Fund	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund
Assets:				
Investments, at value	\$ 25	\$ 648,506	\$ 50	\$ 23
Investments in Affiliates, at value	52,153	0	12,109	853,131
Cash	0	137	0	0
Foreign currency, at value	0	437	0	0
Receivable for Fund units sold	0	0	0	2,512
Interest and dividends receivable	0	9,998	0	0
Swap premiums paid	0	54	0	0
Unrealized appreciation on foreign currency contracts	0	5,161	63	0
Unrealized appreciation on swap agreements	0	5,135	0	0
	52,178	669,428	12,222	855,666
Liabilities:				
Payable for investments in Affiliates purchased	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 2,512
Payable for Fund units redeemed	0	1,500	0	0
Accrued investment advisory fee	20	0	0	0
Accrued administration fee	9	0	0	0
Variation margin payable	0	921	0	0
Swap premiums received	0	577	0	0
Unrealized depreciation on foreign currency contracts	0	2,959	157	0
Unrealized depreciation on swap agreements	0	1,648	0	0
	29	7,605	157	2,512
Net Assets	\$ 52,149	\$ 661,823	\$ 12,065	\$ 853,154
Net Assets Consist of:				
Paid in capital	\$ 48,210	\$ 575,045	\$ 12,533	\$ 742,181
Undistributed (overdistributed) net investment income	(7,740)	(960)	1,133	0
Accumulated undistributed net realized gain (loss)	9,228	64,084	(1,967)	22,054
Net unrealized appreciation	2,451	23,674	366	88,919
	\$ 52,149	\$ 661,823	\$ 12,065	\$ 853,154
Units Issued and Outstanding:	5,000	58,625	138	7,265
Net Asset Value and Redemption Price Per Unit (Net Assets Per Unit Outstanding)				
(Expressed in functional currency)	\$ 10.43	\$ 11.29	\$ 87.54	\$ 117.43
(Expressed in Japanese yen)	N/A	N/A	¥ 10,093	¥ 13,538
Cost of Investments Owned	\$ 25	\$ 633,197	\$ 50	\$ 23
Cost of Investments in Affiliates Owned	\$ 49,702	\$ 0	\$ 11,647	\$ 764,204
Cost of Foreign Currency Held	\$ 0	\$ 427	\$ 0	\$ 0

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2007 4

Statements of Assets and Liabilities (Cont.)

October 31, 2007

(Amounts in thousands, except per unit amounts)

	PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund	PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II	PIMCO USD LIBOR Plus Fund	PIMCO USD LIBOR Plus Fund II	PIMCO World High Income
Assets:					
Investments, at value	\$ 295	\$ 332	\$ 13	\$ 1	\$ 40
Investments in Affiliates, at value	24,183	78,267	2,289	67,860	597,614
Cash	0	0	4	0	0
Receivable for investments in Affiliates sold	78	0	0	0	1,500
Receivable for Fund units sold	0	0	0	0	580
Unrealized appreciation on foreign currency contracts	135	438	0	0	0
	24,691	79,037	2,306	67,861	599,734
Liabilities:					
Payable for Fund units redeemed	78	0	0	0	2,080
Accrued investment advisory fee	0	0	0	15	0
Accrued management fee	0	0	1	0	356
Accrued administration fee	0	0	0	11	0
Accrued distribution fee	0	0	1	0	276
Accrued agency fee	0	0	0	0	30
Unrealized depreciation on foreign currency contracts	319	1,009	0	0	0
	397	1,009	2	26	2,742
Net Assets	\$ 24,294	\$ 78,028	\$ 2,304	\$ 67,835	\$ 596,992
Net Assets Consist of:					
Paid in capital	\$ 33,383	\$ 75,832	\$ (2,454)	\$ 61,046	\$ 562,431
Undistributed (overdistributed) net investment income	7,137	(3)	(1,726)	(766)	(13,869)
Accumulated undistributed net realized gain (loss)	(15,974)	(4,121)	6,388	978	20,515
Net unrealized appreciation (depreciation)	(252)	6,320	96	6,577	27,915
	\$ 24,294	\$ 78,028	\$ 2,304	\$ 67,835	\$ 596,992
Units Issued and Outstanding:	286	858	204	5,959	58,037
Net Asset Value and Redemption Price Per Unit (Net Assets Per Unit Outstanding)					
(Expressed in functional currency)	\$ 85.05	\$ 90.93	\$ 11.31	\$ 11.38	\$ 10.65
(Expressed in Japanese yen)	¥ 9,805	¥ 10,483	N/A	N/A	N/A
Cost of Investments Owned	\$ 295	\$ 332	\$ 13	\$ 1	\$ 40
Cost of Investments in Affiliates Owned	\$ 24,249	\$ 71,290	\$ 2,193	\$ 61,283	\$ 569,699

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2007 8

Statements of Operations

Year Ended October 31, 2007

(Amounts in thousands)

	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	PIMCO Bermuda Emerging Markets (Yen-Hedged) Bond Fund	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund
Investment Income:				
Interest	\$ 0	\$ 47,483	\$ 0	\$ 0
Dividends from Affiliate investments	3,283	0	916	0
Miscellaneous income	2	146	4	0
Total Income	3,285	47,629	920	0
Expenses:				
Investment advisory fees	230	0	0	0
Administration fees	102	0	0	0
Interest expense	0	12	0	0
Total Expenses	332	12	0	0
Net Investment Income	2,953	47,617	920	0
Net Realized and Unrealized Gain (Loss):				
Net realized gain on investments	0	20,189	0	0
Net realized gain on Affiliate investments	132	0	399	11,669
Net realized gain on futures contracts, written options and swaps	0	7,515	0	0
Net realized gain (loss) on foreign currency transactions	0	(226)	(382)	7
Net change in unrealized (depreciation) on investments	0	(9,706)	0	0
Net change in unrealized appreciation (depreciation) on Affiliate investments	863	0	(59)	51,613
Net change in unrealized (depreciation) on futures contracts, written options and swaps	0	(360)	0	0
Net change in unrealized appreciation (depreciation) on translation of assets and liabilities denominated in foreign currencies	0	2,679	(104)	(7)
Net Gain (Loss)	995	20,091	(146)	63,282
Net Increase in Net Assets Resulting from Operations	\$ 3,948	\$ 67,708	\$ 774	\$ 63,282

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2007 10

Statements of Operations (Cont.)

Year Ended October 31, 2007

(Amounts in thousands)

	PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund	PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II	PIMCO USD LIBOR Plus Fund	PIMCO USD LIBOR Plus Fund II	PIMCO World High Income
Investment Income:					
Dividends from Affiliate investments	\$ 2,452	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 47,300
Miscellaneous income	11	8	1	0	47
Total Income	2,463	8	1	0	47,347
Expenses:					
Investment advisory fees	0	0	0	154	0
Management fees	0	0	53	0	5,096
Administration fees	0	0	0	110	0
Distribution fees	0	0	30	0	3,954
Agency fees	0	0	9	0	414
Organization costs	0	0	0	0	30
Interest expense	19	17	0	0	0
Miscellaneous expense	0	0	2	0	0
Total Expenses	19	17	94	264	9,494
Net Investment Income (Expense)	2,444	(9)	(93)	(264)	37,853
Net Realized and Unrealized Gain (Loss):					
Net realized gain on Affiliate investments	9	1,301	2,808	28	18,903
Net realized (loss) on foreign currency transactions	(1,283)	(470)	0	0	0
Net change in unrealized appreciation (depreciation) on Affiliate investments	188	2,928	(2,189)	3,163	(4,280)
Net change in unrealized (depreciation) on translation of assets and liabilities denominated in foreign currencies	(164)	(701)	0	0	0
Net Gain (Loss)	(1,250)	3,058	619	3,191	14,623
Net Increase in Net Assets Resulting from Operations	\$ 1,194	\$ 3,049	\$ 526	\$ 2,927	\$ 52,476

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2007 14

Statements of Changes in Net Assets

Year Ended October 31, 2007

(Amounts in thousands)

Increase (Decrease) in Net Assets from:

Operations:

	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	PIMCO Bermuda Emerging Markets (Yen-Hedged) Bond Fund	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund
Net investment income	\$ 2,953	\$ 47,617	\$ 920	\$ 0
Net realized gain (loss)	0	27,478	(382)	7
Net realized gain on Affiliate investments	132	0	399	11,669
Net change in unrealized (depreciation)	0	(7,387)	(104)	(7)
Net change in unrealized appreciation (depreciation) on Affiliate investments	863	0	(59)	51,613
Net increase resulting from operations	3,948	67,708	774	63,282

Distributions to Unitholders:

From net investment income and net realized capital gains	(2,650)	(51,500)	(525)	0
Total Distributions	(2,650)	(51,500)	(525)	0

Fund Unit Transactions:

Receipts for units sold	0	6,810	714	229,268
Issued as reinvestment of distributions	0	4,199	126	0
Cost of units redeemed	0	(368,835)	(7,082)	(77,788)
Net increase (decrease) resulting from Fund unit transactions	0	(357,826)	(6,242)	151,480

Total Increase (Decrease) in Net Assets

	1,298	(341,618)	(5,993)	214,762
--	-------	-----------	---------	---------

Net Assets:

Beginning of year	50,851	1,003,441	18,058	638,392
End of year*	\$ 52,149	\$ 661,823	\$ 12,065	\$ 853,154

*Including undistributed (overdistributed) net investment income of:

\$ (7,740)	\$ (980)	\$ 1,133	\$ 0
------------	----------	----------	------

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2007 16

Statements of Changes in Net Assets (Cont.)

Year Ended October 31, 2007

(Amounts in thousands)

Increase (Decrease) in Net Assets from:

Operations:

	PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund	PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II	PIMCO USD LIBOR Plus Fund	PIMCO USD LIBOR Plus Fund II	PIMCO World High Income
Net investment income (expense)	\$ 2,444	\$ (9)	\$ (93)	\$ (264)	\$ 37,853
Net realized (loss)	(1,283)	(470)	0	0	0
Net realized gain on Affiliate investments	9	1,301	2,808	28	18,903
Net change in unrealized (depreciation)	(164)	(701)	0	0	0
Net change in unrealized appreciation (depreciation) on Affiliate investments	188	2,928	(2,189)	3,163	(4,280)
Net increase resulting from operations	1,194	3,049	526	2,927	52,476

Distributions to Unitholders:

From net investment income and net realized capital gains	(978)	0	0	0	(49,128)
Total Distributions	(978)	0	0	0	(49,128)

Fund Unit Transactions:

Receipts for units sold	66	24,795	10,000	19,046	50,353
Cost of units redeemed	(19,243)	(4,437)	(34,204)	0	(390,723)
Net increase (decrease) resulting from Fund unit transactions	(19,177)	20,358	(24,204)	19,046	(340,370)

Total Increase (Decrease) in Net Assets

	(18,961)	23,407	(23,678)	21,973	(337,022)
--	----------	--------	----------	--------	-----------

Net Assets:

Beginning of year	43,255	54,621	25,982	45,862	934,014
End of year*	\$ 24,294	\$ 78,028	\$ 2,304	\$ 67,835	\$ 596,992

*Including undistributed (overdistributed) net investment income of:	\$ 7,137	\$ (3)	\$ (1,726)	\$ (766)	\$ (13,869)
--	----------	--------	------------	----------	-------------

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2007 20

Financial Highlights

Year Ended
October 31, 2007

Selected Per Unit Data:	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	PIMCO Bermuda Emerging Markets (Yen-Hedged) Bond Fund	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund
Net asset value beginning of year	\$ 10.17	\$ 11.08	\$ 86.60	\$ 108.22
Net investment income (a)	0.59	0.67	5.56	0.00
Net realized/unrealized gain on investments	0.20	0.26	(1.14)	9.21
Total income from investment operations	0.79	0.93	4.42	9.21
Distributions from net investment income and net realized capital gains	(0.53)	(0.72)	(3.48)	0.00
Total distributions	(0.53)	(0.72)	(3.48)	0.00
Net asset value end of year	\$ 10.43	\$ 11.29	\$ 87.54	\$ 117.43
Total return (Expressed in functional currency)	7.99%	8.69%	5.25%	8.51%
Total return (Expressed in Japanese yen)	N/A	N/A	3.58% (b)	6.77% (b)
Net assets end of year (000s)	\$ 52,149	\$ 661,823	\$ 12,065	\$ 853,154
Ratio of expenses to average net assets	0.65%	0.00%	0.00%	0.00%
Ratio of expenses to average net assets excluding interest expense	0.65%	0.00%	0.00%	0.00%
Ratio of net investment income to average net assets	5.78%	6.02%	6.51%	0.00%

Selected Per Unit Data:	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund	PIMCO Bermuda JGB Floater Foreign Strategy Fund	PIMCO Bermuda JGB Floater U.S. Strategy Fund
Net asset value beginning of year	\$ 108.23	\$ 89.29	\$ 81.22	\$ 80.98
Net investment income (a)	5.13	0.00	4.19	4.18
Net realized/unrealized gain (loss) on investments	4.08	(0.77)	(3.12)	(2.72)
Total income (loss) from investment operations	9.21	(0.77)	1.07	1.46
Distributions from net investment income and net realized capital gains	0.00	0.00	(1.34)	(1.50)
Total distributions	0.00	0.00	(1.34)	(1.50)
Net asset value end of year	\$ 117.44	\$ 88.52	\$ 80.95	\$ 80.94
Total return (Expressed in functional currency)	8.51%	(0.86)%	1.34%	1.82%
Total return (Expressed in Japanese yen) (b)	6.77%	(2.44)%	(0.27)%	0.21%
Net assets end of year (000s)	\$ 1,866,653	\$ 1,018,550	\$ 59,374	\$ 39,704
Ratio of expenses to average net assets	0.39%	0.01%	0.00%	0.04%
Ratio of expenses to average net assets excluding interest expense	0.38%	0.00%	0.00%	0.00%
Ratio of net investment income to average net assets	4.61%	0.00%	5.32%	5.31%

(a) Per unit amounts based on average number of units outstanding during the period.

(b) Total investment return is the combination of reinvested dividends paid by the Fund and changes in the Fund's net asset value per unit. The Fund's functional base currency is U.S. dollar; however, as supplemental information the total return is also presented in Japanese yen. For purposes of this calculation, net asset values are calculated in U.S. dollar and converted to Japanese yen using the spot rate on the beginning and end dates for the period of measurement. Distributions made by the Fund are declared and paid/reinvested in Japanese yen on the ex-date.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2007 1

Financial Highlights (Cont.)

Year or Period Ended
October 31, 2007

Selected Per Unit Data:	PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund	PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II	PIMCO USD LIBOR Plus Fund	PIMCO USD LIBOR Plus Fund II	PIMCO World High Income
Net asset value beginning of year	\$ 84.05	\$ 87.55	\$ 10.79	\$ 10.82	\$ 10.63
Net investment income (loss) (a)	6.43	(0.01)	(0.09)	(0.05)	0.55
Net realized/unrealized gain (loss) on investments	(2.83)	3.39	0.61	0.61	0.19
Total income from investment operations	3.60	3.38	0.52	0.56	0.74
Distributions from net investment income and net realized capital gains	(2.60)	0.00	0.00	0.00	(0.72)
Total distributions	(2.60)	0.00	0.00	0.00	(0.72)
Net asset value end of year	\$ 85.05	\$ 90.93	\$ 11.31	\$ 11.38	\$ 10.65
Total return (Expressed in functional currency)	4.39%	3.86%	4.82%	5.18%	7.21%
Total return (Expressed in Japanese yen)	2.72% (b)	2.20% (b)	N/A	N/A	N/A
Net assets end of year (000s)	\$ 24,294	\$ 78,028	\$ 2,304	\$ 67,835	\$ 596,992
Ratio of expenses to average net assets	0.06%	0.03%	0.81%	0.46%	1.31% (c)
Ratio of expenses to average net assets excluding interest expense	0.00%	0.00%	0.81%	0.46%	1.31%
Ratio of net investment income (loss) to average net assets	7.67%	(0.01)%	(0.79)%	(0.46)%	5.21%

Selected Per Unit Data:	PIMCO Bermuda Diversified Income Fund Inst (JPY, Hedged) ^(*)	PIMCO Bermuda Diversified Income Fund Inst (USD)	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II Inst (JPY)	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II Inst (JPY, Hedged)
Net asset value beginning of year or period	\$ 83.59	\$ 10.41	\$ 85.86	\$ 86.19
Net investment income (a)	4.00	0.58	4.96	4.75
Net realized/unrealized gain (loss) on investments	(1.34)	0.06	2.15	(0.49)
Total income from investment operations	2.66	0.64	7.11	4.26
Distributions from net investment income and net realized capital gains	0.00	(0.56)	0.00	0.00
Total distributions	0.00	(0.56)	0.00	0.00
Net asset value end of year or period	\$ 86.25	\$ 10.49	\$ 92.97	\$ 90.45
Total return (Expressed in functional currency)	3.19%	6.32%	8.28%	4.94%
Total return (Expressed in Japanese yen)	(0.56)% (b)	N/A	6.54% (b)	3.27% (b)
Net assets end of year or period (000s)	\$ 43,698	\$ 11	\$ 45,415	\$ 48,637
Ratio of expenses to average net assets	0.69%*	0.68%	0.53%	0.53%
Ratio of expenses to average net assets excluding interest expense	0.69%*	0.68%	0.53%	0.53%
Ratio of net investment income to average net assets	5.95%*	5.54%	5.55%	5.51%

* Annualized

^(*) Period from January 10, 2007 to October 31, 2007.

(a) Per unit amounts based on average number of units outstanding during the period.

(b) Total investment return is the combination of reinvested dividends paid by the Fund and changes in the Fund's net asset value per unit. The Fund's functional base currency is U.S. dollar; however, as supplemental information the total return is also presented in Japanese yen. For purposes of this calculation, net asset values are calculated in U.S. dollar and converted to Japanese yen using the spot rate on the beginning and end dates for the period of measurement. Distributions made by the Fund are declared and paid/reinvested in Japanese yen on the ex-date.

(c) Ratio of expenses to average net assets excluding organization expense is 1.30%.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2007 3

Notes to Financial Statements

October 31, 2007

1. ORGANIZATION

Each of the funds (hereinafter referred to individually as a "Fund" and collectively as the "Funds") discussed in this report is a series of the PIMCO Bermuda Trust II (the "Trust"). The Trust is an open-ended unit trust established under the laws of Bermuda as a multi-series trust pursuant to a trust deed executed by Winchester Global Trust Company Limited on December 1, 2003, which was amended by the first supplemental deed January 16, 2004, second supplemental deed dated June 23, 2004, third supplemental deed dated August 6, 2004, fourth supplemental deed dated October 28, 2004, fifth supplemental deed dated December 6, 2004, sixth supplemental deed dated December 31, 2004, seventh supplemental deed dated January 18, 2005, eighth supplemental deed dated February 18, 2005, ninth supplemental deed dated March 17, 2005, tenth supplemental deed dated April 1, 2005, eleventh supplemental deed dated June 29, 2005, twelfth supplemental deed dated September 1, 2005, thirteenth supplemental deed dated October 31, 2005, fourteenth supplemental deed dated June 20, 2006, and fifteenth supplemental deed dated July 28, 2006. The trust deed was further amended by the sixteenth supplemental deed dated September 22, 2006 pursuant to which Winchester Global Trust Company Limited retired and was discharged as trustee of the Trust and Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited (the "Trustee") was appointed as new trustee of the Trust for the owners of units of the Funds (the "Unitholders") effective as of the close of business (Eastern time) on September 22, 2006. The trust deed was further amended by the seventeenth supplemental deed dated December 29, 2006, (together with all supplemental deeds noted above, the "Trust Deed"). As used in this report all references to the "Trustee" shall mean the person then serving as trustee to the trust. Pacific Investment Management Company LLC ("PIMCO", the "Manager" or the "Manager and Investment Adviser") is the sponsor of and is responsible for structuring the Trust.

The Trust is authorized and classified as a standard scheme. As such, the Trust is subject to regulation and supervision as provided for in the Investment Funds Act 2006 (the "IF Act") and related rules relating to standard schemes. The Trust falls within the definition of a "unit trust fund" for purposes of the IF Act.

The terms of the Trust Deed confer upon the Trustee, with the consent of the Manager, the power, in the future, to establish further Funds in addition to the twenty-three Funds currently in operation.

The Funds presented in this report are listed below:

Fund	Offered to:
PIMCO Bermuda JGB Floater Foreign Strategy Fund PIMCO Bermuda JGB Floater U.S. Strategy Fund PIMCO Emerging Bond Income Fund PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund PIMCO U.S. High Yield Fund PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund	Offered only to fund of funds type Japanese investment trusts organized under the Law concerning Investment Trust and Investment Company of Japan ("Japanese Investment Trusts") which will offer their units to the public in Japan either by way of public offering or private placement and which are managed by PIMCO Japan Ltd or other similar licensed investment trust management companies and subject to the rules of the Investment Trusts Association of Japan.
PIMCO Bermuda Emerging Markets (Yen-Hedged) Bond Fund	The Fund serves as an underlying investment option for certain investment vehicles operated or managed by PIMCO. The Fund may also be offered to Japanese investment trusts, which will offer their units to the public in Japan either by way of public offering or private placement and which are managed by PIMCO Japan Ltd or other similar licensed investment trust management companies and subject to the rules of the Investment Trusts Association of Japan. In addition, the Fund may also be offered to other Japanese and non-Japanese investors.
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund PIMCO U.S. High Yield Fund II PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II PIMCO USD LIBOR Plus Fund PIMCO USD LIBOR Plus Fund II PIMCO World High Income PIMCO Bermuda Diversified Income Fund PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II	Offered to Japanese and other investors.
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M) PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M) PIMCO Bermuda LIBOR Plus Fund (M) PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M) PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M) PIMCO Emerging Bond Income Fund (M)	Offered only to other Funds to serve as underlying investment vehicles for such Funds.

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The following is a summary of significant accounting policies consistently followed by the Trust in the preparation of its financial statements in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America ("U.S. GAAP"). The preparation of financial statements in accordance with U.S. GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts and disclosures on the financial statements. Actual results could differ from those estimates.

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2007

(a) Underlying Funds. The Trustee and the Manager may apply all or a portion of the assets of (i) PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund, PIMCO Bermuda Emerging Markets (Yen-Hedged) Bond Fund, and PIMCO World High Income; (ii) PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund, and PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund; (iii) PIMCO Emerging Bond Income Fund, and PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund; (iv) PIMCO USD LIBOR Plus Fund, and PIMCO USD LIBOR Plus Fund II; (v) PIMCO U.S. High Yield Fund, and PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund; and (vi) PIMCO U.S. High Yield Fund II, and PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II (each referred to herein as a "Fund of Funds" or "Acquiring Fund" which invest in other Funds) to the respective credit of (i) PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M); (ii) PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M); (iii) PIMCO Emerging Bond Income Fund (M); (iv) PIMCO Bermuda LIBOR Plus Fund (M); (v) PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M); and (vi) PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M) (each referred to herein as an "Underlying Fund" or "Acquired Fund"). Any assets so applied will be held in such Fund of Funds as if received directly thereby. Where assets are so applied, the Acquired Fund will report the issue of Units to the relevant Acquiring Fund at the issue price per Unit of such Units and will repurchase such Units at the repurchase price per Unit of such Units at the time of repurchase. Accordingly, the ability of an Acquiring Fund to achieve its investment objective will depend upon the ability of the applicable Acquired Funds to achieve their investment objectives. There can be no assurance that the investment objectives of the Acquired Funds will be achieved.

(b) Determination of Net Asset Value of Units. The Net Asset Value per unit ("NAV") of a Fund (or any Class thereof, if applicable) is valued as of the close of regular trading (normally 4:00 p.m., Eastern time) (the "NYSE Close") on each Fund's Dealing Day (as defined in the current Offering Memorandum of the Trust). The Trustee may temporarily suspend the determination of the NAV in respect of a Fund (or any Class thereof, if applicable), and in connection therewith, the issue, repurchase and conversion of Units in or from the Fund under certain circumstances, as defined in the current Offering Memorandum of the Trust.

(c) Security Valuation. For purposes of calculating the NAV, portfolio securities and other assets for which market quotes are readily available are stated at market value. Market value is generally determined on the basis of last reported sales prices, or if no sales are reported, based on quotes obtained from a quotation reporting system, established market makers, or pricing services.

Domestic and foreign fixed income securities and non-exchange traded derivatives are normally valued on the basis of quotes obtained from brokers and dealers or pricing services using data reflecting the earlier closing of the principal markets for those securities. Prices obtained from independent pricing services use information provided by market makers or estimates of market values obtained from yield data relating to investments or securities with similar characteristics. Certain fixed income securities purchased on a delayed-delivery basis are marked to market daily until settlement at the forward settlement date. Short-term investments having a maturity of 60 days or less are generally valued at amortized cost. Exchange traded options, futures and options on futures are valued at the settlement price determined by the relevant exchange. With respect to any portion of a Fund's assets that are invested in one or more open-end management investment companies, a Fund's NAV will be calculated based upon the NAVs of such investments. A Fund will normally use pricing data for domestic equity securities received shortly after the NYSE Close and do not normally take into account trading, clearances or settlements that take place after the NYSE Close.

Investments initially valued in currencies other than the functional currency are converted to the functional currency using exchange rates obtained from pricing services. As a result, the NAV of a Fund's shares may be affected by changes in the

value of currencies in relation to its functional currency. The value of securities traded in markets outside the United States or denominated in currencies other than the functional currency may be affected significantly on a day that the NYSE is closed and the NAV may change on days when an investor is not able to purchase, request the repurchase of, or exchange Units.

Securities and other assets for which market quotes are not readily available are valued at fair value as determined in good faith by the Investment Adviser or another independent service provider. The Investment Adviser has adopted methods for valuing securities and other assets in circumstances where market quotes are not readily available. For instance, certain securities or investments for which daily market quotes are not readily available may be valued, pursuant to guidelines established by the Investment Adviser, with reference to other securities or indices. In the event that market quotes are not readily available, and the security or asset cannot be valued pursuant to one of the valuation methods, the value of the security or asset will be determined in good faith by the Valuation Committee of the Investment Adviser or persons acting at its discretion.

Market quotes are considered not readily available in circumstances where there is an absence of current or reliable market-based data (e.g., trade information, bid/asked information, broker quotes), including where events occur after the close of the relevant market, but prior to the NYSE Close, that materially affect the values of a Fund's securities or assets. In addition, market quotes are considered not readily available when, due to extraordinary circumstances, the exchanges or markets on which the securities trade, do not open for trading for the entire day and no other market prices are available. The Investment Adviser is responsible for monitoring significant events that may materially affect the values of a Fund's securities or assets and for determining whether the value of the applicable securities or assets should be re-evaluated in light of such significant events.

When a Fund uses fair value pricing to determine its NAV, securities will not be priced on the basis of quotes from the primary market in which they are traded, but rather may be priced by another method that the Investment Adviser or persons acting at their direction believe accurately reflects fair value. Fair value pricing may require subjective determinations about the value of a security. While the Trust's policy is intended to result in a calculation of a Fund's NAV that fairly reflects security values as of the time of pricing, the Trust cannot ensure that fair values determined by the Investment Adviser or persons acting at their direction would accurately reflect the price that a Fund could obtain for a security if it were to dispose of that security as of the time of pricing (for instance, in a forced or distressed sale). The prices used by a Fund may differ from the value that would be realized if the securities were sold and the differences could be material to the financial statements.

(d) Securities Transactions and Investment Income. Securities transactions are recorded as of the trade date for financial reporting purposes. Securities purchased or sold on a when-issued or delayed-delivery basis may be settled a month or more after the trade date. Realized gains and losses from securities sold are recorded on the identified cost basis. Dividend income is recorded on the ex-dividend date, except certain dividends from foreign securities where the ex-dividend date may have passed, which are recorded as soon as the Fund is informed of the ex-dividend date. Interest income, adjusted for the accretion of discounts and amortization of premiums, is recorded on the accrual basis. Paydown gains and losses on mortgage-related and other asset-backed securities are recorded as components of interest income on the Statements of Operations.

(e) Distribution Policy. The chart below shows the anticipated frequency of distributions for each Fund. Distributions from each Fund may be declared and distributed to Unitholders only upon the authorization of the Manager, which authorization may be withheld in the Manager's discretion.

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2007

Declared and paid monthly:

PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)
 PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M)
 PIMCO Emerging Bond Income Fund
 PIMCO Emerging Bond Income Fund (M)
 PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund
 PIMCO U.S. High Yield Fund
 PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund
 PIMCO World High Income
 PIMCO Bermuda Diversified Income Fund
 • Inst (USD)

Declared and paid quarterly:

PIMCO Bermuda Emerging Markets (Yen-Hedged) Bond Fund
 PIMCO Bermuda JGB Floater Foreign Strategy Fund
 PIMCO Bermuda JGB Floater U.S. Strategy Fund

Declared and paid semi-annually:

PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund

Declared and paid annually:

PIMCO USD LIBOR Plus Fund

The Manager does not expect to declare distributions with respect to these Funds (or Classes, if applicable), but may, in its discretion, declare and pay distributions to the Unitholders at any time.

PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund
 PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)
 PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund
 PIMCO Bermuda LIBOR Plus Fund (M)
 PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M)
 PIMCO U.S. High Yield Fund II
 PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II
 PIMCO USD LIBOR Plus Fund II
 PIMCO Bermuda Diversified Income Fund
 • Inst (JPY, Hedged)
 PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II

Distributions, if any, will generally be made from the relevant Fund's (or Class's, if applicable) net investment income. In addition, the Manager may authorize the payment of net realized capital gains available for distribution. Additional distributions may be declared as the Manager deems appropriate. Any distributions paid with respect to any Fund (or Class thereof, if applicable) will correspondingly reduce the NAV per Unit of such Fund (or Class thereof, if applicable). At the discretion of the Unitholders, cash distributions from a Fund (or Class thereof, if applicable) may either be reinvested in additional Units of a Fund (or Class thereof, if applicable) or paid to a Unitholder in cash. Cash payments will be paid in the currency of a Fund's Units. Each Fund (or Class thereof, if applicable) may declare further distributions if considered necessary in order to maintain a reasonable level of distributions for a Fund (or Class thereof, if applicable). In the event that there shall be inadequate net income and net realized capital gains to pay a distribution of a Fund (or Class thereof, if applicable) required by the Offering Memorandum, the Manager may pay a distribution consisting of a portion of the capital of such Fund (or Class thereof, if applicable). Distributions not collected within six years from their due date will lapse and will accrue to the benefit of the relevant Fund (or Class thereof, if applicable).

(f) Multiclass Operations. Each Class offered by the Trust has equal rights with other classes of the same Fund as to assets of the Fund, except for class specific assets relating to currency hedging operations. Income and non-class specific expenses, and realized and unrealized capital gains and losses are allocated to each

Class of units based on the relative net assets of each Class of the respective Fund. Class specific expenses, where applicable, currently include management, advisory, administrative, agency and distribution fees.

(g) Loan Participations and Assignments. Certain Funds may invest in direct debt instruments which are interests in amounts owed by corporate, governmental, or other borrowers to lenders or lending syndicates. A Fund's investments in loans may be in the form of participations in loans or assignments of all or a portion of loans from third parties. A loan is often administered by a bank or other financial institution (the "lender") that acts as agent for all holders. The agent administers the terms of the loan, as specified in the loan agreement. When investing in a loan participation, a Fund has the right to receive payments of principal, interest and any fees to which it is entitled only from the lender selling the loan agreement and only upon receipt by the lender of payments from the borrower. A Fund generally has no right to enforce compliance with the terms of the loan agreement with the borrower. As a result, a Fund may be subject to the credit risk of both the borrower and the lender that is selling the loan agreement. When a Fund purchases assignments from lenders it acquires direct rights against the borrower on the loan. At the year ended October 31, 2007, the unfunded loan commitments were as follows (amount in thousands):

Fund	Unfunded Loan Amounts
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M)	\$2,328
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M)	886

(h) Bridge Debt Commitments. At the year ended October 31, 2007, the PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M) had \$2,328,300 and PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M) had \$895,500 in commitments outstanding to fund high yield bridge debt. The Fund is entitled to a fee upon the expiration of the commitment period. The bridge debt terms approximate market rates at the time the commitment is entered into.

(i) Delayed-Delivery Transactions. Certain Funds may purchase or sell securities on a delayed-delivery basis. These transactions involve a commitment by a Fund to purchase or sell securities for a predetermined price or yield, with payment and delivery taking place beyond the customary settlement period. When delayed delivery purchases are outstanding, a Fund will designate liquid assets in an amount sufficient to meet the purchase price. When purchasing a security on a delayed-delivery basis, a Fund assumes the rights and risks of ownership of the security, including the risk of price and yield fluctuations, and takes such fluctuations into account when determining its NAV. A Fund may dispose of or renegotiate a delayed-delivery transaction after it is entered into which may result in a capital gain or loss. When a Fund has sold a security on a delayed-delivery basis, the Fund does not participate in future gains and losses with respect to the security.

(j) Foreign Currency. The financial statements of each Fund are presented using the currency of the primary economic environment in which it operates (the "functional currency"). The functional and reporting currency for the Funds is the U.S. dollar. The market values of foreign securities, currency holdings and other assets and liabilities are translated into each Fund's functional currency based on the current exchange rates each business day. Fluctuations in the value of currency holdings and other assets and liabilities resulting from changes in exchange rates are recorded as unrealized foreign currency gains or losses. Realized gains or losses and unrealized appreciation or depreciation on investment securities and income and expenses are translated on the respective dates of such transactions. The effects of changes in foreign currency exchange rates on investments in securities are not segregated on the Statements of Operations from the effects of changes in

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2007

market prices of those securities, but are included with the net realized and unrealized gain or loss on investment securities.

The NAV and total return of certain Funds are presented in Japanese yen for convenience. For the purposes of the presentation of Japanese yen NAV and Japanese yen total return, the beginning and ending NAVs are converted using the period begin and end exchange rates, respectively, and distributions are converted using the exchange rate at the time of distributions.

Currency symbols utilized throughout the report are defined as follows:

AUD	Australian Dollar	JPY (or ¥)	Japanese Yen
BRL	Brazilian Real	KRW	South Korean Won
CAD	Canadian Dollar	MXN	Mexican Peso
CLP	Chilean Peso	MYR	Malaysian Ringgit
CNY	Chinese Renminbi	NOK	Norwegian Krone
COP	Colombian Peso	NZD	New Zealand Dollar
CZK	Czech Koruna	PLN	Polish Zloty
DKK	Danish Krone	RUB	Russian Ruble
EUR	Euro	SEK	Swedish Krona
GBP	British Pound	SGD	Singapore Dollar
HKD	Hong Kong Dollar	SKK	Slovakian Koruna
HUF	Hungarian Forint	TWD	Taiwanese Dollar
IDR	Indonesian Rupiah	USD (or \$)	United States Dollar
ILS	Israeli Shekel	UYU	Uruguayan Peso
INR	Indian Rupee	ZAR	South African Rand

(k) Foreign Currency Transactions. Certain Funds may enter into foreign currency contracts in connection with settling planned purchases or sales of securities to hedge the currency exposure associated with some or all of a Fund's securities or as a part of an investment strategy. A foreign currency contract is an agreement between two parties to buy and sell a currency at a set price on a future date. The market value of a foreign currency contract fluctuates with changes in foreign currency exchange rates. Foreign currency contracts are marked to market daily and the change in value is recorded by a Fund as an unrealized gain or loss. Realized gains or losses equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed are recorded upon delivery or receipt of the currency. These contracts may involve market risk in excess of the unrealized gain or loss reflected on the Statements of Assets and Liabilities. In addition, a Fund could be exposed to risk if the counterparties are unable to meet the terms of the contracts or if the value of the currency changes unfavorably to the base currency. Certain Funds are also authorized to enter into foreign currency contracts for the purpose of hedging exchange risk for a Japanese yen investor.

Certain foreign exchange contracts are designed to offset the effect of hedging done at the portfolio level of certain Funds which have a hedged class in order to leave the hedged class share with an exposure to currencies other than the U.S. dollar. There can be no guarantee that these class specific foreign currency contracts will be successful.

(l) Futures Contracts. Certain Funds may enter into futures contracts. A Fund may use futures contracts to manage its exposure to the securities markets or to movements in interest rates and currency values. The primary risks associated with the use of futures contracts are the imperfect correlation between the change in market value of the securities held by a Fund and the prices of futures contracts; the

possibility of an illiquid market, and the inability of the counterparty to meet the terms of the contract. Futures contracts are valued based upon their quoted daily settlement prices. Upon entering into a futures contract, a Fund is required to deposit with its futures broker an amount of cash or U.S. Government and Agency Obligations in accordance with the initial margin requirements of the broker or exchange. Futures contracts are marked to market daily and an appropriate payable or receivable for the change in value ("variation margin") is recorded by the Fund. Gains or losses are recognized but not considered realized until the contracts expire or are closed. Futures contracts involve, to varying degrees, risk of loss in excess of the variation margin disclosed on the Statements of Assets and Liabilities.

(m) Inflation-Indexed Bonds. Each Fund may invest in inflation-indexed bonds. Inflation-indexed bonds are fixed-income securities whose principal value is periodically adjusted to the rate of inflation. The interest rate on these bonds is generally fixed at issuance at a rate lower than typical bonds. Over the life of an inflation-indexed bond, however, interest will be paid based on a principal value, which is adjusted for inflation. Any increase in the principal amount of an inflation-indexed bond will be included as interest income on the Statements of Operations, even though investors do not receive their principal until maturity.

(n) Mortgage-Related and Other Asset-Backed Securities. Certain Funds may invest in mortgage-related and other asset-backed securities. These securities include mortgage pass-through securities, collateralized mortgage obligations ("CMOs"), commercial mortgage-backed securities, mortgage dollar rolls, CMO residuals, stripped mortgage-backed securities ("SMBSs") and other securities that directly or indirectly represent a participation in, or are secured by and payable from, mortgage loans on real property. The value of some mortgage-related or asset-backed securities may be particularly sensitive to changes in prevailing interest rates. Early repayment of principal on some mortgage-related securities may expose a Fund to a lower rate of return upon reinvestment of principal. The value of these securities may fluctuate in response to the market's perception of the creditworthiness of the issuers. Additionally, although mortgages and mortgage-related securities are generally supported by some form of government or private guarantee and/or insurance, there is no assurance that private guarantors or insurers will meet their obligations.

One type of the SMBS has one class receiving all of the interest from the mortgage assets (the interest-only, or "IO", class), while the other class will receive all of the principal (the principal-only, or "PO", class). Payments received for IOs are included in interest income on the Statements of Operations. Because principal will not be received at the maturity of an IO, adjustments are made to the book value of the security on a monthly basis until maturity. These adjustments are included in interest income on the Statements of Operations. Payments received for POs are treated as reductions to the cost and par value of the securities.

(o) Options Contracts. Certain Funds may write call and put options on futures, swaps ("swaptions"), securities or currencies it owns or in which it may invest. Writing put options tends to increase a Fund's exposure to the underlying instrument. Writing call options tends to decrease a Fund's exposure to the underlying instrument. When a Fund writes a call or put option, an amount equal to the premium received is recorded as a liability and subsequently marked to market to reflect the current value of the option written. These liabilities are reflected as written options outstanding on the Statements of Assets and Liabilities. Certain options may be written with premiums to be determined on a future date. The premiums for these options are based upon implied volatility parameters at specified terms. Premiums received from writing options which expire are treated as realized gains. Premiums received from writing options which are exercised or

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2007

closed are added to the proceeds or offset against amounts paid on the underlying future, swap, security or currency transaction to determine the realized gain or loss. A Fund as a writer of an option has no control over whether the underlying future, swap, security or currency may be sold (call) or purchased (put) and as a result bears the market risk of an unfavorable change in the price of the future, swap, security or currency underlying the written option. There is the risk a Fund may not be able to enter into a closing transaction because of an illiquid market.

Certain Funds may also purchase put and call options. Purchasing call options tends to increase a Fund's exposure to the underlying instrument. Purchasing put options tends to decrease a Fund's exposure to the underlying instrument. A Fund pays a premium which is included on the Statements of Assets and Liabilities as an investment and subsequently marked to market to reflect the current value of the option. Premiums paid for purchasing options which expire are treated as realized losses. Certain options may be purchased with premiums to be determined on a future date. The premiums for these options are based upon implied volatility parameters at specified terms. The risk associated with purchasing put and call options is limited to the premium paid. Premiums paid for purchasing options which are exercised or closed are added to the amounts paid or offset against the proceeds on the underlying future, swap, security or currency transaction to determine the realized gain or loss.

(p) Payment In-Kind Securities. Certain Funds may invest in payment in-kind securities ("PIKs"). PIKs give the issuer the option at each interest payment date of making interest payments in either cash or additional debt securities. Those additional debt securities usually have the same terms, including maturity dates and interest rates, and associated risks as the original bonds. The daily market quotations of the original bonds include the accrued interest (referred to as a dirty price) and require a pro-rata adjustment from interest receivable to the unrealized appreciation or depreciation on investment on the Statements of Assets and Liabilities.

(q) Repurchase Agreements. Each Fund may engage in repurchase transactions. Under the terms of a typical repurchase agreement, a Fund takes possession of an underlying debt obligation (collateral) subject to an obligation of the seller to repurchase, and a Fund to resell, the obligation at an agreed-upon price and time. The underlying securities for all repurchase agreements are held in safekeeping at the Fund's custodian or designated subcustodians under tri-party repurchase agreements. The market value of the collateral must be equal to or exceed the total amount of the repurchase obligations, including interest. Securities purchased under repurchase agreements are reflected as an asset on the Statements of Assets and Liabilities. Generally, in the event of counterparty default, a Fund has the right to use the collateral to offset losses incurred. If the counterparty should default, a Fund will seek to sell the securities which it holds as collateral. This could involve procedural costs or delays in addition to a loss on the securities if their value should fall below their repurchase price.

(r) Residual Interest Bonds ("RIBs")/Residual Interest Tax Exempt Bonds ("RITES"). The Funds may invest in RIBs and RITES whose interest rates bear an inverse relationship to the interest rate on another security or the value of an index. RIBs and RITES are created by dividing the income stream provided by the underlying bonds to create two securities, one short-term and one long-term. The interest rate on the short-term component is reset by an index or auction process normally every seven to 35 days. After income is paid on the short-term securities at current rates, the residual income from the underlying bond(s) goes to the long-term securities. Therefore, rising short-term interest rates result in lower income for the longer-term portion, and vice versa. The longer-term bonds may be more volatile and less liquid than other municipal bonds of comparable maturity. Investments in

RIBs and RITES typically will involve greater risk than an investment in a fixed-rate bond. The Funds may also invest in RIBs and RITES for the purpose of increasing their leverage.

(s) Restricted Securities. Certain Funds may invest in securities that are subject to legal or contractual restrictions on resale. These securities generally may be resold in transactions exempt from registration or to the public if the securities are registered. Disposal of these securities may involve time-consuming negotiations and expenses, and prompt sale at an acceptable price may be difficult.

(t) Reverse Repurchase Agreements. Each Fund may enter into reverse repurchase agreements. In a reverse repurchase agreement, a Fund sells to a financial institution a security that it holds with an agreement to repurchase the same security at an agreed-upon price and date. Securities sold under reverse repurchase agreements are reflected as a liability on the Statements of Assets and Liabilities. A reverse repurchase agreement involves the risk that the market value of the security sold by a Fund may decline below the repurchase price of the security. A Fund will segregate assets determined to be liquid by PIMCO or otherwise cover its obligations under reverse repurchase agreements.

(u) Short Sales. Certain Funds may enter into short sales transactions. A short sale is a transaction in which a Fund sells securities it does not own in anticipation of a decline in the market price of the securities. Securities sold in short sale transactions and interest payable on such securities, if any, are reflected as a liability on the Statements of Assets and Liabilities. A Fund is obligated to deliver securities at the market price at the time the short position is closed. Possible losses from short sales may be unlimited, whereas losses from purchases cannot exceed the total amount invested.

(v) Swap Agreements. Certain Funds may invest in swap transactions, including, but not limited to, swap agreements on interest rates, security or commodity indexes, specific securities and commodities, and credit and event-linked swaps. To the extent a Fund may invest in foreign currency denominated securities, it also may invest in currency exchange rate swap agreements. Swap transactions are privately negotiated agreements between a Fund and a counterparty to exchange or swap investment cash flows, assets, foreign currencies or market-linked returns at specified future intervals. A Fund may enter into interest rate, total return, cross-currency, credit default and other forms of swap agreements to manage its exposure to interest rates, currency and credit risk. In connection with these agreements, securities may be identified as collateral in accordance with the terms of the respective swap agreements.

Interest rate swap agreements involve the exchange by a Fund with another party of their respective commitments to pay or receive interest, e.g., an exchange of floating rate payments for fixed rate payments with respect to the notional amount of principal. Certain forms of interest rate swap agreements may include: (i) interest rate caps, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates exceed a specified rate, or "cap", (ii) interest rate floors, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates fall below a specified rate, or "floor", or (iii) interest rate collars, under which a party sells a cap and purchases a floor or vice versa in an attempt to protect itself against interest rate movements exceeding given minimum or maximum levels.

Total return swap agreements involve commitments to pay interest in exchange for a market-linked return, both based on notional amounts. To the extent the total return of the security or index underlying the transaction exceeds or falls short of the offsetting interest rate obligation, a Fund will receive a payment from or make a payment to the counterparty.

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2007

Cross-currency swap agreements involve two parties exchanging two different currencies with an agreement to reverse the exchange at a later date of specified exchange rates. The exchange of currencies at the inception date of the contract takes place at the current spot rate. The re-exchange at maturity may take place at the same exchange rate, a specified rate, or the then current spot rate. Interest payments, if applicable, are made between the parties based on interest rates available in the two currencies at the inception of the contract. The terms of cross-currency swap contracts may extend for many years. Cross-currency swaps are usually negotiated with commercial and investment banks. Contracts are subject to risk of default by the counterparty and, depending on their terms, may be subject to exchange rate risk. Some cross-currency swaps may not provide for exchanging principal cash flows, only for exchanging interest cash flows.

Credit default swap agreements on corporate issues or sovereign issues of an emerging country involve one party making a stream of payments to another party in exchange for the right to receive a specified return in the event of a default. A Fund may use credit default swaps on corporate issues or sovereign issues of an emerging country to provide a measure of protection against defaults of the issuers (i.e., to reduce risk where a Fund owns or has exposure to the reference obligation) or to take an active long or short position with respect to the likelihood of a particular issuer's default. As a seller of protection, a Fund generally receives an upfront payment or a fixed rate of income throughout the term of the swap provided that there is no credit event. If the Fund is a seller of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, the Fund will pay to the buyer of the protection an amount up to the notional value of the swap and in certain instances take delivery of the security. As the seller, a Fund would effectively add leverage to its portfolio because, in addition to its total net assets, the Fund would be subject to investment exposure on the notional amount of the swap. As a buyer of protection, a Fund generally receives an amount up to the notional value of the swap if a credit event occurs.

Credit default swap agreements on credit indices involve one party making a stream of payments to another party in exchange for the right to receive a specified return in the event of a write-down, principal shortfall, interest shortfall or default of all or part of the reference entities comprising the credit index. A credit index is a list of credit instruments or exposures designed to be representative of some part of the credit market as a whole. These indices are made up of reference credits that are judged by a pool of dealers to be the most liquid entities in the credit default swap market based on the sector of the index. Components of the indices may include, but is not limited to, credit default swaps on investment grade securities, high yield securities, asset backed securities, emerging markets, and/or various credit ratings within each sector. Credit indices are traded using credit default swaps with standardized terms including a fixed spread and standard maturity dates. An index credit default swap references all the names in the index, and if there is a default, the credit event is settled based on that name's weight in the index. The composition of the indices changes periodically, usually every six months, and for most indices, each name has an equal weight in the index.

The treatment of credit default swaps and other swap agreements that provide for contingent, non-periodic, bullet-type payments as "notional principal contracts" for U.S. federal income tax purposes is uncertain. If the U.S. Internal Revenue Service were to take the position that a credit default swap or other bullet-type swap is not a "notional principal contract" for U.S. federal income tax purposes, payments received by a Fund from such investments might be subject to U.S. excise or income taxes.

Swaps are marked to market daily based upon values from third party vendors or quotations from market makers to the extent available and the change in value, if any, is recorded as unrealized gain or loss on the Statements of Operations. In the event that market quotations are not readily available or deemed reliable, certain swap agreements may be valued, pursuant to guidelines established by the Board of Trustees, with reference to other securities or indices. In the event that market quotes

are not readily available, and the swap cannot be valued pursuant to one of the valuation methods, the value of the swap will be determined in good faith by the Valuation Committee of the Board of Trustees, generally based upon recommendations provided by the Manager. Payments received or made at the beginning of the measurement period are reflected as such on the Statements of Assets and Liabilities. These upfront payments are recorded as realized gain or loss on the Statements of Operations upon termination or maturity of the swap. A liquidation payment received or made at the termination of the swap is recorded as realized gain or loss on the Statements of Operations. Net periodic payments received or paid by the Funds are included as part of realized gain or loss on the Statements of Operations. Entering into these agreements involves, to varying degrees, elements of credit, market and documentation risk in excess of the amounts recognized on the Statements of Assets and Liabilities. Such risks involve the possibility that there will be no liquid market for these agreements, that the counterparty to the agreements may default on its obligation to perform or disagree as to the meaning of contractual terms in the agreements and that there may be unfavorable changes in interest rates.

(w) U.S. Government Agencies or Government-Sponsored Enterprises

Securities issued by U.S. Government agencies or government-sponsored enterprises may not be guaranteed by the U.S. Treasury. The Government National Mortgage Association ("GNMA" or "Ginnie Mae"), a wholly owned U.S. Government corporation, is authorized to guarantee, with the full faith and credit of the U.S. Government, the timely payment of principal and interest on securities issued by institutions approved by GNMA and backed by pools of mortgages insured by the Federal Housing Administration or guaranteed by the Department of Veterans Affairs. Government-related guarantors (i.e., not backed by the full faith and credit of the U.S. Government) include the Federal National Mortgage Association ("FNMA" or "Fannie Mae") and the Federal Home Loan Mortgage Corporation ("FHLMC" or "Freddie Mac"). Pass-through securities issued by FNMA are guaranteed as to timely payment of principal and interest by FNMA but are not backed by the full faith and credit of the U.S. Government. FHLMC guarantees the timely payment of interest and ultimate collection of principal, but its participation certificates are not backed by the full faith and credit of the U.S. Government.

(x) New Accounting Policies. In June 2006, the Financial Accounting Standards Board ("FASB") issued Interpretation No. 48, "Accounting for Uncertainty in Income Taxes—an Interpretation of FASB Statement No. 109" (the "Interpretation"). The Interpretation will become effective for the Funds' fiscal year beginning November 1, 2008.

In September 2006, the FASB issued Statement of Financial Accounting Standards No. 157, "Fair Value Measurements" (the "Statement"). The Statement is effective for fiscal years beginning after November 15, 2007 and will require expanded disclosure about fair value measurements, separately for each major category of assets and liabilities; that enables Unitholders to assess the inputs used to develop those measurements; and for recurring fair value measurements using significant unobservable inputs the effect of the measurements on changes in net assets for the reporting period. Management is currently evaluating the application of the Statement to the Funds and will provide additional information in relation to the Statement on the Funds' financial statements for the year ending October 31, 2008.

3. MARKET AND CREDIT RISK

In the normal course of business the Funds trade financial instruments and enter into financial transactions where risk of potential loss exists due to changes in the market (market risk) or failure of the other party to the transaction to perform (credit risk). The potential loss could exceed the value of the financial assets recorded in the financial statements. Financial assets, which potentially expose the Funds to credit

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2007

risk, consist principally of cash due from brokers and investments. The extent of the Funds' exposure to credit risk in respect to these financial assets approximates their carrying value as recorded in the Funds' Statements of Assets and Liabilities. The custodian broker provides the clearing and depository operations for the Funds' security transactions. The majority of cash is held by the custodian broker. The custodian broker is a member of major securities exchanges.

4. GUARANTEES AND INDEMNIFICATIONS

Under the Trust's organizational documents, certain parties (including the Trustee and PIMCO) are indemnified against certain liabilities that may arise out of performance of their duties to the Funds. Additionally, in the normal course of business, the Funds enter into contracts that contain a variety of indemnification clauses. The Funds' maximum exposure under these arrangements is unknown as this would involve future claims that may be made against the Funds that have not yet occurred. However, the Funds have not had prior claims or losses pursuant to these contracts, and believe the risk of loss to be remote.

5. INCOME TAX

The Trust is subject to Bermuda laws in respect to its tax status. Under current laws of Bermuda, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Trust or any Fund and no withholding tax is applicable to distributions by the Trust or any Fund or with regard to the payment of NAV on the repurchase of Units. As a result, no provision for income taxes has been made on the financial statements. In the event of such taxes being enacted in Bermuda, the Funds have received an undertaking from the Minister of Finance of Bermuda, under the Exempted Undertakings Tax Protection Act of 1966, exempting the Funds from all such taxes until March 28, 2016.

The Trust generally intends to conduct its activities so as to avoid being treated as engaged in a trade or business in the United States for U.S. federal income tax purposes. Specifically, the Trust intends to qualify for safe harbors in the Internal Revenue Code of 1986, as amended, pursuant to which the Trust will not be treated as engaged in such a business if its activities are limited to trading in stocks and securities or commodities for its own account. If none of the Trust's income is effectively connected with a U.S. trade or business carried on by the Trust, certain categories of income (including dividends and certain types of interest income) derived by the Trust from U.S. sources will be subject to a U.S. tax of thirty percent, which tax is generally withheld from such income. If, on the other hand, the Trust derives income which is effectively connected with a U.S. trade or business carried on by the Trust, such income will be subject to U.S. federal income tax at the graduated rates applicable to U.S. domestic corporations and the Trust may also be subject to a branch profits tax. During the fiscal year ended October 31, 2007, the Trust did not derive any income effectively connected with a U.S. trade or business.

6. FEES AND EXPENSES

Each Fund is subject to the following fees payable at the following annual rates (stated as a percentage of the average daily net assets of each Fund taken separately):

Fund	Fees				
	Management	Advisory	Administrative	Agency	Distribution
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund	—	0.45% ⁽¹⁾	0.20% ⁽²⁾	—	—
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	—	—	—	—	—
PIMCO Bermuda Emerging Markets (Yen-Hedged) Bond Fund	—	—	—	—	—
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund	—	—	—	—	—
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)	—	0.28%	0.20% ⁽³⁾	—	—
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund	—	—	—	—	—
PIMCO Bermuda JGB Floater Foreign Strategy Fund	—	—	—	—	—
PIMCO Bermuda JGB Floater U.S. Strategy Fund	—	—	—	—	—
PIMCO Bermuda LIBOR Plus Fund (M)	—	—	—	—	—
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M)	—	—	—	—	—
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M)	—	0.35%	0.20% ⁽⁴⁾	—	—
PIMCO Emerging Bond Income Fund	—	—	—	—	—
PIMCO Emerging Bond Income Fund (M)	—	—	—	—	—
PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund	—	—	—	—	—
PIMCO U.S. High Yield Fund	—	—	—	—	—
PIMCO U.S. High Yield Fund II	—	—	—	—	—
PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund	—	—	—	—	—
PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II	—	—	—	—	—
PIMCO USD LIBOR Plus Fund	0.45% ⁽⁵⁾	—	—	0.08%	0.33% ⁽⁶⁾
PIMCO USD LIBOR Plus Fund II	—	0.27%	0.20% ⁽⁷⁾	—	—
PIMCO World High Income	0.70%	—	—	0.10% ⁽⁸⁾	0.55% ⁽⁹⁾

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2007

Fund	Fees				
	Management	Advisory	Administrative	Agency	Distribution
PIMCO Bermuda Diversified Income Fund					
• Inst (JPY, Hedged)	—	0.50% ⁽¹²⁾	0.20% ⁽¹³⁾	—	—
• Inst (USD)	—	0.50% ⁽¹²⁾	0.20% ⁽¹³⁾	—	—
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II					
• Inst (JPY)	—	0.35%	0.20% ⁽¹³⁾	—	—
• Inst (JPY, Hedged)	—	0.35%	0.20% ⁽¹³⁾	—	—

⁽¹²⁾ The PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund is subject to an advisory fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.45% per annum applies on the first \$100 million of the Fund's net assets; 0.35% per annum applies on the second \$100 million of the Fund's net assets; and 0.30% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of \$200 million.

⁽¹³⁾ The PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund is subject to an administrative fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.20% per annum applies on the first \$50 million of the Fund's net assets; 0.15% per annum applies on the second \$50 million of the Fund's net assets; and 0.10% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million.

⁽¹⁴⁾ The PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M) is subject to an administrative fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.20% per annum applies on the first \$50 million of the Fund's net assets; 0.15% per annum applies on the second \$50 million of the Fund's net assets; and 0.10% applies on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million.

⁽¹⁵⁾ The PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M) is subject to an administration fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.20% per annum applies on the first \$50 million of the Fund's net assets; 0.15% per annum applies on the second \$50 million of the Fund's net assets; and 0.10% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million.

⁽¹⁶⁾ The PIMCO USD LIBOR Plus Fund is subject to a management fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.45% per annum applies on the first \$100 million of the Fund's net assets; 0.42% per annum applies on the second \$100 million of the Fund's net assets; and 0.39% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of \$300 million.

⁽¹⁷⁾ The PIMCO USD LIBOR Plus Fund is subject to a distribution fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.27% per annum applies on the first \$100 million of the net assets of the Fund; 0.30% per annum applies on the net assets of the Fund between \$100 million and \$300 million; and 0.33% per annum applies on all of the net assets of the Fund in excess of \$300 million.

⁽¹⁸⁾ The PIMCO USD LIBOR Plus Fund II is subject to an administrative fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.20% per annum applies on the first \$50 million of the Fund's net assets; 0.15% per annum applies on the second \$50 million of the Fund's net assets; and 0.10% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million.

⁽¹⁹⁾ PIMCO World High Income is subject to an agency fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.10% per annum applies on the first \$100 million of the Fund's net assets, and 0.05% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million.

⁽²⁰⁾ PIMCO World High Income is subject to a distribution fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.50% per annum applies on the first \$100 million of the Fund's net assets, and 0.55% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million.

⁽²¹⁾ The Class is subject to an advisory fee that varies based on the asset level of the Fund. The advisory fee is calculated by (i) applying 0.50% per annum on the first \$100 million of the Fund's net assets and 0.45% per annum on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million, and (ii) apportioning to each Class a pro rata share of the advisory fee based on the asset level of each Class.

⁽²²⁾ The Class is subject to an administrative fee that varies based on the asset level of the Fund. The administrative fee is calculated by (i) applying 0.20% per annum on the first \$50 million of the Fund's net assets, 0.15% per annum on the second \$50 million of the Fund's net assets, and 0.10% per annum on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million, and (ii) apportioning to each Class a pro rata share of the administrative fee based on the asset level of each Class.

The management, advisory and administrative fees, if applicable, are paid monthly in arrears to the Manager and Investment Adviser for providing or arranging for the provision of investment advisory, administrative and third-party services including audit, custodial, trustee, portfolio accounting, routine legal, transfer agent and printing services. The agency and distribution fees, if applicable, are payable in arrears to the Agent Company and Distributor for acting as agent company in Japan and for handling subscription and repurchase of Units of certain Funds. In exchange for such fees, the Manager and Investment Adviser bear the cost of various service providers required by the Trust and the applicable Fund. The Manager and Investment Adviser, and not Unitholders, would benefit from any price decrease in the cost of such third-party services, including decreases resulting from an increase in net assets.

The Funds may bear other expenses related to their operation, subject to review and approval by the Trustee, that are not covered by the management, advisory, and administrative fees, including: (i) taxes and governmental fees; (ii) brokerage fees and commissions and other portfolio transaction expenses; (iii) costs of borrowing money, including interest expenses; (iv) extraordinary expenses, including costs of litigation and indemnification expenses; (v) organizational expenses; and (vi) any expenses allocated or allocable to a specific Class of Units.

As noted in the table above, certain Funds and Classes of Funds are not subject to management, advisory, administrative, agency or distribution fees. Nevertheless, with respect to such Funds or Classes, PIMCO Japan Ltd, the Manager and Investment Adviser's affiliate in Japan, will provide or arrange for the provision of investment advisory, administrative and third-party services including audit, custodial, trustee, portfolio accounting, routine legal, transfer agency and printing services associated with such Funds, and will bear the cost of such services. Such Funds are invested in by accounts and investment vehicles managed by PIMCO Japan Ltd. PIMCO Japan Ltd receives a fee from the management of such accounts and vehicles, and a portion of such fee is then allocated to the Manager and Investment Adviser to compensate it for its services. As such, PIMCO Japan Ltd and the Manager and Investment Adviser, and not Unitholders, would benefit from any price decrease in the cost of such third-party services.

PIMCO has paid the organizational expenses associated with the creation of the Trust. PIMCO has paid, or will pay, the organizational expenses of each of the Funds except the PIMCO Bermuda Diversified Income Fund. The PIMCO Bermuda Diversified Income Fund has paid the organizational costs associated with its initial set-up.

In connection with the public offering of the PIMCO USD LIBOR Plus Fund and PIMCO World High Income in Japan, these Funds have incurred the organizational costs and expenses associated with their initial public offering in Japan and have amortized this pre-paid asset over three years. PIMCO has contractually agreed to reimburse these Funds such that the total organizational costs associated with each Fund's initial public offering in Japan is limited to 0.05% of the Fund's average daily net asset value. Under the Organizational Cost Reimbursement Agreement, PIMCO may recoup this waiver or reimbursement in future periods.

PIMCO has paid out of its Management Fee certain expenses related to the ongoing public offering of the PIMCO USD LIBOR Plus Fund in Japan. PIMCO World High Income has paid the on-going expenses related to the public offering of its Units in Japan. If further Funds are launched, such costs directly attributable to the relevant Fund will be borne by the Fund, or by PIMCO. Where such costs are not directly attributable to a Fund, each Fund will bear such costs in proportion to its respective NAV, unless such costs are borne by PIMCO in its discretion. If any Fund is wound up prior to the expenses being fully paid, such unpaid amount will be accelerated and paid immediately.

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2007

7. RELATED PARTY TRANSACTIONS

The Manager and Investment Adviser are related parties as defined by FAS 57, Related Party Disclosures and is a majority-owned subsidiary of Allianz Global Investor of America L.P. ("AGI"). Fees payable to the related parties are disclosed in Note 6.

AGI, a related party of the Trust, owned 0.20% of the outstanding units in the PIMCO Bermuda Diversified Income Fund as of October 31, 2007.

Certain Funds are permitted to purchase or sell securities from or to certain related affiliated funds under specified conditions outlined in procedures adopted by the Manager. During the year ended October 31, 2007 there were no such purchases and sales.

8. TRANSACTIONS IN WRITTEN CALL AND PUT OPTIONS

Transactions in written call and put options were as follows (amounts in thousands, except number of contracts):

	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)		PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)				
	# of Contracts	Premium	# of Contracts	Notional Amount in \$	Notional Amount in GBP	Notional Amount in NZD	Premium
Balance at 10/31/2006	818	\$ 287	1,102	\$ 1,019,000	GBP 64,800	NZD 0	\$ 11,444
Sales	0	0	6,151	1,648,300	46,000	49,427	22,768
Closing Buys	0	0	(352)	(1,224,700)	0	(8,500)	(10,145)
Expirations	(818)	(287)	(6,549)	(280,600)	(96,800)	(40,927)	(6,568)
Exercised	0	0	0	0	0	0	0
Balance at 10/31/2007	0	\$ 0	352	\$ 1,162,000	GBP 14,000	NZD 0	\$ 17,499

	PIMCO Bermuda JGB Floater Foreign Strategy Fund				
	# of Contracts	Notional Amount in \$	Notional Amount in GBP	Notional Amount in ¥	Premium
Balance at 10/31/2006	60	\$ 15,900	GBP 2,900	¥ 0	\$ 210
Sales	90	32,600	1,800	80,000	595
Closing Buys	0	(15,900)	0	0	(136)
Expirations	(150)	0	(4,700)	0	(132)
Exercised	0	0	0	0	0
Balance at 10/31/2007	0	\$ 32,600	GBP 0	¥ 80,000	\$ 537

	PIMCO Bermuda JGB Floater U.S. Strategy Fund				
	# of Contracts	Notional Amount in \$	Notional Amount in GBP	Notional Amount in ¥	Premium
Balance at 10/31/2006	60	\$ 9,700	GBP 2,000	¥ 0	\$ 141
Sales	60	21,400	1,200	50,000	422
Closing Buys	0	(9,700)	0	0	(84)
Expirations	(120)	0	(3,200)	0	(96)
Exercised	0	0	0	0	0
Balance at 10/31/2007	0	\$ 21,400	GBP 0	¥ 50,000	\$ 383

	PIMCO Bermuda LIBOR Plus Fund (M)					PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M)		
	# of Contracts	Notional Amount in \$	Notional Amount in GBP	Notional Amount in NZD	Premium	# of Contracts	Notional Amount in \$	Premium
Balance at 10/31/2006	105	\$ 42,100	GBP 2,500	NZD 0	\$ 462	539	\$ 0	\$ 85
Sales	266	60,100	3,000	1,448	899	59	84,400	1,968
Closing Buys	(12)	(53,900)	0	(300)	(452)	(55)	0	(19)
Expirations	(347)	(3,100)	(4,500)	(1,148)	(224)	(484)	0	(66)
Exercised	0	0	0	0	0	0	0	0
Balance at 10/31/2007	12	\$ 45,200	GBP 1,000	NZD 0	\$ 685	59	\$ 84,400	\$ 1,968

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2007

	PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M)			PIMCO Emerging Bond Income Fund (M)			PIMCO Bermuda Diversified Income Fund		
	# of Contracts	Notional Amount in \$	Premium	# of Contracts	Premium		# of Contracts	Notional Amount in \$	Premium
Balance at 10/31/2006	102	\$ 0	\$ 14	366	\$ 128		116	\$ 200	\$ 36
Sales	0	36,700	877	0	0		158	61,200	746
Closing Buys	0	0	0	0	0		(81)	(200)	(26)
Expirations	(102)	0	(14)	(366)	(128)		(121)	(3,200)	(40)
Exercised	0	0	0	0	0		0	0	0
Balance at 10/31/2007	0	\$ 36,700	\$ 877	0	\$ 0		72	\$ 58,000	\$ 716

9. UNITS OF BENEFICIAL INTEREST

The Trust may issue up to 500,000,000,000 units of beneficial interest. Subscriptions and redemptions of units of the PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund, PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M), PIMCO Bermuda LIBOR Plus Fund (M), PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M), PIMCO Emerging Bond Income Fund (M), PIMCO USD LIBOR Plus Fund, PIMCO USD LIBOR Plus Fund II, PIMCO World High Income and PIMCO Bermuda Diversified Income Fund Inst (USD) are denominated in U.S. dollars.

Units of the PIMCO Bermuda Emerging Markets (Yen-Hedged) Bond Fund, PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund, PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M), PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund, PIMCO Bermuda JGB Floater Foreign Strategy Fund, PIMCO Bermuda JGB Floater U.S. Strategy Fund, PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M), PIMCO Emerging Bond Income Fund, PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund, [kmc18]PIMCO U.S. High Yield Fund, PIMCO U.S. High Yield Fund II, PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund, PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II, PIMCO Bermuda Diversified Income Fund Inst (JPY, Hedged) and PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II are denominated in Japanese yen and converted to U.S. dollars at the spot rate on the transaction date. Units of each Fund are issued without par value and of the same class although additional Classes of Units may be offered in the future related to any Fund. Fractional units of the Funds will not be issued.

Changes in units of beneficial interest were as follows (units and amounts in thousands*):

	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund		PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)		PIMCO Bermuda Emerging Markets (Yen-Hedged) Bond Fund		PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund		PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)	
	Year Ended 10/31/07		Year Ended 10/31/07		Year Ended 10/31/07		Year Ended 10/31/07		Year Ended 10/31/07	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	0	\$ 0	612	\$ 6,810	9	\$ 714	2,059	\$ 229,268	4,565	\$ 509,011
Issued as reinvestment of distributions	0	0	378	4,199	1	126	0	0	0	0
Cost of units redeemed	0	0	(32,956)	(368,835)	(81)	(7,082)	(693)	(77,788)	(4,102)	(457,262)
Net increase (decrease) resulting from Fund unit transactions	0	\$ 0	(31,966)	\$ (357,826)	(71)	\$ (6,242)	1,366	\$ 151,480	463	\$ 51,749

	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund		PIMCO Bermuda JGB Floater Foreign Strategy Fund		PIMCO Bermuda JGB Floater U.S. Strategy Fund		PIMCO Bermuda LIBOR Plus Fund (M)	
	Year Ended 10/31/07		Year Ended 10/31/07		Year Ended 10/31/07		Year Ended 10/31/07	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	2,738	\$ 239,971	18	\$ 1,440	12	\$ 959	2,575	\$ 29,055
Issued as reinvestment of distributions	0	0	0	0	0	0	0	0
Cost of units redeemed	(2,798)	(240,868)	(194)	(15,184)	(129)	(10,182)	(3,093)	(34,807)
Net (decrease) resulting from Fund unit transactions	(60)	\$ (897)	(176)	\$ (13,744)	(117)	\$ (9,223)	(518)	\$ (5,752)

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2007

	PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M)		PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M)		PIMCO Emerging Bond Income Fund		PIMCO Emerging Bond Income Fund (M)	
	Year Ended 10/31/07		Year Ended 10/31/07		Year Ended 10/31/07		Year Ended 10/31/07	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	532	\$ 5,418	447	\$ 48,455	167	\$ 16,267	1,742	\$ 18,740
Issued as reinvestment of distributions	0	0	0	0	0	0	0	0
Cost of units redeemed	(20,654)	(214,288)	(164)	(18,035)	(1,457)	(142,975)	(14,721)	(159,392)
Net increase (decrease) resulting from Fund unit transactions	(20,122)	\$ (208,870)	283	\$ 30,420	(1,290)	\$ (126,708)	(12,979)	\$ (140,652)

	PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund		PIMCO U.S. High Yield Fund		PIMCO U.S. High Yield Fund II		PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund		PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II	
	Year Ended 10/31/07		Year Ended 10/31/07		Year Ended 10/31/07		Year Ended 10/31/07		Year Ended 10/31/07	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	28	\$ 2,468	31	\$ 2,767	188	\$ 20,263	1	\$ 66	284	\$ 24,795
Issued as reinvestment of distributions	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Cost of units redeemed	(86)	(7,420)	(2,127)	(192,129)	(87)	(9,569)	(229)	(19,243)	(50)	(4,437)
Net increase (decrease) resulting from Fund unit transactions	(58)	\$ (4,952)	(2,096)	\$ (189,362)	101	\$ 10,694	(228)	\$ (19,177)	234	\$ 20,358

	PIMCO USD LIBOR Plus Fund		PIMCO USD LIBOR Plus Fund II		PIMCO World High Income	
	Year Ended 10/31/07		Year Ended 10/31/07		Year Ended 10/31/07	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	917	\$ 10,000	1,720	\$ 19,046	4,719	\$ 50,353
Issued as reinvestment of distributions	0	0	0	0	0	0
Cost of units redeemed	(3,120)	(34,204)	0	0	(36,578)	(390,723)
Net increase (decrease) resulting from Fund unit transactions	(2,203)	\$ (24,204)	1,720	\$ 19,046	(31,859)	\$ (340,370)

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2007

	PIMCO Bermuda Diversified Income Fund		PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II	
	Year or Period Ended 10/31/07		Year Ended 10/31/07	
	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold				
Inst. (JPY)	0	\$ 0	428	\$ 38,384
Inst. (JPY, Hedged)	509 ^a	42,548	327	27,760
Inst. (USD)	37	390	0	0
Issued as reinvestment of distributions				
Inst. (JPY)	0	0	0	0
Inst. (JPY, Hedged)	0	0	0	0
Inst. (USD)	222	2,325	0	0
Cost of units redeemed				
Inst. (JPY)	0	0	(172)	(15,506)
Inst. (JPY, Hedged)	(21) ^a	(199)	(99)	(8,953)
Inst. (USD)	(8,927)	(92,856)	0	0
Net increase (decrease) resulting from Fund unit transactions				
	(8,161)	\$ (47,792)	484	\$ 41,685

^a A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

¹⁰ Period from January 10, 2007 to October 31, 2007.

10. REGULATORY AND LITIGATION MATTERS

The Trust is not engaged in any litigation or arbitration proceedings and is not aware of any litigation or claim pending or threatened by or against it. However, PIMCO, the Trust's Manager and Investment Adviser, is a defendant in the following litigation matters unrelated to its management of the Trust.

Since February 2004, PIMCO, Allianz Global Investors of America L.P. ("AGI") (formerly known as Allianz Dresdner Asset Management of America L.P.) (PIMCO's parent company), and certain of their affiliates, including PIMCO Funds (a complex of mutual funds managed by PIMCO) and Allianz Funds (formerly known as PIMCO Funds: Multi-Manager Series) (a complex of mutual funds managed by affiliates of PIMCO), certain PIMCO Funds trustees, and certain employees of PIMCO have been named as defendants in fifteen lawsuits filed in various jurisdictions. Eleven of those lawsuits concern "market timing," and they have been transferred to and consolidated for pre-trial proceedings in a multi-district litigation proceeding in the U.S. District Court for the District of Maryland; the other four lawsuits concern "revenue sharing" and have been consolidated into a single action in the U.S. District Court for the District of Connecticut. The lawsuits have been commenced as putative class actions on behalf of investors who purchased, held or redeemed shares of the various series of PIMCO Funds and Allianz Funds during specified periods, or as derivative actions on behalf of the PIMCO Funds and Allianz Funds. The market timing and revenue sharing lawsuits seek, among other things, unspecified compensatory damages plus interest and, in some cases, punitive damages, the rescission of investment advisory contracts, the return of fees paid under those contracts and restitution.

The market timing actions in the District of Maryland generally allege that certain hedge funds were allowed to engage in "market timing" in certain funds of PIMCO Funds and Allianz Funds and this alleged activity was not disclosed. Pursuant to tolling agreements entered into with the derivative and class action plaintiffs, PIMCO, certain PIMCO Funds trustees, and certain employees of PIMCO who were previously named as defendants have all been dropped as defendants in the market

timing actions; however, the plaintiffs continue to assert claims on behalf of the shareholders of PIMCO Funds or on behalf of PIMCO Funds itself against other defendants. By order dated November 3, 2005, the U.S. District Court for the District of Maryland granted PIMCO Funds' motion to dismiss claims asserted against it in a consolidated amended complaint where PIMCO Funds was named, in the complaint, as a nominal defendant. Thus, at present PIMCO Funds is not a party to any "market timing" lawsuit. The revenue sharing action in the District of Connecticut generally alleges that fund assets were inappropriately used to pay brokers to promote funds of the Allianz Funds and of the PIMCO Funds, including directing fund brokerage transactions to such brokers, and that such alleged arrangements were not fully disclosed to shareholders. On September 19, 2007, the U.S. District Court for the District of Connecticut granted defendants' motion to dismiss the consolidated amended complaint in the revenue sharing action. Thus, at present PIMCO Funds is not a party to any revenue sharing lawsuit.

Two nearly identical class action civil complaints have been filed in August 2005, in the Northern District of Illinois Eastern Division, alleging that the plaintiffs each purchased and sold a 10-year Treasury note futures contract and suffered damages from an alleged shortage when PIMCO held both physical and futures positions in 10-year Treasury notes for its client accounts. The two actions have been consolidated into one action, and the two separate complaints have been replaced by a consolidated complaint. PIMCO is a named defendant, and PIMCO Funds has been added as a defendant, to the consolidated action. PIMCO and PIMCO Funds strongly believe the complaint is without merit and intend to vigorously defend themselves.

In April 2006, certain registered investment companies and other funds managed by PIMCO were served in an adversary proceeding brought by the Official Committee of Asbestos Claimants of G-I Holdings, Inc. in G-I Holdings, Inc.'s bankruptcy in the District of New Jersey. In July 2004, PIMCO was named in this lawsuit and remains a defendant. The plaintiff seeks to recover for the bankruptcy estate assets that were transferred by the predecessor entity of G-I Holdings, Inc. to a wholly-owned subsidiary in 1994. The subsidiary has since issued notes, of which certain registered investment companies and other funds managed by PIMCO are alleged to be holders. The complaint alleges that in 2000, more than two hundred noteholders – including certain registered investment companies and other funds managed by PIMCO – were granted a second priority lien on the assets of the subsidiary in exchange for their consent to a refinancing transaction and the granting of a first priority lien to the lending banks. The plaintiff is seeking invalidation of the lien in favor of the noteholders and/or the value of the lien. On June 21, 2006, the District of New Jersey overturned the Bankruptcy Court's decision granting permission to file the adversary proceeding and remanded the matter to the Bankruptcy Court for further proceedings. Following a motion to reconsider, the District Court upheld its remand on August 7, 2006, and instructed the Bankruptcy Court to conduct a "cost-benefit" analysis of the Committee's claims, including the claims against the noteholders. The Bankruptcy Court held a status conference on October 25, 2006 and set a briefing schedule relating to this cost-benefit analysis. To date, no briefs have been filed. This matter is not expected to have a material adverse effect.

２【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

(2008年10月末日現在)

	千米ドル	百万円
a. 資産総額	416,373	37,286
b. 負債総額	2,117	190
c. 純資産総額（a－b）	414,256	37,097
d. 発行済口数	54,470,186口	
e. 一口当たりの純資産価格（c／d）	7.61米ドル	681円

第5【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中の販売及び買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

	販 売 口 数	買 戻 口 数	発 行 済 口 数
第1会計年度 (2005年4月21日－ 2005年10月31日)	119,135,360 (119,125,360)	3,428,411 (3,418,411)	115,706,949 (115,706,949)
第2会計年度 (2005年11月1日－ 2006年10月31日)	30,593,930 (30,593,930)	58,404,592 (58,404,592)	87,896,287 (87,896,287)
第3会計年度 (2006年11月1日－ 2007年10月31日)	4,718,590 (4,718,590)	36,577,508 (36,577,508)	56,037,369 (56,037,369)
第4会計年度 (2007年11月1日－ 2008年10月31日)	7,590,470 (7,590,470)	9,157,653 (9,157,563)	54,470,186 (54,470,186)

(注1) () 内の数字は、日本国内における販売・買戻および発行済の口数を示す。

(注2) 第1会計年度の販売口数には当初募集期間における口数も含まれる。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

a. 資本金の額（2009年1月末日現在）

資本金の額 104,871,445.63米ドル（約93億9,124万円）

発行済持分総口数 クラスA持分850,000口、クラスB持分150,000口

最近過去5年間における資本金の額は以下のとおりである。

2005年 1月末日現在	69,190,922.55米ドル
2006年 1月末日現在	80,447,390.23米ドル
2007年 1月末日現在	90,032,922.55米ドル
2008年 1月末日現在	101,571,247.45米ドル
2009年 1月末日現在	104,871,445.63米ドル

b. 会社の機構

管理会社の常務役員（Managing Member）は、管理会社の業務・行為を管理・支配し、管理会社の業務に
関して必要または必要とみなされる一切の行為を行う絶対的かつ完全な権限を有するとともに、他の役員
の承認なくして、（管理会社の定款に相当する）有限責任会社契約（limited liability company
agreement）に定める一定の行為を除く一切の行為を行う。

管理会社の常務役員は、書面による同意により一以上の役員会または委員会を組織し、常務役員が有する
管理会社の業務・行為の管理・支配権のうち一定のものについて、全部または一部を委任することができ、
常務役員の裁量によりかかる組織または委任を変更または撤回することができる。

役員および従業員の状況

（提出日現在）

氏名	役職
タミー・ジェイ・アーノルド (Tammie J. Arnold)	マネージング・ディレクター
ブライアン・ピー・ベーカー (Braian P. Baker)	マネージング・ディレクター
アンドリュー・ティー・ボールズ (Andrew T. Balls)	マネージング・ディレクター
ウィリアム・アール・ベンツ 2 世 (William R. Benz, II)	マネージング・ディレクター
ヴィニア・バンサリ (Vineer Bhansali)	マネージング・ディレクター
サブリナ・シー・カーリン (Sabrina C. Callin)	マネージング・ディレクター
ウェンディー・ダブリュー・カップス (Wendy W. Cupps)	マネージング・ディレクター
クレイグ・エー・ドーソン (Craig A. Dawson)	マネージング・ディレクター
クリス・ピー・ダイアリナス (Chris P. Dialynas)	マネージング・ディレクター

モハメド・エー・エラリアン (Mohamed A. El-Erian)	マネージング・ディレクター
デビッド・シー・フラットム (David C. Flattum)	マネージング・ディレクター
ウィリアム・エイチ・グロース (William H. Gross)	マネージング・ディレクター
ブレント・アール・ハリス (Brent R. Harris)	マネージング・ディレクター
ダグラス・エム・ホッジ (Douglas M. Hodge)	マネージング・ディレクター
ブレント・エル・ホールデン (Brent L. Holden)	マネージング・ディレクター
ダニエル・ジェイ・アイバシン (Daniel J. Ivascyn)	マネージング・ディレクター
ルー・ダブリュ（ジェイ）ジェイコブス (Lew W. (Jay) Jacobs)	マネージング・ディレクター
マーク・アール・キーセル (Mark R. Kiesel)	マネージング・ディレクター
デビット・シー・ローン (David C. Lown)	マネージング・ディレクター
スコット・エー・マザー (Scott A. Mather)	マネージング・ディレクター
ポール・エー・マカリー (Paul A. McCulley)	マネージング・ディレクター
ジョセフ・ヴィー・マックデビット (Joseph V. McDevitt)	マネージング・ディレクター
カーティス・エー・ミューボーン (Curtis A. Mewbourne)	マネージング・ディレクター
ジェームズ・エフ・マジー (James F. Muzzy)	マネージング・ディレクター
トーマス・ジェイ・オターバイン (Thomas J. Otterbein)	マネージング・ディレクター
ウィリアム・シー・パワーズ (William C. Powers)	マネージング・ディレクター
エマニュエーレ・ラバーノ (Emanuele Ravano)	マネージング・ディレクター
アーネスト・エル・シュマイダー (Ernest L. Schmider)	マネージング・ディレクター
ジョナサン・ディー・ショート (Jonathan D. Short)	マネージング・ディレクター
ダブリュ・スコット・サイモン (W. Scott Simon)	マネージング・ディレクター
高野 真	マネージング・ディレクター

リチャード・エム・ヴァイル (Richard M. Weil)	マネージング・ディレクター
ミヒル・ピー・ウォラー (Mihir P. Worah)	マネージング・ディレクター
チャンホン・ズー (Changhong Zhu)	マネージング・ディレクター

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ファンドのスポンサーであり、ファンド構成に責任を負う。1971年に設立された管理会社は、デラウェア州の有限責任会社であり、1940年米国投資顧問法に基づく投資顧問業者として登録されている。信託証書に従い、投資顧問会社はサブ・ファンドの投資顧問会社を務め、サブ・ファンドの日々の投資運用に最終的な責任を負う。投資顧問会社は、サブ・ファンドに適用される投資目的および投資指針に従い、ファンド資産の選別、配分および再配分について助言を行う権限を有してサブ・ファンドのポートフォリオを管理する。一定の制限を条件に、管理会社は管理業務を別の者に委託することが認められており、業務の一部を委託している。

管理会社の権利および業務は、信託証書および受託会社と管理会社との投資運用契約に規定されている。信託証書および投資運用契約に基づき、管理会社は、いずれかの当事者または60日前の通知により、退任することができるが、（a）管理会社が清算手続に入った場合、（b）管理会社の財産につき管財人が選任された場合、（c）受託会社が、受益者の利益のために管理会社の変更が望ましいとの意見を有し、その旨を受益者に対して書面により言明した場合、または（d）管理会社を解任する旨の受益者集会の決議が可決され、もしくは法が許容する限り直ちに管理会社を解任させるべきとの判断が決議においてなされた場合、または（e）現存する受益証券の4分の3以上を有する受益者が、管理会社を解任すべきであると書面により受託会社に求めた場合には直ちに、受託会社によって解任されることがある。PIMCOがファンドの管理会社でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理会社として適格である他の者を任命することを要する。また、PIMCOは、別の管理会社のために辞任する権利を有する。ただし、BMAの書面による事前承認がない場合、管理会社を解任しもしくは交替させ、または管理会社を辞任することはできず、BMAにより承認された他の管理会社のためにのみ辞任することができる。

信託証書は、受託会社が、ファンドのために、かつファンドの資産のみをもって、（i）ファンドの運用もしくは受益証券の販売、または（ii）信託証書に従い管理会社が提供する役務に関し、それらから発生してまたはそれらに基づき、管理会社が実際に被る損失、負債、損害賠償、費用もしくは出費（弁護士費用および会計士費用を含むがこれらに限定されない。）、判決および（受託会社がサブ・ファンドのために和解を承諾している場合の）和解金のすべてについて、管理会社およびその関連会社、代理店、業務受託会社ならびにそれらのオフィサー、取締役、株主および経営支配者を補償し、損害が及ばないようにすることを規定する。ただし、当該損失が、管理会社の故意の不法行為、不誠実な怠慢、過失、詐欺、もしくは義務の重大な違反や不注意による無視の結果ではないことが条件となる。信託証書はさらに、故意の不法行為、不誠実な怠慢、過失もしくは信託証書の義務の重大な違反や不注意による無視である場合を除き、管理会社がサブ・ファンドもしくは受託会社に対しいかなる責任を負わないことを規定する。

さらに、信託証書は、信託証書に基づき履行されるファンドの投資顧問としての管理会社の一定の行為に関して、管理会社もしくは受託会社のいずれも、自らの契約違反、信託証書の違反、詐欺、怠慢、故意の不履行、故意の不法行為を除き、当該行為に対し個人的債務を負わないと規定している。信託証書はさらに、上記を条件に管理会社および／または受託会社は、当該関係者が実際の債務金額を支払うために必要な場合、サブ・ファンドの資産から補償される。

2009年1月末日現在、管理会社は218本のミューチュアル・ファンドおよびファンドのポートフォリオの管理および運用を行っており、合計純資産価額は288,556,954,112.70米ドル、3,507,496,964.83オーストラリア・ドル、2,679,522,461.23ユーロ、1,081,821,746.68カナダドル、1,881,715,539.24英ポンドおよび

64,219,500.98ニュージーランド・ドルの合計額である。

設立国	基本的性格	本数	純資産価格
米国籍	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	91	248,028,215,487.62 米ドル
	クローズド・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	18	7,183,734,704.98 米ドル
アイルランド籍	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	19	14,210,848,923.83 米ドル
	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	11	2,377,387,250.20 ユーロ
	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	7	1,780,066,210.30 英ポンド
ケイマン籍	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	25	11,552,185,189.82 米ドル
	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	2	455,001,742.41 オーストラリア ・ドル
	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	1	251,428,953.97 ユーロ
	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	1	64,219,500.98 ニュージーラン ド・ドル
バミューダ籍	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	27	7,535,431,179.44 米ドル
	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	1	40,218,505.51 ユーロ
カナダ籍	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	2	1,081,821,746.68 カナダ・ドル
ルクセンブルグ 籍	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	2	10,487,751.55 ユーロ
	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	1	46,538,627.01 米ドル
	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	2	101,649,328.94 英ポンド
オーストラリア 籍	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	8	3,052,495,222.42 オーストラリア ・ドル

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の最近2事業年度（平成18年1月1日から12月31日までおよび平成19年1月1日から12月31日まで）の日本語の財務書類は、アメリカ合衆国における法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第127条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の独立監査人であるケーピーエムジー・エルエルピーの監査を受けており、監査報告書の原文（英文）を受領している。
- c. 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成21年1月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝89.55円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（1）【2007年12月31日終了年度】

①【貸借対照表】

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結貸借対照表
2007年12月31日現在

	米ドル	千円
資産		
流動資産		
現金および現金等価物	120,459,739	10,787,170
取引有価証券	13,428,153	1,202,491
未収投資顧問報酬		
プール・ファンド	102,474,229	9,176,567
プライベート口座	319,945,414	28,651,112
関係会社未収金	126,380,472	11,317,371
前払費用	9,921,632	888,482
受取手形	95,000	8,507
その他の流動資産	13,776,142	1,233,654
流動資産合計	706,480,781	63,265,354
非流動資産		
固定資産（減価償却費累計額57,071,635ドル控除後）	20,699,604	1,853,650
リミテッド・パートナーシップへの投資	2,087,469	186,933
系列のジョイント・ベンチャーへの投資	3,700,000	331,335
受取手形	2,984,444	267,257
関係会社未収金	51,645,681	4,624,871
その他の固定資産	10,004,716	895,922
固定資産合計	91,121,914	8,159,967
資産合計	797,602,695	71,425,321
負債、少数株主持分およびメンバー出資金		
流動負債		
買掛金および未払費用	211,020,746	18,896,908
関係会社未払金	72,516,117	6,493,818
B受益証券購入プランに基づく発生報酬	23,947,851	2,144,530
その他の流動負債	9,220,636	825,708
流動負債合計	316,705,350	28,360,964

非流動負債		
B受益証券購入プランに基づく発生報酬	51,645,681	4,624,871
その他の発生報酬	60,904,232	5,453,974
その他の非流動負債	4,809,354	430,678
非流動負債合計	117,359,267	10,509,522
負債合計	434,064,617	38,870,486
少数株主持分	200	18
メンバー出資金	363,537,878	32,554,817
負債、少数株主持分およびメンバー出資金合計	797,602,695	71,425,321

添付の連結財務書類に対する注記を参照のこと。

②【損益計算書】

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結損益および包括的利益計算書
2007年12月31日に終了した年度

	米ドル	千円
収益		
投資顧問報酬		
プール・ファンド	1,193,683,705	106,894,376
プライベート口座	607,630,976	54,413,354
管理事務報酬およびサービス報酬	549,907,087	49,244,180
収益合計	2,351,221,768	210,551,909
費用		
報酬および給付金	886,986,013	79,429,597
一般管理費	193,782,860	17,353,255
副管理事務サービス	142,295,303	12,742,544
賃借料および設備費	25,894,888	2,318,887
手数料	23,722,026	2,124,307
専門家報酬	28,166,138	2,522,278
副顧問報酬	29,590,083	2,649,792
保険料	5,983,068	535,784
マーケティング費および宣伝費	6,330,956	566,937
その他	29,966,749	2,683,522
費用合計	1,372,718,084	122,926,904
営業利益	978,503,684	87,625,005
リミテッド・パートナーシップの持分利益	118,198	10,585
その他の利益、純額	9,639,637	863,229
関係会社からの返済	14,172,036	1,269,106
法人所得税および少数株主持分控除前利益	1,002,433,555	89,767,925
法人所得税	16,790,376	1,503,578
少数株主持分控除前利益	985,643,179	88,264,347
少数株主持分費用	7	1
当期純利益	985,643,172	88,264,346
その他の包括的利益		

通貨換算調整	1,566,411	140,272
包括的利益	987,209,583	88,404,618

添付の連結財務書類に対する注記を参照のこと。

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結メンバー出資金変動表
2007年12月31日に終了した年度

	クラスAメンバー			クラスBメンバー			累積的な換算調整		メンバー出資金合計	
	口数	米ドル	千円	口数	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2006年12月31日 現在残高	850,000	71,835,265	6,432,848	150,000	181,518,441	16,254,976	25,743	2,305	253,379,449	22,690,130
純利益	-	746,436,668	66,843,404	-	239,206,504	21,420,942	-	-	985,643,172	88,264,346
資本拠出	-	750,863	67,240	-	-	-	-	-	750,863	67,240
分配金	-	(749,702,284)	(67,135,840)	-	(216,546,763)	(19,391,763)	-	-	(966,249,047)	(86,527,602)
B受益証券購入 プランにに基づき 記録された報酬	-	88,447,030	7,920,432	-	-	-	-	-	88,447,030	7,920,432
AllianzGI LLCによる B受益証券購入時 のベースス配分	-	(141,337,795)	(12,656,800)	-	141,337,795	12,656,800	-	-	-	-
通貨換算調整	-	-	-	-	-	-	1,566,411	140,272	1,566,411	140,272
2007年12月31日 現在残高	850,000	16,429,747	1,471,284	150,000	345,515,977	30,940,956	1,592,154	142,577	363,537,878	32,554,817

添付の連結財務書類に対する注記を参照のこと。

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結キャッシュ・フロー表
2007年12月31日に終了した年度

	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益	985,643,172	88,264,346
営業活動から得た現金純額への当期純利益の調整		
株式報酬	88,447,030	7,920,432
少数株主持分	7	1
減価償却費	7,519,929	673,410
取引有価証券未実現損失	130,854	11,718
リミテッド・パートナーシップの持分利益	(118,198)	(10,585)
固定資産の売却損失	108,171	9,687
営業資産および負債の変動：		
取引有価証券売却利益の変動	435,851	39,030
取引有価証券購入の変動	(3,988,557)	(357,175)
未取投資顧問報酬の変動	(132,140,628)	(11,833,193)
関係会社からの未収金の変動	111,513,930	9,986,072
前払金およびその他の資産の変動	(6,453,218)	(577,886)
買掛金および未払費用の変動	54,064,190	4,841,448

関係会社未払金の変動	(63,142,362)	(5,654,399)
その他の負債および発生報酬の変動	(54,549,422)	(4,884,901)
営業活動から得た現金純額	<u>987,470,749</u>	<u>88,428,006</u>
投資活動で使用了キャッシュ・フロー		
固定資産の購入	(9,578,498)	(857,754)
リミテッド・パートナーシップへの投資有価証券の購入	(5,860)	(525)
系列のジョイント・ベンチャーへの投資	(200,000)	(17,910)
受取手形立替金	(2,342,255)	(209,749)
受取手形返済金	75,900	6,797
投資活動に使われた現金純額	<u>(12,050,713)</u>	<u>(1,079,141)</u>
財務活動で使用了キャッシュ・フロー		
資本拠出	750,863	67,240
メンバーへの支払現金分配	(966,249,047)	(86,527,602)
財務活動に使われた現金純額	<u>(965,498,184)</u>	<u>(86,460,362)</u>
現金および現金等価物にかかる為替レート変動の影響	<u>1,566,411</u>	<u>140,272</u>
現金および現金等価物の純増加額	11,488,263	1,028,774
期首現金および現金等価物	<u>108,971,476</u>	<u>9,758,396</u>
期末現金および現金等価物	<u>120,459,739</u>	<u>10,787,170</u>
キャッシュ・フロー情報についての補足開示:		
期中の現金支払額:		
法人所得税	14,179,655	1,269,788
支払利息	<u>270,249</u>	<u>24,201</u>
非現金財務活動についての補足開示:		
関係会社からの未集金 - B受益証券購入プラン	44,349,159	3,971,467
B受益証券購入プランに基づく発生報酬	<u>44,349,159</u>	<u>3,971,467</u>

添付の連結財務書類に対する注記を参照のこと。

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

2007年12月31日に終了する年度の連結財務書類に対する注記

1. 組織および事業

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下「PIMCO」または「当社」という。）は、デラウェアを本拠地とする有限会社であり、経営メンバーであるアリアンツ・グローバル・インベスターズ・オブ・アメリカ・エル・ピー（以下「AllianzGI LP」という。）の子会社である。当社は機関投資家向けおよびリテールのミューチュアル・ファンドならびに機関投資家の区分口座に対し投資運用および投資顧問サービスを提供する登録投資顧問である。AllianzGI LPは、当社のクラスA受益証券の850,000口のすべてを所有している。150,000口の合計発行済クラスB受益証券のうち、105,233口が当社の一定の従業員により保有され、43,917口がアリアンツ・グローバル・インベスターズ・オブ・アメリカ・エルエルシー（以下「AllianzGI LLC」という。）により買戻しおよび保有され、850口が従業員により失権され、従業員への将来の付与を条件としてAllianzGI LPにより保有されている。収入および分配に関して、クラスB受益証券はクラスA受益証券より優先する。

アリアンツ・エスイーはAllianzGI LP およびAllianzGI LLCの過半数持分を間接的に所有している。アリアンツ・エスイーは損害、災害、生命および健康保険の取扱い、銀行業および資産運用を手がけるグローバルな会社である。

2. 重要な会計方針

a. 連結

添付の連結財務書類は、当社が主要な保有者であると判断された事業体に加え、当社およびその過半数所有子会社の勘定を含むものである。すべての主要な連結会社間残高および取引は、消去されている。

添付の連結財務書類には、以下の子会社が含まれる。

- －PIMCOが約0.015%の持分を保有しており、また、ストックス・プラス・エル・ピーのジェネラル・パートナーである、ストックス・プラス・マネジメント・インク（以下「ストックス・プラス」という。）。
- －ドイツの投資顧問である、PIMCO GmbH。
- －PIMCOが過半数所有権（99.9%）を保有しており、AllianzGI LPが（0.1%）を所有する、ピムコ・ルクセンブルグ・エス・エイ。
- －カナダにおける登録投資顧問である、ピムコ・カナダ・コープ。
- －ピムコ・カナダ・コープに対する副投資顧問である、ピムコ・カナダ・マネジメント・インク（以下「カナダ・インク」という。）。
- －ピムコ・カナダ・コープおよびカナダ・インクの持株会社である、ピムコ・カナダ・ホールディング・エルエルシー。

当社は、特定の投資運用ジョイント・ベンチャーの主要な保有者である。変動持分事業体であると判断され、連結財務諸表に含まれるジョイント・ベンチャー企業は、以下のとおりである。

- －イギリスにおける登録投資顧問である、ピムコ・ヨーロッパ・リミテッド（以下「ピムコ・ヨーロッパ」という。）。
- －日本における登録投資顧問である、ピムコジャパンリミテッド（以下「ピムコジャパン」という。）。
- －オーストラリアにおける登録投資顧問である、ピムコ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド（以下「ピムコ・オーストラリア」という。）。
- －シンガポールにおける登録投資顧問である、ピムコ・アジア・ピーティーイー・リミテッド（以下「ピムコ・アジア」という。）。
- －香港における登録投資顧問である、ピムコ・アジア・リミテッド（以下「ピムコ・香港」という。）。

b. 現金および現金等価物

PIMCOは、機関マネー・マーケット・ファンドに一定の現金残高を投資している。2007年12月31日現在、57,861,155米ドルが、関連のないマネー・マーケット・ファンドに投資されている。経営陣は、マネー・マーケット・ファンドに対する投資を連結キャッシュ・フロー表において現金等価物であるとみなしている。この投資は取得価額で計上されているが、それはほぼ公正価格と同じである。当社は、残りの現金および現金等価物を合衆国政府により保証された複数の金融機関に保有している。各機関における勘定収支は、定期的に米国の連邦預金保険公社（以下「FDIC」という。）の保険適用範囲を超過し、この結果として、FDICの保険適用範囲超過分の金額に関する信用リスクの集中が存在する。

c. 取引有価証券

2007年12月31日現在の有価証券は、主として短期または中期保有目的のピムコ・ミューチュアル・ファンドへの投資である。この投資は公正価格で計上され、取引有価証券として記録されている。

d. 投資顧問報酬および管理事務報酬

投資顧問報酬および管理事務報酬はサービスが提供された時に認識される。これらの報酬は主に運用資産の時価に対する比率をもとに計算される。プライベート口座の未収投資顧問報酬は、主に四半期ベースで請求している口座に対するものである。また、プライベート口座は、投資の運用成績に基づいた報酬を計上することもあり、これらの報酬はあらかじめ設定された運用目標値が達成された場合、各契約期間終了時に計上される。

e. 減価償却

事務機器、什器および備品は、一般に5年の見積耐用年数にわたり定額法で減価償却される。自動車は、一般に5年の見積耐用年数にわたり定額法で減価償却される。賃借資産改良費は、当該賃借契約の残存期間またはかかる改良費の耐用年数のいずれか短い期間にわたり定額法で減価償却される。

f. リミテッド・パートナーシップおよびジョイント・ベンチャーへの投資

当社はリミテッド・パートナーシップおよびジョイント・ベンチャーへの投資を持分法により計上している。これは当社が重大な影響を及ぼしうるものの、投資先に対して支配力を行使していないためである。投資は初期投資額に未分配純損益の当社持分相当額および分配額を加減した金額で計上される。当社のリミテッド・パートナーシップおよびジョイント・ベンチャーへの投資価値の減少は、その減少が一時的なものではないという証拠が認められた時に減損として認識される。特定の投資パートナーシップは、投資戦略の一部として、デリバティブ金融商品に投資することができる。投資パートナーシップは、デリバティブ商品により、とりわけ、相手方による契約の条項の不履行による信用リスクにさらされる。

g. 法人所得税

PIMCOは、連邦税を課されない。PIMCOに発生した課税所得に対しては、最終的にPIMCOのメンバーが、各自の持分に従いその納税に責任を負う。PIMCOは、特定の法域において、州税の課税対象である。

ストックス・プラスおよびカナダ・インクは連邦税および州税の課税対象であることから、独自に納税申告書を提出しており、法人所得税について資産・負債法に基づき会計処理をしている。その結果、連結財務書類または納税申告書に計上されている事象に関する将来の見積税効果に基づく繰延税金資産負債を計上している。各外国企業は、所在地において規定される現地税の対象となる。

2006年6月、米国財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）はFASB解釈指針第48号「法人税の不確実性に関する会計処理」（以下「FIN第48号」という。）を発行した。当該指針は、連結財務書類における税務申告ポジションのベネフィットを認識する基準として税務当局により争われた際に「50%超を越えて維持される可能性」があることと定義し、実現する可能性が50%を超える税務ベネフィットの最大額に基づき50%超の可能性基準を満たす税務ポジションの測定を求めている。2007年1月1日現在、当社はFIN第48号を採用している。経営陣は、当社のタックス・ポジションに対する不確実性を分析しているが、FIN第48号に基づいて認識および測定が要求される不確実なタックス・ポジションは特定されなかった。

h. 分配

PIMCOは、その純利益を、各四半期ごとに、当該四半期末から30日以内に分配することが要求されている。

i. 株式に基づく報酬

当社は、FASB基準書第123号（改訂版）「株式に基づく報酬」の条項に従い、株式に基づく報酬の取決めに計上する。基準書は一事業体に対して、株式に基づく報酬の交付日現在公正価格に基づく持分商品による報酬と引替えに受領した従業員サービスの費用の測定を要求する。従業員サービス費用は、株式に基づく支払報酬と引替えに従業員がサービスを提供する期間全体に渡り認識される。当社の持分商品は公的な取引に

よる時価を有さないため、公正価格は、当社の財務実績と類似するとみなされる事業体への参照を通じて、当社の経営陣により決定される。

j. 外貨建て取引

外国子会社の資産および負債は、年度末現在存在する現行の為替レートにより、米ドルへ換算されている。収益および費用は、有効な毎月の為替レートの平均値により換算された。米ドル以外の機能的通貨を有する子会社の業績の換算による影響は、その他の包括的利益に含まれる。米ドル以外の機能的通貨を有する子会社の業績の換算の累積的な換算調整は、2007年12月31日現在の連結貸借対照表のメンバー出資金に含まれる。

k. 見積りの使用

米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に従い連結財務書類を作成するに当たって、経営陣は連結財務書類の報告された金額および開示事項に影響を与える見積りおよび仮定を行う必要がある。実際の結果は、かかる見積額とは異なることがありうる。

1. 金融商品の公正価格

PIMCOの金融商品の簿価は公正価格に近似している。現金および現金等価物、売掛金および買掛金の簿価は、その短期的な性質上、公正価格に近似している。長期債の公正価格は、当社が入手可能な比較できる債務の現行利率に基づく。

3. 受取手形

PIMCOは、従業員の長期勤務を確保するためのプログラムの一環として、一部の従業員に対して貸付を行っている。当該貸付には手形発行時における標準金利の利子がつき、個人が引き続き当社に雇用されていることを条件に、1年から5年の期間にわたり元本が免除される。貸付元本の返済が免除される前に従業員が退職する場合には、かかる元本および利息を支払わなければならない。2007年度に、PIMCOは約2,342,255米ドルの新規貸付を行った。2007年12月31日に終了した年度において、PIMCOは在籍中の従業員に対して未決済の貸付に係る2,093,866米ドルの償却費用を計上した。かかる費用は、添付の連結損益および包括的利益計算書の報酬および給付金に含まれている。2007年12月31日現在、これらの貸付の未決済元本残高は4,156,389米ドルであった。

PIMCOはまた一部の従業員に対して約束手形を発行している。これらの約束手形は短期的な性質を有しており、4%の利息が計上され期日に支払われる。2007年12月31日現在、これらの約束手形の残高は95,000米ドルであった。

4. リミテッド・パートナーシップ

当社は、発生問題専門委員会（EITF）第04-05号「投資者が単独のジェネラル・パートナーであり、リミテッド・パートナーが特定の権利を有している場合におけるリミテッド・パートナーシップに対する投資の会計処理」の規定を適用した。当社は、2007年12月31日現在のリミテッド・パートナーシップおよび関連ジョイント・ベンチャーへの投資を再検討した。当社のすべてのパートナーシップは、パートナーシップのゼネラル・パートナーが非関連リミテッド・パートナーの単純過半数の得票をもって投資家により解任されることができると規定する「キック・アウト・ライツ」を有する。非関連リミテッド・パートナーがゼネラル・パートナーの解任能力を有するため、支配の推定は覆され、当社はリミテッド・パートナーおよび関連ジョイント・ベンチャーへの投資の連結を要求されない。

5. 変動持分事業体

FASB解釈指針第46号（改訂版）「変動持分事業体の連結」（以下「FIN 第46号 改訂版」という。）に従って、定義されているとおり、当社は主要な保有者である変動持分事業体（以下「VIE」という。）を連結する。当社が事業体への支配的持分を持たないが事業体に対して重要な影響力を行使する場合、当社は会計処理上の持分法を適用する。

VIEであると決定された事業体との当社の関わりは、特定の社債担保証券（以下「CB0s」という。）および一定の投資運用ジョイント・ベンチャーとの投資顧問契約である。各CB0sは、当社が顧客へ資産運用専門知識を提供することができる手段として設定された。それぞれにおいて、当社は有価証券のポートフォリオを運用し、運用中の資産に基づく固定報酬を受領する。さらに、当社は、運用中の資産の基礎的実績に基づく追加報酬を受領することができる。

2007年12月31日現在、VIEであると識別された、CB0sにおいて運用中の資産には、約85億ドルが存在した。2007年12月31日現在、当社は、対象となるCB0sへの投資証券を保有していないため、損失へのエクスポージャーを有さない。

6. 固定資産

固定資産の主要項目は以下のとおりである。

事務機器、什器および備品	\$	49,676,021
賃借資産改良費		28,007,135
美術品		66,236
自動車		21,847
固定資産合計		<u>77,771,239</u>
減価償却累計額		<u>(57,071,635)</u>
固定資産純額	\$	<u>20,699,604</u>

当社は2007年12月31日に終了した年度に、約5,434,372米ドルの減価償却費を計上し、かかる金額は、添付の連結損益および包括的利益計算書の賃借料および設備費に含まれている。

7. 関連当事者間取引

AllianzGI LPは、PIMCOに対し会計および管理サービスを提供している。当該サービスは時間および用途に基づいて配賦されている。2007年における、これらのサービスに対する請求金額は合計8,476,248米ドルに上り、連結損益および包括的利益計算書のその他の費用に含まれている。関係会社への未払金にはこれらのサービスに関してAllianzGI LPへ支払われるべき負債と、合計53,261,086米ドルに上る商取引上の通常過程においてPIMCOに代わって支払われた費用としての他の関係会社への未払金が含まれている。

短期の運用資金需要に充当させるため、随時、LIBORに0.5%を上乗せした利率により、通常30日以内の有利子短期貸付が、AllianzGI LPおよびPIMCOの間で交付されている。2007年12月31日現在、PIMCOは、86,260,378米ドルにのぼるAllianzGI LPからの未収金を有しており、かかる金額は関係会社未収金（流動）に含まれている。また、PIMCOは、17,284,416米ドルにのぼるAllianzGI LPへの未払金を有しており、かかる金額は関係会社未払金に含まれている。PIMCOは、AllianzGI LPからの貸付に関連する利子費用において270,249米ドルを負っており、かかる金額は連結損益および包括的利益計算書にその他費用として含まれる。

当社は系列のファンド・コンプレックスから818,359,196米ドルの投資顧問報酬および546,121,754米ドルの

管理事務報酬を得ており、これらはそれぞれ連結損益および包括的利益計算書中の投資顧問報酬－プール・ファンドおよび管理事務報酬に含まれている。

当社はアリアンツ・エスイーの特定の子会社に対して顧問業務を提供している。2007年中、かかる業務への返済金額は、14,172,036米ドルであり、そのうち3,756,226米ドルが、2007年12月31日現在未決済であった。返済は、添付の連結損益および包括的利益計算書の関係会社からの返済に含まれている。

PIMCOはまたストックス・プラス・エル・ピーから管理報酬および実績に基づく報酬を得ている。これらの報酬は2007年12月31日に終了した年度において合計34,762,899米ドルであり、添付の連結損益および包括的利益計算書の投資顧問報酬－プライベート口座に含まれている。

8. 給付プラン

a. クラスB受益証券購入プラン

当社は、特定の従業員がPIMCOに対する15%を上限とする持分を表象するクラスB所有者受益証券（権利付与を条件とする。）の購入を行うことができる、クラスB受益証券購入プラン（以下「プラン」という。）を有する。プランに基づき、PIMCOに対する15%の所有持分を表章する、合計150,000口の発行済受益証券が存在する。プランに基づき発行される受益証券は、3年から6年にわたり権利が付与され、参加者の死亡または高度障害により、AllianzGI LPによって買戻される。2005年以降、毎年、権利付与済みクラスB受益証券の一部を、AllianzGI LPは買戻す権利（以下「コール」という。）を有し、また、参加者はAllianzGI LPに買戻しを行わせる権利（以下「プット」という。）を有する。このコール権利またはプット権利は、受益証券の各交付について最初の権利付与から6か月間に限り行使可能である。買戻金額は、買戻しが行われるクラスB受益証券のその時の公正価格に基づく。2007年中、AllianzGI LLC は、438,600,000米ドルでPIMCOのクラスB受益証券22,155口の買戻しを行った。

当社の従業員は、B受益証券の取得費用の金額により、AllianzGI LPに対する未払い手形を発行した。かかる手形は関連するB受益証券の権利付与と同時に満期を迎え、また、AllianzGI LPは手形と同額の賞与を従業員に対して支払うことを意図している。当社は、AllianzGI LPによる賞与金額の拠出にかかる賞与、手形および未収金への負債に関して、従業員により購入される受益証券の公正価格を反映し、関連する権利確定期間にわたる報酬費用を認識した。2007年12月31日に終了した年度において、プランに従い認識された報酬費用は、88,447,030米ドルであり、連結損益および包括的利益計算書の報酬および給付金に含まれている。オペレーティング・アグリーメントの条項に従い、プランに基づき記録されたすべての報酬は、クラスAメンバーに配分された。

従業員により所有されるB受益証券に関連する2007年中の活動は、下記のとおりである。

	受益証券口数			加重平均 交付日現在 公正価格
	権利付与済み	権利未付与	合計	
期首現在	86,583	38,749	125,332	\$ 7,616
交付済み	—	3,640	3,640	16,762
権利付与済み	19,989	(19,989)	—	8,989
コール済み	(22,155)	—	(22,155)	6,380
失権済み	—	(1,584)	(1,584)	9,652
期末現在	84,417	20,816	105,233	8,162

2007年12月31日現在のB受益証券保有者は、下記のとおりである。:

	受益証券 所有口数
従業員	105,233
AllianzGI LLC	43,917
AllianzGI LP	850
合計	150,000

2007年12月31日現在、2011年12月31日に至る将来期間において認識されると予想される権利未付与報奨に
関連する合計見積報酬費用は、105,400,000米ドルであった。

b. 利益分配および報奨制度

PIMCOは、収益性と自由裁量の賞与を基礎に参加者に対して給付する2つの利益分配および報奨制度を設けている。これらの制度のための報酬は、2007年12月31日に終了した年度において591,305,070米ドルであり、連結損益および包括的利益計算書に報酬および給付金として含まれる。

c. 長期報奨制度

2005年中、当社は、特定の重要な従業員に対し、長期報奨制度（以下「LTIP」という。）を設定した。報奨は、主に指定された営業利益目標の達成に基づいており、3年に渡り権利付与される。当プランは、負債報奨として会計処理され、関連する権利確定期間に渡り報酬として費用勘定につけられる。2007年12月31日に終了した年度において、当社は25,567,070米ドルのLTIPに基づく報酬費用を認識し、添付の連結損益および包括的利益計算書に報酬および給付金として含まれる。2007年12月31日現在、発生したLTIPは、合計52,425,259米ドルであり、添付の連結貸借対照表にその他の発生報酬として含まれる。

d. 重要な地位保持者への長期制度

当社は、特定の重要な従業員に対し、重要な地位保持者への長期制度（以下「KEEPA」という。）を有する。参加者は、3年間に渡り達成された営業利益の水準に基づき増減可能な現金口座に、賞与の一部を繰延べることができる。さらに、3年間に渡り権利付与される繰延金額に対する20%の追加奨励金が存在する。2007年12月31日現在、KEEPA負債は約1,205,774米ドルであり、その他の非流動負債に含まれている。かかる制度に基づく総費用は、2007年12月31日に終了した年度において235,322米ドルであり、連結損益および包括的利益計算書に報酬および給付金として含まれる。

e. 貯蓄および投資プラン

PIMCOは、確定拠出型従業員貯蓄および投資プランのスポンサーである。このプランは、内国歳入法第401（k）条に基づき許可されたものであり、適格従業員に対し、内国歳入法で随時定められる金額を上限として、年間給与額の100%まで拠出することを認めるものである。従業員は、概して、満21歳に達するか、または満1年の必要な勤務が完了するという条件の両方を満たした時点で適格者となる。PIMCOは、内国歳入法により定められた金額を上限として、従業員が拠出した年間給与額の5%相当額と同額を拠出する。さらに当社は、全参加者に対し任意拠出を行うことがある。当社の拠出金は、5年の必要な勤務の後、従業員に対し完全に確定する。このプランに関連するPIMCOの費用計上額は、2007年に12月31日に終了した年度において3,278,004米ドルであった。

PIMCOは、また、ほぼ全従業員を対象とする確定拠出型従業員給付制度を有している。PIMCOの拠出金額は、対象となる個人の基本給与額の5～11%である。この制度に関連するPIMCOの費用計上額は、2007年12月31日

に終了した年度において4,869,721米ドルであった。

複数の外国企業は、特定の従業員に関して他の給付制度を有している。2007年12月31日に終了した年度中、これらの制度に関連して計上された費用は、1,896,107米ドルであった。

f. 執行役員向け繰延報酬制度

AllianzGI LPは、非適格繰延報酬制度を設けている。この制度に基づき、一部の適格従業員に対して給付されるはずの報酬の一部は強制的に繰延べられ、また、かかる適格従業員は追加的な報酬の繰延べを選択できる。この制度は、主として、改正された1974年従業員退職年金保障法 第201（2）条、第301（a）（3）条および第401（a）（1）条で定義されている範囲において、経営陣または高額報酬受給従業員から成る特定のグループに繰延報酬制度を提供する目的で維持されている。この制度のもとで繰延べられた金額は、従業員の意向に従って有価証券へ投資され、AllianzGI LPにおいて受託保有されている。

g. アリアンツ・グループ株式報奨制度

当社は、アリアンツ・エスイー株に連動した制限付株式単位（以下「RSU」という。）を特定の従業員に対して授与する、アリアンツ・エスイーが支援する株式に基づく報奨制度に参加している。各従業員に対して付与されるRSUの株数は、アリアンツ・エスイー株によって決まる。

RSU制度に基づき、当社は、付与される各RSUについて、権利付与日に先行する10取引日におけるアリアンツ・エスイー株の時価平均価格を現金で支払うか、またはアリアンツ・エスイー株一株もしくはその他の同等の持分商品を発行する義務を負う。RSUは5年後に付与される。アリアンツ・エスイーは、権利付与日後の最初の証券取引所営業日に、全ての制度参加者のため、RSUを一括して実施する。RSU制度に関する報酬費用は、241,618米ドルであった。

h. 従業員株式購入制度

アリアンツ・エスイーは、適格な従業員に対して、毎年所定の日のアリアンツ・エスイーの米国預託株式を割引価格で購入する機会を与えることを目的とした、従業員株式購入制度を有する。当該制度のために、総額250,000口の米国預託株式が引き当てられている。2007年度中、当社は当該制度に参加した。アリアンツ・エスイーは、株式の総購入額を決定し、当社により任命された委員会が割引価格を決定する。従業員は、購入日後一年以内の株式の売却または譲渡を許されていない。2007年度に当社より支払われた時価と割引価格の差額または割引額は、433,652米ドルにのぼった。

9. 取引契約

リース契約

当社は、解約不能オペレーティング・リース契約に基づき事務所スペースをリースしている。この契約の期間は1年超であり、将来の最低リース料は以下のとおりである。

12月31日に終了する年度

2008年	\$	10,761,358
2009年		10,268,595
2010年		10,339,104
2011年		9,827,876
2012年		8,514,279
それ以降		7,278,196
合 計	\$	56,989,408

これらのリースに基づくリース料は、2007年12月31日に終了した年度において、10,467,332米ドルであり、添付の連結損益および包括的利益計算書の賃借料および設備費に含まれている。特定のリース契約は、リース存在期間に渡り、賃貸料の上昇について規定している。当社は、リース期間に渡って、定額法によって賃貸料の上昇を認識する。

10. 法人所得税

法人所得税計上額は、以下のとおりである。

当期費用（給付）：	2007年12月31日	
	に終了した年度	
連邦税	\$	232,611
州 税		6,559,989
外国税		9,997,776
	\$	<u>16,790,376</u>

法人所得税計上額の報告金額と、税引前所得に対して連邦法定税率を適用して算出される税額との差額は、主に、税務上、パートナーシップであるという当社の立場に加え、州税、損金不算入費用およびストックス・プラス・エル・ピーから発生した繰越欠損金によるものである。

2007年12月31日現在、未払法人所得税は4,548,033米ドルであり、これは添付の連結貸借対照表の買掛金および未払費用に含まれている。

連邦税に関しては課税年度2004年から2006年まで、州税に関しては2003年から2006年まで、外国税に関しては2005年から2006年まで、当社の法人税税務申告は、未調査のままとなっている。当社は、次年度中に不確実なタックス・ポジションに関して重要な変更はないと判断している。

11. 偶発事象

PIMCOは、通常の事業の過程において生じる各種の係争、法律的な争いの当事者となっている。経営陣の意見によれば、現在係争中の訴訟の結果が、PIMCOおよびその子会社の財政状態および経営成績に重要な悪影響を及ぼすことはないであろう。

12. 後発事象

AllianzGI LLC は、2008年3月31日に555,000,000米ドルでPIMCOのクラスB受益証券23,946口のコールを実施する予定である。

[次へ](#)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Consolidated Statement of Financial Condition

December 31, 2007

Assets

Current assets:

Cash and cash equivalents	\$ 120,459,739
Trading securities	13,428,153
Investment advisory fees receivable:	
Pooled funds	102,474,229
Private accounts	319,945,414
Receivables from affiliates	126,380,472
Prepaid expenses	9,921,632
Notes receivable	95,000
Other current assets	13,776,142
Total current assets	<u>706,480,781</u>

Noncurrent assets:

Fixed assets, net of accumulated depreciation of \$57,071,635	20,699,604
Investment in limited partnerships	2,087,469
Investment in affiliated joint venture	3,700,000
Notes receivable	2,984,444
Receivable from affiliate	51,645,681
Other noncurrent assets	10,004,716
Total noncurrent assets	<u>91,121,914</u>
Total assets	<u>\$ 797,602,695</u>

Liabilities, Minority Interest, and Members' Capital

Current liabilities:

Accounts payable and accrued expenses	\$ 211,020,746
Payable to affiliates	72,516,117
Accrued compensation under B unit purchase plan	23,947,851
Other liabilities	9,220,636
Total current liabilities	<u>316,705,350</u>

Noncurrent liabilities:

Accrued compensation under B unit purchase plan	51,645,681
Other accrued compensation	60,904,232
Other liabilities	4,809,354
Total noncurrent liabilities	<u>117,359,267</u>
Total liabilities	<u>434,064,617</u>

Minority interest	200
Members' capital	363,537,878
Total liabilities, minority interest, and members' capital	<u>\$ 797,602,695</u>

See accompanying notes to consolidated financial statements.

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Consolidated Statement of Operations and Comprehensive Income

Year ended December 31, 2007

Revenues:

Investment advisory fees:

Pooled funds	\$ 1,193,683,705
Private accounts	607,630,976

Administrative and service fees	549,907,087
---------------------------------	-------------

Total revenues	2,351,221,768
----------------	---------------

Expenses:

Compensation and benefits	886,986,013
---------------------------	-------------

General and administrative	193,782,860
----------------------------	-------------

Subadministrative services	142,295,303
----------------------------	-------------

Occupancy and equipment	25,894,888
-------------------------	------------

Commissions	23,722,026
-------------	------------

Professional fees	28,166,138
-------------------	------------

Subadvisory services	29,590,083
----------------------	------------

Insurance	5,983,068
-----------	-----------

Marketing and promotional	6,330,956
---------------------------	-----------

Other	29,966,749
-------	------------

Total expenses	1,372,718,084
----------------	---------------

Operating income	978,503,684
------------------	-------------

Equity in income of limited partnerships	118,198
--	---------

Other income, net	9,639,637
-------------------	-----------

Reimbursement from affiliates	14,172,036
-------------------------------	------------

Income before income taxes and minority interest	1,002,433,555
--	---------------

Income taxes	16,790,376
--------------	------------

Income before minority interests	985,643,179
----------------------------------	-------------

Minority interest expense	7
---------------------------	---

Net income	985,643,172
------------	-------------

Other comprehensive income:

Foreign currency translation adjustment	1,566,411
---	-----------

Comprehensive income	\$ 987,209,583
----------------------	----------------

See accompanying notes to consolidated financial statements.

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC AND SUBSIDIARIES

Consolidated Statement of Changes in Members' Capital

Year ended December 31, 2007

	Class A members		Class B members		Cumulative translation adjustment	Total members' capital
	Units	Amounts	Units	Amounts		
Balances at December 31, 2006	850,000	\$ 71,835,265	150,000	\$ 181,518,441	25,743	253,379,449
Net income	ø	746,436,668	ø	239,206,504	ø	985,643,172
Capital contribution	ø	750,863	ø	ø	ø	750,863
Distributions	ø	(749,702,284)	ø	(216,546,763)	ø	(966,249,047)
Compensation recorded under the						
B unit purchase plan	ø	88,447,030	ø	ø	ø	88,447,030
Allocation of basis upon purchase of	ø	(141,337,795)	ø	141,337,795	ø	ø
B units by AllianzGI LLC						
Foreign currency translation adjustment	ø	ø	ø	ø	1,566,411	1,566,411
Balances at December 31, 2007	850,000	\$ 16,429,747	150,000	\$ 345,515,977	1,592,154	363,537,878

See accompanying notes to consolidated financial statements.

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Consolidated Statement of Cash Flows

Year ended December 31, 2007

Cash flows from operating activities:	
Net income	\$ 985,643,172
Adjustments to reconcile net income to net cash provided by operating activities:	
Equity compensation	88,447,030
Minority interest	7
Depreciation and amortization	7,519,929
Unrealized loss on trading securities	130,854
Equity in income of limited partnerships	(118,198)
Loss on disposal of fixed assets	108,171
Change in operating assets and liabilities:	
Proceeds from sale of trading securities	435,851
Purchases of trading securities	(3,988,557)
Investment advisory fees receivable	(132,140,628)
Receivables from affiliates	111,513,930
Prepays and other assets	(6,453,218)
Accounts payable and accrued expenses	54,064,190
Payable to affiliates	(63,142,362)
Other liabilities and accrued compensation	(54,549,422)
Net cash provided by operating activities	<u>987,470,749</u>
Cash flows used in investing activities:	
Purchases of fixed assets	(9,578,498)
Purchase of investment in limited partnership	(5,860)
Investment in affiliated joint venture	(200,000)
Notes receivable advances	(2,342,255)
Notes receivable repayments	75,900
Net cash used in investing activities	<u>(12,050,713)</u>
Cash flows used in financing activities:	
Capital contributions	750,863
Cash distributions paid to members	(966,249,047)
Net cash used in financing activities	<u>(965,498,184)</u>
Effect of exchange rate changes on cash and cash equivalents	<u>1,566,411</u>
Net increase in cash and cash equivalents	11,488,263
Cash and cash equivalents, beginning of year	108,971,476
Cash and cash equivalents, end of year	<u>\$ 120,459,739</u>
Supplemental disclosure of cash flow information:	
Cash paid during the year for:	
Taxes	\$ 14,179,655
Interest	270,249
Supplemental disclosure of noncash financing activities:	
Receivable from affiliate — B unit purchase plan	\$ 44,349,159
Accrued compensation under B unit purchase plan	44,349,159

See accompanying notes to consolidated financial statements.

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements
December 31, 2007

(1) Organization and Business

Pacific Investment Management Company LLC (PIMCO or the Company), a Delaware limited liability company and subsidiary of Allianz Global Investors of America L.P. (AllianzGI LP), the managing member, is a registered investment advisor that provides investment management and advisory services to institutional and retail mutual funds and to separate accounts of institutional clients. AllianzGI LP owns all 850,000 Class A units of the Company. There are a total of 150,000 Class B units, of which 105,233 units are owned by certain employees of the Company, 43,917 units were repurchased and owned by Allianz Global Investors of America LLC (AllianzGI LLC), and 850 units were forfeited by employees and owned by AllianzGI LP and subject to future grant to employees. Class B units have priority over Class A units with respect to income and distributions.

Allianz SE indirectly owns a majority interest in AllianzGI LP and AllianzGI LLC. Allianz SE is a global company engaged in property and casualty protection, life and health insurance, banking, and asset management.

(2) Significant Accounting Policies

(a) Consolidation

The accompanying consolidated financial statements include the accounts of the Company and its majority owned subsidiaries, as well as entities in which the Company was determined to be the primary beneficiary. All significant intercompany balances and transactions have been eliminated.

The accompanying consolidated financial statements include the following subsidiaries:

- StocksPLUS Management, Inc. (StocksPLUS), PIMCO owns approximately a 0.015% interest in, and is the general partner of, StocksPLUS, L.P.
- PIMCO GmbH, a German investment advisor.
- PIMCO Luxembourg S.A., PIMCO has majority ownership (99.9%); AllianzGI LP owns (0.1%)
- PIMCO Canada Corp, a registered investment advisor in Canada.
- PIMCO Canada Management Inc. (Canada Inc.), a subadvisor for PIMCO Canada Corp.
- PIMCO Canada Holding LLC, the holding company for PIMCO Canada Corp. and Canada Inc.

The Company is the primary beneficiary of certain investment management joint ventures. The joint venture entities that were determined to be variable interest entities and are included in the consolidated financial statements are as follows:

- PIMCO Europe Limited (PIMCO Europe), a registered investment advisor in the United Kingdom.
- PIMCO Japan Limited (PIMCO Japan), a registered investment advisor in Japan.

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC AND SUBSIDIARIES

Notes to Consolidated Financial Statements
December 31, 2007

- PIMCO Australia PTY Limited (PIMCO Australia), a registered investment advisor in Australia.
- PIMCO Asia Pte. Ltd. (PIMCO Asia), a registered investment advisor in Singapore.
- PIMCO Asia Limited (PIMCO Hong Kong), a registered investment advisor in Hong Kong.

(b) Cash and Cash Equivalents

PIMCO invests certain cash balances in institutional money market funds. At December 31, 2007, \$57,861,155 was invested in nonaffiliated money market funds. Management considers investments in money market funds to be cash equivalents for purposes of the consolidated statement of cash flows. This investment is carried at cost, which approximates fair value. The Company maintains its remaining cash and cash equivalents in various federally insured banking institutions. The account balances at each institution periodically exceed the Federal Deposit Insurance Corporation's (FDIC) insurance coverage, and as a result, there is a concentration of credit risk related to amounts in excess of FDIC insurance coverage.

(c) Trading Securities

Investments in securities as of December 31, 2007 are primarily invested in the PIMCO mutual funds with a short — to moderate — term duration objective. The investments are carried at fair value and are accounted for as trading securities.

(d) Investment Advisory and Administrative Fees

Investment advisory and administrative fees are recognized as the services are performed. Such fees are primarily based on percentages of the market value of the assets under management. Investment advisory fees receivable for private accounts consist primarily of accounts billed on a quarterly basis. Private accounts may also generate a fee based on investment performance, which is recognized at the end of the respective contract period if the prescribed performance hurdles have been achieved.

(e) Depreciation

Office equipment, furniture, and fixtures are depreciated on a straight — line basis over their estimated useful lives, generally five years. Automobiles are depreciated on a straight — line basis over their estimated lives, generally five years. Leasehold improvements are amortized on a straight — line basis over the remaining terms of the related leases or the useful lives of such improvements, whichever is shorter.

(f) Investments in Limited Partnerships and Joint Ventures

The Company accounts for its investments in limited partnerships and joint ventures under the equity method of accounting as the Company can exercise significant influence, but does not control the investments. The investments are recorded at their initial investment, plus or minus the Company's share of undistributed net income or loss, and less distributions. Declines in value of the Company's limited partnership and joint venture investments that are other than temporary are recognized when evidence indicates that such a decline has occurred. Certain of the investment partnerships may invest in derivative financial instruments as part of their investment strategy. Derivative instruments, among other things, expose the investment partnerships to credit risk from the inability of the counterparties to perform under the terms of the contracts.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements
December 31, 2007

(g) Income Taxes

PIMCO is not subject to federal income tax. Ultimately, the members of PIMCO are responsible for taxes on their proportionate share of PIMCO's taxable income. PIMCO is subject to state taxes in certain jurisdictions.

StocksPLUS and Canada Inc. are subject to federal and state income tax and file a separate tax return and account for income taxes under the asset and liability method, which gives recognition to deferred tax assets and liabilities based on the expected future tax consequences of events that have been recognized in the consolidated financial statements or tax returns. Each foreign entity is subject to a local tax regulated by their location.

In June 2006, the Financial Accounting Standards Board (FASB) issued FASB Interpretation No. 48 (FIN 48), Accounting for Uncertainty in Income Taxes. This standard defines the threshold for recognizing the benefits of tax—return positions in the consolidated financial statements as more—likely than—not to be sustained upon challenge by the taxing authority and requires measurement of a tax position meeting the more—likely than—not criterion based on the largest benefit that is more than 50% likely to be realized. The Company adopted FIN 48 as of January 1, 2007. Management has analyzed the Company's uncertain tax positions and identified no uncertain tax positions that required recognition and measurement under FIN 48.

(h) Distributions

PIMCO is required to distribute its net income for each calendar quarter no later than 30 days after the end of such quarter.

(i) Share-Based Payments

The Company accounts for share—based payment arrangements under the provisions of FASB Statement No. 123(R), Share—Based Payments. The statement requires an entity to measure the cost of employee services received in exchange for an award of equity instruments based on the grant—date fair value of the share—based award. The cost of employee services is recognized over the period during which an employee provides service in exchange for the share—based payment award. As the Company's equity instruments have no publicly traded market price, fair value is determined by the Company's management through reference to comparable entities with consideration as to the Company's financial performance.

(j) Foreign Currency Translation

The assets and liabilities of foreign subsidiaries have been translated into U.S. dollars at the current rate of exchange existing at year—end. Revenues and expenses were translated at the average of the monthly exchange rates then in effect. The effects of translating the results of operations of subsidiaries with a functional currency other than the U.S. dollar are included in other comprehensive income. The cumulative translation adjustment of translating the results of operations of subsidiaries with a functional currency other than the U.S. dollar is included in members' capital in the consolidated statement of financial condition as of December 31, 2007.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements
December 31, 2007

(k) Use of Estimates

The consolidated financial statements have been prepared in accordance with U.S. generally accepted accounting principles which require management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts and disclosures in the consolidated financial statements. Actual results could differ from those estimates.

(l) Fair Value of Financial Instruments

The carrying value of PIMCO's financial instruments approximates fair value. The carrying value of cash and cash equivalents, accounts receivable, and accounts payable approximates fair value due to their short maturity. The fair value of long—term notes is based on current interest rates available to the Company for comparable debt.

(3) Notes Receivable

PIMCO grants loans to certain employees as part of programs designed to ensure the long—term retention of those employees. The loans bear interest at the prime rate at issuance of the note and the principal is forgiven over a period ranging from one to five years provided the individual continues to be employed by the Company. If an employee leaves before the loan is forgiven, the principal and accrued interest will become due. During 2007, PIMCO granted approximately \$2,342,255 in new loans. PIMCO recorded \$2,093,866 in amortization expense on loans outstanding to current employees for the year ended December 31, 2007, which is included in compensation and benefits expense in the accompanying consolidated statement of operations and comprehensive income. At December 31, 2007, the

original principal balance outstanding on such loans amounted to \$4,156,389.

PIMCO also will issue promissory notes to certain employees. These promissory notes are short-term in nature and bear interest at 4% with accrued and unpaid interest due upon maturity. At December 31, 2007, such promissory notes amounted to \$95,000.

(4) Limited Partnerships

The Company applied the provisions of EITF No. 04—05, Determining Whether a General Partner, or the General Partners as a Group, Controls a Limited Partnership or Similar Entity When the Limited Partners Have Certain Rights. The Company has reviewed its investments in limited partnerships and affiliated joint ventures as of December 31, 2007; all of the Company's partnerships have kick-out rights, which provide that the general partner of the partnership can be removed by investors with a vote by a simple majority of nonaffiliated limited partners. Since the nonaffiliated limited partners have the ability to remove the general partner, the presumption of control is overcome and the Company is not required to consolidate these investments in limited partners and affiliated joint ventures.

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC AND SUBSIDIARIES

Notes to Consolidated Financial Statements
December 31, 2007

(5) Variable Interest Entities

In accordance with the Financial Accounting Standards Board (FASB) Interpretation No. 46(R)(FIN 46R), Consolidation of Variable Interest Entities, the Company consolidates any variable interests entities (VIE's) of which it is the primary beneficiary, as defined. When the Company does not have a controlling interest in an entity, but exerts significant influence over the entity, the Company applies the equity method of accounting.

The Company's involvement with entities that have been determined to be VIEs is its investment advisory contracts with certain Collateralized Bond Obligations (CBOs) and certain investment management joint ventures. Each of the CBOs was formed as a vehicle through which the Company could provide asset management expertise to its customers. In each, the Company manages a portfolio of securities and receives a fixed fee based upon assets being managed. In addition, the Company may receive additional fees based upon the underlying performance of the assets being managed.

As of December 31, 2007, there was approximately \$8.5 billion in assets being managed in CBOs, which were identified as VIEs. As of December 31, 2007, the Company had no exposure to loss since it does not hold any investments in the underlying CBOs.

(6) Fixed Assets

The major classifications of fixed assets are as follows:

Office equipment, furniture, and fixtures	\$	49,676,021
Leasehold improvements		28,007,135
Art		66,236
Automobiles		21,847
Total fixed assets		77,771,239
Less accumulated depreciation		(57,071,635)
Fixed assets, net	\$	<u>20,699,604</u>

The Company recorded depreciation expense of approximately \$5,434,372 for the year ended December 31, 2007, which is included in occupancy and equipment in the accompanying consolidated statement of operations and comprehensive income.

(7) Related-Party Transactions

AllianzGI LP provides certain accounting and administrative services to PIMCO, which are allocated based on time and usage factors. The amount charged for such services totaled \$8,476,248 during 2007, which is a component of other expenses in the consolidated statement of operations and comprehensive income. The payable to affiliates includes a liability to be paid to AllianzGI LP in connection with these services and payables to other affiliates for expenses that have been paid on behalf of PIMCO over the ordinary course of business transactions, totaling \$53,261,086.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements
December 31, 2007

From time to time, short-term interest-bearing advances are granted between AllianzGI LP and PIMCO for generally less than 30 days, at a rate of LIBOR plus 0.5% to cover short-term operating cash needs. At December 31, 2007, PIMCO had a receivable from AllianzGI LP totaling \$86,260,378 that is included in receivables from affiliates (current) and had a payable to AllianzGI LP totaling \$17,284,416 that is included in payable to affiliates. PIMCO incurred \$270,249 in interest expense on advances from AllianzGI LP, which is included in other expenses in the consolidated statement of operations and comprehensive income.

The Company earned investment advisory fees of \$818,359,196 and \$546,121,754 in administration fees from affiliated fund complexes, which are included in the consolidated statement of operations and comprehensive income as investment advisory fees — pooled funds and administrative fees, respectively.

The Company provides consulting services to certain subsidiaries of Allianz SE. In 2007, the amount of reimbursement for such services was \$14,172,036, of which \$3,756,226 was outstanding as of December 31, 2007. The reimbursements are included in reimbursement from affiliates in the accompanying consolidated statement of operations and comprehensive income.

PIMCO also earns management and performance fees from StocksPLUS, L.P. These fees totaled \$34,762,899 for the year ended December 31, 2007 and are included in investment advisory fees — private accounts in the accompanying consolidated statement of operations and comprehensive income.

(8) Benefit Plans

(a) Class B Unit Purchase Plan

The Company has a Class B Unit Purchase Plan (the Plan) whereby certain employees may purchase PIMCO Class B ownership units subject to vesting, representing up to a 15% interest in PIMCO. There are a total of 150,000 units issued and outstanding under the Plan representing a 15% ownership interest in PIMCO. Units issued under the Plan vest over three to six years and are subject to repurchase by AllianzGI LP upon death or disability of the participant. Beginning in 2005, AllianzGI LP has the right to repurchase (call), and the participants have the right to cause AllianzGI LP to repurchase (put), a portion of the vested Class B units each year. This call or put right is only exercisable six months after the initial vesting of each grant of units. The repurchase price will be based upon the then fair value of the Class B units being repurchased. During 2007, AllianzGI LLC repurchased 22,155 PIMCO Class B units for \$438.6 million.

Employees of the Company have issued notes payable to AllianzGI LP in the amount of their acquisition costs for the B units. Such notes mature at the same time as the related B units vest, and it is the intention of AllianzGI LP to pay bonuses to the employees in an amount equal to the notes. The Company is recognizing compensation costs over the related vesting period to reflect the fair value of the units purchased by employees associated with a liability for bonuses, the notes, and a receivable for the contribution by AllianzGI LP of the bonus amounts. Compensation expense recognized under the Plan for the year ended December 31, 2007 was \$88,447,030 and is included in compensation and benefits in the accompanying consolidated statement of operations and comprehensive income. In accordance with terms of the Operating Agreement, all compensation recorded under the Plan is allocated to the Class A members.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements
December 31, 2007

Activity in 2007 related to the B units owned by employees is as follows:

	Number of units			Weighted average grant date fair value
	Vested	Nonvested	Total	
Beginning of year	86,583	38,749	125,332	\$ 7,616
Granted	0	3,640	3,640	16,762
Vested	19,989	(19,989)	0	8,989
Called	(22,155)	0	(22,155)	6,380
Forfeited	0	(1,584)	(1,584)	9,652
End of year	84,417	20,816	105,233	8,162

B unit holders as of December 31, 2007 are as follows:

	Number of units owned
Employees	105,233
AllianzGI LLC	43,917
AllianzGI LP	850
Total	150,000

As of December 31, 2007, the total estimated compensation cost related to unvested awards expected to be recognized in future periods through December 31, 2011 is \$105.4 million.

(b) Profit Sharing and Incentive Plans

PIMCO has two profit sharing and incentive plans that compensate participants on the basis of profitability and discretionary bonuses. Compensation under these programs was \$591,305,070 for the year ended December 31, 2007 and is included in compensation and benefits in the accompanying consolidated statement of operations and comprehensive income.

(c) Long—Term Incentive Plan

During 2005, the Company established a Long—Term Incentive Plan (LTIP) for certain key employees. Awards are primarily based upon achieving specified operating earnings targets and vest over three years. This plan is accounted for as a liability award and expensed as compensation over the related vesting period. The Company recognized compensation expense under the LTIP of \$25,567,070 for the year ended December 31, 2007 and is included in compensation and benefits in the accompanying consolidated statement of operations and comprehensive income. The total accrued LTIP is \$52,425,259 at December 31, 2007 and is included in other accrued compensation in the accompanying consolidated statement of financial condition.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements
December 31, 2007

(d) Key Position Holder Long-Term Plan

The Company has a Key Position Holder Long-Term Plan (KEEPA) for certain key employees. Participants can defer a portion of their bonus into a cash account, which can increase or decrease depending on the level of operating earnings achieved over a three-year period. There is also an additional 20% premium on the deferral that vests over a three-year period. As of December 31, 2007, the KEEPA liability was approximately \$1,205,774 and is included in other noncurrent liabilities. Total expense under this plan was \$235,322 for the year ended December 31, 2007 and is included in compensation and benefits in the accompanying consolidated statement of operations and comprehensive income.

(e) Savings and Investment Plans

PIMCO is the sponsor of a defined contribution employee savings and investment plan. The plan qualifies under Section 401(k) of the Internal Revenue Code and allows eligible employees to contribute up to 100% of their annual compensation, as defined, and is subject to a maximum dollar amount determined from time to time by the Internal Revenue Code. Employees are generally eligible following the later of attainment of age 21 or the completion of one year of credited service. PIMCO matched and contributed an amount equal to the first 5% of annual compensation, subject to the Internal Revenue Code limits, contributed by the employees. In addition, PIMCO may make a discretionary contribution to all participants. PIMCO contributions fully vest to employees over five years of credited service. The amount expensed by PIMCO related to this plan during the year ended December 31, 2007 was \$3,278,004.

PIMCO also has defined contribution employee benefit plans covering substantially all employees. PIMCO's contribution ranges from 5% to 11% of a covered individual's base compensation. The amount expensed by PIMCO related to this plan during the year ended December 31, 2007 was \$4,869,721.

Various foreign entities have other benefit plans for certain employees. The amount expensed related to these plans during the year ended December 31, 2007 was \$1,896,107.

(f) Executive Deferred Compensation Plan

AllianzGI LP has a nonqualified deferred compensation plan pursuant to which a portion of the compensation otherwise payable to certain eligible employees will be mandatorily deferred, and pursuant to which such eligible employees may elect to defer additional amounts of compensation. The plan is maintained primarily for the purpose of providing deferred compensation for a select group of management or highly compensated employees, within the meaning of Sections 201(2), 301(a)(3), and 401(a)(1) of the Employee Retirement Income Security Act of 1974, as amended. Amounts deferred under the plan are invested in marketable securities as directed by the employees and are held in trust at AllianzGI LP.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements
December 31, 2007

(g) Allianz Group Equity Incentive Plans

The Company participates in a share-based compensation plan sponsored by Allianz SE, which awards certain employees Restricted Stock Units (RSU) that are tied to Allianz SE stock. Allianz SE stock determines the number of RSU granted to each participant.

Under the RSU plan, the Company is obligated to pay, in cash, the average market price of an Allianz SE share in 10 trading days preceding the vesting date or issue one Allianz SE share, or other equivalent equity instrument, for each RSU granted. The RSUs vest after five years. Allianz SE will exercise the RSUs uniformly for all plan participants on the first stock exchange day after their vesting date. Compensation expense related to the RSU plan was \$241,618.

(h) Employee Stock Purchase Plan

Allianz SE has an Employee Stock Purchase Plan that is designed to provide eligible employees with an opportunity to purchase American Depository Share of Allianz SE annually at a discounted price on a

predetermined date. An aggregate of 250,000 American Depositary Shares are reserved for this plan. During 2007, the Company started participating in this plan. Allianz SE determines the gross purchase price of the shares, and a committee appointed by the Company determines the discount price. Employees are not allowed to sell or transfer the shares for a one-year period following the purchase date. The difference between the market price and the discount price, or the discount, was paid by the Company and amounted to \$433,652 in 2007.

(9) Commitments

Lease Agreements

PIMCO leases office space under noncancelable operating leases with terms in excess of one year and future minimum payments as follows:

Year ending December 31:	
2008	\$ 10,761,358
2009	10,268,595
2010	10,339,104
2011	9,827,876
2012	8,514,279
Thereafter	7,278,196
	<u>\$ 56,989,408</u>

Rent expense under these leases was \$10,467,332 for the year ended December 31, 2007, which is included in occupancy and equipment expenses in the accompanying consolidated statement of operations and comprehensive income. Certain lease agreements provide for rental escalations over the term of the operating lease. The Company recognizes the rental increases over the terms of the leases on a straight-line basis.

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC AND SUBSIDIARIES

Notes to Consolidated Financial Statements
December 31, 2007

(10) Income Taxes

The provision for income taxes is as follows:

	Year ended December 31, 2007
Current expense:	
Federal	\$ 232,611
State	6,559,989
Foreign	9,997,776
	<u>\$ 16,790,376</u>

The differences between the reported amount of income tax expense and the amount that would result from applying the federal statutory tax rates to pretax income arise primarily from the Company's status as a partnership for tax purposes as well as the effects of state taxes, nondeductible expense, and a capital loss carryover generated from StocksPLUS, L.P.

At December 31, 2007, income taxes payable amounted to \$4,548,033 and are included in accounts payable and accrued expenses in the accompanying consolidated statement of financial condition.

The Company's income tax returns remain open to examination for tax years 2004 through 2006 for federal taxes, 2003 through 2006 for state taxes, and 2005 through 2006 for foreign taxes. The Company does not believe that a significant change will occur within the coming year to its uncertain tax positions.

(11) Contingencies

PIMCO is subject to various pending and threatened legal actions, which arise in the normal course of business. In the opinion of management, the disposition of claims currently pending and threatened will not have a material adverse effect on PIMCO and its subsidiaries' financial position or results of operations.

(12) Subsequent Event

AllianzGI LLC intends to exercise a call of 23,946 PIMCO Class B units on March 31, 2008 for \$555,000,000.

（２）【2006年12月31日終了年度】

①【貸借対照表】

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結貸借対照表

2006年12月31日現在

	米ドル	千円
資産		
流動資産		
現金および現金等価物	108,971,476	9,758,396
取引有価証券	10,006,301	896,064
未収投資顧問報酬		
プール・ファンド	99,837,985	8,940,492
プライベート口座	190,441,030	17,053,994
関係会社未収金	179,413,480	16,066,477
前払費用	9,044,049	809,895
受取手形	118,900	10,647
その他の流動資産	9,036,311	809,202
流動資産合計	606,869,532	54,345,167
非流動資産		
固定資産（減価償却費累計額51,669,543ドル控除後）	16,833,460	1,507,436
リミテッド・パートナーシップへの投資	1,963,411	175,823
系列のジョイント・ベンチャーへの投資	3,500,000	313,425
受取手形	2,793,189	250,130
関係会社未収金	65,777,444	5,890,370
その他の固定資産	9,165,469	820,768
固定資産合計	100,032,973	8,957,953
資産合計	706,902,505	63,303,119
負債、少数株主持分およびメンバー出資金		
流動負債		
買掛金および未払費用	156,956,556	14,055,460
関係会社未払金	135,658,479	12,148,217
B受益証券購入プランに基づく発生報酬	50,494,364	4,521,770
その他の流動負債	6,256,387	560,259
流動負債合計	349,365,786	31,285,706
非流動負債		
B受益証券購入プランに基づく発生報酬	65,777,441	5,890,370
その他の負債	38,379,636	3,436,896
非流動負債合計	104,157,077	9,327,266
負債合計	453,522,863	40,612,972
少数株主持分	193	17
メンバー出資金	253,379,449	22,690,130
負債、少数株主持分およびメンバー出資金合計	706,902,505	63,303,119

添付の連結財務書類に対する注記を参照のこと。

②【損益計算書】

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結損益および包括的利益計算書

2006年12月31日に終了した年度

	米ドル	千円
収益		
投資顧問報酬		
プール・ファンド	986,997,735	88,385,647
プライベート口座	505,504,333	45,267,913
管理事務報酬	509,863,450	45,658,272
収益合計	2,002,365,518	179,311,832
費用		
報酬および給付金	792,041,286	70,927,297
一般管理費	167,905,330	15,035,922
副管理事務サービス	159,138,145	14,250,821
賃借料および設備費	22,508,696	2,015,654
手数料	16,747,309	1,499,722
専門家報酬	20,647,711	1,849,003
副顧問報酬	25,060,802	2,244,195
保険料	7,030,004	629,537
マーケティング費および宣伝費	7,758,353	694,761
その他	24,478,778	2,192,075
費用合計	1,243,316,414	111,338,985
営業利益	759,049,104	67,972,847
系列のジョイント・ベンチャーの持分利益	18,336	1,642
リミテッド・パートナーシップの持分利益	72,982	6,536
その他の利益、純額	6,470,791	579,459
関係会社からの返済	13,821,852	1,237,747
法人所得税および少数株主持分控除前利益	779,433,065	69,798,231
法人所得税	8,015,692	717,805
当期純利益	771,417,373	69,080,426
その他の包括的費用		
通貨換算調整	660,328	59,132
包括的利益	772,077,701	69,139,558

添付の連結財務書類に対する注記を参照のこと。

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結メンバー出資金変動表

2006年12月31日に終了した年度

クラスAメンバー	クラスBメンバー	累積的な換算調整	メンバー出資金合計
----------	----------	----------	-----------

	口数	米ドル	千円	口数	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2005年12月31日現在										
残高	850,000	149,973,092	13,430,090	150,000	80,690,825	7,225,863	(634,585)	(56,827)	230,029,332	20,599,127
純利益	-	569,305,736	50,981,329	-	202,111,637	18,099,097	-	-	771,417,373	69,080,426
資本拠出	-	-	-	-	3,180,606	284,823	-	-	3,180,606	284,823
分配金	-	(674,314,852)	(60,384,895)	-	(197,738,863)	(17,707,515)	-	-	(872,053,715)	(78,092,410)
クラスB受益証券購入 プランに基づき 記録された報酬	-	120,145,525	10,759,032	-	-	-	-	-	120,145,525	10,759,032
AllianzGI LLCによる B受益証券購入時の ベースス配分	-	(93,274,236)	(8,352,708)	-	93,274,236	8,352,708	-	-	-	-
通貨換算調整	-	-	-	-	-	-	660,328	59,132	660,328	59,132
2006年12月31日現在										
残高	850,000	71,835,265	6,432,848	150,000	181,518,441	16,254,976	25,743	2,305	253,379,449	22,690,130

添付の連結財務書類に対する注記を参照のこと。

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結キャッシュ・フロー表

2006年12月31日に終了した年度

	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益	771,417,373	69,080,426
営業活動から得た現金純額への当期純利益の調整		
株式報酬	120,145,525	10,759,032
減価償却費	8,082,013	723,744
取引有価証券未実現利益	(94,005)	(8,418)
系列のジョイント・ベンチャーの持分利益	(18,336)	(1,642)
リミテッド・パートナーシップの持分利益	(72,982)	(6,536)
固定資産の売却損失	342,743	30,693
営業資産および負債の変動：		
取引有価証券売却利益の変動	2,068,752	185,257
取引有価証券の購入の変動	(360,286)	(32,264)
未取投資顧問報酬の変動	(48,380,016)	(4,332,430)
関係会社未収金の変動	118,627,513	10,623,094
前払金およびその他の資産の変動	(4,503,120)	(403,254)
買掛金および未払費用の変動	24,349,306	2,180,480
関係会社未払金の変動	17,054,337	1,527,216
その他の負債	(84,181,431)	(7,538,447)
営業活動から得た現金純額	924,477,386	82,786,950
投資活動で使用了たキャッシュ・フロー		
固定資産の購入	(9,220,525)	(825,698)
リミテッド・パートナーシップへの	34,068	3,051
投資有価証券売却からの受取金		
系列のジョイント・ベンチャーへの投資	(2,317,102)	(207,496)
受取手形立替金	(3,136,419)	(280,866)
受取手形返済金	33,600	3,009
外国為替換算	660,328	59,132
投資活動に使われた現金純額	(13,946,050)	(1,248,869)
財務活動で使用了たキャッシュ・フロー		
資本拠出	3,180,606	284,823
メンバーへの支払現金分配	(872,053,715)	(78,092,410)
財務活動に使われた現金純額	(868,873,109)	(77,807,587)

		有価証券報告書（外国投資信託受益証券）
現金および現金等価物の純増加額	41,658,227	3,730,494
期首現金および現金等価物	67,313,249	6,027,901
期末現金および現金等価物	108,971,476	9,758,396
キャッシュ・フロー情報についての補足開示:		
期中の現金支払額:		
法人所得税	9,857,015	882,696
支払利息	434,176	38,880
非現金財務活動についての補足開示:		
AllianzGILPからの未収金		
－ B受益証券購入プラン	59,338,335	5,313,748
B受益証券購入プランに基づく発生報酬	59,338,335	5,313,748

添付の連結財務書類に対する注記を参照のこと。

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

2006年12月31日に終了する年度の連結財務書類に対する注記

1. 組織および事業

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下、「PIMCO」または「当社」という。）は、デラウェアを本拠地とする有限会社であり、経営メンバーであるアリアンツ・グローバル・インベスターズ・オブ・アメリカ・エル・ピー（以下、「AllianzGI LP」という。）の子会社である。当社は機関向けおよびリテールのミューチュアル・ファンドならびに機関投資家の区分口座に対し投資運用および投資顧問サービスを提供する登録投資顧問である。AllianzGI LPは、PIMCOのクラスA受益証券の850,000口のすべてを所有している。2006年12月31日現在、当社の特定の従業員は、150,000口の合計発行済クラスB受益証券購入プランに基づき発行された125,332口の権利付与済みおよび権利未付与のクラスB受益証券を保有する。クラスB受益証券の合計21,762口は、2006年および2005年中に従業員から買戻され、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・オブ・アメリカ・エルエルシー（以下、「AllianzGI LLC」という。）により保有されている。クラスB受益証券の残りの2,906口は、従業員へ将来付与される目的でAllianzGI LPにより保有されている、失権した権利未付与のクラスB受益証券を表す。収入および分配に関して、クラスB受益証券はクラスA受益証券より優先する。

以前のアリアンツ・アーゲーであるアリアンツ・エスイーはAllianzGI LP およびAllianzGI LLCの過半数持分を間接的に所有している。アリアンツ・エスイーは損害、災害、生命および健康保険の取扱い、銀行業および資産運用を手がけるグローバルな会社である。

2. 重要な会計方針

a. 連結

添付の連結財務書類は、PIMCOおよびその過半数所有子会社の勘定を含むものである：

- －PIMCOが約0.015%の持分を保有しており、また、ストックス・プラス・エル・ピーのジェネラル・パートナーである、ストックス・プラス・マネジメント・インク（以下、「ストックス・プラス」という。）。
- －ドイツの投資顧問である、PIMCO GmbH。
- －PIMCOが過半数所有権（99.9%）を保有しており、AllianzGI LPが（0.1%）を所有する、ピムコ・ルクセンブルグ・エス・エイ。

- －カナダにおける登録投資顧問である、ピムコ・カナダ・コープ。
- －ピムコ・カナダ・コープに対する副投資顧問である、ピムコ・カナダ・マネジメント・インク（以下、「カナダ・インク」という。）。
- －ピムコ・カナダ・コープおよびピムコ・カナダ・マネジメント・インクの持株会社である、ピムコ・カナダ・ホールディング・エル・エル・シー。

当社は、特定の投資運用ジョイント・ベンチャーの主要な保有者である。連結財務諸表に含まれるジョイント・ベンチャー企業は、以下のとおりである。

- －イギリスにおける登録投資顧問である、ピムコ・ヨーロッパ・リミテッド（以下、「ピムコ・ヨーロッパ」という。）。
- －日本における登録投資顧問である、ピムコジャパンリミテッド（以下、「ピムコジャパン」という。）。
- －オーストラリアにおける登録投資顧問である、ピムコ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド（以下、「ピムコ・オーストラリア」という。）。
- －シンガポールにおける登録投資顧問である、ピムコ・アジア・ピーティーイー・リミテッド（以下、「ピムコ・アジア」という。）。
- －香港における登録投資顧問である、ピムコ・アジア・リミテッド（以下、「ピムコ・香港」という。）。

主要なすべての連結会社間項目は、添付の連結財務書類において消去されている。

b. 現金および現金等価物

PIMCOは、機関マネー・マーケット・ファンドに一定の現金残高を投資している。2006年12月31日現在、57,958,917米ドルが、関連のないマネー・マーケット・ファンドに投資されている。経営陣は、マネー・マーケット・ファンドに対する投資を連結キャッシュ・フロー表において現金等価物であるとみなしている。この投資は取得価額で計上されているが、それはほぼ時価と同じである。当社は、また、現金および現金等価物を合衆国政府により保証された複数の金融機関に保有している。各機関における勘定収支は、定期的に米国の連邦預金保険公社（以下、「FDIC」という。）の保険適用範囲を超過し、この結果として、FDICの保険適用範囲超過分の金額に関する信用リスクの集中が存在する。

c. 取引有価証券

2006年12月31日現在の有価証券は、主として短期または中期保有目的のピムコ・ミューチュアル・ファンドへの投資である。この投資は時価で計上され、取引有価証券として記録されている。

d. 投資顧問報酬および管理事務報酬

投資顧問報酬および管理事務報酬はサービスが提供された時に認識される。これらの報酬は主に運用資産の時価に対する比率をもとに計算される。プライベート口座の未収投資顧問報酬は、主に四半期ベースで請求している口座に対するものである。また、プライベート口座は、投資の運用成績に基づいた報酬を計上することもあり、これらの報酬はあらかじめ設定された運用目標値が達成された場合、各契約期間終了時に計上される。

e. 減価償却

事務機器、什器および備品は、一般に5年の見積耐用年数にわたり定額法で減価償却される。自動車は、一般に5年の見積耐用年数にわたり定額法で減価償却される。賃借資産改良費は、当該賃借契約の残存期間またはかかる改良費の耐用年数のいずれか短い期間にわたり定額法で減価償却される。

f. リミテッド・パートナーシップおよびジョイント・ベンチャーへの投資

当社はリミテッド・パートナーシップおよびジョイント・ベンチャーへの投資を持分法により計上している。これは当社が重大な影響を及ぼしうるものの、投資先に対して支配力を行使していないためである。投資は初期投資額に未分配純損益の当社持分相当額および分配額を加減した金額で計上される。当社のリミテッド・パートナーシップおよびジョイント・ベンチャーへの投資価値の減少は、その減少が一時的なものではないという証拠が認められた時に減損として認識される。特定の投資パートナーシップは、投資戦略の一部として、デリバティブ金融商品に投資することができる。投資パートナーシップは、デリバティブ商品により、とりわけ、相手方による契約の条項の不履行による信用リスクにさらされる。

g. 法人所得税

PIMCOは、連邦税および州税を課されない。PIMCOに課税所得が発生した場合には、最終的にPIMCOのメンバーが、各自の持分に従いその納税に責任を負う。

ストックス・プラスおよびカナダ・インクは連邦税および州税の課税対象であることから、独自に納税申告書を提出しており、法人所得税について資産・負債法に基づき会計処理をしている。その結果、連結財務書類または納税申告書に計上されている事象に関する将来の見積税効果に基づく繰延税金資産負債を計上している。

各外国企業は、所在地における現地税の規制の対象となる。

h. 分配

PIMCOは、その純利益を、各四半期ごとに、メンバーの各々の持分比率に応じて、当該四半期末から30日以内に分配することが要求されている。

i. 株式に基づく報酬

当社は、FASB基準書第123号（2004年改訂）「株式に基づく報酬」の条項に従い、株式に基づく報酬の取決めを計上する。基準書は一事業体に対して、株式に基づく報酬の交付日現在公正価格に基づく持分商品による報酬と引替えに受領した従業員サービスの費用の測定を要求する。従業員サービス費用は、株式に基づく支払報酬と引替えに従業員がサービスを提供する期間全体に渡り認識される。当社の持分商品は公的な取引による時価を有さないため、公正価格は、当社の財務実績と類似するとみなされる事業体への参照を通じて、当社の経営陣により決定される。

j. 外貨建て取引

外国子会社の資産および負債は、年度末現在存在する現行の為替レートにより、米ドルへ換算されている。収益および費用は、有効な毎月の為替レートの平均値により換算された。米ドル以外の機能的通貨を有する子会社の業績の換算による影響は、その他の包括的利益に含まれる。米ドル以外の機能的通貨を有する子会社の業績の換算の累積的な換算調整は、2006年12月31日現在の連結貸借対照表のメンバー出資金に含まれる。

k. 見積りの使用

米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に従い連結財務書類を作成するに当たって、経営陣は連結財務書類の報告された金額および開示事項に影響を与える見積りおよび仮定を行う必要がある。実際の結果は、かかる見積額とは異なることがありうる。

l. 金融商品の公正価格

PIMCOの金融商品の簿価は公正価格に近似している。現金および現金等価物、売掛金および買掛金の簿価は、

その短期的な性質上、公正価格に近似している。

3. 受取手形

PIMCOは、従業員の長期勤務を確保するためのプログラムの一環として、一部の従業員に対して貸付を行っている。当該貸付には手形発行時における標準金利の利子がつき、個人が引き続き当社に雇用されていることを条件に、1年から5年の期間にわたり元本が免除される。貸付元本の返済が免除される前に従業員が退職する場合には、かかる元本および利息を支払わなければならない。2006年度に、PIMCOは約3,136,419米ドルの新規貸付を行った。2006年12月31日に終了した年度において、PIMCOは在籍中の従業員に対して未決済の貸付に係る1,481,497米ドルの償却費用を計上した。かかる費用は、添付の連結損益および包括的利益計算書の報酬および給付金に含まれている。2006年12月31日現在、これらの貸付の未決済元本残高は3,857,320米ドルであった。

PIMCOはまた一部の従業員に対して約束手形を発行している。これらの約束手形は短期的な性質を有しており、4%の利息が計上され期日に支払われる。2006年12月31日現在、これらの約束手形の残高は118,900米ドルであった。

4. リミテッド・パートナーシップ

2005年中、当社は、発生問題専門委員会（EITF）第 04-05号「投資者が単独のジェネラル・パートナーであり、リミテッド・パートナーが特定の権利を有している場合におけるリミテッド・パートナーシップに対する投資の会計処理」を採用した。当ガイダンスは、ゼネラル・パートナーがリミテッド・パートナーシップまたは類似事業体を支配し、よって連結すべきかどうかの決定にかかる骨格を提供する。当ガイダンスは、リミテッド・パートナーがパートナーシップの解散権または清算権もしくはパートナーシップの通常の営業過程への実質的な参加権を有する場合を除いて、ゼネラル・パートナーが支配を有すると推定されると規定している。ゼネラル・パートナーによる支配の推定が覆された場合、ゼネラル・パートナーは会計処理上の持分法を用いてリミテッド・パートナーシップへの投資を処理する必要がある。当社は、2006年12月31日現在のリミテッド・パートナーシップおよび関連ジョイント・ベンチャーへの投資を再検討した。当社のすべてのパートナーシップは、パートナーシップのゼネラル・パートナーが非関連リミテッド・パートナーの単純過半数の得票をもって投資家により解任されることができると規定する「キック・アウト・ライツ」を有する。非関連リミテッド・パートナーがゼネラル・パートナーの解任能力を有するため、支配の推定は覆され、当社はリミテッド・パートナーおよび関連ジョイント・ベンチャーへの投資の連結を要求されない。

5. 変動持分事業体

米国財務会計基準審議会は、変動持分事業体（VIE）と限定された事業体への持分の連結が要求されるか否かについての決定基準を規定する、FASB解釈指針第46号（2003年12月改訂）「変動持分事業体の連結 - ARB第51号の解釈」（以下、「FIN 46 R」という。）を発行した。

VIEとは、（1）事業体の株式が事業への資金供給に足りない、（2）集団としての事業体の株主が、必要な議決権、予測される損失の負担義務、または、残余収益の受領権を有さない、もしくは、（3）議決権が損失の負担義務または収益の受領権に対して不釣り合いである事業体を意味する。

VIEにおける持分は、所有権または契約上の合意のいずれかによることができる。当社がVIEの第一次受益者となることが決定された場合、連結が要求される。第一次受益者とは、VIEからの予測される損失または残余収益の大部分を受け入れることが期待される企業のことである。

VIEであると決定された事業体との当社の関わりは、特定の社債担保証券（以下、「CB0s」という。）との投資顧問契約である。各CB0sは、当社が顧客へ資産運用専門知識を提供することができる手段として設定された。それぞれにおいて、当社は有価証券のポートフォリオを運用し、運用中の資産に基づく固定報酬を受領する。さらに、当社は、運用中の資産の基礎的実績に基づく追加報酬を受領することができる。

2006年12月31日現在、VIEであると識別された、CB0sにおいて運用中の資産には、約102億ドルが存在した。2006年12月31日現在、当社は、対象となるCB0sへの投資証券を保有していないため、損失へのエクスポージャーを有さない。

6. 固定資産

固定資産の主要項目は以下のとおりである。

事務機器、什器および備品	\$	46,361,311
賃借資産改良費		22,078,686
美術品		41,160
自動車		21,846
固定資産合計		68,503,003
減価償却累計額		(51,669,543)
固定資産純額	\$	16,833,460

当社は2006年12月31日に終了した年度に、約5,830,371米ドルの減価償却費を計上し、かかる金額は、添付の連結損益および包括的利益計算書の賃借料および設備費に含まれている。

7. 関連当事者間取引

AllianzGI LPは、PIMCOに対し会計および管理サービスを提供している。当該サービスは時間および用途に基づいて配賦されている。2006年における、これらのサービスに対する請求金額は7,207,800米ドルであり、連結損益および包括的利益計算書のその他の費用に含まれている。関係会社への未払金にはこれらのサービスに関してAllianzGI LPへ支払われるべき負債と、40,445,616米ドルに上る商取引上の通常過程において生じる他の関係会社への未払金が含まれている。

短期の運用資金需要に充当させるため、随時、LIBORに0.5%を上乗せした利率により、通常30日以内の有利子短期貸付が、AllianzGI LPおよびPIMCOの間で交付されている。2006年12月31日現在、PIMCOは、6,462,305米ドルにのぼるAllianzGI LPからの未収金を有しており、かかる金額は関係会社未収金（流動）に含まれている。また、PIMCOは、93,710,267米ドルにのぼるAllianzGI LPへの未払金を有しており、かかる金額は関係会社未払金に含まれている。PIMCOは、AllianzGI LPからの貸付に関連する利子費用において434,176米ドルを負っており、かかる金額は連結損益および包括的利益計算書にその他費用として含まれる。

当社は系列のファンド・コンプレックスから651,850,186米ドルの投資顧問報酬および509,863,450米ドルの管理事務報酬を得ており、これらはそれぞれ連結損益および包括的利益計算書中の投資顧問報酬－プール・ファンドおよび管理事務報酬に含まれている。2006年中、管理事務報酬の取決めが、特定のファンド株式クラスについて変更された。かかる変更以前は、当社はこれらの特定のファンド株式クラスの管理事務代行会社に対して副管

理事務サービスを提供し、管理事務代行会社より受け取る副管理事務報酬を、連結損益および包括的利益計算書に管理事務報酬として記録していた。かかる変更以後は、当社はこれらの特定のファンド株式クラスの管理事務代行会社として行為し、その結果、副管理事務サービスに対応する副管理事務代行会社への費用とともに、ファンズより受け取る総管理事務報酬を、管理事務報酬として収益に記録する（今は管理事務代行会社に指名されているため）。2006年12月31日現在、当社は101,532,893米ドルの関係会社未収金を有していた。

当社はアリアンツ・エスイーの特定の子会社に対して顧問業務を提供している。2006年中、かかる業務への返済金額は、13,821,852米ドルであり、2006年12月31日現在、未決済の金額はなかった。返済は、添付の連結損益および包括的利益計算書の関係会社からの返済に含まれている。

PIMCOはまたストックス・プラス・エル・ピーから管理報酬および実績に基づく報酬を得ている。これらの報酬は2006年12月31日に終了した年度において合計3,127,049米ドルであり、添付の連結損益および包括的利益計算書の投資顧問報酬—プライベート口座に含まれている。

8. 給付プラン

a. クラスB受益証券購入プラン

当社は、特定の従業員がPIMCOに対する15%を上限とする持分を表象するクラスB所有者受益証券（権利付与を条件とする。）の購入を行うことができる、クラスB受益証券購入プラン（以下、「プラン」という。）を有する。プランに基づき、PIMCOに対する15%の所有持分を表章する、合計150,000口の発行済受益証券が存在する。プランに基づき発行される受益証券は、3年から6年にわたり権利が付与され、参加者の死亡または高度障害により、AllianzGI LPによって買戻される。2005年以降、毎年、権利付与済みクラスB受益証券の一部を、AllianzGI LPは買戻す権利（以下、「コール」という。）を有し、また、参加者はAllianzGI LPに買戻しを行わせる権利（以下、「プット」という。）を有する。このコール権利またはプット権利は、受益証券の各交付について最初の権利付与から6か月間に限り行使可能である。買戻金額は、買戻しが行われるクラスB受益証券のその時の公正価格に基づく。2006年中、AllianzGI LLC は、296,200,000米ドルでPIMCOのクラスB受益証券16,335口の買戻しを行った。

当社の従業員は、B受益証券の取得費用の金額により、AllianzGI LPに対する未払い手形を発行した。かかる手形は関連するB受益証券の権利付与と同時に満期を迎え、また、AllianzGI LPは手形と同額の賞与を従業員に対して支払うことを意図している。当社は、AllianzGI LPによる賞与金額の拠出にかかる賞与、手形および未収金への負債に関して、従業員により購入される受益証券の公正価格を反映し、関連する権利確定期間にわたる報酬費用を認識した。2006年12月31日に終了した年度において、プランに従い認識された報酬費用は、123,262,433米ドルであり、連結損益および包括的利益計算書の報酬および給付金に含まれている。オペレーティング・アグリーメントの条項に従い、プランに基づき記録されたすべての報酬は、クラスAメンバーに配分された。

従業員により所有されるB受益証券に関連する2006年中の活動は、下記のとおりである。

	受益証券口数			加重平均 交付日現在 公正価格
	権利付与済み	権利未付与	合計	
期首現在	72,016	72,077	144,093	\$ 7,345
交付済み	—	2,075	2,075	14,718
権利付与済み	30,902	(30,902)	—	—

コール済み	(16,335)	—	(16,335)	5,710
失権済み	—	(4,501)	(4,501)	9,122
期末現在	86,583	38,749	125,332	7,616

2006年12月31日現在のB受益証券保有者は、下記のとおりである。:

	受益証券 所有口数
従業員	125,332
AllianzGI LLC	21,762
AllianzGI LP	2,906
合計	150,000

2006年12月31日現在、2010年12月31日に至る将来期間において認識されると予想される権利未付与報奨に
関連する合計見積報酬費用は、141,171,917米ドルであった。

b. 利益分配および報奨制度

PIMCOは、収益性と自由裁量の賞与を基礎に参加者に対して給付する2つの利益分配および報奨制度を設けている。これらの制度のための報酬は、2006年12月31日に終了した年度において501,052,026米ドルであり、連結損益および包括的利益計算書に報酬および給付金として含まれる。

c. 長期報奨制度

2005年中、当社は、特定の重要な従業員に対し、長期報奨制度（以下、「LTIP」という。）を設定した。報奨は、主に指定された営業利益目標の達成に基づいており、3年に渡り権利付与される。当プランは、負債報奨として会計処理され、関連する権利確定期間に渡り報酬として費用勘定につけられる。2006年12月31日に終了した年度において、当社は20,897,201米ドルのLTIPに基づく報酬費用を認識した。

d. 重要な地位保持者への長期制度

当社は、特定の重要な従業員に対し、重要な地位保持者への長期制度（以下、「KEEPA」という。）を有する。参加者は、3年間に渡り達成された営業利益の水準に基づき増減可能な現金口座に、賞与の一部を繰延べることができる。さらに、3年間に渡り権利付与される繰延金額に対する20%の追加奨励金が存在する。2006年12月31日現在、KEEPA負債は約871,437米ドルであり、その他の非流動負債に含まれている。かかる制度に基づく総費用は、2006年12月31日に終了した年度において114,034米ドルであり、連結損益および包括的利益計算書に報酬および給付金として含まれる。

e. 貯蓄および投資プラン

PIMCOは、確定拠出型従業員貯蓄および投資プランのスポンサーである。このプランは、内国歳入法第401（k）条に基づき許可されたものであり、適格従業員に対し、内国歳入法で随時定められる金額を上限として、年間給与額の100%まで拠出することを認めるものである。従業員は、概して、満21歳に達するか、または満1年の必要な勤務が完了するという条件の両方を満たした時点で適格者となる。PIMCOは、内国歳入法により定められた金額を上限として、従業員が拠出した年間給与額の5%相当額と同額を拠出する。さらに当社は、全参加者に対し任意拠出を行うことがある。当社の拠出金は、5年の必要な勤務の後、従業員に対し完全に確定する。このプランに関連するPIMCOの費用計上額は、2006年に12月31日に終了した年度において2,321,829米ドルであった。

PIMCOは、また、ほぼ全従業員を対象とする確定拠出型従業員給付制度を有している。PIMCOの拠出金額は、対象となる個人の基本給与額の5～11%である。この制度に関連するPIMCOの費用計上額は、2006年12月31日に終了した年度において4,199,549米ドルであった。

複数の外国企業は、特定の従業員に関して他の給付制度を有している。2006年12月31日に終了した年度中、これらの制度に関連して計上された費用は、1,577,029米ドルであった。

f. 執行役員向け繰延報酬制度

AllianzGI LPは、非適格繰延報酬制度を設けている。この制度に基づき、一部の適格従業員に対して給付されるはずの報酬の一部は強制的に繰延べられ、また、かかる適格従業員は追加的な報酬の繰延べを選択できる。この制度は、主として、改正された1974年従業員退職年金保障法 第201（2）条、第301（a）（3）条および第401（a）（1）条で定義されている範囲において、経営陣または高額報酬受給従業員から成る特定のグループに繰延報酬制度を提供する目的で維持されている。この制度のもとで繰延べられた金額は、従業員の意向に従って有価証券へ投資され、AllianzGI LPにおいて受託保有されている。

9. 取引契約

リース契約

当社は、解約不能オペレーティング・リース契約に基づき事務所スペースをリースしている。この契約の期間は1年超であり、将来の最低リース料は以下のとおりである。

12月31日に終了する年度

2007年	\$	9,294,334
2008年		9,252,805
2009年		8,798,037
2010年		8,872,782
2011年		8,419,798
それ以降		13,970,785
合 計	\$	58,608,541

これらのリースに基づくリース料は、2006年12月31日に終了した年度において、9,112,846米ドルであり、添付の連結損益および包括的利益計算書の賃借料および設備費に含まれている。

10. 法人所得税

法人所得税計上額は、以下のとおりである。

	2006年12月31日 に終了した年度
当期費用（給付）：	
連邦税	\$ 41,818
州 税	77,999
外国税	7,895,875
	\$ 8,015,692

法人所得税計上額の報告金額と、税引前所得に対して連邦法定税率を適用して算出される税額との差額は、主

に、州税、損金不算入費用およびストックス・プラス・エル・ピーから発生した繰越欠損金によるものである。

2006年12月31日現在、未払法人所得税は1,937,312米ドルであり、これは添付の連結貸借対照表の買掛金および未払費用に含まれている。

11. 偶発事象

PIMCOは、通常の事業の過程において生じる各種の係争、法律的な争いの当事者となっている。経営陣の意見によれば、現在係争中の訴訟の結果が、PIMCOおよびその子会社の財政状態および経営成績に重要な悪影響を及ぼすことはないであろう。

12. 後発事象

AllianzGI LLC は、2007年3月31日に312,900,000米ドルでPIMCOのクラスB受益証券15,998口のコールを実施する予定である。

[次へ](#)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Consolidated Statement of Financial Condition

December 31, 2006

Assets

Current assets:

Cash and cash equivalents	\$ 108,971,476
Trading securities	10,006,301
Investment advisory fees receivable:	
Pooled funds	99,837,985
Private accounts	190,441,030
Receivables from affiliates	179,413,480
Prepaid expenses	9,044,049
Notes receivable	118,900
Other current assets	9,036,311
Total current assets	<u>606,869,532</u>

Noncurrent assets:

Fixed assets, net of accumulated depreciation of \$51,669,543	16,833,460
Investment in limited partnerships	1,963,411
Investment in affiliated joint venture	3,500,000
Notes receivable	2,793,189
Receivable from affiliate	65,777,444
Other noncurrent assets	9,165,469
Total noncurrent assets	<u>100,032,973</u>
Total assets	<u>\$ 706,902,505</u>

Liabilities, Minority Interest, and Members' Capital

Current liabilities:

Accounts payable and accrued expenses	\$ 156,956,556
Payable to affiliates	135,658,479
Accrued compensation under B unit purchase plan	50,494,364
Other liabilities	6,256,387
Total current liabilities	<u>349,365,786</u>

Noncurrent liabilities:

Accrued compensation under B unit purchase plan	65,777,441
Other liabilities	38,379,636
Total noncurrent liabilities	<u>104,157,077</u>
Total liabilities	<u>453,522,863</u>

Minority interest	193
-------------------	-----

Members' capital	253,379,449
------------------	-------------

Total liabilities, minority interest, and members' capital	<u>\$ 706,902,505</u>
--	-----------------------

See accompanying notes to consolidated financial statements.

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Consolidated Statement of Operations and Comprehensive Income
Year ended December 31, 2006

Revenues:

Investment advisory fees:

Pooled funds \$ 986,997,735

Private accounts 505,504,333

Administrative fees 509,863,450

Total revenues 2,002,365,518

Expenses:

Compensation and benefits 792,041,286

General and administrative 167,905,330

Subadministrative services 159,138,145

Occupancy and equipment 22,508,696

Commissions 16,747,309

Professional fees 20,647,711

Subadvisory services 25,060,802

Insurance 7,030,004

Marketing and promotional 7,758,353

Other 24,478,778

Total expenses 1,243,316,414

Operating income 759,049,104

Equity in income of affiliated joint venture 18,336

Equity in income of limited partnerships 72,982

Other income, net 6,470,791

Reimbursement from affiliates 13,821,852

Income before income taxes and minority interest 779,433,065

Income taxes 8,015,692

Net income 771,417,373

Other comprehensive expense:

Foreign currency translation adjustment 660,328

Comprehensive income \$ 772,077,701

See accompanying notes to consolidated financial statements.

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Consolidated Statement of Changes in Members' Capital
Year ended December 31, 2006

	Class A members		Class B members		Cumulative translation adjustment	Total members' capital
	Units	Amounts	Units	Amounts		
Balances at December 31, 2005	850,000	\$ 149,973,092	150,000	\$ 80,690,825	(634,585)	230,029,332
Net income	ø	569,305,736	ø	202,111,637	ø	771,417,373
Capital contribution	ø	ø	ø	3,180,606	ø	3,180,606
Distributions	ø	(674,314,852)	ø	(197,738,863)	ø	(872,053,715)
Compensation recorded under the Class B unit purchase plan	ø	120,145,525	ø	ø	ø	120,145,525
Allocation of basis upon purchase of B units by AllianzGI LLC	ø	(93,274,236)	ø	93,274,236	ø	ø
Foreign currency translation adjustment	ø	ø	ø	ø	660,328	660,328

Balances at December 31, 2006	850,000	\$ 71,835,265	150,000	\$ 181,518,441	25,743	253,379,449
-------------------------------	---------	---------------	---------	----------------	--------	-------------

See accompanying notes to consolidated financial statements.

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Consolidated Statement of Cash Flows

Year ended December 31, 2006

Cash flows from operating activities:	
Net income	\$ 771,417,373
Adjustments to reconcile net income to net cash provided by operating activities:	
Equity compensation	120,145,525
Depreciation and amortization	8,082,013
Unrealized gain on trading securities	(94,005)
Equity in income of affiliated joint ventures	(18,336)
Equity in income of limited partnerships	(72,982)
Loss on disposal of fixed assets	342,743
Change in operating assets and liabilities:	
Proceeds from sale of trading securities	2,068,752
Purchases of trading securities	(360,286)
Investment advisory fees receivable	(48,380,016)
Receivables from affiliates	118,627,513
Prepays and other assets	(4,503,120)
Accounts payable and accrued expenses	24,349,306
Payable to affiliates	17,054,337
Other liabilities	(84,181,431)
Net cash provided by operating activities	924,477,386
Cash flows used in investing activities:	
Purchases of fixed assets	(9,220,525)
Proceeds from sale of investment in limited partnerships	34,068
Investments in affiliated joint ventures	(2,317,102)
Notes receivable advances	(3,136,419)
Notes receivable repayments	33,600
Foreign currency translation	660,328
Net cash used in investing activities	(13,946,050)
Cash flows used in financing activities:	
Capital contributions	3,180,606
Cash distributions paid to members	(872,053,715)
Net cash used in financing activities	(868,873,109)
Net increase in cash and cash equivalents	41,658,227
Cash and cash equivalents, beginning of year	67,313,249
Cash and cash equivalents, end of year	\$ 108,971,476
Supplemental disclosure of cash flow information:	
Cash paid during the year for:	
Taxes	\$ 9,857,015
Interest	434,176
Supplemental disclosure of noncash financing activities:	
Receivable from AllianzGI LP — B unit purchase plan	\$ 59,338,335
Accrued compensation under B unit purchase plan	59,338,335

See accompanying notes to consolidated financial statements.

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements
December 31, 2006

(1) Organization and Business

Pacific Investment Management Company LLC (PIMCO or the Company), a Delaware limited liability company and subsidiary of Allianz Global Investors of America L.P. (AllianzGI LP), the managing member, is a registered investment advisor that provides investment management and advisory services to institutional and retail mutual funds and to separate accounts of institutional clients. AllianzGI LP owns all 850,000 Class A units of PIMCO. At December 31, 2006, certain employees of the Company hold 125,332 vested and unvested Class B units issued under the PIMCO B unit purchase plan of the total outstanding Class B units of 150,000 units. A total of 21,762 Class B units were repurchased from employees during 2006 and 2005 and are held by Allianz Global Investors of America LLC (AllianzGI LLC). The remaining 2,906 Class B units represent forfeited unvested Class B units, which are being held by AllianzGI LP and are subject to future grant to employees. Class B units have priority over Class A units with respect to income and distributions.

Allianz SE, formerly Allianz AG, indirectly owns the majority interest in AllianzGI LP and AllianzGI LLC. Allianz SE is a global company engaged in property and casualty protection, life and health insurance, banking, and asset management.

(2) Significant Accounting Policies

(a) Consolidation

The accompanying consolidated financial statements include the accounts of PIMCO and its majority—owned subsidiaries:

- ✧ StocksPLUS Management, Inc. (StocksPLUS), PIMCO owns approximately a 0.015% interest in, and is the general partner of, StocksPLUS, L.P.
- ✧ PIMCO GmbH, a German investment advisor.
- ✧ PIMCO Luxembourg S.A., PIMCO has majority ownership (99.9%); AllianzGI LP owns (0.1%)
- ✧ PIMCO Canada Corp, a registered investment advisor in Canada.
- ✧ PIMCO Canada Management Inc. (Canada Inc.), a subadvisor for PIMCO Canada Corp.
- ✧ PIMCO Canada Holding LLC, the holding company for PIMCO Canada Corp. and PIMCO Canada Management Inc.

The Company is the primary beneficiary of certain investment management joint ventures. The joint venture entities that are included in the consolidated financial statements are as follows:

- ✧ PIMCO Europe Limited (PIMCO Europe), a registered investment advisor in the United Kingdom.
- ✧ PIMCO Japan Limited (PIMCO Japan), a registered investment advisor in Japan.
- ✧ PIMCO Australia PTY Limited (PIMCO Australia), a registered investment advisor in Australia.
- ✧ PIMCO Asia Pte. Ltd. (PIMCO Asia), a registered investment advisor in Singapore.
- ✧ PIMCO Asia Limited (PIMCO Hong Kong), a registered investment advisor in Hong Kong.

All significant intercompany items have been eliminated in the accompanying consolidated financial statements.

(b) Cash and Cash Equivalents

PIMCO invests certain cash balances in institutional money market funds. At December 31, 2006, \$57,958,917 was invested in nonaffiliated money market funds. Management considers investments in money market funds to be cash equivalents for purposes of the consolidated statement of cash flows. This investment is carried at cost, which approximates market. The Company also maintains cash and cash equivalents in various federally insured banking institutions. The account balances at each institution periodically exceed the Federal Deposit Insurance Corporation's (FDIC) insurance coverage, and as a result, there is a concentration of credit risk related to amounts

in excess of FDIC insurance coverage.

(c) Trading Securities

Investments in securities as of December 31, 2006 are primarily invested in the PIMCO mutual funds with a short — to moderate — term duration objective. The investments are carried at market value and are accounted for as trading securities.

(d) Investment Advisory and Administrative Fees

Investment advisory and administrative fees are recognized as the services are performed. Such fees are primarily based on percentages of the market value of the assets under management. Investment advisory fees receivable for private accounts consist primarily of accounts billed on a quarterly basis. Private accounts may also generate a fee based on investment performance, which is recognized at the end of the respective contract period if the prescribed performance hurdles have been achieved.

(e) Depreciation

Office equipment, furniture, and fixtures are depreciated on a straight — line basis over their estimated useful lives, generally five years. Automobiles are depreciated on a straight — line basis over their estimated lives, generally five years. Leasehold improvements are amortized on a straight — line basis over the remaining terms of the related leases or the useful lives of such improvements, whichever is shorter.

(f) Investments in Limited Partnerships and Joint Ventures

The Company accounts for its investments in limited partnerships and joint ventures under the equity method of accounting as the Company can exercise significant influence, but does not control the investments. The investments are recorded at their initial investment, plus or minus the Company's share of undistributed net income or loss, and less distributions. Declines in value of the Company's limited partnership and joint venture investments that are other than temporary are recognized when evidence indicates that such a decline has occurred. Certain of the investment partnerships may invest in derivative financial instruments as part of their investment strategy. Derivative instruments, among other things, expose the investment partnerships to credit risk from the inability of the counterparties to perform under the terms of the contracts.

(g) Income Taxes

PIMCO is not subject to federal and state income tax. Ultimately, the members of PIMCO are responsible for taxes, if any, on their proportionate share of PIMCO's taxable income.

StocksPLUS and Canada Inc. are subject to federal and state income tax and file a separate tax return and account for income taxes under the asset and liability method, which gives recognition to deferred tax assets and liabilities based on the expected future tax consequences of events that have been recognized in the consolidated financial statements or tax returns.

Each foreign entity is subject to a local tax regulated by their location.

(h) Distributions

PIMCO is required to distribute its net income for each calendar quarter in proportion to the respective interests of the members no later than 30 days after the end of such quarter.

(i) Share-Based Payments

The Company accounts for share — based payment arrangements under the provisions of FASB Statement No. 123 (revised 2004), Share — Based Payments. The statement requires an entity to measure the cost of employee services received in exchange for an award of equity instruments based on the grant — date fair value of the share — based

award. The cost of employee services is recognized over the period during which an employee provides service in exchange for the share—based payment award. As the Company's equity instruments have no publicly traded market price, fair value is determined by the Company's management through reference to comparable entities with consideration as to the Company's financial performance.

(j) Foreign Currency Translation

The assets and liabilities of foreign subsidiaries have been translated into U.S. dollars at the current rate of exchange existing at year end. Revenues and expenses were translated at the average of the monthly exchange rates then in effect. The effects of translating the results of operations of subsidiaries with a functional currency other than the U.S. dollar are included in other comprehensive income. The cumulative translation adjustment of translating the results of operations of subsidiaries with a functional currency other than the U.S. dollar is included in members' capital in the consolidated statement of financial condition as of December 31, 2006.

(k) Use of Estimates

The consolidated financial statements have been prepared in accordance with U.S. generally accepted accounting principles which require management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts and disclosures in the consolidated financial statements. Actual results could differ from those estimates.

(l) Fair Value of Financial Instruments

The carrying value of PIMCO's financial instruments approximates fair value. The carrying value of cash and cash equivalents, accounts receivable, and accounts payable approximates fair value due to their short maturity.

(3) Notes Receivable

PIMCO grants loans to certain employees as part of programs designed to ensure the long—term retention of those employees. The loans bear interest at the prime rate at issuance of the note and the principal is forgiven over a period ranging from one to five years provided the individual continues to be employed by the Company. If an employee leaves before the loan is forgiven, the principal and accrued interest will become due. During 2006, PIMCO granted approximately \$3,136,419 in new loans. PIMCO recorded \$1,481,497 in amortization expense on loans outstanding to current employees for the year ended December 31, 2006, which is included in compensation and benefits expense in the accompanying consolidated statement of operations and comprehensive income. At December 31, 2006, the original principal balance outstanding on such loans amounted to \$3,857,320.

PIMCO also will issue promissory notes to certain employees. These promissory notes are short term in nature and bear interest at 4% with accrued and unpaid interest due upon maturity. At December 31, 2006, such promissory notes amounted to \$118,900.

(4) Limited Partnerships

During 2005, the Company adopted EITF No. 04—05, Determining Whether a General Partner, or the General Partners as a Group, Controls a Limited Partnership or Similar Entity When the Limited Partners Have Certain Rights. This guidance provides a framework for determining whether a general partner controls, and thus should consolidate, a limited partnership or similar entity. The guidance provides that a general partner is assumed to have control unless the limited partners have certain rights to dissolve or liquidate the partnership or substantially participate in the ordinary course of the partnership's business. If the presumption of control by the general partner is overcome, the general partner should account for its investment in the limited partnership using the equity method of accounting. The Company has reviewed its investments in limited partnerships and affiliated joint ventures as of December 31, 2006; all of the Company's partnerships have kick—out rights which provide that the general partner of the partnership can be removed by investors with a vote by a simple majority of nonaffiliated limited partners. Since the nonaffiliated limited partners have the ability to remove the general partner, the presumption of control is overcome and the Company is not required to consolidate these investments in limited partners and affiliated joint ventures.

(5) Variable Interest Entities

The Financial Accounting Standards Board issued FASB Interpretation No. 46 (revised December 2003), Consolidation of Variable Interest Entities — an interpretation of ARB No. 51 (FIN 46R), which provides criteria for determining whether or not consolidation of an interest in an entity which is determined to be a variable interest entity (VIE) is required.

A VIE is one in which (1) the equity within the entity is not sufficient to fund its operations, (2) as a group, the equity holders within the entity lack requisite voting rights, the obligation to absorb expected losses, or the right to receive residual returns, or (3) the rights to vote are disproportionate to the obligation to absorb losses or the right to receive returns.

The interest held in the VIE may be either through ownership or a contractual agreement. In the event the Company is determined to be the primary beneficiary of the VIE, consolidation would be required. The primary beneficiary is the enterprise that would be expected to receive the majority of the expected losses or residual returns from the VIE. The Company's involvement with entities that have been determined to be VIEs is its investment advisory contracts with certain Collateralized Bond Obligations (CBOs). Each of the CBOs was formed as a vehicle through which the Company could provide asset management expertise to its customers. In each, the Company manages a portfolio of securities and receives a fixed fee based upon assets being managed. In addition, the Company may receive additional fees based upon the underlying performance of the assets being managed.

As of December 31, 2006, there was approximately \$10.2 billion in assets being managed in CBOs which were identified as VIEs. As of December 31, 2006, the Company had no exposure to loss since it does not hold any investments in the underlying CBOs.

(6) Fixed Assets

The major classifications of fixed assets are as follows:

Office equipment, furniture, and fixtures	\$	46,361,311
Leasehold improvements		22,078,686
Art		41,160
Automobiles		21,846
Total fixed assets		68,503,003
Less accumulated depreciation		(51,669,543)
Fixed assets, net	\$	16,833,460

The Company recorded depreciation expense of approximately \$5,830,371 for the year ended December 31, 2006, which is included in occupancy and equipment in the accompanying consolidated statement of operations and comprehensive income.

(7) Related—Party Transactions

AllianzGI LP provides certain accounting and administrative services to PIMCO which are allocated based on time and usage factors. The amount charged for such services aggregated \$7,207,800 during 2006, which is a component of other expenses in the consolidated statement of operations and comprehensive income. The payable to affiliates includes a liability to be paid to AllianzGI LP in connection with these services and payables to other affiliates, that have arisen in the ordinary course of business transactions, totaling \$40,445,616.

From time to time, short—term interest—bearing advances are granted between AllianzGI LP and PIMCO for generally less than 30 days, at a rate of LIBOR plus 0.5% to cover short—term operating cash needs. At December 31, 2006, PIMCO had a receivable from AllianzGI LP totaling \$6,462,305 that is included in receivables from affiliates (current) and had a payable to AllianzGI LP totaling \$93,710,267 that is included in payable to affiliates. PIMCO incurred \$434,176 in interest expense on advances from AllianzGI LP, which is included in other expenses in the consolidated statement of operations and comprehensive income.

The Company earned investment advisory fees of \$651,850,186 and \$509,863,450 in administration fees from affiliated fund complexes which are included in the consolidated statement of operations and comprehensive income

as investment advisory fees — pooled funds and administrative fees, respectively. During 2006, the administrative fee arrangement was amended for certain fund share classes. Prior to this amendment, the Company provided sub-administrative services to the administrator of these certain fund share classes and recorded the sub—administrative fees received from the administrator as administrative fees revenue in the accompanying consolidated statement of operations and comprehensive income. Subsequent to the amendment, the Company now acts as the administrator to these certain fund share classes, and as a result, now records the gross administrative fees received from the funds as administrative fees revenue (as they are now the named administrator) with a corresponding expense to subadministrator for sub-administrative services. As of December 31, 2006, the Company had \$101,532,893 in related receivables from the affiliated funds.

The Company provides consulting services to certain subsidiaries of Allianz SE. In 2006, the amount of reimbursement for such services was \$13,821,852 and no amounts were outstanding as of December 31, 2006. The reimbursements are included in reimbursement from affiliates in the accompanying consolidated statement of operations and comprehensive income.

PIMCO also earns management and performance fees from StocksPLUS, L.P. These fees totaled \$3,127,049 for the year ended December 31, 2006 and are included in investment advisory fees — private accounts in the accompanying consolidated statement of operations and comprehensive income.

(8) Benefit Plans

(a) Class B Unit Purchase Plan

The Company has a Class B Unit Purchase Plan (the Plan) whereby certain employees may purchase PIMCO Class B ownership units subject to vesting, representing up to a 15% interest in PIMCO. There are a total of 150,000 units issued and outstanding under the Plan representing a 15% ownership interest in PIMCO. Units issued under the Plan vest over three to six years and are subject to repurchase by AllianzGI LP upon death or disability of the participant. Beginning in 2005, AllianzGI LP has the right to repurchase (call), and the participants have the right to cause AllianzGI LP to repurchase (put), a portion of the vested Class B units each year. This call or put right is only exercisable six months after the initial vesting of each grant of units. The repurchase price will be based upon the then fair value of the Class B units being repurchased. During 2006, AllianzGI LLC repurchased 16,335 units of PIMCO Class B units for \$296.2 million.

Employees of the Company have issued notes payable to AllianzGI LP in the amount of their acquisition costs for the B units. Such notes mature at the same time as the related B units vest, and it is the intention of AllianzGI LP to pay bonuses to the employees in an amount equal to the notes. The Company is recognizing compensation costs over the related vesting period to reflect the fair value of the units purchased by employees associated with a liability for bonuses, the notes, and a receivable for the contribution by AllianzGI LP of the bonus amounts. Compensation expense recognized under the Plan for the year ended December 31, 2006 was \$123,262,433 and is included in compensation and benefits in the accompanying consolidated statement of operations and comprehensive income. In accordance with terms of the Operating Agreement, all compensation recorded under the Plan is allocated to the Class A members.

Activity in 2006 related to the B units owned by employees is as follows:

	Number of units			Weighted average grant date fair value
	Vested	Nonvested	Total	
Beginning of period	72,016	72,077	144,093	\$ 7,345
Granted	0	2,075	2,075	14,718
Vested	30,902	(30,902)	0	0
Called	(16,335)	0	(16,335)	5,710
Forfeited	0	(4,501)	(4,501)	9,122
End of period	86,583	38,749	125,332	7,616

B unit holders as of December 31, 2006 are as follows:

	Number of units owned
Employees	125,332
AllianzGI LLC	21,762
AllianzGI LP	2,906
Total	150,000

As of December 31, 2006, the total estimated compensation cost related to unvested awards expected to be recognized in future periods through December 31, 2010 is \$141,171,917.

(b) Profit Sharing and Incentive Plans

PIMCO has two profit sharing and incentive plans that compensate participants on the basis of profitability and discretionary bonuses. Compensation under these programs was \$501,052,026 for the year ended December 31, 2006 and is included in compensation and benefits in the accompanying consolidated statement of operations and comprehensive income.

(c) Long—Term Incentive Plan

During 2005, the Company established a Long—Term Incentive Plan (LTIP) for certain key employees. Awards are primarily based upon achieving specified operating earnings targets and vest over three years. This plan is accounted for as a liability award and expensed as compensation over the related vesting period. The Company recognized compensation expense under the LTIP of \$20,897,201 for the year ended December 31, 2006.

(d) Key Position Holder Long—Term Plan

The Company has a Key Position Holder Long—Term Plan (KEEPA) for certain key employees. Participants can defer a portion of their bonus into a cash account which can increase or decrease depending on the level of operating earnings achieved over a three—year period. There is also an additional 20% premium on the deferral that vests over a three—year period. As of December 31, 2006, the KEEPA liability was approximately \$871,437 and is included in other noncurrent liabilities. Total expense under this plan was \$114,034 for the year ended December 31, 2006 and is included in compensation and benefits in the accompanying consolidated statement of operations and comprehensive income.

(e) Savings and Investment Plans

PIMCO is the sponsor of a defined contribution employee savings and investment plan. The plan qualifies under Section 401(k) of the Internal Revenue Code and allows eligible employees to contribute up to 100% of their annual compensation, as defined, and is subject to a maximum dollar amount determined from time to time by the Internal Revenue Code. Employees are generally eligible following the later of attainment of age 21 or the completion of one year of credited service. PIMCO matched and contributed an amount equal to the first 5% of annual compensation, subject to the Internal Revenue Code limits, contributed by the employees. In addition, PIMCO may make a discretionary contribution to all participants. PIMCO contributions fully vest to employees over five years of credited service. The amount expensed by PIMCO related to this plan during the year ended December 31, 2006 was \$2,321,829.

PIMCO also has defined contribution employee benefit plans covering substantially all employees. PIMCO's contribution ranges from 5% to 11% of a covered individual's base compensation. The amount expensed by PIMCO related to this plan during the year ended December 31, 2006 was \$4,199,549.

Various foreign entities have other benefit plans for certain employees. The amount expensed related to these plans during the year ended December 31, 2006 was \$1,577,029.

(f) Executive Deferred Compensation Plan

AllianzGI LP has a nonqualified deferred compensation plan pursuant to which a portion of the compensation otherwise payable to certain eligible employees will be mandatorily deferred, and pursuant to which such eligible employees may elect to defer additional amounts of compensation. The plan is maintained primarily for the

purpose of providing deferred compensation for a select group of management or highly compensated employees, within the meaning of Sections 201(2), 301(a)(3), and 401(a)(1) of the Employee Retirement Income Security Act of 1974, as amended. Amounts deferred under the plan are invested in marketable securities as directed by the employees and are held in trust at AllianzGI LP.

(9) Commitments

Lease Agreements

PIMCO leases office space under noncancelable operating leases with terms in excess of one year and future minimum payments as follows:

Year ending December 31:

2007	\$	9,294,334
2008		9,252,805
2009		8,798,037
2010		8,872,782
2011		8,419,798
Thereafter		13,970,785
	\$	<u>58,608,541</u>

Rent expense under these leases was \$9,112,846 for the year ended December 31, 2006, which is included in occupancy and equipment expenses in the accompanying consolidated statement of operations and comprehensive income.

(10) Income Taxes

The provision for income taxes is as follows:

		<u>Year ended December 31, 2006</u>
Current expense:		
Federal	\$	41,818
State		77,999
Foreign		7,895,875
	\$	<u>8,015,692</u>

The differences between the reported amount of income tax expense and the amount that would result from applying the federal statutory tax rates to pretax income arise primarily from the effects of state taxes, nondeductible expense, and a capital loss carryover generated from StocksPLUS, L.P.

At December 31, 2006, income taxes payable amounted to \$1,937,312 and are included in accounts payable and accrued expenses in the accompanying consolidated statement of financial condition.

(11) Contingencies

PIMCO is subject to various pending and threatened legal actions, which arise in the normal course of business. In the opinion of management, the disposition of claims currently pending and threatened will not have a material adverse effect on PIMCO and its subsidiaries' financial position or results of operations.

(12) Subsequent Event

AllianzGI LLC intends to exercise a call of 15,998 PIMCO Class B units on March 31, 2007 for \$312,900,000.

[次へ](#)

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社によって作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第74条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b. 管理会社の中間財務書類は、独立監査人の監査を受けていない。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成21年1月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝89.55円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結貸借対照表

2008年6月30日現在（未監査）

	米ドル	千円
資産		
流動資産		
現金および現金等価物	240,862,406	21,569,228
取引有価証券	15,634,161	1,400,039
未収投資顧問報酬		
プール・ファンド	116,160,475	10,402,171
プライベート口座	259,361,253	23,225,800
関係会社未収金	67,412,903	6,036,825
前払費用	6,843,340	612,821
受取手形	45,000	4,030
その他の流動資産	17,190,431	1,539,403
流動資産合計	723,509,969	64,790,318
非流動資産		
固定資産（減価償却費累計額60,247,261ドル控除後）	22,021,959	1,972,066
リミテッド・パートナーシップへの投資	29,457	2,638
系列のジョイント・ベンチャーへの投資	3,950,000	353,723
受取手形	2,448,755	219,286
関係会社未収金	55,504,915	4,970,465
その他の固定資産	10,158,132	909,661
固定資産合計	94,113,218	8,427,839
資産合計	817,623,187	73,218,156
負債、少数株主持分およびメンバー出資金		
流動負債		
買掛金および未払費用	280,981,337	25,161,879
関係会社未払金	57,987,857	5,192,813
B受益証券購入プランに基づく発生報酬	49,523,657	4,434,843
その他の流動負債	8,965,570	802,867
流動負債合計	397,458,421	35,592,402
非流動負債		
B受益証券購入プランに基づく発生報酬	55,504,916	4,970,465
その他の発生報酬	54,611,255	4,890,438
その他の非流動負債	4,646,329	416,079

非流動負債合計	114,762,500	10,276,982
負債合計	512,220,921	45,869,383
少数株主持分	202	18
メンバー出資金	305,402,064	27,348,755
負債、少数株主持分およびメンバー出資金合計	817,623,187	73,218,156

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結損益および包括的利益計算書

2008年6月30日に終了した6か月間(未監査)

	米ドル	千円
収益		
投資顧問報酬		
プール・ファンド	643,080,231	57,587,835
プライベート口座	327,587,879	29,335,495
管理事務報酬およびサービス報酬	321,245,529	28,767,537
収益合計	1,291,913,639	115,690,866
費用		
報酬および給付金	487,807,886	43,683,196
一般管理費	117,175,870	10,493,099
副管理事務サービス	78,893,774	7,064,937
賃借料および設備費	13,754,425	1,231,709
手数料	14,470,066	1,295,794
専門家報酬	18,013,871	1,613,142
副顧問報酬	20,052,312	1,795,685
保険料	2,882,379	258,117
マーケティング費および宣伝費	6,853,975	613,773
その他	29,794,577	2,668,104
費用合計	789,699,135	70,717,558
営業利益	502,214,504	44,973,309
リミテッド・パートナーシップの持分損失	(75,582)	(6,768)
その他の利益、純額	2,034,663	182,204
関係会社からの返済	7,415,298	664,040
法人所得税および少数株主持分控除前利益	511,588,883	45,812,784
法人所得税	4,898,015	438,617
少数株主持分控除前継続事業からの利益	506,690,868	45,374,167
少数株主持分費用	3	0
当期純利益	506,690,865	45,374,167
その他の包括的利益		
通貨換算調整	1,770,320	158,532
包括的利益	508,461,185	45,532,699

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結メンバー出資金変動表
2008年6月30日に終了した6か月間（未監査）

	クラスAメンバー			クラスBメンバー			累積的な換算調整		メンバー出資金合計	
	口数	米ドル	千円	口数	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2007年12月31日 現在残高	850,000	16,429,747	1,471,284	150,000	345,515,977	30,940,956	1,592,154	142,577	363,537,878	32,554,817
純利益	-	382,659,989	34,267,202	-	124,030,876	11,106,965	-	-	506,690,865	45,374,167
資本拠出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
B受益証券購入 プランに基づき 記録された報酬	-	45,357,244	4,061,741	-	-	-	-	-	45,357,244	4,061,741
分配金	-	(477,239,377)	(42,736,786)	-	(135,428,457)	(12,127,618)	-	-	(612,667,834)	(54,864,405)
AllianzGI LLCによる B受益証券購入時の ペーシス配分	-	713,591	63,902	-	-	-	-	-	713,591	63,902
通貨換算調整	-	-	-	-	-	-	1,770,320	158,532	1,770,320	158,532
2008年6月30日 現在残高	850,000	(32,078,806)	(2,872,657)	150,000	334,118,396	29,920,302	3,362,474	301,110	305,402,064	27,348,755

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結キャッシュ・フロー表
2008年6月30日に終了した6か月間（未監査）

	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益	506,690,865	45,374,167
営業活動から得た現金純額への当期純利益の調整		
株式報酬	45,357,244	4,061,741
少数株主持分	3	0
減価償却費	4,385,532	392,724
取引有価証券未実現損失	317,496	28,432
リミテッド・パートナーシップの持分損失	75,582	6,768
固定資産の売却損失	5,270	472
営業資産および負債の変動：		
取引有価証券売却利益の変動	865,384	77,495
取引有価証券購入の変動	(3,388,888)	(303,475)
未取投資顧問報酬の変動	46,897,915	4,199,708
関係会社からの未収金の変動	84,543,376	7,570,859
前払金およびその他の資産の変動	(489,413)	(43,827)
買掛金および未払費用の変動	69,960,591	6,264,971
関係会社未払金の変動	(14,528,260)	(1,301,006)
その他の負債	(5,997,478)	(537,074)
営業活動から得た現金純額	734,695,219	65,791,957
投資活動で使用了キャッシュ・フロー		
固定資産の購入	(4,503,523)	(403,290)
系列のジョイント・ベンチャーへの投資からの収益	1,732,430	155,139
受取手形立替金	(686,602)	(61,485)
受取手形返済金	62,657	5,611
投資活動に使われた現金純額	(3,395,038)	(304,026)

財務活動で使用了たキャッシュ・フロー		
メンバーへの支払現金分配	(612,667,834)	(54,864,405)
財務活動に使われた現金純額	(612,667,834)	(54,864,405)
現金および現金等価物にかかる為替レート変動の影響	1,770,320	158,532
現金および現金等価物の純増加額	120,402,667	10,782,059
期首現金および現金等価物	120,459,739	10,787,170
期末現金および現金等価物	240,862,406	21,569,228
キャッシュ・フロー情報についての補足開示:		
期中の現金支払額:		
法人所得税	9,421,523	843,697
支払利息	216,699	19,405
非現金財務活動についての補足開示:		
Allianz GILPからの未収金－B受益証券購入プラン	29,435,041	2,635,908
B受益証券購入プランに基づく発生報酬	29,435,041	2,635,908

4【利害関係人との取引制限】

ファンドと投資顧問会社、受託会社および／または管理事務代行会社との間において、一定の利益相反が発生する場合がある。こうした利益相反は、投資顧問会社、受託会社および管理事務代行会社の客観性およびファンドのパフォーマンスに影響を及ぼす可能性がある。投資顧問会社、受託会社および管理事務代行会社は、こうした利益相反を公正に解決するよう相当の努力を尽くすが、投資顧問会社、受託会社および管理事務代行会社がこの点に関して成功を収めるという保証は存しない。

投資顧問会社、受託会社または管理事務代行会社は、随時、直接または間接的に、投資運用会社に対する持分を保有し、また、資金をかかえる会社に運用させることができる。ファンドも、その資産をかかえる一社以上の投資運用会社に運用させることができる。

投資顧問会社は、顧客の勘定で各種の証券に直接投資する。投資顧問会社が顧客のまたは自己の勘定で取引を行う場合、ファンドに助言を行う過程で投資顧問会社が入手した情報（ファンドが雇用するその他のサービス提供会社との関係から生まれた投資アイデアを含む。）を利用することができる。投資顧問会社は、かかる情報を利用して獲得した利益に関してファンドに説明し、また上記の情報を受け取ったことに対してファンドを補償する義務を負わない。

投資顧問会社は、多数の口座を運用しており、またファンドとの間で他の顧客の口座よりもファンドを優先させる旨の契約を締結していない。投資顧問会社は、配分されたファンドの資産を投資する責任を負い、他の顧客（ファンドを含む。）のために投資を行う際に、各口座間で投資顧問会社のリソースおよび限られた市場機会を配分する義務を負う。かかる配分に際して、ファンドが行う取引と同じ取引に関して競合レベル（発注の優先順位を含む。）が上がるだけでなく、投資顧問会社の戦略に基づく価格で、特定の証券を取得または換金することが困難または不可能となる可能性があり、その結果、投資顧問会社が運用する一部の口座が他の口座よりも有利なパフォーマンスになる場合がある。

ファンドの資産以外の資産を運用する際に、投資顧問会社は、ファンドを運用する取引方法、取引方針および取引戦略とは異なる取引方法、取引方針および取引戦略を使用することができる。したがって、ファンドの取引の成果は、投資顧問会社が取引を行う他の口座とは異なる場合がある。投資者はまた、ある時に特定のサブ・ファンドが行う投資および特定のサブ・ファンドが達成した成果は、PIMCOが投資顧問を務めるその他のミューチュアル・ファンド（ファンドと同様の名称、投資目的および投資方針を有するミューチュアル・ファンドを含む。）の投資および投資成果と一致しないことも認識しておくべきである。

投資顧問会社は、自己の勘定で有価証券を売買することができる。さらに、投資顧問会社は、当該取引もしくは当該日のいずれかに関し価格や取引コストが平均される場合には、PIMCOの別の顧客のために同時に行われる取引について注文を併合して執行することができる。

投資顧問会社は、請求に応じて、かかる利益相反について既存の受益者および将来の受益者と協議するものとする。それぞれの受益者は、受益証券を購入するために必要な条件として、かかる活動および利益相反を明確に認め、承諾する。

5【その他】

（１）定款の変更

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散もしくは清算に関しては、株主総会の決議が必要である。

（２）営業譲渡または営業譲受

デラウェア州法および有限責任会社契約に基づき、営業の譲渡を行うには投資顧問会社の社員の合意を要し、かつ、1940年米国投資会社法（改訂済）第15条に規定する対価の受領に関する制限に服する。

管理会社兼投資顧問会社の有限責任会社契約に基づき、社員は投資顧問会社の常務社員の承認を得た上で、その持分を譲渡できる。

（３）出資の状況

該当なし。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

ファンドは、いかなる訴訟または仲裁手続の対象にはなっておらず、受託会社はファンドによるもしくはファンドに対する係争中もしくは発生するおそれのある訴訟または請求が存在するとは認識していない。ただし、管理会社は、ファンドの運用には関係しない以下の訴訟の被告となっている。

2004年2月よりPIMCO、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・オブ・アメリカ・エル・ピー（以下「エージーアイ」という。）（かつてのアリアンツ・ドレスナー・アセット・マネジメント・オブ・アメリカ・エルピーでPIMCOの親会社）、PIMCOファンズ（PIMCOが運用するミューチュアル・ファンズの複合体）およびアリアンツ・ファンズ（かつてのPIMCOファンズ：マルチマネジャー・シリーズでPIMCOの関連会社が運用するミューチュアル・ファンズの複合体）を含むこれらの関連会社、特定のPIMCOファンズの受託者ならびにPIMCOの特定の従業員は各地の米連邦地裁で提起された11の訴訟の被告となっている。これらの訴訟はマーケット・タイミングに関連するもので、メリーランド州地区の米連邦地裁に移送され、広域係争訴訟の公判前手続がまとめて行われている。訴訟は、特定の期間にPIMCOファンズおよびアリアンツ・ファンズを購入、保有または買戻した投資家を代理して、推定上の集団訴訟として、またPIMCOファンズおよびアリアンツ・ファンズのための派生訴訟として開始されている。これらの訴訟は、不特定の補償的損害賠償金および利息、また場合によっては懲罰的損害賠償金、投資顧問契約の廃止、これらの契約に基づき支払われた手数料の返却および不当利得の返還などを求めている。

これらの訴訟は、特定のヘッジファンドがPIMCOファンズおよびアリアンツ・ファンズの特定のファンドに関し、マーケット・タイミング取引を行うことを認めながら、積極的な開示が行われなかったというものである。派生訴訟および代表訴訟の原告との間の2005年1月14日付和解契約により、被告として名が挙がっていたPIMCO、特定のPIMCOファンズの受託者およびPIMCOの特定の従業員は全員、マーケット・タイミングに関する訴訟における被告としての立場から解放された。しかし、原告側は引き続き、PIMCOファンズの受益者のため、またはPIMCOファンズ自体のために、別の被告を相手取り、損害賠償請求を行っている。メリーランド州地区の米連邦地裁は、2005年11月3日の命令により、PIMCOファンズが被告として指名され併合および修正された訴え中のPIMCOファンズを相手取った請求を退けるようにとのPIMCOファンズの申し立てを認めた。したがって、PIMCOファンズは現在、マーケット・タイミングに関する訴訟の当事者ではない。

2005年8月には、ほぼ同一の2件の集団民事訴訟がイリノイ州東管轄区の北部地区で提起され、原告が10年物米国債の先物契約を購入・売却し、PIMCOが顧客勘定にて10年物米国債の現物と先物の両ポジションを立てた時の不足（申し立てによる）から損失を被ったとされた。これら2件の訴訟は1件に併合され、2つの訴状は、PIMCOが米国の商品取引法に違反しているという申し立ての1つの訴状に差し替えられた。PIMCOは被告に挙げられ、PIMCOファンズは併合訴訟の被告に加えられた。2007年7月、裁判所は、2005年5月9日と2005年6月30日の間にショート・ポジションを相殺するために先物契約を購入した当事者により構成される、クラスアクションの成立を認めた。2007年12月、第7巡回米連邦高等裁判所は、PIMCOおよびPIMCOファンズのクラスアクションの成立決定に対する異議の申請を認めた。本控訴は現在審理中である。PIMCOおよびPIMCOファンズは、訴状は実体がないと確認しており、積極的に自己の立場の擁護を行うつもりである。

2006年4月、PIMCOが運用する特定の登録投資法人および他のファンドは、ニュージャージー州地区のジーアイ・ホールディングス・インクの破産において、ジーアイ・ホールディングス・インクのアスベスト原告公式委員会により提訴された対審手続が送達された。2004年7月にPIMCOはこの訴訟の被告に挙げられ、現在も引き続き被告となっている。原告は、ジーアイ・ホールディングス・インクの前身の事業体により完全子会社に対し1994年に譲渡された破産財産の回復を求めている。当該子会社はその後社債を発行しており、その社債はPIMCOが運用する特定の登録投資法人および他のファンドが所持人であると主張されている。原告の申し立てによれば、2000年にPIMCOが運用する特定の登録投資法人および他のファンドを含む200名以上の社債所持人は、借換取引および融資銀行に対する第一優先リーエンの付与を承諾することと引き換えに子会社の資産に第二優先リーエンが付与された。原告は、社債所持人のためのリーエンおよび／またはリーエン価値の無効を求めている。現在、裁判所により原破産案件における再建計画（「計画」）が

審議中である。計画が承認されれば、PIMCOおよびPIMCOにより管理されているその他のファンズ（「PIMCO事業体」）を当事者とする対審手続きは取り下げられることが予想される。現在のところ、計画がいつ承認されるかについては未定である。当面の間、対審手続きは停止されている。本件は、関連するPIMCO事業体に重大な悪影響を及ぼすとは考えられていない。

上記は本書の日付現在においてのみの記載である。上記で議論されている事項に関する追加の訴訟または規制上の進展が生じる可能性はあるが、上記の訴訟および規制上の事項の開示は、それらの進展が重要である場合にのみ更新される。

なお、上記は、PIMCOに重大な悪影響を及ぼすとは考えられない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1. パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（「管理会社」、「投資顧問会社」または「PIMCO」）（Pacific Investment Management Company LLC）

（1）資本金の額

2009年1月末日現在、104,871,445.63米ドル（約93億9,124万円）

（2）事業の内容

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーは1971年に設立され、米国1940年投資顧問法に基づく投資顧問業者の登録を受けている。PIMCOは、法人、受託者、年金および利益分配型退職年金、慈善団体、寄贈財産および機関投資家に対し投資運用業務を提供し、通常、それぞれの顧客の投資ポートフォリオにおける純資産価額に基づいて手数料を受領している。多様な持株会社の仕組みを通じて、PIMCOはその株式の大部分をアリアンツ・エス・イーにより所有されている。アリアンツ・エス・イーはヨーロッパを本拠地とする総合国際保険および金融サービス持株会社であり、ドイツの株式公開企業である。2008年12月末日現在、投資顧問会社は、7,470億米ドルを超える顧客勘定に対して投資助言を提供している。

2. ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）（Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited）

（1）資本金の額

2009年1月末日現在、123万7千米ドル（約1億1,077万円）

（2）事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島法に基づき1985年に設立され、ファンドの受託者（「受託会社」）として活動する。受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2003年改正済）に基づいて信託会社として、およびバミューダにおいて中央銀行の認可により、業務を行う免許を受けている。受託会社は、世界中の個人および法人に対して信託事務サービスを提供する。

3. ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（「保管受託銀行」および「管理事務代行会社」）（Brown Brothers Harriman and Company）

（1）資本金の額

2009年1月末日現在、5億1,000万米ドル（約456億7,050万円）

（2）事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、アメリカ合衆国、ヨーロッパおよび環太平洋地域の資金センターを含む世界中の金融資産の保管、多通貨会計および資金管理業務等の多様な業務を提供するフル・サービス金融機関である。

4. ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルク）エス・シー・エイ（「名義書換事務受託会社」）（Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A）

（1）資本金の額

2009年1月末日現在、1,025万米ドル（約9億1,789万円）

（2）事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイは1989年に設立され、他の業務の中でもとりわけ名義書換業務を提供している。

5. SMBCフレンド証券株式会社（「代行協会員」）

（１）資本金の額

2009年１月末日現在、272億7,000万円

（２）事業の内容

日本において第一種金融商品取引業を営んでいる。なお、SMBCフレンド証券は大和証券投資信託委託株式会社、野村アセットマネジメント株式会社、日興アセットマネジメント株式会社、フィデリティ投信株式会社、三井住友アセットマネジメント株式会社、住信アセットマネジメント株式会社および大和住銀投信投資顧問株式会社等の発行する証券投資信託受益証券を取扱っており、外国投資信託証券については、Tーロウ・プライス ライフプラン・インカム・ファンド、ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド・ヨーロピアン・ボンド・ファンド等の日本における代行協会員および販売等の業務ならびにノムラ・グローバル・セレクト・トラストの日本における販売業務を行っている。

２【関係業務の内容】

１．パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（「投資顧問会社」）

(Pacific Investment Management Company LLC)

ファンドに対し、投資顧問業務を提供する。

２．ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

(Brown brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited)

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、ファンドの受託会社として行為する。

受託会社の義務は、信託証書および投資ファンド法に基づきそのすべての責務を果たすまたは果たさせること、および信託証書および投資ファンド法に従い受益者の利益のためにファンドを管理することである。ただし、かかる行為が受託者の側の債務を生じる可能性がある、信託証書の条項に反するまたはその他法律に違反すると合理的に決定される場合または法律顧問による助言があった場合、受託会社またはその代理人は、いかなる行為も要求されないものとする。

受託会社の権利および義務は、信託証書および投資ファンド法に規定されている。受託会社は、信託証書および投資ファンド法の条項に従い、受託会社としてファンドの業務を監督するものとする。受託会社は、受益者に対し60日前までに書面で通知することにより退任することができるものとする。受託会社の退任または解任は、管理会社の場合と同様、①当局の事前の書面による承認を得て、かつ②後任の受託会社が任命された場合のみ有効となる。管理会社は、後任の受託会社の任命を条件とし、受託会社の解任が受益者による投票総数の4分の3以上の多数により可決された場合に、その解任を書面で受託会社に通知することができるものとする。受益者は、受託会社の退任または解任および後任の受託会社の名称に関し、書面による通知を受けるものとする。

信託証書の条項に基づき、受託会社は、ファンドのために行った行為に関連して負う可能性のある債務および費用（法的費用を含む。）について、ファンドの資産から補償を受ける権利を有するものとする。ただし、かかる損失は、受託会社の故意の懈怠、故意の違法行為、不正行為または過失により生じたものではないものとする。信託証書は、受託会社の行為が同一基準に合致することを条件として、ファンド、受益者またはその他の者に対する一切の債務から受託会社を免除するものとする。受託会社は、また、管理会社の指示または助言により受託会社が行った一切の行為により生じたトラスト、受益者またはその他の者に対する一切の債務について受託会社を免除するものとする。受託会社は、受益証券の全部または一部を買戻すためファンドの資産が不十分である場合、受託会社自身の資産を使用する義務を負わないものとする。

受託会社は、ファンドの受託会社としての職能においてのみ信託証書を締結し、また、かかる一切の損失、債務、損害、費用または経費、判決および解決のために支払われた金額は、受託会社が求償権を有するまたはファンドの資産から補償金を得られる範囲内に限られたものとする。いかなる状況においても、（受託会社側の故意の懈怠、故意の違法行為、不正行為または過失による場合を除き、）信託証書に基づく損失、債務等

を満たすために受託会社の動産を利用することはできないものとする。

受託会社は、信託証書に関連し発生した争議については、バミューダの法域および法律に取消不能の形で従ってきた。すべての受益者およびトラストへの業務提供者は、バミューダの専属的法域およびバミューダの法律に従うものとする。

受託会社は信託証書に従い、トラストの資産を保有する。受託会社は、信託証書に基づく受益証券の分配金の支払、受益証券の申込みおよび買戻しの受理、買戻し請求に対する支払、および受益者名簿の維持を含むファンドの管理に関する全般的責任を負うものとする。管理会社は、管理会社または受託会社が随時任命するその他のアドバイザーおよび代理人の支援を受け、サブ・ファンドの資産の日常管理を行うものとする。信託証書および投資ファンド法の規定に従い、受託会社および管理会社は、その業務の一部を委託し、ファンドの保管受託銀行、管理事務、登録事務および名義書換代行会社としてブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーを任命し、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、名義書換事務代行会社としての業務の一部をブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイに委託し、これらは各々、信託証書および投資ファンド法に基づき委譲されることが許可されているすべての権利、権限および職権を有するものとする。

3. ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（「保管受託銀行」、「管理事務代行会社」、「登録事務代行会社」および「名義書換事務代行会社」）（Brown Brothers Harriman and Company）

受託会社および管理会社は、ファンドの管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社として、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーを任命した。管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社は、ファンドの管理事務・登録事務・名義書換事務・会計事務代行業務を行うものとし、適用法令および信託証書に従ってファンドの会計書類を保管し、各ファンドの一口当たりの純資産価格を計算する。

管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社は、特に、①ファンドの会計帳簿、記録の保管、②ファンドの財務諸表の作成に関する監督その他の管理事務、③受益者名簿の維持、④受益者との連絡業務および購入申込および売却請求の取扱、⑤ファンドのための受益証券の買戻しまたは名義書換に関するファンド宛のすべての通信の処理および対応、⑥適用あるマネー・ロンダリング規制の遵守および⑦管理事務代行契約に基づくその任務に必要なその他すべての関連業務の遂行に関し責任を負うものとする。

受託会社、管理会社および管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社との間で締結された契約に基づき、管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社は、管理事務代行契約上の義務および業務の遂行における管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社の作為、不作為、誤謬または遅延（判断の誤りおよび法の誤った解釈を含むがこれらに限られない）の結果としてファンドまたはファンド受益者もしくは元受益者またはそれ以外の者が被るかこれらに生じる一切の損失、損害または費用について、責任を有さず義務を負わないものとする。ただし、その義務および職務の遂行における管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社による故意の違法行為、悪意または過失に直接起因する損失、損害または費用については、この限りではない。管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社、受託会社または管理会社は、60日前までの書面による通知により、管理事務代行契約を終了させることができるものとする。ただし、管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社は、当局の事前の書面による承認なしでは解任または変更されないものとし、受益者は、管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社の解任および新任管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社の名称について書面で通知されるものとする。上記にかかわらず、管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社、受託会社または管理会社は、本契約のいずれかの当事者が破産または支払不能の決定を受けた場合、またはかかる当事者に対して、適用ある破産、支払不能もしくは類似の法律に基づく手続が開始する場合、30日前の書面通知を行うことにより、いつでも管理事務代行契約を終了させることができる。

受託会社は、ファンドの保管受託銀行として、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーを

任命した。

保管受託銀行に送付されるファンドの全資産は、保管契約に従い保管受託銀行に保管され、管理されるものとする。保管受託銀行は、ファンドの資産の全部または一部を保管するために他の銀行および金融機関を任命することができる。保管受託銀行は、保管受託銀行が決定する決済機構に有価証券を保管することができる。保管受託銀行は、ファンドの資金および有価証券の預託に関し、銀行の通常の業務を有するものとする。サブ・ファンドの受益者の利益保護のため、受益証券の売却等によりサブ・ファンドが受領したすべての金銭は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーの口座に維持され、投資対象の購入、サブ・ファンドの受益者による買戻請求に対する支払い、サブ・ファンドの費用の支払い、またはその他の許可された支払いのために限りかかる口座から引き出され得るものとする。保管受託銀行は、申込代金を受領するものとし、また、受託会社またはその適法に任命された代理人の指示により買戻請求に応じる責任を有するものとする。

保管契約の条項に従い、保管受託銀行は、受託会社またはその適法に任命された代理人による適切な指示を受けた場合のみ、保管契約に基づくその職務を遂行する。保管契約により、保管受託銀行は、保管受託銀行の過失、悪意または故意の違法行為の結果としてファンドが被る一切の直接的損害について責任を負う旨規定されている。

いずれかの当事者は、60日以上前の書面通知を行うことにより、保管契約を終了させることができる。上記にかかわらず、いずれかの当事者は、本契約のいずれかの当事者が破産または支払不能の決定を受けた場合、またはかかる当事者に対して、適用ある破産、支払不能もしくは類似の法律に基づく手続が開始する場合、30日前の書面通知を行うことにより、いつでも保管契約を終了させることができる。

4. ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ（「名義書換事務受託会社」） （Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A）

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、ファンドの一定の名義書換事務代行業務をブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイに委託する。この委託に従い、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイは、特に、受益証券の発行および買戻しの登録、受益者への配当およびその他の分配の支払ならびにルクセンブルグ法に従うマネー・ロンダリング規制（「AML」）および顧客確認規則（「KYC」）の実施に責任を有する。ファンドに提供するサービスについては、ファンドではなくブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーがブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイに報酬を支払う。名義書換事務受託会社はファンドから直接報酬を受領しない。

5. SMBCフレンド証券株式会社（「代行協会員」）

日本における受益証券の販売に関して、代行協会員として行為する。

3【資本関係】

管理会社および投資顧問会社と他の関係法人の間に資本関係はない。

第3【投資信託制度の概要】

1 バミューダ諸島における投資信託制度の概要

2008年3月末日現在、ユニット・トラストとして知られる契約型の投資信託の形態にて設定されたものの数は488である。また、2008年3月末日現在、投資会社として設立されたミューチュアル・ファンドまたはインベストメント・ファンドの数は1,673に達している。これらのユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンドの純資産の総額は、2008年3月末日現在で、およそ2,498.8億米ドルである。

バミューダにおける投資信託について、下記の統計データがBMAにより公表されている。

	1997年12月 末日現在	1998年12月 末日現在	1999年12月 末日現在	2000年12月 末日現在	2001年12月 末日現在	2002年12月 末日現在	2003年12月 末日現在	2004年12月 末日現在	2005年12月 末日現在	2006年12月 末日現在	2007年12月 末日現在	2008年12月 末日現在
ミューチュアル・ファンド	539	543	574	596	675	688	680	809	846	906	881	883
アンブレラ・ファンド	84	95	85	57	49	50	47	70	62	67	77	80
そのサブ・ファンド	219	223	169	145	127	157	155	354	315	283	253	244
フィーダー・ファンド	6	18	58	67	73	75	147	—	—	—	—	—
分離アカウント会社	—	—	—	—	—	—	9	29	55	69	77	78
分離アカウント	—	—	—	—	—	—	43	159	331	390	391	388
ミューチュアル・ファンド合計数	843	964	1,132	1,150	1,301	1,294	1,321	1,421	1,609	1,715	1,679	1,673
ユニット・トラスト	73	69	84	80	83	76	70	96	105	109	106	106
アンブレラ・トラスト	16	16	10	11	9	21	65	72	114	151	162	168
そのサブ・トラスト	18	18	17	19	27	33	82	166	215	215	215	214
フィーダー・トラスト	2	2	2	2	1	2	4	—	—	—	—	—
ユニット・トラスト合計数	91	105	113	112	120	132	221	334	434	475	483	488
総数	991	1,125	1,245	1,262	1,421	1,426	1,542	1,755	2,043	2,190	2,162	2,161
ファンド合計数	—	—	—	—	—	—	—	1,076	1,182	1,302	1,303	1,315
純資産総額	204.0億米ドル (1兆8,268億円)	197.5億米ドル (1兆7,686億円)	339.3億米ドル (3兆384億円)	460.3億米ドル (4兆1,220億円)	559.9億米ドル (5兆139億円)	681億米ドル (6兆984億円)	1,158億米ドル (10兆3,699億円)	1,581.8億米ドル (14兆1,650億円)	1,875.3億米ドル (16兆7,933億円)	2,115.2億米ドル (18兆9,416億円)	2,491.7億米ドル (22兆3,132億円)	2,498.8億米ドル (22兆3,768億円)

2 バミューダ諸島における投資信託の形態

(1) 概 説

バミューダ諸島における投資信託事業は過去15年間にわたって著しい成長を遂げ、現在では十分に確立された投資信託の拠点になっている。かかる結果を達成することができた一因としては、投資信託を規制する責任を負う主要な機関たるBMAがバミューダ諸島内でファンドを設立しようとする者に対して、相当地に高度な信用性を要求していることが挙げられる。バミューダ諸島で設定された多数の大型ファンドはロンドン証券取引所および香港証券取引所等の証券取引所で取引されている。加えて、多数のファンド、とりわけヨーロッパの投資家を対象とするファンドはダブリン証券取引所またはルクセンブルグ証券取引所に上場されている。

バミューダ諸島においては、投資信託を、さまざまな形態において、すなわちミューチュアル・ファンド会社（Mutual Fund Company）、ユニット・トラスト（Unit Trust）またはパートナーシップ

（Partnership）として構築、設定することができる。投資信託の各形態の詳細については、下記「（2）バミューダ諸島における投資信託の各形態」の項に記載されている。1981年会社法（その後の改正も含む。）

は、とりわけミューチュアル・ファンド会社の活用を可能とし、かつ促進することを意図する条項を含んでいる。1981年会社法中の募集に関する一定の条項はユニット・トラストの受益証券の募集にも適用されるが、パートナーシップは1981年会社法の当該条項の対象となっていない。

バミューダ諸島のファンドに係るサービス提供企業との協議により、バミューダ諸島の大蔵大臣（以下「大蔵大臣」という。）は投資ファンド法を制定した。投資ファンド法は、免除されていない限りすべての投資ファンドにつき、標準スキーム（Standard Scheme）、法人向けスキーム（Institutional Scheme）または管理スキーム（Administerd Scheme）に分類するように要求している。投資ファンド法の目的は投資家の利益を保護するという観点から、バミューダ諸島における投資ファンド法セクション2で定義される投資ファンド（「投資ファンド」）の設立および運営に適用される標準および基準を確立する点にある（詳細については、2006年投資ファンド法を参照されたい。）。

1972年為替管理法（および同法に基づき制定された規則）は、集団投資スキームの受益証券または株式の発行および譲渡に対してBMAからの許認可が必要とされる限り、集団投資スキームにも適用される。かかる許認可は、BMAの明示の同意なしには目論見書、プロモーター、保管銀行等の変更を行ってはならないという条件を付して付与される。

BMAは、1969年バミューダ金融庁の法律に基づき、バミューダ諸島内において、またはバミューダ諸島内から事業を行っている金融機関を監督、規制および検査する義務を負う。かかる趣旨においては、投資ファンドは、BMAの監督および検査権限に従う金融機関である。投資ファンド法は、とりわけ投資ファンドに該当する金融機関を規制するという観点から制定されている。

BMAは、投資ファンドを監督、規制し、各投資ファンドに対して、当該投資ファンドが投資ファンド法、投資ファンドの規則および目論見書上の投資ファンドの規則を遵守していることを毎年確認するよう要求している。

各スキームは、BMA が指定する様式、方法および頻度でBMAに情報を提供するよう要求されており、バミューダの法律により要求されている情報についてBMAに提供することをスキームが拒絶する場合、BMAまたはその目的のためにBMAにより正当に授權された者は、スキームの査察を実行することができる。

（2）バミューダ諸島における投資信託の各形態

（A）バミューダ諸島の会社

バミューダ諸島の会社の設立および運営を規定する主要な法律は1981年会社法である。

バミューダ法は、バミューダ人が支配権を有する法人（以下「内国法人」という。）とバミューダ人以外の者が支配権を有する法人（以下「免税会社」という。）を区別している。内国法人に限りバミューダ諸島内で事業を遂行し、取引を行うことが認められている。免税会社はバミューダ諸島の居住者になり、バミューダ諸島外の取引および活動につき、バミューダ諸島内から事業を遂行することができる。

1981年会社法上、公開会社と非公開会社の概念は、正式に区別されているわけではない。但し、1981年会社法の一定の条項は、指定された証券取引所に株式が上場されている会社（以下「公開会社」という。）に排他的に適用される旨を明示している。さらに、会社が、1981年会社法に定義される「一般公衆」に対して株式を発行する場合、目論見書に関する1981年会社法の条項が適用される。

BMAはバミューダ諸島のすべての免税会社の設立を承認しなければならない。また、あらゆる場合において、その実質的所有者の身分を開示しなければならない。

バミューダ諸島の会社の基本定款および付属定款は一体として基本文書を構成する。バミューダ大蔵省は、当該会社の基本定款の内容に関して直接的な監督権限を保持しており、基本定款のみが会社登記官に提出される。基本定款は公開の記録書類であり、会社登記官の事務所にて、公衆の閲覧に供される。

基本定款には、会社の授權株式資本を記載しなければならない。法定最低資本額はない（保険会社を除く。）無額面株式および無記名株式は認められていない。

バミューダ諸島の会社の付属定款はバミューダ諸島の会社登記官には提出されず、また原則として公衆の閲覧に供されない。付属定款には、当該会社、株主および取締役間の権利、義務が記載される。とりわけ、

会社が異なる権利内容の種々のクラスの株式を発行している場合、各クラスの株式に付与されている権利を付属定款に記載することができる。

バミューダ諸島の会社はバミューダ諸島内に登記上の事務所を有さなければならない、その住所は会社登記官に登記される。郵便の私書箱は登記上の事務所として使用することができない。会社の株主名簿および記録書類は、原則として、登記上の事務所に保管しなければならない。

バミューダ諸島の会社の取締役の最低員数は2名である。非公開の免税会社（つまり、免税会社でその株式が指定された証券取引所に上場されていない会社）は、バミューダ諸島の一定の居住要件を充足していなければならない。すなわち、（a）バミューダ諸島に居住する取締役が2名以上であること、（b）バミューダ諸島に居住する秘書役が1名とバミューダ諸島に居住する取締役が1名存すること、または（c）バミューダ諸島に居住する秘書役が1名とバミューダ諸島に居住する代表者が1名存すること。なお、いずれも個人でなければならない。

会社は取締役および役員の氏名および住所を記載した名簿を作成し保持しなければならない。取締役および役員の名簿は登記上の事務所に保管しなければならない、また公衆の閲覧に供さなければならない。

バミューダ諸島の会社の役員は、その会社の取締役であっても、または取締役でなくてもよい。バミューダ諸島の会社は会社秘書役を選任しなければならない。秘書役は会社のあらゆる取締役会および株主総会に出席し、会社の記録書類を作成することが要求されている。

バミューダ諸島の会社は、事業活動に関して適切な会計帳簿を作成しなければならない。かかる会計帳簿は、登記上の事務所または取締役が適切であると思料するその他の場所にて保管される。また取締役は、常時、会計帳簿を閲覧に供さなければならない。会計帳簿がバミューダ諸島外で保管されている場合には、会社は取締役が四半期毎に合理的な正確性をもって会社の財務状態を確認するのに十分な記録をバミューダ諸島内に保管しなければならない。

バミューダ諸島の会社は、株主総会において会社の監査役を選任しなければならない。但し、かかる要件は、全株主および全取締役が書面を以ってまたは株主総会において、監査役を設置しない旨合意することにより、放棄することができる。かかる放棄は、監査役を選任することになっていた年次株主総会にて行われなければならない。

バミューダ諸島の会社の株主は、1名以上であれば足り、かつ株主は、第三者のためのノミニーとして株式を所有することができる。会社が保持する株主名簿には、株主の氏名および住所を記入することを要する。加えて、株主名簿には、株主が所有する株式数を、および全額払込まれていない株式に関しては株式に係る払込済のまたは払込が合意された金額を、記入しなければならない。会社は、株主名簿を登記上の事務所または（適切な通知を提出することにより）バミューダ諸島内の他の住所にて保管しなければならない。ミューチュアル・ファンドは公衆の閲覧に供される株主名簿を作成するという一般的要件を免除されている。

一定の場合、会社の設立後、ある者に対して株式を発行するためには、BMAの承認を必要とする。株式の発行手続および発行される株式の価格は、会社の付属定款に定められる。券面額を下回る発行価格による株式発行は認められない。株式の発行により生じる超過額は、原則として「払込剰余金勘定」と称する法定勘定に貸記され、かかる勘定は、いずれかのクラスの株式の特別発行を含む会社の資本取引のために使用することができる。

付属定款に別段の定めがない限り、バミューダ諸島の会社の株式は、譲渡人および（通常の場合には）譲受人またはこれらの代理人が署名した標準的な譲渡証書により譲渡することができる。株式の発行に関して、譲受人はBMAにより承認を受けなければならない。

バミューダ諸島の各免税会社は、1981年会社法の規定に従い、大蔵大臣の監督に服する。バミューダ諸島の法令に違反した場合、当該会社は、会社の解散および取締役と役員に対する過料の賦課等の制裁を受けることがある。大蔵大臣は、1981年会社法第132条に従い、会社の業務を検査し、大蔵大臣が命じる方法により報告を行う検査役を任命することができる。会社の各取締役、役員または従業員は、検査役に対して、検査のために検査役が要求する帳簿または書類を提出しなければならない。会社の役員、代理人または従業

員は、会社の業務検査に際して、（a）検査役が提出することを要求した帳簿もしくは書類の提出を拒絶し、または（b）会社の業務に関連する質問に対する回答を拒絶した場合、過料を課されることがある。検査役は、いつでも大蔵大臣に報告することができ、また、検査の完全性に関して、大蔵大臣に報告し、かつ当該報告書の写しを当該会社を送付するものとする。

大蔵大臣が、当該報告書を調査により、会社またはその役員、代理人もしくは従業員が（a）1981年会社法の規定または同法に基づき付与された免許、許可または認可に違反する行為を、認識しつつまたは故意に行ったと判断した場合、大蔵大臣は、会社登記官に対して、当該会社の解散申立を最高裁判所に対して行うよう指示することができ、（b）また会社の株主または会社債権者の利益を損なう方法により業務を遂行したと判断した場合、大蔵大臣は、会社に対し、当該業務に関して必要とみなす措置を講じるように要求することができる。最高裁判所は、上記申立の審理により、会社またはその役員、代理人もしくは従業員が1981年会社法の規定に違反する行為を行ったものと認定した場合、（a）会社の解散命令を発し、（b）会社に対し2,000バミューダ・ドルの過料を課し、または（c）当該違反を認識しつつまたは故意に承認または許可した会社の役員、代理人または従業員に対し、同額の過料を課することができる。

（B）バミューダ諸島の免税パートナーシップ

バミューダ諸島のパートナーシップの設立および運営を規定する主要な法律は、（1）1902年パートナーシップ法（その後の改正を含む。以下「パートナーシップ法」という。）（2）1883年リミテッド・パートナーシップ法（その後の改正を含む。以下「リミテッド・パートナーシップ法」という。）および（3）1992年免税パートナーシップ法（その後の改正を含む。以下「免税パートナーシップ法」という。）である。

免税またはリミテッド・パートナーシップは、独立した法人格の取得を決定することができる。かかる決定のない場合、パートナーシップは、法人格を有する法人には当たらず、パートナー間の法的関係にすぎない。独立した法人格の取得を決定しない場合であっても、バミューダ法の下で、パートナーシップは、社団としてあらゆる現実的な目的のために機能することができる。裁判所規則において、パートナーシップは、パートナーシップの名義にて訴え、または訴えられることが認められている。パートナーシップ法第5条および第6条ならびに代理に関する法律に基づき、パートナーシップは、パートナーシップの名義にて業務を遂行する権限を付与されている。バミューダ諸島のパートナーシップに関する法律は、英国法の原則を手本としている。パートナーシップ法は、本質的に、パートナーシップに関するコモン・ローを法制化したものであるが、現行の衡平の原則およびコモン・ローについても、パートナーシップ法の明示の規定に反しない限り、引続き効力を有する旨規定している。パートナーシップ法は、一般に、パートナーシップの性質、パートナーと取引の相手方との関係およびパートナー相互間の関係を規律している。

パートナーシップの運営はパートナーシップ契約に定められる。但し、当該契約が或る事項に関して規定していない場合には、パートナーシップ法が適用される。パートナーシップ契約は（免税リミテッド・パートナーシップ証書に関する情報を除き）非公開とする。

バミューダ法の下では、2種類のパートナーシップの設立が可能である。1つは、すべてのパートナーがパートナーシップの債務および義務に関して無限責任を負担するもの（以下「ジェネラル・パートナーシップ」という。）であり、他は、リミテッド・パートナーシップ法に基づき設立されるパートナーシップで、パートナーのうちの或る者が有限責任しか負担しないもの（以下「リミテッド・パートナーシップ」という。）である。免税パートナーシップは、いずれの種類にも可能である。

免税パートナーシップは、免税パートナーシップ法において「免税パートナーシップに係る証書が免税パートナーシップ法の規定に従い登録済であり、そのパートナーのうちの1名または複数の者がバミューダ人としての地位を有していないパートナーシップ」として定義されている。

免税リミテッド・パートナーシップの場合、免税パートナーシップ法では、リミテッド・パートナーシップ法に基づくリミテッド・パートナーの有限責任が確保されており、かつ行うべき一切の行為および負担すべき一切の罰金はジェネラル・パートナーの責任に帰する旨定められている。

免税パートナーシップは、バミューダ諸島の居住者になり、バミューダ諸島外に及ぶ取引および活動に関連して、バミューダ諸島内から業務を遂行することができる。

免税パートナーシップを設立する許可を取得するためには、大蔵大臣に申請しなければならない。

大蔵大臣の承認を取得した場合、免税パートナーシップとして登録するために、会社登記官に対し、パートナーシップ契約の写しおよび大蔵大臣の承認書の写しを付して、署名済みの免税パートナーシップ証書の写しを送付しなければならない。当該証書は公開の記録書類である。但し、パートナーシップ契約は公開されない。

リミテッド・パートナーシップの場合には、登録のために、会社登記官に対して、リミテッド・パートナーシップ証書（免税パートナーシップ証書に記載される情報の大部分が含まれている。）を送付しなければならない。リミテッド・パートナーシップ証書が登録されない限り、リミテッド・パートナーシップは、「設立」されたとはみなされない。

免税パートナーシップの名称、ジェネラル・パートナー（リミテッド・パートナーは対象とされない。）および免税パートナーシップが遂行する業務の一般的性質を変更するには、大蔵大臣から許可を得ることが必要とされる。承認が付与された場合には、免税パートナーシップの変更証書を会社登記官に届け出なければならない。

各パートナーシップは登記上の事務所（私書箱を住所とすることは認められない。）を保持し、バミューダ諸島の「居住者たる代表者」を任命しなければならない。パートナーシップが免税パートナーシップ法の基本的な条項を遵守していない場合、居住者たる代表者は、その旨を大蔵大臣に通知しなければならない。居住者たる代表者は、ジェネラル・パートナーとして行為するために設立された免税会社であってもよい。

免税パートナーシップは、パートナーシップ契約に定める期間に関し、一般に妥当と認められた会計原則に従って作成された監査済財務書類を保持することを要求されている。但し、パートナーがパートナーシップ契約に別段の定めを設けている限り、かかる規定を放棄することができる。

免税パートナーシップの解散に基づく清算の開始後30日以内に、抹消証書を会社登記官に届け出なければならない。

上記の情報に加えて、とりわけ以下の条項がリミテッド・パートナーシップに適用される。リミテッド・パートナーは、一定の要件を充足することを条件として、パートナーシップに出資することに同意した金額を超えて、パートナーシップの債務について責任を負わない。リミテッド・パートナーシップのジェネラル・パートナーは、ジェネラル・パートナーシップのパートナーと同一の責任を有する。リミテッド・パートナーシップの業務に関するすべての訴訟は原則として、ジェネラル・パートナーに対してのみ訴えが提起される。リミテッド・パートナーシップは、少なくとも1名のジェネラル・パートナーを有していなければならない。リミテッド・パートナーシップにおいては、原則として、ジェネラル・パートナーのみがパートナーシップの経営に関与し、業務を遂行することができる。リミテッド・パートナーがパートナーシップの経営に関与する場合、当該パートナーは有限責任を享受する利益を失うことになる。

各リミテッド・パートナーシップは、バミューダ諸島内の事務所にて、パートナーのみの閲覧に供されるリミテッド・パートナーの名簿を保管しなければならない。

リミテッド・パートナーシップの登録は、パートナーシップの解散およびこれに基づく清算により、またはリミテッド・パートナーが存在しなくなった場合には抹消することが要求される。抹消証書には、パートナーシップの名称、登録日、解散日および抹消の効力発生日を記載する。かかる証書は会社登記官にて登録されなければならない。

（C）免税ユニット・トラスト

ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの投資が会社の株式に対する投資に比べて受入れ易く、または魅力的であるとする地域では、投資家のために（免税会社よりも）一層活用されている。ユニット・トラストは、受託会社が信託証書に従い受益者の利益のために、信託ファンドに関する信託を宣言する

ことにより設立される。投資家が受託会社に対し資金を提供し、原則として受託会社が保管銀行として当該資金を保管し、当該資金は投資家（つまり受益者）の利益のために投資運用会社により運用される。各受益者は、信託財産に対し割合的な持分を有する。

信託は、本来的には、英国の衡平法上の裁判所により展開されてきた法的概念であるが、現在ではある程度、実定法により規定されている。バミューダ諸島の信託法は、英国の信託法を基礎にしているものの、特定の分野ではバミューダの実定法により補強されている。英国のコモン・ローは、バミューダ諸島では高度に説得的な権威を有している。

信託は、原則として証書（つまり「信託証書」）により設定される法的関係であり、これにより或る者（以下「信託設定者」という。）が受託会社に対し、財産（以下「信託財産」という。）を提供し、受託会社は、特定の者（以下「受益者」という。）の利益のために、信託財産に対する所有権を保有する。信託契約の中には、（後述の）「保護機関」が含まれることがある。

信託の特徴は、1989年信託法（以下「1989年法」という。）第2条（2）（特定条項）に、以下のよう記載されている。

- （a）信託財産は、受託会社の固有の財産とは分離された信託財産を構成する（そのため受託会社の債権者は自己の債権に関して、信託財産にかかって行くことはできない。）。
- （b）信託財産に対する所有権は、受託会社の名義または受託会社を代理するノミニーの名義にて保持される。
- （c）受託会社は、法律により課される忠実義務に従い、受益者の利益のために信託の条項に基づいて、信託財産を管理し、処分する権限および義務を有する。

受託会社は、信託財産の所有権を有し、受益者の利益のために信託を管理する義務を負う者である。信託財産を構成する財産は、不動産または動産（例えば、現金、証券、土地、個人的財産その他の有形または無形資産）のいずれであってもよい。かかる財産は信託の対象となりうることが確認されているものでなければならない。受託会社は、受益者に対し忠実義務を負っており、法律により課された厳格な義務を履行することが要求されている。最も重要な義務には、以下のものが含まれる。

- （i）信託の条項に従い受益者の最善の利益のために、信義に従い誠実に行動すること。
- （ii）受託会社の固有の財産および受託されているその他の財産から分離して信託財産を管理、維持すること。
- （iii）すべての受益者が成年であり、かつ信託証書の条項に反する受託会社の行為に同意する場合でない限り、または裁判所が信託証書の条項の変更を認可する場合でない限り、信託証書の条項を遵守すること。
- （iv）受益者間では、不平等な取扱いをしないこと。とりわけ、ある受益者に対し当期利益に対する分配を行い、他の受益者に対し将来の持分を付与する場合には、かかる義務は受益者の公正な持分割合に応じて履行される。
- （v）信託証書に矛盾する明示的な定めがない限り、信託財産を保全し、不要な資産を売却すること。
- （vi）信託の管理および信託財産の投資に当たり、合理的な注意、能力および配慮を尽くすこと。無償の受託会社は、自己の固有財産の管理に際して尽くされる一般人の誠実義務、忠実義務および注意義務と同程度の忠実義務および注意義務を信託の管理に際して尽くすことで足りる。高度の水準の忠実義務および知識は（信託証書に別段の記載がない限り）有償の専門的な受託会社に対し期待されている。
- （vii）信託証書により適切に授權されている場合を除き、第三者または共同受託会社に対し、義務または権限を委任しないこと。
- （viii）信託証書に基づき別段の明示的な授權を受けていない限り、全員一致により行動すること。そのため、投資およびすべての信託財産は、共同名義により、またはすべての受託会社の指図に従い保管されなければならない。
- （ix）信託証書により報酬が承認されていない限り、無報酬にて行動すること。

(x) 自己の利益のために、信託財産から利益を得、または信託財産を買取らないこと。受託会社は、受託会社としての資格に基づいて受領した利益その他の利得に関し、受益者に説明しなければならない。信託証書により授權されていない限り、公正な対価が支払われたかどうかにかかわらず、受託会社による信託財産の買取りは受益者により無効とされることがある。

受託会社は、法律上、すべての信託財産および信託業務の適切な記録書類および会計帳簿を作成し保管することを要求されている。

バミューダ諸島における信託を規定する主要な法律は、1975年受託会社法（本質的には、1925年英国受託会社法を基礎としている。以下「受託会社法」という。）、1989年信託（特別規定）（改正済）法、1989年永続積立法および2001年信託（信託業務規則）法である。

とりわけ、受託会社法は、バミューダ諸島の信託の受託会社に対して一定の権限を付与し、信託の設立および運営のための法的根拠を導入し、かつ信託証書に織込まれる管理規則の標準項目を定めている。

2001年信託（信託業務規則）法には、バミューダ諸島内で信託業務を遂行するための免許が付与されるべき信託会社の規制上の枠組みが定められている。

永続型信託財産の付与および外部に対する当該付与に関する英国のコモン・ローの原則の適用は、バミューダ諸島においては、1989年永続積立法（以下「永続積立法」という。）により変更を受けている。永続積立法は、積立に関する当該原則を近代化して、簡潔にしたものであり、コモン・ローの原則に基づき無効とされたはずの一定の信託の有効性を確保している。永続積立法には、信託期間として100年間を超えない確定期間を選択できる旨の規定がある。永続積立法第15条には、信託に基づく利益の積立を永続的な期間（すなわち、100年間またはコモン・ロー上の永続期間に21年を加算した期間）継続することができる旨の定めがある。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者および信託財産が2016年3月28日まで課税されない旨の約定を取得することができる。

(3) 2006年投資ファンド法（投資ファンド法）

規則

バミューダ諸島のファンドに係るサービス提供企業との協議により、投資ファンド法は2007年3月7日に施行された。投資ファンド法により、1998年BMA（集団投資ファンドスキーム分類）規則（「CIS規制」）は無効となる。投資ファンド法の目的は、投資家の利益保護という観点に立った、バミューダの投資ファンドの設立および運営に適用される規範および基準を確立することである。投資ファンド法は、認可の取得を免除される場合を除き、投資ファンド法が適用されるすべての投資ファンドによる認可の取得を要求している。認可を受けた投資ファンドは、BMAにより、（1）法人向けファンド（Institutional funds）、（2）管理型ファンド（Administered funds）および（3）標準ファンド（Standard funds）に分類される。それぞれのファンドのクラスの詳細は、以下のとおりである。

法人向けファンド

投資ファンドは、以下の場合、法人向けファンドに分類される。

(a) 基本文書および目論見書に基づき

- i 適格投資家のみに公開されている。
- ii 各投資家につき、投資ファンドへの最低投資金額を100,000米ドルとする。

(b) 投資ファンドが、投資ファンドの会計帳簿および記録書類を入手できるバミューダ諸島に居住する役員、受託者または代表者を有する。

以下に該当する場合、「適格投資家」という。

- (i) 個人的な収入が、当該年の前年、前々年の2年間、それぞれ、200,000米ドルを超えるか、その配偶者との合算収入が、かかる2年間の各年、300,000米ドルを超える場合で、投資を行う当該年においても、同様の水準の収入が合理的に見込まれる個人。
- (ii) 投資を行う当該年において、その純資産または配偶者と合算した純資産が100万米ドルを上回る個人

（以下「高額資産投資家」という。）。

- (iii) 金融および事業に関係する事項について知識や経験があり、投資により見込まれるメリットやリスクを正しく評価できる個人。
- (iv) 資産総額が、500万米ドル以上の企業組織、非法人組織、パートナーシップまたは信託（かかる企業が当該資産を単独で保有しているか、または、その一部を子会社もしくは持株会社であるその他の企業組織を保有しているかを問わない。）。
- (v) そのすべての株主、構成員または受益者が上記の分類に当てはまるもの。

管理型ファンド

投資ファンドは、その事務管理会社が投資ファンド法に基づき認可されている場合で、以下の要件を充足する場合、管理型ファンドに分類される。

- (a) 基本文書および目論見書に基づき、投資家に対して、投資ファンドへの最低投資金額として50,000米ドルを要求している場合。
- (b) かかる目的のために、BMAが認める証券取引所に上場している場合。

標準ファンド

その他の分類に当てはまらない場合、投資ファンドは、標準ファンドに分類される。

大蔵大臣は、どの投資ファンドの分類についても、現在の要件を変更する権限を有し、投資ファンドの追加分類を設定できる。

申請手続

ファンドの認可の申請は「投資ファンド法申請書式」によって行われ、設立、構成および／または組織の承認ならびにファンドのユニットの発行および譲渡の一括承認の要請と、同時にまたは希望する場合は、事後に、BMAに提出される。（下記、「規制投資信託の設立」の項参照。）

業務運営者が関連する認可申請の提出に先立ってファンドを設立または組織することを望む場合には、BMAは、プロモーターになる予定の者の精査を含む標準的な設立関連デュー・ディリジェンス手続きをただちに開始する。さらに、認可または免除についての最終決定権を毀損せずに設立／組織について早い決定をする。設立が承認された場合、プロモーターは、必要な銀行口座を開設するなど、ファンドが営業を開始するために至急準備をする地位に就き、設立に通常伴うその他の手続きをとる。しかし、ファンドが認可または免除を得るまで営業を開始できないことは明らかである。

申請の迅速な処理の一助として、BMAは、プロモーターになる予定の者およびサービス提供会社の名称をBMAに事前通知するために使用される直通連絡用Eメール・アドレスを設置したことに留意しなければならない。

認可申請は下記を伴わなければならない。

- (a) 会社名およびファンドの各サービス提供会社の登記上の事務所または本店の確認書、
- (b) 認可のための要件をファンドが遵守している、または認可された際には遵守することを確認する業務運営者の署名した証明書、
- (c) BMAが合理的に要求する情報、および
- (d) 申請料。

BMAは、ファンドが適切な分類で認可されるための申請を認めることがある。

BMAに対する投資ファンドの認可および分類の申請は、手続きに通常、2営業日から5営業日を要する。

投資ファンド法は、経過規定を含み、それにより、CIS規則の下でバミューダ法人向けスキームとして承認された各投資ファンドは、新投資ファンド法の下で法人向け投資ファンドとして認可され分類される。既存のバミューダ標準スキームは、標準投資ファンドとして分類される。さらに、CIS規則の下で承認された投資ファンドがその分類に課された条件に従っている場合、当該条件は投資ファンドに適用され続ける。いかなる当該投資ファンドも、手数料なしで分類を変更することができるが、分類変更の当該申請は投資ファンド法の開始日から6か月以内になされる。

認可要件

適切な分類で認可を取得するために、

- (a) ファンドは、監査済みの年次財務書類を作成しなければならない。ただし、BMAは、適切であると考えられる場合、特定の年度についてファンドの財務書類は監査を受けなければならないという要件を適用しないことがある。
- (b) ファンドは、投資管理者、監査人および管理事務代行会社を任命しなければならず、または、認可を受ける段階でこれらの者を任命する。
- (c) ファンドの財産は、バミューダにおいて認可を取得しているか、またはバミューダ以外の地域で設立されている場合はこれに相当する規制監督に服している保管受託銀行に委託しなければならない。BMAは、異なる取決めによりファンドの財産の安全な保管体制が整っていると判断する場合は、当該要件の免除を認めている。かかる免除は、フィーダー・ファンドおよびファンド・オブ・ファンズにおいて、関連するマスター・ファンドにのみ投資が行われ、かかるマスター・ファンドが保管受託銀行または承認されたプライム・ブローカーを任命している場合に認められ、ファンド・オブ・ファンズの場合は保有資産が主に銀行預金および投資先ファンドの登録済み株式で構成されていることを条件とする。免除は、主としてインフラストラクチャーのタイプの資産に投資されるファンドの場合にも、認められることがある。
- (d) 保管受託銀行はまた、業務運営者（投資ファンド法の定義では、ユニット・トラストに関しては受託者、リミテッド・パートナーシップに関してはゼネラル・パートナー、およびミューチュアル・ファンド会社の場合は会社をいう。）から独立していなければならず、さらに
 - (1) ミューチュアル・ファンド会社の場合は、取締役、
 - (2) パートナーシップの場合は、パートナーからの独立が義務付けられている。

BMAは、かかる措置が適切であると考えられる場合、ファンドの業務運営者から申請を受けた場合、保管受託銀行は、業務運営者、ミューチュアル・ファンドの取締役、またはパートナーシップのパートナーから独立していなければならないという要件を、適用しないことがある。
- (e) 業務運営者およびサービス提供会社となる予定の者は、かかる行為を行うものとして適切かつ適正な者でなければならず、その経験および知識の組み合わせは、ファンドの目的に適したものでなければならない。
- (f) ファンドは、ファンドの規則およびファンドの目論見書上の規則の要件を遵守しなければならない。認可を取得しているファンドはすべて、登録機関を任命しなければならず、かかる者がバミューダにおいて参加者名簿を保管することを要求されている。

ファンド規則

ファンド規則は、標準ファンドに分類された認可投資ファンドにのみ適用され、当該ファンドの保管銀行はBMAによる認可が必要である。ただし、投資ファンドの事務管理会社が、バミューダ諸島でファンドの管理事務業を行っている場合を除く。

かかる規則は、投資家または投資家になろうとする者による閲覧の用に投資ファンドの基本文書の写しを供するように要求しており、監査済財務書類を含む財務報告書の作成を義務付けている。かかる財務書類は、一般に認められた会計原則に基づき作成され、一般に認められた監査基準に基づき監査されなければならない。

ファンド目論見書規則

ファンド目論見書規則は、すべての認可投資ファンドに適用され、以下を含む、特定事項を目論見書で開示しなければならない。

- (a) 取締役、役員、および主要なサービス提供会社の名称、住所、およびその他の事項。
- (b) 投資目的および投資制限ならびに借入権限。
- (c) 重大なリスク。これには分離勘定の運営に関連する潜在的なリスクの記述が含まれる（該当する場合）。

- （d）受益証券に付随する主要な権限と制限。
- （e）発行価格および買戻価格の決定の基準、ファンド資産の評価の基準および頻度に関する記載。
- （f）潜在的な利益相反の記載。
- （g）会計年度終了日、投資家に配布される財務報告書の通知および頻度。

目論見書には、特定の免責条項、および投資家が投資ファンドへの投資メリットについて情報に基づいて判断するために合理的に請求するであろうその他の重要な情報を記載しなければならない。

BMAは、記載したような当該規則を遵守することが、必要以上に負担である、または、これにより規則が制定された目的を達成できないと判断する場合、特定の投資ファンドについて、ファンド規則またはファンド目論見書規則を変更または放棄する権限を有する。BMAが、かかる規則が保護すべき利益に過度のリスクを生じるとみなす場合には、放棄または変更は行われたい。

BMAは、通常、マスター・ファンドに対して、ファンド目論見書規制による目論見書発行の要件の免除を認める。ただし、マスター・ファンドの投資者が同様の構造を持つフィーダー・ファンドであり、それぞれのフィーダー・ファンドが目論見書を作成し、発行している場合に限る。

会社法上の目論見書要件

ミューチュアル・ファンド（または、ユニット・トラストのパミュダ諸島の管理会社または受託会社）による一般への株式募集は、免税会社の一般への株式募集と同様に、1981年会社法が目論見書規定に従う。1981年会社法が目論見書規定は、パートナーシップには適用されない。下記「1981年会社法による目論見書の要件」参照。

設立文書

投資ファンドの設立文書は、その事業の規制および運用について規定している。一般に、投資ファンド法は、設立文書で、（a）受益証券に付随する権限および制限、（b）資産および負債の評価条件、（c）受益証券1口当たり純資産価格および受益証券の発行価格および買戻価格の計算方法、（d）受益証券の発行、譲渡、転換（適用あれば）および買戻条項、（e）投資制限および借入制限（もしあれば）について規定するよう要求している。

規則対象外ファンド

私募ファンド

私募ファンドである投資ファンドは、明示的に、投資ファンド法の適用対象外とする。投資ファンドへの投資者数が20名以下で、投資ファンドが通常一般への募集を行わない場合に、私募ファンドとなる。

私募ファンドがかかる除外の要件を満たしていることの書面による通知は、業務運営者が、設立後実務的に可能な限り早急に、BMAに対して行わなければならない。

免税ファンド

CIS規則上の免税ファンドは、投資ファンド法においても、免税ファンドとする。

新規投資ファンドは、BMAに、投資ファンド法の免税ファンドとなることを申請することができる。かかる方法で、免税となった投資ファンドは、スイスの設立国ルールに基づき、EU貯蓄課税指令（以下「EU指令」という。）の適用外として取扱われる。これは、免税ファンドは、EU指令の開示要件または源泉徴収税要件に従わず、スイスの支払代理人を介して業務を行うことができることを意味する。

以下の場合、ファンドは、免税となる。

- （a）「適格投資家」のみに公開されている場合、（上記「法人向けファンド規則」に定義される。）
- （b）ファンドの事務管理会社がBMAが認める者の分類に適合する場合、
- （c）監査人を任命している場合、かつ
- （d）スキームの会計帳簿および記録書類を入手できるパミュダ諸島に居住する役員、受託者または代表者を有する場合。

免除を申請する場合、要件を満たす投資ファンドは、適切な情報を開示し、規定の手数料を添えてCIS様式による申請書をBMAに提出しなければならない。免除が認められると、当該投資ファンドは、継続して免除の要件を満たしていることを記載した通知を、毎年提出しなければならない。

かかる投資ファンドは、特別に、BMAにより登録され、認可申請することができる。

ファンドが免除を認められている場合、投資ファンド法からは免除されるが、会社法の要件は、それがバミューダ諸島におけるすべての会社に関係するため、またパートナーシップ法令は、それがバミューダ諸島のすべてのパートナーシップに関係するため、満たされなければならない。さらに、BMAは、予定される投資ファンドの最終的な実質所有者または業務運営者が、健全な状態にあるかどうかを精査する。

クローズド・エンド型投資ファンド

クローズド・エンド型ファンドの投資家は、保有する受益証券の買戻しを請求する権限がなく、一般的には、事前に決定された投資期間の終了時に純資産価額で買戻される。

会社型のクローズド・エンド型ファンドは、会社法に基づき、投資持株会社として登録されることにより、設立される。当該会社は、一般に、会社自身に（株主ではなく）、特定の状況において株式の買戻しまたは購入を実施できる権限を付与して設立されている。かかる権限は、投資家の適格規制を確実に遵守するため、また、適切な時期に投資家に資本を返還するために用いられる。かかる会社、および事実上同様の構造を持ったユニット・トラストおよびパートナーシップは、投資ファンド法に定める「投資ファンド」の定義に該当しないため、通常、投資ファンド法の規定には従わない。

クローズド・エンド型投資ファンドの管理会社は、一般に、投資ファンドについてその概要を前述した投資経験、財務上の健全性、および目論見書開示に関する同様の規則を遵守しなければならない。クローズド・エンド型投資ファンドのその他のサービス提供会社の身元も、BMAに対して開示しなければならない。ただし、かかるものに関してBMA認可は要求されないためかかる開示は、BMAが参照するに留まる。

クローズド・エンド型投資会社による一般への株式募集は、免税会社の一般への株式募集計画と同様に、会社法の目論見書規定に従わなければならない。（上記「会社法による目論見書の開示」の項参照。）

現行規定

投資家への報告書

投資ファンドは、監査済財務書類の写しを含む、投資家への財務報告書の作成、配布の規定を設けなければならない。財務書類は、一般に認められた会計原則に基づき作成され、一般に認められた監査基準に基づき監査されなければならない。いずれかは、バミューダ国外の法域のものとすることができる。

BMAへの報告書

投資ファンド法は、BMAが合理的に要求する投資ファンドの投資活動についての報告書を、BMAに対して提出するよう、ファンド業務運営者に要請する権限を付与している。標準ファンドは、月次ベースで、その運用について、BMAに報告しなければならない。かかる報告は、投資ファンドの1株または1口当たり価格、純資産価額および同月の販売および買戻し金額を含めなければならない。報告は、月末から20営業日以内に実施しなければならない。通常、投資ファンドの事務管理会社が、かかる報告を取扱っている。法人向けファンドおよび管理型ファンドは、標準ファンドと同じ基準で報告しなければならない。唯一の違いは、報告の頻度であり、かかる投資ファンドは、各暦四半期の終了から20営業日以内に報告するものとする。

投資ファンドは、BMAに対し、会計年度終了後6ヶ月以内に、投資ファンドが投資ファンド法、ファンド規則およびファンド目論見書規則を遵守していることを確認する書面を提出しなければならない。

ファンドのサービス提供会社は、BMAに対して、特定事項について報告しなければならない。サービス提供会社が、実質的にファンド資産がその目論見書に従い投資されていないこと、および、投資ファンドの通常の管理運営が、実質的に、その基本文書の規定に従い行われていないことに気づいた場合、当該サービス提供会社は、かかる事態の発生後、14日以内にBMAに通知しなければならない。その業務運営者に対して、かかる事態について、書面による報告を行わなければならない。

BMAへの通知およびBMAの承認

認可投資ファンドの業務運営者は、BMAに対して、以下の場合、事前に書面による通知を行ない、承認を得なければならない。

- i ファンドの目論見書の重大な変更。
- ii サービス提供会社の変更。

会社の取締役役の変更の申し出についても、BMAに対して、通知しなければならないが、BMAの事前の承認は必要ない。

標準ファンドだけが、(i) ユニット・トラストの受託会社の変更、(ii) リミテッド・パートナーシップのジェネラル・パートナーの変更、(iii) 1または2つの会社の再建、合併のため、投資ファンドの業務を終了するという申し出に関して、BMAの事前の承認を得る必要がある。法人向けファンドまたは管理型ファンドは、単に、BMAに予定される変更を通知するだけでよい。

情報収集および調査権限

BMAは、認可投資ファンドの認可を特定の場合に取消することができる。しかしながら、BMAが、その状況が、取消を正当とするものではないと判断した場合、BMAは、それに代わる指示を行うことができる。BMAは、特定の状況において、最高裁判所に対して、投資ファンドの解散を申し立てる権限を有する。

新投資ファンド法は、広範な情報収集権、介入権、強制権をBMAに付与している。BMAによるか、それに代わる調査の開始の規定も含んでいる。しかしながら、BMAによる機密情報の開示を制限する防護策および保護策も設けられている。もっとも、投資ファンド法は、開示について一定の方法も提供している。かかる開示義務の範囲には、制限が設けられており、よって、例えば、「証拠漁り」を行うためにかかる権限を用いることはできない。

(4) 1981年会社法による目論見書の要件

(A) 概要

1981年会社法の第3部および第35条は、目論見書および募集について定めている。目論見書は、ミューチュアル・ファンドの取締役（ユニット・トラストの場合にはユニット・トラストの受託会社または管理会社）による受益証券（share）の募集を構成する。パートナーシップは、1981年会社法の当該条項の対象にはならない。従って、集団投資スキームにより作成された目論見書または募集目論見書は、ユニット・トラストまたはミューチュアル・ファンドを設立するためのBMAへの申請手続の一部を形成する。さらに、当初募集前に、集団投資スキームは目論見書を発行し、バミューダ会社登記官に提出しなければならない。さらに、当初募集の前に当該スキームは目論見書を発行しなければならない、またかかる目論見書の発行前または発行後合理的に可能になり次第、バミューダの会社登記官に目論見書を届出なければならない、かかる目論見書は当該スキームにかかわる取締役全員もしくは取締役代行全員によって署名されるか、またはそれらを代理して署名されなければならない。受益証券の継続的な募集のために、目論見書の重要な記載事項が正確ではなくなる場合には、発行会社は、目論見書の補足を会社登記官に提出しなければならない。ユニット・トラストについて、募集を行う受託会社または管理会社がバミューダ諸島で設立されている場合、バミューダ会社登記官への届出要件のみが存続する。

下記の場合には前項に記載される目論見書を発行し、届出の必要はない。

- (a) 株式が特定証券取引所に上場されており、当該特定証券取引所の規則により、当該会社は当該時または当該状況下で目論見書を発行し、届出の必要がない場合、または
- (b) 当該会社が所轄監督当局の規則または規制に準拠しており、かかる規則または規制により、当該会社は当該時または当該状況下で目論見書を発行し、届出の必要がない場合。ただし、当該当局の管轄地以外に居住する者に対してのみ当該募集が行われることを理由として目論見書の発行および届出が免除されている場合を除く。

目論見書は、1981年会社法第27条第(1)項、適用のバミューダ公認スキームに関するBMA規則および投資ファンド法に従うファンド目論見書規則に規定されている記載内容上の要件に従わなければならない、目論見書が1981年会社法を遵守していることを証明して弁護士により必要であれば会社登記官に提出されなければならない。受益証券の継続的な募集のために、目論見書の重要な記載事項が正確ではなくなる場合には、発行会社は、目論見書の補足を会社登記官に提出しなければならない。

1981年会社法は、目論見書が(i) 1981年会社法に定める事項を含むか、または(ii) 指定された証券取引所もしくはバミューダ諸島以外の権限ある規制当局（以下「外国当局」という。）により受領または

承認されるかしなければならない旨の規定がある。

1981年会社法により目論見書に記載することを要求する項目は以下の通りである。

- (a) 発起人、役員および予定されている役員の氏名、経歴および住所
- (b) 会社の事業または予定されている事業
- (c) 発起人、取締役または仮取締役の決定において発行により調達されなければならない最低募集総額
- (d) 募集される受益証券に付随する権利または制限
- (e) 目論見書に記載されている受益証券の販売に際して支払うべき手数料およびかかる販売に関して会社が受け取るべき金額
- (f) 会社の役員による会社の受益証券保有
- (g) 1981年会社法に基づき制定された細則が要求する様式で作成され、その要求する情報および文書の写しを記載した会社の監査人による報告書またはステートメント
- (h) 募集の開始および終了の日時

1981年会社法第28条は、運転資本を含む一定の事柄を規定するために発行により調達しなければならない最低募集総額の扱いを定めている。1981年会社法には、目論見書の発行日から120日以内に、会社の受領した金額がかかる最低額に達しない限り、株式を割当てることができない旨の定めがある。従って目論見書には、その旨を記載しなければならない。またはこれに代わり、募集の要項にかかる要件に反しないようにする必要がある。

さらに、株式の発行および割当の仕組みを最低額の受領前に株式を割当てることができるようなものにしてはならない。例えば、受領すべき最低募集総額が1,000,000バミューダ・ドルであり、1名の投資家が申込む最低額が10,000バミューダ・ドルである場合、目論見書には株式が申込書および払込金の受領時に発行される旨、単純に記載してはならない。

継続的な募集の場合にはしばしば見受けられることであるが、取締役が最低募集総額がないと考えている場合、その旨の記載を含まなければならない。

1981年会社法には、会社が株式の引受または引受手続の対価として、当該引受人に対し「妥当な手数料」を支払う旨の定めがある。上記を除き、会社は株式資本を手数料、割引料または控除額の支払に充当しない。

監査済財務諸表および監査報告書は各目論見書に含まなければならない。財務諸表は、目論見書の発行日の前6か月以内の日付のものが作成されなければならない。かかる監査済財務諸表が目論見書の発行日の6か月以上前の期間に関連するものである場合、かかる日付の前4か月以内に終了した四半期の未監査財務諸表も目論見書に含めなければならない。

新たに設立された会社の最初の募集の場合、会社がまだ事業を開始していないこと、会計書類が作成されていないことおよび配当が宣言または支払われていないことを記載した監査人による報告書を含むことで足りる。

さらに、一般的には、監査人が目論見書に監査報告書を含めることに同意し、かつ同意を撤回していない旨の記載が含まれる。

外国当局が株式を募集するための基礎として目論見書を「受領または承認」した場合、目論見書は法定の記載内容上の要件に従う必要はなく、当該外国当局により受領または承認された様式にて受諾可能として取扱われる。但し、目論見書が外国当局に受領または承認された場合でも、1981年会社法第28条により要求される発行により調達しなければならない最低募集総額に関する記載を含まなければならない。

1995年会社に関する（財務諸表および監査報告書）規則は、1981年会社法第27条第（1）項（h）号および（i）号により目論見書に一定の情報を含めることを要求している。（h）号は集団投資スキームが事業を行っていない場合の株式または受益証券の当初募集の際に使用される目論見書に以下の3項目を含めることを要求している。

- (a) 集団投資スキームが事業を行っていないこと

(b) 設立以降、集団投資スキームの財務状況に重大な変更がないこと

(c) 監査人が同意し、または同意を撤回していないこと

(i) 号は株式の当初募集中の目論見書に以下の1項目を含めることを要求している。

(a) 監査人による集団投資スキームの監査人としての任命の受諾の確認書

(B) 刑事上および民事上の責任

1981年会社法は、記載内容が重要でないかまたはかかる記載を行った時点において真実であると確信する合理的な根拠があったことを証明しない限り、目論見書に不実の記載を行いまたはこれを承認することを刑事上の犯罪とみなしている（1981年会社法第30条）。起訴され、有罪判決が宣告された場合、かかる者は5年間の懲役刑もしくは5,000バミューダ・ドルの罰金刑に処し、または両刑を併科することがある。略式判決においては、1年間の懲役刑もしくは2,000バミューダ・ドルの罰金刑に処し、または両刑を併科することがある。

1981年会社法はまた、目論見書の不実の記載に民事上の責任を負わせることを定めている。1981年会社法第31条は、目論見書を信頼して株式を引受けたすべての者が目論見書に含まれる不実の記載により蒙った損失または損害を賠償する責任を以下の者に負わせている。

(a) 目論見書の発行当時の集団投資スキームの取締役もしくは役員またはユニット・トラストの管理会社

(b) 目論見書の中で役員として任命されることを承諾しもしくは役員として任命されている者、または目論見書の中で直ちにもしくは一定期間後に役員となることに同意している者

(c) 集団投資スキームの発起人またはユニット・トラストの管理会社となる者

(d) 目論見書の発行を承認する者

但し、以下の事項を証明することができる場合には1981年会社法第31条の責めを負わない。

(i) 目論見書が無断でまたは同意なしに発行され、その発行を認識したときに無断でまたは同意なしに発行されたという合理的な公告を直ちに行った場合。

(ii) 目論見書の発行後、目論見書に基づく株式の割当前に、目論見書に含まれている不実の記載を認識し、同意を撤回し、撤回およびその理由の合理的な公告を行った場合。

(iii) 株式の割当時まで記載が真実であると確信する合理的な根拠があった場合。

専門家または公務員によりなされた記載に関しては、上記（a）ないし（d）の者に責任が帰することはない。

(C) 継続的な届出義務

一般的に、年次の届出業務は存在しない。

ただし、当該集団投資スキームが受益証券を公衆に対して継続的に募集する場合において、目論見書のいずれかの規定が重要な点において正確ではなくなる事由が発生したときは、会社登記官に対し補足目論見書を届け出なければならない。

(5) 租税、印紙税および為替管理

租税

本書の作成日現在、免税会社、免税パートナーシップもしくは免税ユニット・トラストまたはこれらの株主、パートナーもしくは受益者（バミューダに通常居住する者を除く。）が支払義務を負うパーミューダ諸島の法人税、所得税、収益税、源泉徴収税、キャピタル・ゲイン税、資本移転税、財産税または相続税は存在しない。

これらの各法人・団体は、1966年免税事業課税防止法に基づき、①利益または所得について計算される租税、②資本性資産、キャピタル・ゲインもしくは評価益について計算される租税または③財産税もしくは相続税の性質を有するその他の租税を課す法律がバミューダ諸島において制定された場合、かかる租税が

2016年3月28日までかかる法人・団体もしくはその事業またはかかる法人・団体の株式、受益証券その他の債務証券に適用されないことを確保するよう、バミューダ諸島大蔵大臣に申請することができ、通常かかる適用の免税を受ける。但し、かかる租税が、バミューダ諸島に通常居住し、かかる法人の株式、受益証券その他の債務証券を有する者に適用される場合またはかかる法人・団体に賃貸された土地に適用される場合は、この限りでない。

ユニット・トラストは、それ自体ではバミューダ諸島において年間登録手数料を支払う義務を負わないが、ユニット・トラストのバミューダ諸島所在の管理会社は、管理するユニット・トラストについて2,595バミューダ・ドルの手数料を支払う。

バミューダ諸島の免税パートナーシップの年間手数料は2,100バミューダ・ドルであり、バミューダ諸島の免税会社の年間手数料はその株式資本の額により、1,870バミューダ・ドル乃至29,220バミューダ・ドルの範囲でスライドする。

投資ファンド法は、認可または免税（場合による。）の申請を行った時点、分類の変更の申請を行った時点と、その後は、毎年、4月30日またはそれ以前に、各種手数料の支払いについて以下のように規定している。

認可申請手数料（全投資ファンド）－ 750.00ドル

再分類手数料（全投資ファンド）－ 750.00ドル

年間手数料

法人向けファンド － 750.00ドル

管理型ファンド － 750.00ドル

標準ファンド －1,250.00ドル

免税ファンド申請手数料 － 500.00ドル

免税ファンド年間手数料 － 500.00ドル

印紙税

免税の会社、パートナーシップまたはユニット・トラストがその資本、株式または受益証券の発行、償還または譲渡に当たり支払義務を負う印紙税その他類似の租税は存在しない。

為替管理

バミューダ諸島は独立した為替管理を行っており、1972年為替管理法および関連規則に基づき管理している。免税会社、免税パートナーシップおよび免税ユニット・トラストは、バミューダ諸島の為替管理上、BMAより非居住者として分類される。またBMAは、1972年為替管理法および同法に基づく細則に基づく特段の同意を得ることなく、為替管理上バミューダ諸島の非居住者とみなされる者に対する、またはかかる者による免税会社、免税パートナーシップまたは免税ユニット・トラストの株式または受益証券の発行、償還および譲渡を行うことを認可する。為替管理上バミューダ諸島の居住者とみなされる者が関わる発行および譲渡には、1972年為替管理法に基づく個別の承認を事前に取得する必要がある。

第4【参考情報】

ファンドについては以下の書類が関東財務局長に提出されています。

平成19年12月6日 有価証券届出書の訂正届出書

平成20年3月31日 有価証券届出書／有価証券報告書（第3期）

平成20年7月31日 半期報告書（第4期中）／有価証券届出書の訂正届出書

【別紙A】

ピムコ・バミューダ・トラスト II ピムコ・ワールド・ハイインカム

当概要は、投資信託説明書（交付目論見書）の証券情報、ファンド情報などを要約したものです。詳細は投資信託説明書（交付目論見書）本文をご覧ください。

商品分類	バミューダ籍 オープン・エンド型契約型公募外国投資信託（米ドル建）
ファンドの特色	マスター・ファンドを通じて、主にエマージング諸国の政府、または準政府機関が発行する公社債に投資し、慎重な投資運用を維持しつつ、ファンドのベンチマーク指標であるJPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数を上回る投資実績を追求します。原則として純投資収益（利息等インカム・ゲイン）から毎月分配します。
主な投資対象	● バミューダ籍のピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）（PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund（M））（「マスター・ファンド」）への投資を通じて、主にエマージング諸国の政府、または準政府機関が発行する公社債に投資します。 ● マスター・ファンドのポートフォリオの平均格付けはB格以上を維持します。
運用目標	JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数を上回ることを目標とします。

投資制限	● マスター・ファンドは、総資産の80%以上をエマージング証券市場と経済的な結びつきを有する国の政府、政府機関、または政府関連の事業体が発行する公社債に投資します。 ● マスター・ファンドの資産の最大15%は、ムーディーズによりB格を下回る低位の格付またはスタンダード・アンド・プアーズ、フィッチまたは他の一般的に認められた統計的格付機関による同等の格付を有する有価証券、または格付はされていないが、PIMCOがそれに相当する信用力を有すると判断する有価証券に投資することができます。
純資産価格の変動リスクおよび信用リスク	ファンドは、マスター・ファンドを通じて、主にエマージング諸国の政府、または準政府機関が発行する公社債を投資対象としています。ファンドの一口当たりの純資産価格は、組入れられた公社債等の値動き、為替相場の変動や金利の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組入れられた公社債の発行者等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により値動きするため、ファンドの一口当たりの純資産価格も変動し、投資元本を割り込むことがあります。また、ファンドの受益証券は、一口当たりの純資産価格が外貨建てで算出されるため、円貨でお受取りの際には為替相場の影響も受けます。したがって元本が保証されている商品ではありません。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。
信託期間	原則として2103年12月1日まで
決算日	原則として毎年10月31日
収益分配	原則として純投資収益（利息等インカム・ゲイン）から毎月お支払いいたします。
取引日	ニューヨーク証券取引所の各取引日をいい、元旦、マーチン・ルーサー・キング・ジュニア・デイ、ワシントンズ・バースデイ（一般にはプレジデント・デイとして知られる）、聖金曜日、メモリアル・デイ、独立記念日、レイバー・デイ、サンクスギビング・デイおよびクリスマスが除かれます。
お申込価格	買付注文を受領した日に算出される一口当たりの純資産価格とします。
お申込単位	300口以上10口単位（新規・追加申込とも同じです。）
お申込手数料	お申込手数料は、一律3.675%（税抜3.5%）を料率とします。

途中換金（買戻）	ファンドの各取引日にご換金（買戻）可能です。 受渡は、原則として、ご換金（買戻）請求の受付日から起算して5営業日目です。
ご換金（買戻）単位	1口以上1口単位
ご換金（買戻）価格	買戻日に算定される一口当たりの純資産価格
管理報酬等	純資産総額に対して年率1.30%を乗じた額。管理報酬等の詳細につきましては、「ご投資の手引」Q5をご参照ください。

PIMCOは、パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーを意味します。

ご投資の手引き（Q&A）

Q1. 申込はどのようにしたらいいのですか？

三井住友銀行の日本における営業日にお申込ができます。
お申込単位は300口以上10口単位です（追加のお申込も同じです）。
ただし、販売会社が上記と異なるお申込単位を定めることができます。

Q2. ファンド営業日とはいつでしょうか？

ニューヨーク証券取引所の取引日です（詳細は、三井住友銀行までお問合せください）。

Q3. 申込手数料はかかりますか？

お申込手数料は、一律3.675%（税抜3.5%）を料率とします。

Q4. 収益分配は行いますか？

収益分配は、ファンドの純投資収益から、原則として毎月お支払いします。

Q5. 投資期間中にかかる費用は？

ファンド純資産より純資産総額に対して年率1.30%を乗じた料率で以下の管理報酬等を控除させていただきます。（以下は日々の平均純資産額に対する料率）

管理報酬	一律	0.70%
代行協会員報酬	1億米ドル以下の部分	0.10%
	1億米ドル超の部分	0.05%
販売報酬	1億米ドル以下の部分	0.50%
	1億米ドル超の部分	0.55%

上記管理報酬等に加えて、ファンドの設立費用、日本における公募に関連する費用のほかブローカー費用等を、ファンドを通して、間接的にご負担頂く場合があります。

Q 6. 途中換金（買戻）の場合、手取額はどのようにになりますか？

- ご換金（買戻）は各取引日、かつ三井住友銀行の日本における営業日に行います（以下、この日を「買戻日」といいます。）。
- ご換金（買戻）請求は、1口以上1口単位で受付けいたします。
- 証券取引所の取引停止、外国為替の取引停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の買戻しの受付けを中止することがあります。
- ご換金（買戻）代金受渡日は、原則として、ご換金（買戻）請求の受付日から起算して5営業日目となります。
- 手取額は、買戻日の一口当たりの純資産価格×買戻口数となります。ただし、ファンドに関する課税上の取扱いが変更になった場合、手取額が異なる場合があります。

Q 7. どのようなリスクがありますか？

ファンドは、マスター・ファンドを通じて、主にエマージング諸国の政府、または準政府機関が発行する公社債を投資対象としています。ファンドの一口当たりの純資産価格は、組入れられた公社債等の値動き、為替相場や金利の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組入れられた公社債の発行者等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により値動きするため、ファンドの一口当たりの純資産価格も変動し、投資元本を割り込むことがあります。

ファンドの受益証券は、一口当たりの純資産価格が外貨建てで算出されるため、円貨でお受取りの際には為替相場の影響も受けます。したがって元本が保証されている商品ではありません。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。

また、エマージング債券投資に特有の主なリスク要因と留意点として以下のものがあります。

- ◆ エマージング債券は、先進国債券に比べて、債券価格がより大きく変動することがあります。
- ◆ 社会的、経済的および政治的情勢が不安定なため、金融・証券市場が混乱し、債券価格が大きく変動する可能性があります。
- ◆ 一般に、先進諸国の証券市場に比べ、市場規模・取引量が小さく、法制度が未発達であると考えられ、取引の執行が困難になる可能性があります。

その他、ファンドへの投資にかかるリスクの詳細は、投資信託説明書（交付目論見書）の本文中に記載されています。

Q 8. 運用状況はどのように知ることができますか？

投資信託にかかる日本の法制度に従い、毎決算後、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、組入有価証券の明細などを記載した「運用報告書」を作成し、三井住友銀行からお届けいたします。

一口当たりの純資産価格については、三井住友銀行までお問い合わせください。

Q 9. 為替レートの取扱いはどのようになりますか？

● お買付時のレート

国内約定日（通常、お買付申込日の日本における翌営業日）に三井住友銀行が決定する為替レートを適用します。

● ご換金（買戻）時のレート

国内約定日（通常、ご換金（買戻）申込日の日本における翌営業日）に三井住友銀行が決定する為替レートを適用します。

Q10. 税金の取扱いはどのようになりますか？

● 分配金に関する課税

- ① 個人のお客様が受け取る分配金は20%（所得税15%、地方税5%）の源泉分離課税となります。
- ② 法人のお客様が受け取る分配金については、15%の所得税と5%の地方税が源泉徴収され、一定の場合は支払調書が税務署に提出されます。

● 買戻・譲渡益に関する課税

- ① 個人のお客様の買戻・譲渡益については非課税です。
- ② 法人のお客様の買戻・譲渡益については、益金不算入は認められません。

※ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。また、税制等の変更により上記の取扱いが変更されることがあります。

ピムコ・バミューダ・トラストII

受託会社および受益者各位

我々の意見では、投資有価証券明細表を含む添付の資産・負債計算書、関連運用計算書、純資産変動計算書および経理のハイライトは、全ての重要な点において、PIMCO バミューダ・ディバーシファイド・インカムファンド、PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット（円ヘッジ）ボンド・ファンド、PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）、PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド、PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII、PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン（円ヘッジ）ボンド・ファンド、PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド（M）、PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド、PIMCOバミューダ JGBフローター・フォーリン・ストラテジー・ファンド、PIMCOバミューダ JGBフローター・ユー・エス・ストラテジー・ファンド、PIMCOバミューダ LIBORプラス・ファンド（M）、PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド（M）、PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII（M）、PIMCOエマージング・ボンド（円ヘッジ）インカム・ファンド、PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド（M）、PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ）ファンド、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ）ファンドII、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII、PIMCO米ドル LIBOR プラス・ファンド、PIMCO米ドル LIBOR プラス・ファンドII、およびピムコ・ワールド・ハイ・インカム（ピムコ・バミューダ・トラストIIを構成し、「ファンズ」と総称される。）の2008年10月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績、各純資産の変動および経理のハイライトについてアメリカ合衆国における一般に認められた会計原則に従って適正に表示しているものと認める。これらの財務書類および経理のハイライト（以下総称して「財務書類」という。）は、ファンドの経営陣に責任がある。我々の責任は、我々の監査に基づいて当該財務書類についての意見を表明することである。我々は、アメリカ合衆国における一般に認められた監査基準に準拠してこれらの財務書類の監査を実施した。監査基準は、財務書類に重大な虚偽の記載がないか否かについて合理的な確証を得るために我々が監査を計画しかつ実施することを要求している。監査には、財務書類上の金額および開示を裏付ける証拠を試査により検証すること、採用された会計原則および経営陣によって行われた重要な見積りを査定することならびに財務書類全体の表示の妥当性を評価することが含まれる。我々の監査は、我々の意見表明のために合理的な基礎を提供していると確信する。

プライスウォーターハウスクーパース・エルエルピー

2009年2月10日

Report of Independent Auditors

To the Trustee and Unitholders of the PIMCO Bermuda II Trust:

In our opinion, the accompanying statements of assets and liabilities, including the schedules of investments and the related statements of operations, of changes in net assets and the financial highlights present fairly, in all material respects, the financial position of the PIMCO Bermuda Diversified Income Fund, PIMCO Bermuda Emerging Markets (Yen-Hedged) Bond Fund, PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M), PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund, PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II, PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund, PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M), PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund, PIMCO Bermuda JGB Floater Foreign Strategy Fund, PIMCO Bermuda JGB Floater U.S. Strategy Fund, PIMCO Bermuda LIBOR Plus Fund (M), PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M), PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M), PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund, PIMCO Emerging Bond Income Fund (M), PIMCO Emerging Bond Income Fund, PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund, PIMCO U.S. High Yield

(Yen-Hedged) Fund II, PIMCO U.S. High Yield Fund, PIMCO U.S. High Yield Fund II, PIMCO USD LIBOR Plus Fund, PIMCO USD LIBOR Plus Fund II and PIMCO World High Income (constituting the PIMCO Bermuda Trust II, hereafter referred to as the “Funds”) at October 31, 2008, and the results of their operations, the changes in each of their net assets and the financial highlights for the year then ended, in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America.

These financial statements and financial highlights (hereafter referred to collectively as “financial statements”) are the responsibility of the Funds' management. Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit of these financial statements in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements, assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, and evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audit provides a reasonable basis for our opinion.

PricewaterhouseCoopers LLP

February 10, 2009

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
メンバー各位

私どもは、添付のパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよび子会社の2007年12月31日現在の連結貸借対照表ならびに同日をもって終了した年度における関連の連結損益および包括的利益計算書、連結メンバー出資金変動表および連結キャッシュ・フロー表について監査を行った。これらの連結財務書類の責任は、会社の経営陣にある。私どもの責任は、私どもの行った監査に基づいてこれらの連結財務書類について意見を表明することにある。

私どもは、米国において一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを要求している。監査は、現状に適した監査手続きを指定する基礎として、財務報告にかかる内部管理の検討を含んでいるが、当社の財務報告にかかる内部管理の有効性について、意見を表明することを目的としていない。従って、我々は、かかる意見の表明を行わない。また監査は、財務書類の金額および開示を裏付ける証拠の試査による検証、全体的な財務書類の表示の評価とともに、適用された会計原則および経営陣により行われた重要な見積りに対する評価を含んでいる。私どもは、私どもの監査が意見表明のための合理的な基礎を提供しているものと信じている。

私どもの意見では、上記の連結財務書類がすべての重要な点において、パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社の2007年12月31日現在の財政状態ならびに同日をもって終了した年度の経営成績およびキャッシュ・フローを、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して適正に表示している。

ケーピーエムジー・エルエルピー

2008年3月14日

Independent Auditors' Report

The Members

Pacific Investment Management Company LLC:

We have audited the accompanying consolidated statement of financial condition of Pacific Investment Management Company LLC and subsidiaries as of December 31, 2007, and the related consolidated statements of operations and comprehensive income, changes in members' capital, and cash flows for the year then ended. These consolidated financial statements are the responsibility of the Company's management. Our responsibility is to express an opinion on these consolidated financial statements based on our audit.

We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes consideration of internal control over financial reporting as a basis for designing audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control over financial reporting. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes examining, on a test basis,

evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements, assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audit provides a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Pacific Investment Management Company LLC and subsidiaries as of December 31, 2007, and the results of their operations and their cash flows for the year then ended, in conformity with U.S. generally accepted accounting principles.

KPMG LLP

March 14, 2008

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

ピムコ・バミューダ・トラストII

受託会社および受益者各位

我々の意見では、投資有価証券明細表を含む添付の資産・負債計算書、関連運用計算書、純資産変動計算書および経理のハイライトは、全ての重要な点において、PIMCO バミューダ・ディバーシファイド・インカムファンド、PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット（円ヘッジ）ボンド・ファンド、PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）、PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド、PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII、PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン（円ヘッジ）ボンド・ファンド、PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド（M）、PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド、PIMCOバミューダ JGBフローター・フォーリン・ストラテジー・ファンド、PIMCOバミューダ JGBフローター・ユー・エス・ストラテジー・ファンド、PIMCOバミューダ LIBORプラス・ファンド（M）、PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド（M）、PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII（M）、PIMCOエマージング・ボンド（円ヘッジ）インカム・ファンド、PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド（M）、PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ）ファンド、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ）ファンドII、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII、PIMCO米ドル LIBOR プラス・ファンド、PIMCO米ドル LIBOR プラス・ファンドII、およびピムコ・ワールド・ハイ・インカム（ピムコ・バミューダ・トラストIIを構成し、「ファンズ」と総称される。）の2007年10月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の各運用実績、各純資産の変動および経理のハイライトについてアメリカ合衆国における一般に認められた会計原則に従って適正に表示しているものと認める。これらの財務書類および経理のハイライト（以下総称して「財務書類」という。）は、ファンドの経営陣に責任がある。我々の責任は、我々の監査に基づいて当該財務書類についての意見を表明することである。我々は、アメリカ合衆国における一般に認められた監査基準に準拠してこれらの財務書類の監査を実施した。監査基準は、財務書類に重大な虚偽の記載がないか否かについて合理的な確証を得るために我々が監査を計画しかつ実施することを要求している。監査には、財務書類上の金額および開示を裏付ける証拠を試査により検証すること、採用された会計原則および経営陣によって行われた重要な見積りを査定することならびに財務書類全体の表示の妥当性を評価することが含まれる。我々の監査は、我々の意見表明のために合理的な基礎を提供していると確信する。

プライスウォーターハウスクーパース

2008年2月1日

Report of Independent Auditors

To the Trustee and Unitholders of the PIMCO Bermuda Trust II:

In our opinion, the accompanying statements of assets and liabilities, including the schedules of investments and the related statements of operations and of changes in net assets and the financial highlights present fairly, in all material respects, the financial position of the PIMCO Bermuda Diversified Income Fund, PIMCO Bermuda Emerging Markets (Yen-Hedged) Bond Fund, PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M), PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund, PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II, PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund, PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M), PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund, PIMCO Bermuda JGB Floater Foreign Strategy Fund, PIMCO Bermuda JGB Floater U.S. Strategy Fund, PIMCO Bermuda LIBOR Plus Fund (M), PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M), PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M), PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund, PIMCO Emerging Bond Income Fund (M), PIMCO Emerging Bond Income Fund, PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund, PIMCO U.S. High Yield

(Yen-Hedged) Fund II, PIMCO U.S. High Yield Fund, PIMCO U.S. High Yield Fund II, PIMCO USD LIBOR Plus Fund, PIMCO USD LIBOR Plus Fund II and PIMCO World High Income (constituting the PIMCO Bermuda Trust II, hereafter referred to as the “Funds”) at October 31, 2007, the results of each of their operations, the changes in each of their net assets and the financial highlights for the year then ended, in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America.

These financial statements and financial highlights (hereafter referred to collectively as “financial statements”) are the responsibility of the Funds’ management; our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audits. We conducted our audits of these financial statements in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements, assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, and evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audits, which included confirmation of securities at October 31, 2007 by correspondence with the custodian and brokers, provide a reasonable basis for our opinion.

PricewaterhouseCoopers

February 1, 2008

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
メンバー各位

私どもは、添付のパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよび子会社の2006年12月31日現在の連結貸借対照表ならびに同日をもって終了した年度における関連の連結損益および包括的利益計算書、連結メンバー出資金変動表および連結キャッシュ・フロー表について監査を行った。これらの連結財務書類の責任は、会社の経営陣にある。私どもの責任は、私どもの行った監査に基づいてこれらの連結財務書類について意見を表明することにある。

私どもは、米国において一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを要求している。監査は、現状に適した監査手続きを指定する基礎として、財務報告にかかる内部管理の検討を含んでいるが、当社の財務報告にかかる内部管理の有効性について、意見を表明することを目的としていない。従って、我々は、かかる意見の表明を行わない。また監査は、財務書類の金額および開示を裏付ける証拠の試査による検証、全体的な財務書類の表示の評価とともに、適用された会計原則および経営陣により行われた重要な見積りに対する評価を含んでいる。私どもは、私どもの監査が意見表明のための合理的な基礎を提供しているものと信じている。

私どもの意見では、上記の連結財務書類がすべての重要な点において、パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社の2006年12月31日現在の財政状態ならびに同日をもって終了した年度の経営成績およびキャッシュ・フローを、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して適正に表示している。

ケーピーエムジー・エルエルピー

2007年3月15日

Independent Auditors' Report

The Members

Pacific Investment Management Company LLC:

We have audited the accompanying consolidated statement of financial condition of Pacific Investment Management Company LLC and subsidiaries as of December 31, 2006, and the related consolidated statements of operations and comprehensive income, changes in members' capital, and cash flows for the year then ended. These consolidated financial statements are the responsibility of the Company's management. Our responsibility is to express an opinion on these consolidated financial statements based on our audit.

We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes consideration of internal control over financial reporting as a basis for designing audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control over financial reporting. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes examining, on a test basis,

evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements, assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audit provides a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Pacific Investment Management Company LLC and subsidiaries as of December 31, 2006, and the results of their operations and their cash flows for the year then ended, in conformity with U.S. generally accepted accounting principles.

March 15, 2007

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。